別巻　金文通釈 2

平凡社

白川静著作集

金文通釋 2

金文通釋卷二　目次

財團法人
白鶴美術館發行

效尊

白川靜

金文通釋 一五

白鶴美術館誌

第一五輯

七七、魯侯熙鬲

時代　康王斷代

收藏　「一九四七年、見于波士頓美術館」斷代 "Museum of Fine Arts, Boston" 水野

著錄

器影　斷代・三・圖版八　水野・九一

銘文　斷代・三・八三

考釋　斷代・三・八三

器制　斷代にいう。「器高至口一七・一糎、腹徑一四・五糎」。立耳。腹深く、三足の上に器腹に通ずる稜があり、これを中心に饕餮文を飾る。饕餮の口部は器腹の下に深く刻りこまれている。

魯侯熙鬲

眉目甚だ大、その旁に耳あり、角飾の形は獻侯鼎のそれに近い。獸身は頭部を離れて蛇狀をなし、直上している。地はすべて美しい雷文を以て埋められている。

銘　文　　三行一三字

魯侯獄乍彝

魯侯下の一字は、説文に「獄、司空也」とみえ、玉篇に「察也」と訓している字である。陳氏はこれを魯の煬公熙の名であるとしていう。

熙與此同一聲符、魯世家曰、魯公伯禽卒、子考公酋立、考公四年卒、立弟熙、是爲煬公、……六年卒、索隱云、熙一作怡、熙與怡、怡與伺、古音相同、此器的魯侯是煬公熙、熙是考公之弟、而伯禽之子、故此銘的文考魯公、乃指魯公伯禽、作彝以將享其文考、則在伯禽已卒之後

魯侯熙鬲銘

魯の列世中、これと名號の最も近いものは煬公熙の他にはなく、器の時期もまた相應うものがある。

伯禽は康王期の半ごろ歿したとされ、また煬公の在位は後に述べるように六十年と考えられるから、その時期は康末より昭王末にまで及ぶであろう。

用享𩰫厥文考魯公

𩰫はこの場合動詞。小克鼎に

克乍朕皇且釐季寶宗彝、克其日用𩰫朕辟魯休

というのも本器と語例同じく、また孝享の義である。文考魯公は、作器者を魯侯熙とすれば伯禽である。魯公は廟號。銘辭は詞氣簡樸、王侯の器にふさわしい。

訓　讀

魯侯熙、彝を作る。用て厥の文考魯公を享𩰫す。

參　考

陳氏はこの器を周初の斷代上重要な資料的價値をもつものとして、次のような問題提示を行なつている。

此器銘、雖簡略的記述伯禽父子的關係、但因其制作時代之可以估定、實爲解決周初成康年代的關鍵所在、決定周初年代的基本材料是

1、竹書紀年記西周二五七年、則西周元年應在公元前一〇二七年

2、左傳昭十二記禽父事康王、則伯禽尚存于康世

3、魯世家魯公年數、上推魯煬公應在公元前九九四～九八九年、魯考公應在公元前九九八～九九五年、則伯禽在位當在公元前一〇二七～九九九年的二六年

4、據上所推、則成王年數、應不長于二六年

5、據成王金文、成王年數應不短于一九年

基于以上各條、我們定康王爲公元前一〇〇四～九六七年、如此康王的最初六年、乃是伯禽最後的六年、這些材料的組織和年代的推定、還需要實物的證明

今有此鬲、可確定爲魯煬公所作享祭伯禽之器、它的器形花文和字體文例、都不能晩于康王之世、而可以合適的排列、在成王與康王之間、據以上推定的年代、煬公在位正當康王七年至十二年、與此器之應在康王初期、是相符合的

また陳氏は、本器の器制上の諸特徴、分當・獸角の形狀・目鼻間の一條の平凸帶なども、康王初期の器の徵證となしうることを論じている。立耳の鬲は殷器にもみえ、その器制は成・康期にわたつて行なわれている。

魯公熙の在位は、魯世家によると次のように記されている。

周公卒、子伯禽固已前受封、是爲魯公、魯公伯禽之初受封之魯、三年而後報政周公、……伯禽卽位之後、有管蔡等反也、淮夷徐戎亦竝興反、……遂平徐戎定魯、魯公伯禽卒

集解、徐廣曰、皇甫謐云、伯禽以成王元年封、四十六年、康王十六年卒

子考公酋立

索隱、系本作就、鄒誕本作遒

考公四年卒、立弟熙、是謂煬公、煬公築茅闕門、六年卒

考證、錢大昕曰、漢書律麻志、煬公卽位六十年、子幽公宰立、此六下脫十字、愚按、洪亮吉・洪頤煊說同、梁玉繩駁之、非也、楓山・三條本、六年作十六年、蓋倒

魯世家の世系・在位年數は必らずしも周本紀と合わぬところがあり、伯禽の封を成王元年とし、二一〇年後の眞公十四年が厲王奔彘の年であるとするならば、本紀・帝王世紀・皇甫謐說によつて考えられる西周の積年との間に約五十年に近い差が生ずる。この場合最も問題となるのは、煬公在位の年數と獻公在位の年數について異說のあることであるが、周の世系年數と近づけるのには、煬公の在位年數が殆んど決定的な鍵となる。

律麻志下に煬公二十四年の麻數をあげ、つづいて「世家、煬公卽位六十年」とあり、以下魯世家の年數を推算している。計算の基準は煬公六十年にあり、これを動かしては積年が崩れるのであるから、漢志が資料とした史記等の記錄では、煬公の在位は六十年となつていたはずである。もし六十年とすれば、周の積年とほぼ一致する年數がえられる。

煬公の卽位が康王の廿一年にあり、その後六十年間在位したとすれば、昭穆の際にも及んだこととなる。史記の三代世表には、煬公を周の穆王の時期に列次している。しかし本器は父考を祀る器であり、その初年の制作と考えられるから、器の時期は康末に近いころのものであろう。陳氏が器を

康初に比定しているのは、煬公在位の時期からすれば、稍しく早きに失する。器の氣象は、殷器の器制をなお留めている點において大盂鼎と通ずるところがあり、盂鼎の足部の饕餮は、本器の饕餮と似ている。ほぼ盂鼎に前後する制作と考えてよいようである。

魯侯關係の器のうち、伯禽關係のものは禽段・魯侯爵の二器をはじめ、その關聯器についてもすでに述べた。第一〇器以下。この鬲は康末の器と考えられるので、これを康昭期における周室關係彝器の一として、ここに列しておくのである。

七八、也段

器名　它段貞松・補　沈子佗段善齋　沈子也段大系初　沈子段大系　沈子它段小校

時代　成王厤朔・通考　康王斷代　昭王大系

出土　「近出洛陽」貞松

收藏　「歸廬江劉氏善齋」貞松・補「後歸前中央博物館籌備處」斷代

著錄

器影　善齋・禮七・九八　善齋圖・八四　大系・七九　通考・二七六　二玄・二一七

銘文　叢攷・二二〇　大系・二三　小校・八・八七　三代・九・三八　二玄・二一六

考釋　叢攷・二二〇　大系・四六　文錄・三・三五　文選・上三・二　厤朔・一・二六　通考・三三九　斷代・五・一〇五

郭沫若　沈子簋銘攷釋　叢攷・二二〇

鄭師許　沈子它敦蓋新釋　中山大學文史學研究所月刊Ⅰ・5・民二二

溫廷敬　沈子簋銘訂釋　同上・Ⅱ・民二四

器制　蓋のみを存している。善齋にいう。「身高三寸半、口徑九寸半」。また通考にいう。「高二寸五分、飾以斜方格雷乳紋、上下夾以圈帶紋」。なお蓋頂圈足の付根のところに、乳

を中心に半月形文様を付している。斜方格雷乳文は殷以來周初にまで行なわれたもので、乳の突起は次第に小となり、本器では圓い脹らみをもつた乳文となつている。文様としては周初に屬するものである。

也　𣪘　蓋

銘文　一三行一四八字

也曰

文首にこの形式をとるものは、師望鼎・大克鼎・毛公鼎・叔向父禹𣪘・秦公𣪘など、後期の長文の銘に多くみられる。この器銘などは、その先蹤を爲すものといえよう。

也はまた它・佗とも釋されているが、字形からみて也と釋するのがよい。大系にいう。

也沈子名、字乃古文匜、象匜之平視形、說文以爲象女陰、非也、又字與它、古亦有別、因古音相同、世多混爲一字、學者不可不辨、𢑅銘中屢見也〻熙〻之連語、熙〻、和樂貌、習見、也〻、卽孟

子離婁下、施〻從外來之施〻、趙注云、施〻猶扁〻、喜悅之貌、是也、沈子以也爲名、義葢取此
它は蛇形から出ている字で、蟲頭の下部は大きく乙字形に屈曲し、この字形とかなり異つている。
匜の初文は也と皿とに從う。也は水を移す器の象形であろう。

拜䭫首、敢𥄎卲告朕吾考

拜稽首は一般に對揚のときに用いる語であるが、この銘辭は祖考の靈に告げる語であるから、拜し稽首していうのである。

敢の字は殆んど二字に離析した形であり、下文の敢も同形にかかれている。敢の下一字は文錄に夙と釋するも字形合わず、文選には說文四上に目に從い攴に從う旻火劣切「擧目使人也」にして、ここでは仰と訓すべしというが、大系には說文四上目部の𥄎の字であるとする。

𥄎、說文云、捾目也、从目㕚、烏括切、此字右旁、均與文中从又作之字、迥然有別、顯係㕚字、不可混爲又、㕚丑古本一字、敢𥄎卲告、謂敢刮目昭告

仰目といい括目というのはほぼ似た解であるが、字は實は目に從っていない。銘文中、目形に從う稽・首・見・顯などの諸字と比較して知るべきである。いまその字を識りがたいが、文義を以ていえば、恐悚などの義であろうと思われる。

卲告は卲各と同例の語で、卲は神靈に對していう。卲各は神の來格するをいい、卲告は神に告げる意である。後には卲の字を生人に對しても用い、䲨羌鐘「卲于天子」のような例もあるが、普通には秦公𣪘「以卲皇祖」など、祖靈に對していう語である。

朕吾は複語。文錄に「商乍父丁吾尊」の例をあげて寶の異文とし、「當猶顯考、不顯一作不𠑹、是其證」と論じ、郭氏もその說を推して寶の初文缶とし、「其在本銘、則當讀爲胞、余𡚁讀爲舅、意未安、今正」という。陳氏は字が金文の簠字の從うところであるから、その聲義によって大と訓すべく、やはり美稱であるとしている。

第二行第一字、隷定爲吾字、實非吾字、此字金文簠所從、應讀爲甫或胡、義訓大、甫考猶文考皇考烈考、此處是生呼其父考的美稱、朕吾考卽我大父、它之父令它乍祜于周公、宗陟二公、它不敢不祜休同公

金文の簠字は、害あるいは古形に從う。ときに吾形に從う字もあり、何れも同聲であろうと思われるが、これを文・皇・烈と同例の語とする證はない。朕吾は自稱の複語とみるのが最も簡明である。文選にいう。

吾字重文、不重讀、金文多此例、朕吾複詞、少民劍、朕余名之

叔夷鎛にも「女以卹余朕身」のような例があり、代名詞の複重は、古くから行なわれていたことである。複稱代名詞を連用することは、公羊傳宣十二年「莊王親自手旌」など、文獻にその例が多い。文錄・大系は次の令までをつづけて一讀とし、善齋・斷代は周公までを一讀としているが、ここは也がその父考の靈に卲告する辭であるから、卲告の對象である「朕吾考」で句讀とすべきところである。

令乃鴅沈子、乍緆于周公宗、陟二公

乃は二人稱、領格に用いることが多い。この場合、その先考をいう。從つて鴅は、沈子に對する修飾語である。郭氏いう。

鴅通驩、鄭季宣殘碑及尙書大傳鄭注、均以爲驩兜字、……此乃鴅與朕吾考爲對文、螽段爲貆、爾雅釋獸、貆子貆、猶後人言豚兒犬子也、說爲汝和順之子、亦可通

鴅が驩の古體字であることは漢碑・古文尙書にみえるところによつて知られ、集韻にもその字をあげているが、これを貆の假借とするのは根據がない。孟子盡心上の「驩虞如」の意のままで通ずるところで、祖考の意にかなうというほどの意であろう。效卣「厥順子效」・宗周鐘「余順孫」などと同じ語例である。

沈について、郭氏はこれを古の沈子國の沈子とする。いう。

沈當卽春秋文三年、伐沈之沈、杜注云、汝南平輿縣北有沈亭、漢書地理志、汝南郡平輿下注引應劭說、故沈子國、今沈亭是也、沈本姬姓之國、爲魯之附庸、今以本銘攷之、實魯煬公之後也、史記魯世家、魯侯伯禽卒、子考公酉立、考公四年卒、立弟熙、是謂煬公、煬公築茅闕門、六年卒、子幽公宰立、本銘之吾考以、卽煬公熙、索隱云、熙一作怡、熙怡與以、均同之部、又觑吾考克淵克尸之尸、亦卽煬公築茅闕門之茅、茅乃誤字、集解引徐廣曰、一作第、又作夷、作夷者乃正字、茅第均誤字也

文選にも「沈國子爵、周之同姓、今安徽阜陽縣西北有沈邱集、卽其地」といい、同じく魯の附庸國である沈子とみている。下文の關係からいうと、「周公宗」の語があつて、その說は甚だ銘文に愜うようにみえるが、陳氏はこれを沈子國とみず、順子と同義語に外ならぬことを論じている。

舊稿曾引錢坫漢書斠注之說、以爲沈是姬姓、據唐書宰相世系表和廣韻、沈文王第十子、聃季食采于沈、卽平輿沈亭、如此則沈子它、應是作器者之名、郭沫若考釋、卽如此說、今以爲如此讀法、有可商之處

金文之乃、是領格第二人稱、義爲爾的、器銘開始稱它曰、依金文通例、若它是沈子、應稱沈子它曰、銘首它告于朕吾考（我的父）、而下稱乃沈子、義爲爾的沈子、則此沈字、在文法上、應爲子的形容詞、而非國邑封地之名、下列可相比較之西周金文辭例

文考日癸、乃沈子壴乍父癸旅宗彝障彝嘯堂・上・三八

師隹懋兄念王母、……乃□子師隹綴遺・四・一三

公易厥巡子效效尊

其第一例、與本銘相同、本銘中一稱乃鴅沈子、兩稱沈子、一稱乃沈子、一稱乃沈子它、銘首銘末兩稱它、沈子猶巡子、乃作器者它、對其父考自稱之詞、故冠以領格第二人稱乃、效尊之效、自稱爲巡子、而稱其上輩爲公、此器第十・十一行、祈其己公與多公、降福于乃沈子它、則它是其己公（父考）和多公周公二公等的下一代、而子不一定是親子、如此、它是周公（多半是旦）的下一世、則此器似應在康王之時、此器的花文、承襲殷式、亦不能晚于康世、銘追念先王先公克衣（殷）、則當在成王之後、先王指武王成王、先公指周公等

陳氏の說くところは詳審にしてかつ文義に膺るものがあり、嘯堂の錄する周單癸卣の「乃沈子壴」

は本銘の「乃沈子」・「乃沈子也」とまさに同じ語例である。その義は初學記二六に引く韓詩「夫飮之禮、……齊顏色、均衆寡、謂之沈」とあるもので、深沈恭順の意である。忱もまた同義。この銘では鴅・沈ともに子に對する修飾語で、和悅・孝順をいう。

紉を文錄に御と釋するも、字形に合わない。郭氏は字の右旁を盈の省文であるという。盈旁の字は說文十三上にみえて、「緩也、讀與聽同」とあり、郭氏は「此卽讀爲聽於神左傳莊卅二年之聽」というが、讀若の音を以て釋したもので確かでなく、文義においても緊當としがたい。陳氏は字を祜と釋するがその理由を述べず、かつ「乍祜、宗陟與祜休、其義不詳、當爲祈福祜、祈庥庇之義」としているが、この「宗陟」二字をつづけてよむ句讀に問題がある。

思うに「乍紉」は、大豐𣪘の「乍省・乍庬」と同じ語例で、紉は動詞によむべく、繼承の意であろう。說文五下に「夃、秦以市買多得爲夃、詩曰、我夃酌彼金罍」とあり、古乎の切である。陳氏が字を祜と釋したのは、夃姑相通ずるところからであろうが、金文には祜の字があって夃を借用することはない。夃は盈滿の義があり、その字に從う紉には尋繹・繼承の意があるのではないかと思われる。繩には古く孕の音があり、禮記月令疏引皇氏、紉はあるいは繩と聲義の通ずる字であるらしく、「乍紉」とは「乍庬」と同じく繼承の義とみられる。

この條にいうところは、父考の靈に對して、二公をその宗に陟升することを告げたものである。于・陳氏らは「周公」で斷句とするも、「周公宗」までをつづけてよむべく、皇宗・京宗などと同じくその宗廟をいう。陟とは、昭穆遞次して新公を廟に升せることをいうものと解される。しかるに郭氏は、陟を德にして謝恩の義であるとしている。

乍紉于周公宗、陟二公者、言昨聽于周公旦之廟、並感德魯公伯禽及孝公酉也、陟字、周官大卜、咸陟、鄭玄云、陟之言得也、讀如王德翟人之德、本銘卽讀爲德、猶言謝恩也

しかし陟をこの意に用いた例は、金文にも經籍にもない。上文にすでに周公の宗において、也がその家を嗣ぐことを命ぜられたという。從って「陟二公」とは祖考の配祀に關することである。郭氏の釋は、「周公の廟において神意に聽いたところ、魯公伯禽と孝公とに感應するものがあった」という意であろうが、稍しく迂遠な解である。すでに沈子がいわゆる沈子國でなく、また器は洛陽の出土であって魯の附庸國と關係なしとすれば、この二公を魯公・孝公と解することも意味がない。郭氏は沈子を魯の附庸とする前提に立ってこの說をなしたのであるが、沈子が普通名詞であるとすれば、その解は自ら異なるものとなる。

この銘文の形式は班𣪘の文と似ているところがあって、本器のこの部分は班𣪘の末文の形式に近い。班𣪘にいう。

班拜頴首曰、烏虖、不杯丮皇公、受京宗懿釐、毓文王王姒聖孫

本器の銘は、也が自ら周公の宗の懿釐を受け、その祖考を配祀することを廟告するものである。銘文によると也は周公の後であり、器が洛陽の出土であるという所傳を信ずるとすれば、也は洛邑にある周公家の裔であると思われる。銘辭は甚だ難解であるから、まず以上の文意を要約しておく。

也曰く、拜して稽首し、敢てつつしみてわが考に卲告す。汝のやはらげる孝順なる子に命じて、

繼ぐべきことを周公の宗になしたまひ、二公を陟祀せしめたまふ。

也が王命によつてその家を嗣ぎ、二公を陟祀することを許されたので、以下にその祖考の德を顯彰し、自らつとめるところあるをいう。命令者である主語は略せられているが、こういう嗣服陟升のことは、王命によつて行なわれたとみてよい。

不敢不𦃃休同公、克成妥吾考以于顯〻受命

この部分も容易に疏通をえがたいところである。郭氏いう。

言、不敢不敬順和恵、一如魯幽公之所爲、以能安定厥考煬公之心、並長保其所受之顯命也

魯を也の本宗とする立場を以て解しているので、「吾考以」を魯の煬公熙に充てている。また同公の解をえずして、「一如魯幽公之所爲」と釋するなども牽強の説である。魯の煬公には魯侯熙鬲第七器があり、字を獄に作る。また同公も下文の己公と同じく、人名である。陳氏も同公を固有名詞とみず、「應指周公及二公」と注しているが、このような用語はあるべきでない。文中にみえる公名は同公と己公とであり、二公とはこの両者を指すこと明らかである。かつこの文を以ていえば、同公は也の祖、己公はその考の名であろう。郭氏いう。

同公二字、余初以爲人名、謂卽小臣宅𣪘之同公、然文理難通、今知其非是

これは甚だ早卒の論であつて、同公を人名と解してはじめて文はその疏通をうるのである。小臣宅𣪘第六四器にいう。

隹五月壬辰、同公在豐、命宅事白懋父、白易小臣宅畫干戈九、昜金車馬両、䚄公白休、用乍乙公隮彝、子〻孫永寶、其萬年用、饗王出入

公白とは同公と伯懋父とをいう。也はおそらく同公の孫に當り、その時期は昭穆期前後である。郭氏は魯公の關係より幽公のとき、卽ち昭王期と推論したが、同公を祖とする也の家系よりその時期を求めるべきである。

銘は上文において、周公の宗において𦃃ぐべきことを命ぜられたことを記しているが、それは具體的にいえば、休を同公に𦃃ぐということである。すなわちその德を承繼することをいう。故にこれを承けて、「不敢不𦃃休同公」という。その休を補足説明するものが「克成」以下の句である。吾考は上文の「朕吾考」と同じ。以は與・及の義。令彝「乃寮以乃友事」のように並列の與にも用いるが、ここでは動詞の用とみられる。

同公は、成康のころ周王室の事業を助け、その基礎を築き、顯〻たる受命をえた人である。その事功をつぐことをいい、また同公を周公の宗に陟祀することをいうのは、公が周公の族であるからに外ならない。左傳にいう周公の胤にして封册を受けたものは六、そのうちに同公の名はみえぬが、二公を本宗に陟升することを許されている也の家は、おそらく洛邑にある周公家の別子であろう。「克成妥」は尙書大誥「克綏受茲命」と語法が似ており、成妥は下の受命にかかる。「不敢不……」は以下受命まで貫到する語法である。

烏虖、隹考□念自先王先公、迺敉克衣、告剌成工

烏虖は班𣪘にもみえる。□を郭氏は二字に釋し、上字は使の義、下字は爻にして守の義とし、下文

の「克叉井斆」は「克守型教」の義であり、その叉もまた守の義に假用したものとする。陳氏も□を二字に數えているが缺釋、文錄には聲父、通考には□丑と釋し、文選は未釋とする。

この器銘では、第一行・第三行の敢、第六行の戱、第九行の辟・貯、末行の斆など、何れも字を離析して二字の字格にわたる書法をとっており、この字も于省吾が一字とみているのがよい。字は念と連文。巠念・敬念などに當る語であろう。句の意は、大克鼎「巠念厥聖保祖師華父」・毛公鼎「譬巠先王命」というのと同じ意味であろう。

「先王先公」という語を著けているのは、也の家が王室の出自であることを示している。「周公宗」という語からみて、周公の胤に屬する家であることは疑ない。「烏虖」以下は、その父考の功を以て祖靈に告げる語である。

敉を郭氏は妹と釋して敉の義とする。

　妹讀爲敉、說文、敉撫也、讀若弭、弭敉妹古音同部同紐

「敉克衣」は下文に「敉克蔑」とみえる句と同じ語法である。「克衣」を諸家は概ね「克殷」の義として文義を求めている。郭氏の說にいう。

　衣卽是殷、書康誥、殪戎殷、禮中庸作壹戎衣、鄭注、衣讀如殷、齊人言殷聲如衣、呂氏愼大、親郼如夏、高注、郼讀如衣、今兖州人、謂殷氏皆曰衣

衣・殷の聲の通ずることはよく知られているところであるが、この「克衣」が克殷の義であるかどうかは甚だ疑問である。陳氏は「西周初期金文、殷國之殷皆作衣」というも、それはおそらく大豐毀の「衣祀」を「殷祀」と解してのことである。大豐毀の文は先王に對する衣祀であり、殷國の義ではない。殷は金文ではみな殷の字を用いる。

　大盂鼎　　我聞、殷遂命、隹殷邊侯田雩殷正百辟、率肄于酒、故喪𠂤

　小臣謎毀　　白懋父以殷八𠂤征東夷

のごとし。克字は文中にも「克淵克□」・「敉克蔑」のように用いられており、克殷の克ではない。郭氏はこれらの諸克字をみな克伐・克捷の意とし、淵・□・蔑を何れも敵國の名としているが、文義は疏通しない。克には小臣單觶「克商」・焚毀「克奔走上下帝」の二義の用法があり、後者の義に用いる例が多い。「克衣」とは、敬念して衣祀することをいう。

敉は班毀の「忞天命」の忞と同義の語であろう。「忞天命、故亡尤」とは、天命にいそしんでその意に恊う意で、この場合祭事にいそしむをいう。從って上文の「克衣」は衣祀、よくその祖考を衣祀するは事功の一とされた。ゆえに下句に「告刺成工」の語を以て承ける。その父考が先王先公を巠念し、よく祭事をつつしんだ功を述べたものである。

虘、吾考克淵克□、沈子其顆褱、多公能福

虘は發語。語端を改めていう。上文の烏虖と對する。上文は父考が祖靈によくつかえたことをいい、ここはその德を以て子孫に餘慶の及ぶことをいう。何れも廟に卲告する語である。「克淵克□」は書の仲虺之誥「克寬克仁」と語例同じく、その德を賛える語である。郭氏はこの克をも克勝の義とし、克下の字をそれぞれ外族の名と解している。

夷卽嵎夷・萊夷之夷、本山東之先住民族、受齊魯經略、壞地縮小、至半島尖端、春秋時、北部之萊子國、南部之夷國、其孑遺也、煬公有克夷之功、故作夷闕門、以紀之、小司馬于闕門下引系本云、煬公徙魯、蓋煬公攘略夷地、始得寧處也

郭氏はさきにも述べたように、器を魯の別封沈子の器とし、この部分を煬公の功業をいうものと解して、克夷を諸夷に克捷する義としたのであるが、ここでは夷のみを論じ、淵については言及していない。夷と釋されている字は拓迹に不明のところがあり、陳氏は缺釋、于氏・容氏はこの部分を「覰吾考克淵克」で切つて、書の剛克と同じ語例とする。文錄も句讀は同じ。しかし剛克・柔克のような語彙は金文には例がなく、やはり「克□克□」の形とみるべきであろう。文錄・文選・通考は「克淵克」の下一字を乃と釋し、「乃沈子」とつづけている。その語は文中に三見しているので、ここもその例とみたのであるが、下文には單に「沈子」という例もあり、その字もまた乃とは釋しがたい形である。

顈を于・陳氏らは鳥に從う字とするが、大系・文錄は顈にして緬の義とする。おそらく眷の初文であろう。父考の德によつて、沈子なるわれ也は祖靈の眷懷を受け、多公の恵福を與えられたという意である。眷懷は從つて受身によむ。

烏虖、乃沈子敉克蔑、見猒于公

また烏虖を加えて語端を改めている。祖考の眷懷に感動する意を示したのである。「敉克蔑」の蔑をも郭氏はまた國名と解し、蔑に克つ意とする。

蔑卽春秋隱元年、公及邾儀父盟于蔑之蔑、通宷全文、乃沈子於幽公時、克蔑受封、因于封邑彌廟卲告其故考煬公

幽公克蔑のことは史にみえず、また左傳の蔑は姑蔑にして魯の泗水縣附近であるが、當時曲阜の東隣であるその地に、克伐を要する外族があつたとも思われない。

蔑は金文にみえる蔑曆の蔑で、功伐を旌表するをいう。旌表は軍事にも祭事にも行なわれるが、下文によつていえばここは祭事に關したもので、蔑は被動によむべきである。

「見猒于公」は毛公鼎「皇天弘猒厥德」・叔夷鎛「余弘猒乃心」、あるいは書の洛誥「萬年猒于乃德」というのと語例同じ。公を陳氏は沈子の父あるいは父輩の人とみて、その猒足をうる意であるという。

宅對此公、自稱爲沈子、乃其父或父輩、此公在作器時、尙見生存、故宅、一則見猒于公、又作器以饗此公、又祈此公之壽

この銘辭は、文首よりすべて廟告の語を記しており、ついで祖考の遺德により休賜をえたことを述べている。その休賜を與えている人がこの句の公であり、下文においては主語を略している。公は作器者也よりいえば、おそらくその本宗の家長もしくは同族にして辟君に當る人であるらしく、下文には「用妥公唯壽」のような祝嘏の辭を獻じている。

休沈子肇斁狃貯賁

休は休賜。被動の形で主語は省略されている。上文の公が賜與者である。郭氏は斁を二字に離析し

て釋するも、田は獨立した一字とはみえない。「彃散狃」の三字はみな貯賨にかかる地名とするか、あるいは彃には彃始・嗣承などの義があるから彃のみを動詞とするか、ここは兩解を容れうるところである。文錄には狃貯の二字を肆用貝の三字に釋し、文選は休を一字句とするも、何れも文義の疏通をえがたい。通考には休を上文に屬するが、下文に對揚の語があり、ここには休賜の語があるべきである。

彃には嗣承の義があり、彔伯𢦏毀「女彃不墜」・善鼎「今余唯彃醽先王命」などの例がある。彃始と嗣承とはその義が關聯しており、その兩義に用いられる。いま歕・狃の二字を地名とし、その地の貯賨を繼承する恩命を受けたものと解しておく。

貯は頌鼎に「令女官嗣成周貯廿家、監嗣新造貯、用宮御」、また倗生毀に「厥貯卅田」とあり、家またはは田を單位としていう。その賦調の意であろう。兮甲盤に「入織姿貯」の語があり、外族からもこれを徵した。同じく兮甲盤に「其賷其賨」とあつて賷・賨を對擧している。「淮夷舊我賷畮人」というのも、その納付義務のあることをいう。また晉姜鼎に「易鹵賨千兩」とあり、兩を以て數えている。この銘において、歕・狃の貯賨を以て也に休賜すというのは、その地の租調を也に與える意であろう。その徵收權は、也の先人よりしてすでに與えられていたものであつた。ゆえに彃という嗣襲を意味する語を著けている。也はこれを祖靈の恩寵の致すところとして、その廟告を行なつているのである。

乍𢆶毀、用䵼鄉己公、用佫多公

その休賜を記念して器を作ることをいう。大保毀に「用𢆶彝對令」という語がある。䵼は供薦して祀ることをいう。金文では別に在・載の義に用いることがある。

卯　毀　䵼乃先祖考、死嗣㚇公室

師詢毀　屯卹周邦、妥立余小子、䵼乃事

のごとし。卜文には祭名としてみえる。說文三下に「䵼、設飪也」とあり、饗薦をいう。䵼饗連文、己公を祀饗する意である。己公はおそらく也の父考であろう。多公とはその祖同公、その他の先人をさす。郭氏は「己公猶言我公、幽公也」とするも語例なく、陳氏は己公を「見猒于公」の公と同一人とみているが、䵼饗という以上、祀るべき人である。

佫は格。「用佫多公」とは多くの祖靈を卲格するをいう。詩の抑に「神之格思」とあるのと同じ。兩句とも、この器を作つて祭享することをいう。郭・陳二氏は己公を生人とみて文を解し、郭氏のごときは「彝銘通例、凡生人言饗、死人言享言格」というも、䵼は祭名で先人にのみ用いる。上文に「陟二公」とあり、文中に名のみえるものは同公・己公の二公であるから、周公の宗に陟升して祀られるものはこの二公に外ならない。

其丮哀乃沈子也唯福

郭氏は丮哀の二字を訓していう。

當讀爲劇愛、丮劇音相近、哀愛古可通用、樂記、愛者宜歌商、鄭注、愛或爲哀、呂覽報恩、人主胡可不務哀士、高注、哀愛也

丮は說文三下にみえ、「丮持也、象手有所丮據也」とあり、几劇の切である。字はおそらく巩と關聯するところがあろう。毛公鼎「肆皇天亡斁、臨保我有周、不巩先王配命」の不巩は丕鞏の意であるが、ここでは祖靈が也の福を鞏くし、眷愛することをいう。

唯を郭氏は有の義に解する。

本銘唯與隹両見、而用例有別、上文隹考□叉、卽常見之發語辭、下文唯福・唯壽、則當訓爲有、文選東京賦、卜惟洛食、薛琮注、惟有也、王引之云、書酒誥、我聞惟曰、我聞亦惟曰、皆言我聞有此語也、詩六月、比物四驪、閑之維則、言閑之有法也、惟維唯古字通

金文にも毛公鼎「無唯正聞」の例があり、文獻を引證するまでもない。ただこの銘文の用法はむしろ領格の介詞とみるべきものであつて、「也唯福」は下文「公唯壽」と語例同じ。

用水靈令、用妥公唯壽

この二句は、上文の賜與者たる公に對する祝頌の辭である。水を郭氏は乞と釋するも、その理由を述べていない。靈命を求める語には「永命靈冬」・「匃屯叚永令」・「皋壽匃永令」などがあり、永はまた派・兼にも作る。永は水流の合しあるいは分岐する象を示す字である。銘文の水は、おそらく永の異文であろう。

靈令とは永生をいう。ゆえに大宰歸父盤「靈命難老」・蔡姞殷「綽綰永令、彌厥生靈冬、其萬年無疆」のような語がある。「用永靈令」と「用妥公唯壽」とは同義の語。妥は妥多祐・妥福・妥懷・妥位のように用い、綏の義である。

也用褱稜我多弟子我孫

陳氏はこれより以下を「乃它自勵之辭」というが、多弟子孫にこのことを以て懷刑せしめる意を述べたものとみられる。褱は懷。稜は字未詳。郭氏は懷柔と釋し、文錄には褱釐とする。柔・釐は何れも金文にその字があり、字形は稜と大いに異なる。字はむしろ遠邇の邇に近いようである。陳氏は佐と釋するも說なし。褱稜二字で動詞。その目的語は「我多弟子我孫」である。班殷に「亡弗褱井」の語があり、褱井・褱稜はおそらく同義の語であろう。

陳氏は多弟子以下を論じていう。

懷佐我多弟子我孫、是懷佐它之侄輩與孫輩、而不及其子、由此亦可知它是祖父之輩

これは稍しく拘泥の說というべく、「我多弟子我孫」とは班殷「子〻孫多世」とあるのと同じ。作器者が自己の後人を戒めるに當つて、子輩を除いて姪輩と孫輩とだけをあげるはずはない。

克又井斅、歅父廼是子

第二字を郭氏は叉と釋するも、又にして有の義。井は帥井。斅は教・學の義に用いるが、井斅とは帥井の意である。末句について、郭氏は「懿作歅、與班殷匡卣同、子作動詞用」という。子を動詞の用というのは、書の益稷「啓呱呱而泣、予弗子」などの用法をいう。歅は歅釐・歅令・歅德のように用いる。字は心に從うことがある。この句では、あるいは也自ら懿父と稱したものであろう。先考と解してはやや緊當を缺くようである。

是子の是は字形が確かでないが、他に適當な字を考えがたい。概ね是保・是若・是尙・是勅のよう

に、次に動詞を伴う。子は從つて動詞、慈愛の義。また字と通ずる。書の康誥「于父、不能字厥子」の字と同義である。

訓讀

也曰く、拜して稽首し、敢て眡みて朕吾が考に卲告す。乃の鴅べる沈なる子に命じて、紹ぐことを周公の宗に作したまひ、二公を陟り(祀らしめ)たまふ。敢て休を同公に紹ぎ、克く吾が考の顯たる受命に以びたまひしを成し綏んぜずんばあらず。

烏虖、隹考、先王先公よりして□念したまひ、廼ち敉みて克く衣(祀)したまひ、告剌して功を成したまへり。

叡、吾が考、克く淵にして克く□、沈子其れ顯懷せられ、多公、能く福したまへり。

烏虖、乃の沈子、敉みて克く蔑はされ、公に厭かれたり。沈子に休(賜)して、斁・狃の貯と、賚とを肇がしめたまふ。茲の段を作りて、用て己公を飤饗し、用て多公を格さしむ。其れ、丮く乃の沈子なる也の福を哀しみたまへ。用て靈命を永くし、用て公の壽を綏んぜむ。

也、用て我が多弟子・我が孫を懷棱せむ。克く井斆すること有らば、懿父は廼ち是を子しまむ。

参考

この器の時期について、郭氏はすでに述べたように、これを魯の附庸たる沈子國の器と考え、魯の幽公のとき、從つて器の時代は昭王の初年にあるものとする。しかしこの器は、すでにみてきたように沈子國とは關係なく、器も洛陽の出土と傳えられていて、洛の周公を宗とする族人也の器であることは明らかである。也はその祖考二公を周公の宗に陟升することを許され、かつ祖考の受けていた貯賚の繼承を命ぜられ、その恩寵を記念してこの器を作り、これを祖考の靈に告げているのである。也の祖考は、文中の同公・己公の二公である。邦國の名を著わしていないので別封のあるものかどうかは知られないが、おそらく在洛の周公家の一族であろう。その家系を以ていえば周公・同公・己公・也となり、世次からみてほぼ昭王期に相當する。

斷代には、器の形制よりしてその時期を康世に屬している。いう。

郭沫若列此器于昭王、容庚則因周公見于令方彝、同公見于宅設、定此器于成王、二說或遲或早、皆有可商、與此蓋花文相同之器、見于長安一・一六・泉屋三六・夢續一六、皆屬西周初期器、此器花文字體、都是較早的、而銘文追念先王先公克殷、故暫隸于康世

文中の「克衣」を「克殷」と解しがたいことについてはすでに述べた。衣は衣祀である。この器は周公を宗として二公を配祀するものであり、しかもその衣祀は也の父考が行なつているのであるから、也の時期は昭世以前にはとりがたい。また小臣宅設にみえる同公はおそらく本器の同公であろうが、宅設にみえる伯懋父は康昭期の人と考えられ、世次を以ていえば、也はやはり昭王期に當ることとなる。

本器の花文は斜格乳雷文で𣪘器の系統に屬し、文様鮮麗、小圈文を配するなど古制を存するものであるが、大體において昭穆期ごろまでは、𣪘器の古制が多少の流變をみせながらも繼承されている。器を昭王期に屬するとしても、器制上の時代觀と特に扞格するところはない。

字迹は周初の健爽の風はすでにみるをえないが、筆意に雋鋭のところを存し、筆畫も自在で、穆期の緊湊體よりも古い。字はやや狹長であるが、大小參差のうちに一種の諧調を保つものがある。しかし成康期の字様に比すると、すでに纖靡の風が萠しているように思われる。

器の銘文は甚だ難解であり、容庚氏のごときも、善齋において、「文義多不可曉、不敢强解」とただ釋文のみを示し、文錄にも「文詞淵雅、而不盡可通」という。文選にも文義の難解を歎じているが、文の本旨のあるところを察すれば、その大意には通じうるのである。諸家は多く沈子を沈國と解したため文旨を逸することになつたが、陳氏は沈子の正解をえながら、也と二公との關係を把握しえずして文理を辿りえなかつた。そのため器の時期についても諸説を生ずるに至つたが、「也曰」を文首におくこの種銘文の形式は周初にはなく、大盂鼎の「王若曰」・「王曰」などから脫化した形式と思われる。これに近いものに班𣪘があり、その器も人物關係などから昭王期の前後に位置すべきものである。孟𣪘のごときもその例に入る。おそらく當時、この種の形式の銘が一時行なわれていたのであろう。後期長文の彝銘に至つて、また「某曰」を文首におく敍述形式が盛行する。銘文の形式からみて、この器は班𣪘・孟𣪘と時期の近いものと考えてよい。

七九、孟𣪘

時代　成王 郭釋

出土　「一九六一年一〇月三〇日、陝西省長安縣張家坡出土、共五十三件」郭釋

孟　𣪘

孟𣪘器腹文様

著録

器影　郭釋　圖版一，三

銘文　郭釋　圖版二

考釋　郭沫若　長安縣張家坡銅器群銘文彙釋　考古學報・一九六二・一

　　　婁錫圭　錫朕文考臣自厥工解　考古・一九六三・五

器制　方座𣪘。両耳に獣首を飾るが、その耳は両角が張り出していて、器口の高さに達している。器の主文は顧鳳、両鳳の冠毛は前に垂れて正中に向い合うている。圏足部に斜角形に近い様式化した夔文がある。方座の四面には器腹と同じ顧鳳各一對を飾る。顧鳳の形は静𣪘に近く、昭穆期に盛行した大顧鳳文の系統に屬する。

銘文　五行四二字

孟曰、朕文考眔毛公趞中、征無⿱雨大、毛公易朕文考臣、自厥工

毛公趞仲の名はまた班𣪘にもみえ、ここにいう征役は班𣪘に記すところの東征と關係があろうと思われる。その戰功により毛公より臣を賜與されているのであるが、それは「朕文考」とよばれる作器者の父に與えられたものであり、その子孟がその寵榮をこの器に勒しているのである。それで郭氏は、孟の文考はこの役に陣没したのであろうという。すなわち死後の論功である。

孟𣪘銘

班𣪘にみえる東征は三年の長期にわたり、かなり困難な作戰であつたらしい。その文にいう。

王令吳白曰、以乃自、左比毛父、王令呂白曰、以乃自右比毛父、趞令曰、以乃族從父征、䢅城、衞父身、三年靜東或、亡不戌畀天畏、否畀屯陟

すなわち毛公を總帥とし、吳伯・呂伯がその左右となつて東國を綏撫し、三年にしてその功を終えたのである。本器に毛公趞仲の名をあげ、吳伯・呂伯に及んでいないことからいえば、孟の父考はこのときおそらく毛父の軍に屬していたのであろう。

無⿱雨大について、郭釋にいう。

無⿱雨大當是東國一頭目、古者許國之許作無、或從邑、可見許國當時亦曾參加東國之叛亂、⿱雨大字從雨從大、字不識、或是⿱雨立（丑入切）之古字、大雨也、又或疑爲需、然亦僅在疑似之間

郭氏は無を許の初文とするが、許は姜姓四國の一として周の有力な藩屏たる國であり、討伐の對象とは考えがたく、銘文にいう征役が東征であるとすれば、無㠱は東方の邦族の名と解すべきである。㠱は天に從う字であろう。班段における作戰の方向は、王が毛伯に命じて「乍四方亟、秉緐蜀巢令」ということから推すと大體淮水の流域であつたと考えられ、無㠱は東南夷・淮夷などの一であろう。「易朕文考臣、自厥工」の句を郭氏は「頗費解」といい、次のように論じている。

古者臣工每聯用、如周頌臣工云、嗟嗟臣工、敬爾在公、葢臣之中有若干等級、工為其一、自厥工者、謂錫以自工以下之臣僕、猶大盂鼎人鬲自馭至於庶人

すなわち工を身分的呼稱とし、工より以下の等級の臣僕を賜與されたと解するのである。しかしそれならば、「厥」という領格の指示代名詞は殆んど不要である。大盂鼎の文には厥字を用いていない。

臣工の語は詩の周頌臣工の篇にみえ、工とは百工をいう。師獸段に「西隔東隔僕馭百工牧臣妾」、また伊段に「康宮王臣妾百工」とあり、王宮等には多くの臣工の徒をおいて、その器用の生産に從わせていたことが知られる。自とはこの場合、裘氏のいうように賜與の由るところをいう。中觶「王易中馬、自隲応」・御正衞段「懋父賞御正衞馬匹、自王」とあるのと語法同じ。毛公に屬する百工中より采つて、賜與する意である。

對甈朕考易休、用宔玆彝乍厥、子〻孫〻、其永寶

郭氏の釋にいう。

對揚朕考錫休、謂荅揚先考所錫休命、卽所受臣工之賜、父已陣亡、所應受的賜予、轉給其子、故在孟而言、臣工之賜雖頒自毛公、而實亡父之所賜、故直言對揚朕考錫休

亡父に對する賜休に、その子が對揚して器を作ることをいうのは稀有の例である。

「用宔玆彝」の宔は、この場合動詞の用法である。普通には休と同じく名詞に用いることが多く

令　段　敢厎皇王宔、用乍丁公寶段

令　彝　敢揚明公尹厥宔、用乍父丁寶障彝

のように用いる。郭氏は宔を宁とよむべしとして

宁殆讀為鑄、……宁字在一般銘文中、多用休字代替、準此義以求之、殆又假為醻也

という。醻報の義とするのである。しかし醻の義に釋しうる例は他になく、ここは對揚・對命の意に用いたものとすべきである。大豐段に「每揚王休冔障」とある句の簡略な語法であろう。宰農鼎三代・二・四七・六に「宰農宔父丁」とあるのも、これと似た語例である。「乍厥」の二字上屬。「作之」と同じ。妿盉三代・一四・六・七、八に「戈妿乍厥」とあり、妿彝同・六・二二・六、七妿觚同・一四・二九・一〇妿爵同一六・三二・二も同文である。矩尊錄遺・二〇三「矩為厥父彝」の省略形式である。

訓　讀

孟曰く、朕が文考、毛公趞中と無㠱を征す。毛公、朕が文考に臣を賜ふ。厥の工自りす。朕が考の賜はれる休に對揚して、用て玆の彝に宔して厥れを作る。子〻孫〻、其れ永く寶とせよ。

参考

同出五十三件の器は必らずしも時期が同じでなく、また一家のものでもない。郭氏はその出土事情を推して、これらの器は共和革命のとき、革命勢力に依付しなかつた貴族が、その重器を窖藏して逃れたものか、あるいは幽王が犬戎の禍に逢うたときの窖藏品であろうが、共和の際のことならばまた啓復の機會もあつたわけであるから、おそらくは幽王期のことであろうという。郭説によると、成王期の器が、幽王期に窖藏祕歴され、一九六一年に至つて再び啓復をえたということになる。器は郭氏が成王期に屬するとするほど、古いものではない。郭氏はすでに班段を成王に屬しているので、その關聯器として同期においたにすぎない。器文の顧鳳は昭穆期通行のものであり、文字は行款整い、緊湊體の小字で、また昭穆期の體である。文首に「孟曰」という自述の語をおくのも也段にみえる形式であり、班段にも多く自述の語を錄していて、銘辭の形式が似ている。何れも時期の近いものと思われ、殊に班段は人物關係からみて同一の征役のことを記したものと考えられるから、ここに附載しておく。

＊班段

器名　毛伯彝全上古　班彝文選　毛父班彝麻朔　毛伯班段積微居

時代　成王大系・麻朔・通考・斷代　穆王古文審・文錄・文選・積微居・唐蘭

收藏　「清內府」西清

班段

著錄

器影　西清・一三・一二　大系・七六

銘文　古文審・五・一　大系・九

考釋　全上古・一三・六　大系・二〇　文錄・二・一二　文選・上二・二四　麻朔・一・二八　斷代・二・七〇　積微居・一三二・二五五　Dobson. 一七九

器制　西清にいう。「高七寸五分、深四寸三分、口徑八寸一分、腹圍二尺七寸五分、重二百四十三兩、四耳通足」。四耳通足の形をとるものは、他に圓渦夔紋四足簋通考・二五六・三〇三　父乙臣辰段三五三頁などがあり、必らずしも稀有ではないが、本器のように四足の下部が內側に折返しになつている例はないようである。かつ器腹の文様は繪圖であるためかなり原形を失しており、顧鳳らしい二形の間にはさまれた正中の部分に、壽字を文様化して加えてあり、僞器の疑がある。また銘文にも謌刻とみられるところがあり、少なくとも原器にあまり忠實でない摸寫であろう。しかし西清の器がかりに僞器僞刻であるとしても、その文辭はみだりに後人の撫摩を許さぬ堂〻た

る體格の文章であり、器の眞僞を別として、原器原銘のあつたことを思わせるもので、一讀の要ある重要な資料的價値をもつている。唐蘭氏の論文康宮・三八頁にもその點への言及がある。

班　段　銘

銘　文　二〇行一九七字

佳八月初吉、〔王〕在宗周

「八月初吉」の下にすぐに日辰を加えず、「王在宗周」の語を加え、ついで日辰をいう。これはある時期に行なわれた紀日法であつたらしく、その例は穆王期の前後に多い。

靈　尊　唯九月、才炎𠂤、甲午
井　鼎　隹七月、王才葊京、辛卯
靜　段　隹六月初吉、王才葊京、丁卯
免　觶　隹六月初吉、王才奠、丁亥

その他にも數例を求めることができるが、大體この時期のものに多い。

「王才宗周」の王は、全上古によつて加えた。西淸にはその字なく、字の入るべき空格もない。しかし嚴氏は拓本によつて釋したといい、また文例からみても王字のあるべきところである。西淸の摹刻には、この點からも疑問がもたれるのである。

甲戌、王令毛白、更虢城公服、甹王立

毛伯は文中にまた毛公・毛父に作る。西淸にこれを、成王末年に司空の職にあつた毛公に充てている。本器の時期については成王・穆王の兩說が多くとられているが、前者は毛公を書の顧命にみえる毛公とし、後者は穆天子傳にみえる毛班に比定するものである。前者をとるものに大系・斷代の說がある。大系にいう。

毛伯卽下文毛公毛父、本銘之王、乃文王王姒孫、而稱毛公爲父、則毛公卽尙書顧命之毛公、亦卽文王子毛叔鄭也、漢書古今人表、分毛公毛叔爲二人、非是

これに對して陳夢家氏は、古今人表の說を是とし、周初に二毛公あり、一は文王の子毛叔鄭、一は顧命の毛公であるが、本器にみえるものは毛叔鄭に非ず、顧命篇の毛公であるという。

西周初、有兩毛公、一爲毛叔鄭、見逸周書克殷篇及周本紀、古今人表、毛叔鄭文王子、與武王同時、左傳僖廿四、文之昭也、廣韻豪部、以爲周武王弟毛公、一爲顧命之毛公、當成王之末、康王之初、古今人表列周公毛公、都在成王時

此器之毛白毛公毛父、是一人、王令毛白更虢城公以後、乃稱毛公、王命邦冢君吳白呂白、左右毛

公出征、對吳呂二伯言、故稱毛父、趞令班從父征、則班是毛白毛公的子輩、此器之公・皇公・卲考・文王孫、都是班所以稱其父弫毛公、毛公是文王之孫、則他不可能是文王子、武王弟的毛叔鄭、而應是顧命的毛公

かくて陳氏は、廣韻毛字下に「周武王弟毛公、後以爲氏、本居鉅鹿、避讐滎陽也」とあり、また漢書地理志に「東虢在滎陽」とあるのを本器と關聯させて、毛公が虢城公の服をついだというのは、逸周書作雒解に「俾中旄父宇于東」とある中旄父封建の事實に當るものとする。すなわち毛公を顧命の毛公、逸周書の中旄父とみるのである。

いま陳氏の說を推すに、廣韻にいう滎陽の毛氏は毛叔鄭の後であり、その滎陽は東虢の地で中旄父がその地をついだのであるから、結局毛伯は毛叔鄭の子にして中旄父と稱する人となる。郭說によるとこの器は武成の際、陳說によると成康の際ということになるが、いま器制・銘文を以て考えるに、何れも比定の時期が早きに過ぎるようである。郭氏は「本銘之王、乃文王王姒孫、而稱毛公爲父」といつて、孫・父を字のままに解するが、祖・孫などの語は二世以上にわたつていう語で、必らずしも固定的な親等稱謂ではない。また陳說は、廣韻によつて滎陽の毛氏を虢城公の服をついだものとするが、城虢の器は鳳翔から出土し、その地は雍州のいわゆる西虢であり、特に中旄父はその系屬の知られない人で、何れも立論の基礎が十分でない。

穆王期說は早く古文審にみえ、その後于省吾に穆天子傳新證考古社刊第六期があり、楊氏の說はこれらを承けている。その論據は、穆天子傳に

丙寅、天子至于鈃山之隊、東升于三道之隥、乃宿于二邊、命毛班逢固、先至于周、以待天子之命

とみえ、また「毛公擧幣玉」の郭注に「毛公卽毛班也」とあるのによつて、毛公名は班、穆王のときの人であるとする。この說の成否は、主として毛公と班とを一人とする解釋が、この銘文の理解において成立しうるかどうかという點にかかつている。このことは、下文の解釋において述べるのが便宜であるから、それぞれの部分においてふれる。以上要するに、本器の毛公について、毛公說・中旄父說・毛班說の三說があるわけである。

更は賡續の義。また更改の義もあるが、それも祖考の服を認證する意味をもつ。

趩　觶　王乎內史、册令趩、更厥且考服

師虎段　今余隹帥井先王令、令女更乃且考、啻官嗣左右戲緐荊

何れも祖考の服事を嗣ぐことをいう。本器においてはただ「更虢城公服」とあるのみで、祖考の語を著けていない。それで毛伯と虢城公との關係が一應問題となる。

虢については東周列國の器を扱う際に述べるが、いま本器を考えるのに必要な範圍においてふれておく。漢書地理志に三虢をあげ、「北虢在大陽、東虢在滎陽、西虢在雍」という。郭氏は、西虢を金文の城郭、北虢を虢季氏、單に虢と稱しているものは東虢であるとする。文獻によると、虢には次の三地がある。

東虢滎陽　虢叔、東虢君也、……虢國、今滎陽縣左傳隱公元年杜注

西虢陝　虢、西虢國也、弘農陝縣東南有虢城同上

西虢雍　鄧公泉、數源俱發於雍縣城南、……晉書地道記以爲西虢地也水經渭水注

陝の西虢は水經河水注によるとまた南虢ともいい、虢仲の都したところという。大陽の北虢に對する名であろう。いま出土の知りうる虢器に次の諸器がある。

鳳翔　虢仲殘段窓齋尺牘・分域篇　城虢仲段攈古　虢季子組盤周存　虢季子白盤攈古

滎陽　鄭虢仲段周存

陝縣上村嶺　虢季氏子㑥鬲　虢大子戈上村嶺虢國墓地（一九五九・一〇）参照

鳳翔出土の諸器は概ね西周後期に屬し、滎陽・上村嶺の諸器は概ね春秋に入る。虢の下陽は前六五八年、上陽は前六五五年に滅んでいるのであるから、東遷ののち百十數年に及ぶ。三虢といい四虢というも時期によつて變易があるらしく、虢氏の本據は雍、その分支は滎陽・陝の地などを領していたのであろう。虢仲の器は鳳翔からも滎陽からも出ている。毛伯がついだ虢城公の服は滎陽、古く成・制と稱した地で、殷周期以來の要害である。下文に「乍四方亟」と命ぜられていることからみると、その地が最もふさわしい。ただこの器の當時、虢の名は金文にみえるものなく、また虢諸器のうち毛氏を稱する例がない。それでこの「虢城公服」は後の諸虢と一應區別し、左傳にいう虢叔の故地とみておく。左傳僖公五年に「大伯虞仲、大王之昭也、虢仲虢叔、王季之穆也」とあり、早くから周の一族がその地を領していたのである。器銘によると、毛公は「文王王姒聖孫」とあつて、初封の虢叔とはまた系屬を異にしている。

「甹王立」の甹は番生段・毛公鼎など、後期の金文にみえる。甹を孫詒讓ははじめ字形に卽して釋したが、のち寧の初文にして安息の義述林とした。郭氏は屛の假借にして藩屛の義とし、陳氏も文獻中の屛藩・藩屛の語例を集めている。しかし甹は王位を目的語とする動詞であるから、輔弼の義であろう。詩の節南山「天子是毗」などがその語義に近い。

乍四方亟、秉緐蜀巢令

亟を全上古・西清は缺釋。郭氏は望とよみ、古文審・斷代は亟とよんでいる。毛公鼎に「令女亟一方」という語例があり、本器の字形は最もこれに近い。陳氏は書の君奭「作汝民極」・商頌殷武「商邑翼翼　四方之極」を引いている。詩は齊・韓では「四方是則」に作る。極則とする意で君をいう。毛公鼎に「亟一方」といい、本器に「乍四方亟」とあるので、楊樹達氏は下文の秉以下を四國の名としてこれに充てているが、秉は秉德・秉令のように用いる動詞、下文の令にかかる。緐以下の三地の政令を掌ることを命ぜられているのである。

緐は晉姜鼎や曾伯霥簠にもみえ、簠の文では緐・湯は淮夷と對擧されている。淮域に近い地であろう。この方面に繁陽と稱する地が三地あり、いま陳氏の集めたところをあげる。

1、史記趙世家、廉頗將、攻繁陽取之、正義云、括地志云、繁陽在相州內黃縣東北二十七里

2、魏志、文帝爲壇於繁陽、受漢帝之禪、以漢潁陰地之繁陽亭爲繁昌縣、今河南臨潁西北三十里、有繁城鎭

3、左傳襄四、楚師爲陳叛故、猶在繁陽、杜注云、繁陽楚地、在汝南鮦陽縣南、今新蔡縣北、又左傳定六、楚子期、以陵師敗於繁陽、亦此地

路史國名紀丁によると、繁は商氏の後であるという。左傳定四、康叔に與えられた殷民七族中に繁氏があり、路史はその記事に據る。器銘中の繁は三地中の何れに當るかを知らぬが、晉姜鼎や曾伯霥簠によつて考えると、2の地が近いようである。

蜀については郭氏に説なく、斷代にも「蜀不知何在」といい、竹書紀年「夷王二年、蜀人呂人來獻瓊玉、賓於河、用介珪」とみえる蜀であろうという。呂が申呂の呂であるとすれば、蜀もその隣接地である。卜辭にみえる蜀は缶と並稱される例が多く、缶に對しては殷王の親征後・上・九・七 粹・一一七五 續・一・五二・一をトする例があり、殷王の行動圏内にある。おそらく河南西部の古族であろう。

巢は近似の字を以て釋しておく。西淸は霈、古文審は庸、大系・斷代は巢を宛てている。その地について郭氏は「巢地在今安徽巢湖附近」とし、陳氏は説文にいう南陽棘陽、すなわち河南新野縣の東北の地とし、安徽の巢は春秋期の巢であるとする。何れも字を巢と定めた上でその地名を求めたものに過ぎない。繁・蜀は淮の上流、河南西南にわたる地と思われるので、巢もその方面の國族と考えてよい。令を郭・陳・楊三家は何れも次の句首におき、令易二字連用とみているが、それでは秉という動詞の目的語を失う。令は東令・政令というのと同じく、その地に施す政令をいう。

易鋚勒、咸

鋚勒を斷代に衿・鋚の二物に分つが説明はない。鋚の字形はかなり譌變しているが、第二字は勒であること疑なく、字は金に從う。攸も金に從う形のようである。鋚勒は金文に習見する。説文に

「鋚、鐵也、一曰、轡首銅」とあり、轡首の金具である。車服の賜與の際、品目の末に列する例で、初期のものでは彔伯𢦏𣪘にみえる。ここではこの一具のみを賜うている。

咸は咸終。令彝・麥尊・小盂鼎などにみえ、一儀節の終るごとにこの字を用いる。

以上第一段。毛伯に命じて虢城公の服をつがしめ、下國の命を秉らせる册命を述べている。後期の册命形式とは異なるが、明らかに册命の文である。尤も作器者は册命の受命者ではないが、毛公に對する册命を詳記しているのは、毛公と班との關係を考える上に十分顧慮すべき點である。

王令毛公、以邦冢君・土馭・或人、伐東國痟戎、咸

册命の後に、征命を發することを記す。王を全上古に成王に作るがこれは疑問とすべく、あるいは前段末の咸をよみ誤つたものであろう。旁注を誤入したとする説もある。もし王の名を著けるならば、初出のところにいう例である。

邦冢君を陳氏は下文の吳伯・呂伯と解している。「庶邦冢君」の語は尙書に數見し、殊に召誥では召公が庶邦冢君を率いて新王朝たる周の誥命を受ける儀禮を行なつている。語義からみて內廷の臣でなく外邦の君をいう。吳呂二伯は下文に王の特命を受け毛父の軍を輔翼しており、これを土馭の類と併擧することはなかろう。毛父二伯の下に從う多數の小族邦の君である。

土馭は徒馭・徒御。後期の金文禹鼎・師寰𣪘、詩の小雅車攻・黍苗、また大雅崧高に徒馭・徒御としてみえる。車乘の戰士をいう。

或人は從來或人と釋されているが、銘文中の或國と字形が異なる。字はまた叔夷鎛に「遷或徒四千、

爲女敵寮」とみえており、やはり戦士をいう語である。

東國痡戎を古文審に「疑卽獵狁」というも、獵狁を東國というはずはない。郭氏はその音よりして「當卽奄人」とし、この征役を践奄の役に充てている。器を成王期とする立場からの解釋である。積微居は穆王期説であるから、文選恨賦注に引く竹書紀年の

周穆王三十七年、征越、大起九師、東至九江、叱黿鼉以爲梁

という征越の役を以てこれに充て、痡の字は識りがたいが、軍の規模より推して、紀年にいう征役に相當すると論じている。しかし當時の東國の範圍が越・九江にまで及んでいるとは考えがたく、践奄といい征越というも、何れも器銘のいうところを越えて史傳に傅會したものという外ない。ただ、三年にわたる征師であるから、相當規模の作戰であつたことは疑なく、孟段にいう無㠯もその作戰の一對象であつたのであろう。殷末の東夷遠征にも比較すべき大作戰であつたらしいが、その主要な對象は痡戎の征服にあつた。後漢書東夷傳に、殷周期における東夷の動向を記していう。

武乙衰敝、東夷寖盛、遂分遷淮岱、漸居中土、及武王滅紂、肅愼來獻石砮楛矢、管蔡畔周、乃招誘夷狄、周公征之、遂定東夷

康王之時、肅愼復至、後徐夷僭號、乃率九夷以伐宗周、西至河上、穆王畏其方熾、乃分東方諸侯、命徐偃王主之、偃王處潢池東、地方五百里、行仁義、陸地而朝者三十有六國、穆王後得驥騄之乘、乃使造父御以告楚、令伐徐、一日而至、於是、楚文王大擧兵而滅之、偃王仁而無權、不忍鬬其人、故致於敗、乃北走彭城武原縣東山下、百姓隨之者、以萬數、因名其山爲徐山

徐偃王の説話は淮南子人間訓・説苑指武篇や博物志巻八などにみえる著名な傳説であるが、晋のとき徐山の石室がなお現存したという。この説話の背景には當時の史實の投映があるものと思われるが、當時徐夷は中土におり、徐偃王のもとに統一勢力を形成し、隱然一敵國をなしていたのであろう。近ごろ唐蘭氏は、痡戎を以て徐偃王の率いる夷種に比定する説を立てているが、徐偃王その人の時代でないとしても、この東征が徐淮の夷族勢力に對して行なわれたものであることは、一應想定しうることである。

この段は、王が毛公に對し東國痡戎を伐つ征命を發することを述べたもので、誥命の終りに一咸字をおき、儀節の終つたことを示している。

王令吳白曰、以乃自、左比毛父

毛公の出征に當り、吳・呂二伯にその佐助を命ずる語である。厤朔に、上文の咸を王につづけて成王とよむは誤る。吳伯については諸家に説なく、ひとり古文審にはこれを虞仲に充てる説がある。金文に吳と稱するものは靜段・師虎段・吳方彝・師酉段・同段・大段二にみえるが、時期的に參考しうるものは靜段の吳で、吳・呂二族の名があり、文錄には本器の吳・呂と同じとする。靜段では吳帋・呂犅の二氏が卿射の禮を行なつている。

「以乃自」とは、その有する師旅を率いて出征するをいう。その軍を以て毛公の一翼となりうるのであるから相當の大族とみられ、文錄には「吳呂二國、當時之方伯」というが、金文に伯を方伯の意に用いた例はない。

左比は全上古に左從と釋するも、字は左文にして比と釋すべく、文錄には毗の義とする。

毛父の父を斷代に父親の意とし、下文「從父征」を「則班是毛白毛公的子輩」というが、父は師雍父・師湯父・師毛父・效父・兮伯克父のように人名に用い、また毛公鼎「父厝」・癜鼎「其父」のように尊稱にもいう。書の文侯之命にも四たび父と稱している。親愛・長老の意を示す。詩では甫を用いる。毛公は當時相當の年輩者であり、かつ尊親の地位にあつたので、王の誥命中にも父と稱するのである。

王令呂白曰、以乃自、右比毛父

呂伯を西淸に齊侯呂伋であろうとし、斷代にもその說を采つている。積微居は穆王期說であるから、呂伯を穆王の重臣にして、書序に「呂命穆王、訓夏贖刑、作呂刑」とある呂がそれであろうという。申呂の呂とみるものである。

呂は金文中、呂行壺・呂方鼎・靜𣪘などにみえる。呂行は伯懋父の北征に從い、呂方鼎では王が大室に饗するに侍して貝を賜うている。郭氏は成王期說であるから、呂器や靜𣪘の呂を呂刑篇の呂に充て、本器の呂とは異なるとする。しかし本器の吳・呂は靜𣪘にもみえ、兩者を同一の氏族とする可能性がある。齊の呂伋との關係は考えがたく、申呂の呂はまた甫ともよばれ古く鄦侯と稱していたらしく、本器の呂はその何れとも關係がない。

以上、第三段の一。前段の毛公に對する征命につづいて、吳・呂二伯に對する征命をいう。

趞令曰、以乃族、從父征、𢓊城、衞父身

文中の難解な部分である。郭氏は「趞令曰」を「趞令班曰」の意とし、趞とは城虢趞生に外ならないという。郭氏は上文の「更虢城公服」を「代虢城公之職也」と解しているので、城虢趞生は毛公の前任者であり、その趞生が隸下の班に命じた語とみるのである。上文の虢城公に注していう。

虢城公當卽下文趞令曰之趞、別有城虢趞生𣪘者、可爲證、又有城虢仲𣪘、出土于鳳翔、鳳翔乃古西虢之地、是知城虢卽西虢、虢城公當是始封于西虢者、故世稱西虢爲城虢、以其稱號冠于虢之上、以別于東虢・北虢也、因知趞尊・趞鼎等之趞卽虢城公、本器作者之班、乃趞之臣屬

器銘の趞と釋した字は、趞尊・趞鼎にみえる趞とは字形異なり、その同異を確かめがたい。また城虢趞生𣪘窓齋・一〇・一三の趞は同形であるが器影未見、字迹や城虢の器から考えて後期の器と考えられ、本器の趞と直接の關係はない。

令には能動・被動の兩訓あり、積微居には、上文二伯に對する語が「王令吳白曰」・「王令呂白曰」の形式であるから、ここは「令趞曰」とあるべく、文は誤倒であるという。誤倒としなくても被動によみうるところである。命令の形式は上文の王命の場合と同じである。

唐蘭氏は、趞を人名とする從來の解を斥けて、趞令とは派遣の命の意であるとする。

又趞令說、以乃族從父征、下面說到三年靜東國、又說到公告厥事于上、……毛公伐東國所率領的是三個族、跟明公𣪘、唯王令明公遣三族伐東國的規模相同、三族組成三軍、中軍是毛公本族的、左軍是吳伯、右軍是呂伯、三軍的成員命令完了以後、又發布遣令說、以乃族從父征造城、衞父身、這個遣字、跟小臣謎𣪘、遣自䍙師、述東陜、伐海眉、明公𣪘、遣三族伐東國的意義相同、是臨出

征以前派遣的命令、郭沫若同志、把趞當做人名、説虢城公就是趞、那末、毛公本來是繼承虢城公的服的、現在反而要倒過來、把虢城公作爲毛公部下、還要稱毛公爲毛父了、這怎麽能講得通呢、郭氏又引城虢遣生𣪘來證明虢城公就是趞、……這個𣪘的時代很晩、无論對趞尊趞卣的趞、或班𣪘的虢城公、都是毫無關渉的

郭氏の趞即城虢趞生説の成立しがたいことはいうまでもないが、趞令を二字動詞とする唐氏の説にもなお議すべきところがある。いま上引の唐説についていえば

1、毛公と二伯の師とを明公𣪘の三族に對比しているが、師と族とは異なるもので、本器銘においても乃自と乃族とは區別されている。

2、小臣謎𣪘の遣は本器の趞と字形異なる。從つて謎𣪘の文を本器と同例とはしがたい。

3、乃族の乃は特定の人をさす。もし二伯に對していうならば、上文のようにそれぞれ名をあげていうべきである。二伯には乃自といい、ここでは乃族とあり、その率いるところも異なつている。

4、「趞令曰」以下の任務は、二伯に命じたこととは別事である。

以上の理由によつて、いま趞を人名と解する。ただし趞尊・趞鼎の趞とは字形異なり、別人である。趞はおそらく孟𣪘にみえる毛公趞仲であり、のちの城虢趞生はその家であろう。孟𣪘にいう。

孟曰、朕文考眔毛公趞中、征無需、毛公易朕文考臣、自厥工

毛公趞仲は後の城虢趞生の祖と考えられ、趞はこのとき虢城公の服を嗣いだ毛伯その人に外ならぬ。從つて「趞令曰」は毛公の命である。受命者はいうまでもなく班であり、「以乃族、從父征、徣城、衛父身」とは毛公が班に命じた語である。父は毛公趞、班の立場から毛公を稱した語とみられる。親衛の任には多く特定の氏族軍がえらばれる例で、後の毛公鼎にも「以乃族、干吾王身」の語がある。班はおそらく毛公の一族で、穆天子傳にみえる毛班はあるいはその人であるかも知れない。

「徣城」のところは、諸家によつてその釋字・句讀を異にしている。

全上古　以乃族從父征、造城衛、父身三年靜東或郭氏も同じ。造を出と釋す。

文録　以乃族從父征、造城衛父身、三年、靜東國文選も同じ。

斷代　以乃族從父征、出城、衛父身、三年靜東或積微居も訓釋同じ。

徣を造と釋するのは用例上妥當でなく、出と訓すべきである。「出城」を陳氏は虢の城を出て父の征に從う意とし、郭氏は城を動詞、衛を地名とし、「城衛」は卽ち「城於衛」であるという。城はおそらく城虢の城で、巖邑であるゆえに特に城とよび、虢叔の家を城虢と稱したものと思われる。虢叔の家が滅び毛公がその後に入るに及んで、毛公趞仲の家は城虢趞氏と稱した。その一族の班が、毛公の東征に當つて親衛の任につくことになり、左傳に巖邑制といわれ、ここに城虢とよばれる城を出でて、毛父の身を護ることを命ぜられたのである。

三年、靜東或、亡不成巺天畏、否畀屯陟

靜は靖、靜謐の意。毛公鼎「大從不靜」・師訇𣪘「民亡不康靜」の靜と同じ。「三年」を文録に「書則罪人斯得」という事實に當るとして管蔡の叛を以て說き、陳氏も「同於孟子・周本紀和詩東山所述」として同じく周公東征のこととしているが、それならば周公の名が文中にみえるべきである。

何れも三年の語に牽合した說にすぎず、器の時期も異なつている。

次句を全上古に「亡不成得天俾」と釋するが文義をえがたい。戌の字形が泐損しているので、誤り釋したものであろう。畀を陳氏は爾雅釋詁「懌服也」の懌とし、郭氏は斁にして厭の義とする。字は靜毀「靜學不畀」と字形同じ。列國の器に習見する「擇其吉金」の擇はこの字形に從う。いま陳釋を以て靜毀に施すと文意は通ぜず、郭釋は靜毀の文を解しうるも本器には通じない。積微居に靜毀に跋して字を斁と釋する。斁敗の義である。靜毀の文は「靜學無斁」となり、本器は「亡不戌斁天畏」となつて一應の文義が通ずる。往くところみな天の疾畏を受けて、斁敗せざるものなしの意となる。

否は丕。字は師獸毀等後期の器にみえ、初期のものにこの字形をみない。尤も不䪼・不伓の語があり、不・否通用したのであろう。畀を文錄に釐の義とし、陳氏は畀であるという。書の多方に「天惟時求民主、乃大降顯休命于成湯、刑殄有夏、惟天不畀純、乃惟以爾多方之義民、不克永于多享」とあり、畀純の語がみえる。臭は中方鼎一「兄臭」・爾從盨「臭爾從」のように用いられ、何れも賜與の義である。いま畀と釋する說をとる。

屯陟の二字連文。屯と連文の語に屯右・屯叚・屯魯・屯彔・屯德などあり、叔夷鎛には「余用弇屯、厚乃命」の句がある。この弇屯という語は屯陟に近い語である。

以上、東征の事功の成就をいう。天畏によつて懕惡を征し、天の純德をえたことをいう。

公告厥事于上

公は毛公。東國綏撫の成功を以て上聞することをいう。上は「其嚴在上」・「上下帝」などの語からも考えられるように、もと諸神祖靈のあるところをいう。ここも戰捷を以て祖神に報じ、奉告する辭である。下文に班の讃頌の辭がみえるが、これもその奉告の形式と關聯するところがあろう。

隹民亡徣、才彝、悉天令、故亡尤、才顯、隹苟德、亡直違

この器銘中、最も難解な部分である。郭氏以下、みな才を哉と訓する。從つて句讀は

隹民亡徣哉、彝昧天令、故亡、允哉顯、隹苟德、亡攸違大系

となり、文錄をはじめ陳・楊氏らの解もほぼ同じ。ただ一二の字句の解を異にするところがあつて、たとえば第三句以下を陳氏は「故亡允才、顯隹敬德」とするが、大意はほぼ同じ。

この句讀は、才を哉という詠歎の終助詞と解することが基本となつている。しかし哉は

禹　鼎　哀戋、用天降大喪于下或

師訇毀　哀才、今日天疾畏降喪

のように、後期の金文に至つてはじめてみえ、かつ何れも哀哉という感情的な表現をとつている。その他の用法では、才はつねに在と訓する。それで全上古には

隹民亡造在彝、悉天令、故亡、允在顯、隹苟德、亡直違

と句讀している。文義になお通じがたいところがあるが、才を哉と訓して句讀する諸說に勝るものがある。

この文は、上文の毛公奉告の辭を述べたもので、討伐の成否は敬德にあり、よく天命を奉じてその

任を果しえたことを喜ぶのである。成王期説をとる注家は、これを殷周興亡の理を記したものとするが、討滅されたものは東國痡戎であり、鼎革のことを述べたものではない。その文の構成は

1、隹民亡徣、在彝　2、忎天命、故亡尤、在顯　3、隹敬德、亡直違

の三小節に分たれる。

「亡徣」とは非彝なきことをいう。ゆえに「在彝」を以て承ける。彝は金文では彝器の彝に用い、彝德・秉彝の例をみないが、2の「在顯」に對して考えると、秉彝の彝とみるべきであろう。楊氏が彝を夷にして上文の痡戎の義としたのは、卜文の四方風名にみえる彝を堯典に夷に作ることなどからの着想であろうが、やはり通じがたい。彝の字形は鳥牲を執つて神を祀る象を示したもので、轉じて神に事えるときの敬虔な心情の意となつたものと思われる。

忎は郭氏以下みな昧の義とするが、也毁「廼敉克衣」の敉と同義の字であろう。「亡尤」は全上古に「故亡、允……」のように釋されているが允とは字形異なり、尤に近い字形である。麥尊に「亡尤」の語が二見し、また獻毁にもその語がある。

「在顯」は書の多士「誕罔顯于天」とある「顯于天」に當る語である。康誥「矧曰其尚顯聞于天」も同義。この器銘は召誥の

其惟王、勿以小民、淫用非彝、亦敢殄戮用乂民、若有功、其惟王位在德元、小民乃惟刑用于天下、越王顯、……王末有成命、王亦顯

という文と對比してみると、「非彝」と「顯」とを對置する構文が甚だ類似している。器銘は1・2は「在彝」と「在顯」と對文、各節はみな隹よりはじまる。1は綏撫の功をいい、2は天命につとめて尤過なく天に顯聞をえたことを記し、3は總括に當る。苟は敬。直は攸。陳釋に君奭「越我民罔尤違」、また多士の「無違」を引いており、語例において合する。君奭の句は上文1と文義が同じである。この部分の表現は、召誥をはじめ書の五誥と氣味の通ずるものがあり、五誥成立の時期を推定する上に、重要な示唆を與えるものがある。

陳氏はこの段の意を總括して

大致謂、民非愚拙、但因昧於天命、故無允當、若上（王）惟敬德、則民無違矣

といい、毛公がその成功の理由を述べ戒言を加えたものとしているが、この段は廟告の辭で、上文「公告厥事于上」の告は、令彝「告祒周公宮」の告と同じ。下文に「京宗懿釐」のような語があるのはそのためである。文辭簡樸にして整齊、當時の文章をみるに足る。

次に直ちに「班拜稽首」を以て文が起されており、その承接がやや唐突の感を與える。おそらくこのような奉告祭が行なわれることが、東征に功のあつた人を賞する意があり、寵榮を意味したのであろう。班は毛公の同族であるから、以下直ちに對揚の語に入る。

班拜䭫首曰

以下銘辭の末文。班を毛班にしてまた毛公その人と解する說は、上文の「公告厥事于上」の公を解することができない。公とは毛公を第三者的にいう語である。作器者の班は、ここに至つてはじめてその名がみえるが、上文の「遣令曰」は「遣令班曰」の省、「以乃族從父征」の乃は遣より班を

指した語である。この班が、孟段の毛公趞仲の一族であるとすれば、竹書・穆天子傳にいう毛班に當る可能性も生ずる。下文「烏虖」以下によつて、その關係を推定することができる。

拜頤首は拜手頤首の略。拜手と稽首とはその儀容が異なる。拜頤首の語は、小盂鼎・焚段・令鼎・也段など、康昭期前後の器に多く用いられている。

烏虖、不杯丮皇公、受京宗懿釐、毓文王王姒聖孫、𨺅于大服、廣成厥工

以下、皇公毛公の德功をいう。「烏虖」を全上古に「隹余」と釋するも、烏虖の壞文である。也段や本器に至つてみえる語である。

不杯は丕ゝ。盠尊にみえる。丮を郭氏は「走・丮・朕、均一音之轉」といい、朕の義とする。走をあげているのは、禹鼎の「不顯走皇且」に據つたのであろうが、新出の器によるとこの部分は「不顯趄ゝ皇且」と釋すべく、走を一人稱に用いるのは秦漢以後のことであろう。郭氏も新版では禹鼎の例を削つている。陳氏は徐王子鐘に「以樂嘉賓及丮友生」の例をあげて「乃領格第三人稱代名詞」としているが、金文では友生・倗友に對しては我を附していう例が多く、丮も一人稱領格の語である。秦公段に「不顯朕皇且」とあり、語例同じ。文錄に揚と釋するのは用例に合わない。皇公を郭・陳二氏は毛公とし、楊氏は廣雅釋親「公父也」を引いて、班の父である毛公の意とするが、金文には父親を公と稱する例はない。これらはみな皇公を生人の稱とするものであるが、文錄は皇祖と同義の語とみて、「不顯皇公、謂周之先公大王王季也、故下云、釐毓文王」と注している。

從つて下文の句讀も諸家と異なつている。

下文によつて考えるに、「登于大服」とは「更虢城公服」のことなるべく、「廣成厥工」とは「三年靜東或」の事實に當り、この條は毛公の功業を讚した語とみられる。しかも班は一言も自己の功に及んでおらず、毛公の業を贊することが同時に班がその昭考に告げる辭となりうる關係にあつたのであろう。これは班を毛公の一族と考えることによつてのみ、理解しうることである。

孟段によると、孟の文考は毛公趞仲と無需を征しているが、毛公趞仲は本器の趞であろう。毛公の隸下には吳・呂二伯がその師を率いて從つたが、班はその族を率いて毛公の親衞の任に當つた。趞が「𢓜城衞父身」と命じているのは、班が虢城公毛公の一族としてその城中に居住していたからである。このように解してはじめて、この末辭に毛公を贊する辭を以て班の昭考に告げている理由が諒解されるように思う。すなわち「不杯丮皇公」とは毛公趞をいう。生稱に皇を付する例には、令段「令敢揚皇王宦」・豐圜器「事皇辟君」などがある。

京宗は周京にある周の宗廟をいう。「受京宗懿釐」とは、具體的にいえば「毓文王王姒聖孫」に當る。懿は單伯鐘に「肇帥井朕且考懿德」とあり、この器と時期の近いものでは、也段に懿父の語がみえる。京宗に祀られる先王の懿德によつて、福釐を享けることをいう。

毓は卜文にもみえ、后の意に用いる。后祖乙・后祖丁の后は毓に作る。しかしここでは動詞によまなくては文意が通じがたいので、楊氏は生育の義とする。

毓字甲文象女子生子之形、生也、此毓字爲動字受動形、謂見生於文王及太姒之聖孫也

郭氏は上文の皇公を成王にして文王の孫とし、后と聖孫とを同位語とし、唐蘭氏は同じく后を名詞

とするが、「后文王」とつづけてよむ說である。

后文王就是文王、等于后稷就是稷、后羿就是羿、詩經下武、三后在天、王配于京、是指京宮裏所祭的太王、王季和文王、京宮就是京宗、……皇公是京宗的後嗣、也就是文王王姒的孫子、禮記內則說、后王命冢宰、降德于衆兆民、后王就是王、詩經文王有聲篇、王后烝哉、王后也是王、毛傳說、后君也、那末、后文王、等于君文王、昔君文王、武王宣重光、凡此都可以證明后文王就是文王、文王的孫子是班所揚的皇公、而不應該把后文王這一個詞分開來說后是文王的孫子、把后解釋爲成王

かくて唐氏は毛氏の家系に及び、毛班は文王の曾孫、班の父たる皇公は文王の孫とする。

總之、這一段文義、是班在稱揚皇公的功烈、皇公是文王的孫子、也是班的昭考、換一句話說、班就是文王的曾孫、由此可見、班毀的毛伯或毛公、不可能是文王的兒子毛叔鄭、毛叔鄭是武王和周公的弟弟、相當于武王成王時代、毛叔鄭的兒子、應該相當于成王康王時代、可見尚書顧命裏成王臨死時的毛公、確實是毛公的兒子、漢書古今人表所列幷沒有錯、其次班毀的毛伯毛公或毛父、究竟和皇公是一個人呢、還是和班是一個人、照陳夢家的說法、毛伯毛公和皇公或班的昭考爲一人、就是尚書顧命的毛公、所以他把班毀作爲成王時的銅器、但是顧命裏的毛公在成王死時還活着、而在班毀裏的皇公已經是昭考、如果班毀是成王時器、皇公就決非顧命的毛公、如果皇公是顧命的毛公、那班毀就不能作于成王時代、況且、皇公與昭考如果和前面的毛伯毛公毛父是一個人的話、這篇班毀銘究竟是在毛公生前做的呢、還是死後做的呢、銘文上半篇、顯然是敍述當時發生的一個戰役、怎麼會到班拜稽首以下、這個毛公忽然是已死的人了呢、必須肯定銘文前部所記的如果是當時的事情、那末、後半的皇公與昭考、一定是另一個人、不然是講不通的

と論じ、毛公と皇公・昭考は必らず別人であるべきだとしている。唐氏は毛班の家系を

毛叔鄭武成期——毛公成康期（顧命）——毛班康昭期

と想定し、文中の皇公・昭考は顧命の毛公にして文王の孫、また文中の毛伯・毛公・毛父は文王の曾孫たる毛班に外ならぬという。

郭氏は聖孫を成王と解している。郭說によると、烏虖以下は成王を讃頌した語となるが、大服は虢城公の服、厥工は東征の事功をいうものと考えられる。また唐氏の說は、前半の毛公を毛班、烏虖以下の文は班が父毛公を讃頌する語とみているが、これも前後相承けぬ解である。

「烏虖」以下「厥工」に至るまでの文は、皇公を主語とし、これを讃頌する語である。郭說のように「后＝文王王姒聖孫」、あるいは唐說のように「后文王・王姒聖孫」とよむときは、この句は敍述語をもたぬものとなる。文は上文の皇公を受け、「受京宗懿釐」に對し、「毓文王王姒聖孫」と毓を動詞によむべく、皇公毛公を頌する語である。毓は生育の義である。

文王孫、亡弗褱井、亡克競厥剌

文錄に「言後世子孫、皆能懷刑、則亡能與之爭烈者矣」という。「文王孫」は文王の子孫なる周室王家の族人をみな含めていう。毛公を周族中の師表たる人物として、みなその人を範型とし、その功烈並ぶものなしとこれを頌する語である。詩の周頌烈文に「無競維人　四方其訓之　不顯維德

百辟其刑之」とあるものは、その意に近い。

班非敢覓、隹乍卲考㸚益、曰大政、子〻孫、多世其永寶

第一句は難解の語である。大系にいう。

覓卽脈若覛字、漢書楊雄傳、脈隆周之大寧、注云、脈卽覓字、爾雅釋詁、艾歷覛胥、相也、釋文、覛本作脈、此覓謂希冀也

「班非敢希冀」と訓しても、文義は疏通しがたい。文錄には覓を誤とし、抑と釋する。

此字从爪从見、見亦人也、讀覓非是、召誥、我非敢勤、唯恭奉幣、用供王、與此語意正同、此皆忠臣懿士、老成悃愊之忱、故言之委曲如此

そして句を「非敢抑其成功」と釋しているが、これも文義をえがたい。文選には

覓謂有所求取、舀鼎、舀覓匡卅秭、覓亦謂取也

というが、この場合何を求取するのか明らかでない。この句は下文の作器の事情を説明する語であるから、その意味を以て解すべきである。

覓の字形は舀鼎の覓と同じ。釋文に覓・脈を一字とするも、相覛の義では文が解けない。金文において「非敢」・「毋敢」の形式は、卯毀「今余非敢夢𨗳」・縣改毀「毋敢望忘白休」、あるいは大盂鼎「無敢釀」・師獸毀「毋敢否善」のように用いるが、この銘では上文皇公を頌する語を承けるものであるから、懷刑の意を含むものでなくてはならぬ。覓は莫狄の反であるが、おそらく夢・望と同じく忘の假借字に用いられたものであろう。上文との承接上、「班非敢忘」とよんで通じ易いところである。

㸚を郭氏は「葢讀爲皿」といい器名とするが、證なし。陳氏は字を爽明の義とし、益を說文「謚、行之迹也」の謚とみて、「作卲考㸚益」を「述作班之父毛公爽明的行迹」と解するが、ここは作器の事由をいう文である。㸚は爽と同字で卜辭に先王の妣をいうに用い、「武丁㸚妣癸」・「大庚㸚妣壬」のようにいう。字形は奭・爽に近く、もと后妣を葬るときの文身の象と思われる。從って「卲考㸚」は「卲考妣」であろう。ただ㸚をその義に用いるのは卜辭・殷金文にのみみえ、周の金文中には殆んどその例がない。

益は謚の初文であろう。ここでは器名に相當する名詞である。先人を祀る器にその名號を記し、よつて謚號の意となつたのであろう。郭氏は褭石磬辟氏・八・一四の「□之配、厥益曰義子」の義子を謚號とし、本器の大政をも謚號とするが、褭石磬には「自乍造磬、厥名曰褭石」とあり、本器の大政は器の名である。文錄に一說として「冀有益于大政」とよむ説を出しているが、曰を于に用いる例はない。郭氏はこの文意を要約して、「言班非敢有所希冀、僅作昭考之祭器、名之曰大政」とするが、作器の辭の通例と異なつている。

多世は多くみない語であるが、獻毀に「十世不忘」、師遽毀に「世孫子」とあるに近い。

訓讀

隹八月初吉、〔王〕宗周に在り。甲戌、王、毛伯に命じて虢城公の服を賡ぎ、王位を甹け、四方の亟

となり、繁・蜀・巣の命を秉らしむ。攸勒を賜ふ。咸る。」
王、毛公に命じ、邦冢君・徒馭・或人を以ゐて、東國痟戎を伐たしむ。咸る。」
王、呉伯に命じて曰く、乃の師を以ゐて、毛父を左比せよ、と。
王、呂伯に命じて曰く、乃の師を以ゐて、毛父を右比せよ、と。
趞命じて曰く、乃の族を以ゐて、父の征に從ひ、城虢を出でて父の身を衞れ、と。
三年、東國を靜んず。咸く天畏に斁(やぶ)れざるは亡く、丕いに純陟を昇へられたり。」
公、厥の事を上に告ぐ。
　隹、民は出づること亡くして彝(つね)に在り。天命に悉(つと)めたり。故に尤亡くして顯に在り。隹德を敬しみて亩(もつ)て違ふこと亡かりき。」
班、拜して稽首して曰く、
　烏虖(ああ)、不杯なる丮(わ)が皇公、京宗の懿釐を受けたまひ、文王王姒の聖孫に毓せられたまふ。大服に登りて、厥の功を廣成したまへり。文王の孫、懷刑せざる亡く、克く厥の刺を競ふもの亡し。」
班、敢て覓(わす)れずして、隹卲考奭(せき)の益(し)を作りて、大政と曰ふ。子〻孫、多世其れ永く寶とせよ。」

参　考

この器は成王・穆王期說などあり、從つて文の解釋にも多くの異同を生ずるが、大體昭穆期前後に當るものと思われる。參考すべき事實として、次の諸點があげられる。

1、趞は孟段にみえる毛公趞仲であると思われる。虢叔の後を承けて虢城公となつた。
2、靜段の呉吕二氏は、本器にみえる呉吕二伯と同じ家であろう。
3、穆天子傳・竹書紀年の毛班は、本器の班であるらしく、毛氏の一族である。
4、關係彝器とみられる孟段・毛公方鼎はほぼ昭穆期のものと考えられる。
5、「王在」の下に干支をおく形式は、穆王期前後に多くみられる。
6、本器にみえる東國痟戎は、徐偃王說話と關聯をもつものかも知れない。
7、本器の文辭は、也段に通ずるところがある。
これを前提として、毛公・班の關係を考えると、次のような要約がえられよう。
1、毛公はこのときはじめて虢城公の地位をついだ人で、毛叔鄭でも顧命の毛公でもなく、毛叔鄭より二世代ほど後にあたるようである。
2、班は毛公趞仲と同じく城虢に居り、毛氏の同族である。毛公を「不杯丮皇公」と稱しているのは、班がその支族であるからであろう。從つて銘末の昭考は毛公ではない。
3、「文王王姒聖孫」は毛公をいう。「文王孫、亡弗懷刑」とは、王族中の指導的人物である意である。班の毛公讃頌の語は、毛公の克捷儀禮の後に著けられている。
以上の立場から考えると、銘文の意はほぼ疏通をうるようである。征旅に従いながら賞賜のこともなく、毛公の奉告を承けて直ちに讃頌の語に及び、父母の器を作ることをいう。文錄にその文辭を稱して

前敍功伐、後述誥誡、莊嚴典重、不下尙書、中間命師數語、風神尤爲迭蕩、在彝器中、爲第一等文字、唯拓本僅載西淸古鑑、薹勒失眞、各家解說多異、今以文義釐定如此、與毛公鼎、皆曠代宏文、希世之鴻寶也

と論じ、文選にもこれと似た評語を加えているが、兩書の句讀にはなお議すべきところがある。文に異彩がある點では也段とともに注目すべき銘文で、也段も周公の宗に關する器であり、時期も相近い。毛公方鼎も毛氏關係の器であるが、語法また頗る常銘と異なるものがある。同期の器と考えられるので、次に錄しておく。

毛公方鼎

＊毛公方鼎

器　名　毛公段窓齋　毛公鼎奇觚　毛公旅鼎周存

時　代　成王麻朔　共王大系

收　藏　「歸安姚觀察勤元器」奇觚「向藏歸安姚氏、前數年亦歸陶齋、然不載吉金兩錄」周存

著　錄
器影　周存・二・五
銘文　窓齋・一三・一〇　奇觚・二・五一　小校・三・五　三代・四・一二・一

考　釋　文錄・一・三六　文選・上二・五　麻朔・一・三三

器　制　周存に載せる拓影によると、通耳高約二〇糎、口徑長約一八糎、耳高約七糎、腹深約一一糎、足高約八糎、附耳の方鼎で、雁公鼎・麥方鼎などと同じく長方の隋圓鼎である。この種の方鼎は周初から昭穆ごろまでの間に行なわれた形制であるらしい。口下に斜角の帶文一道あり、盂段の圏足部にみえる文樣と同じ。

銘　文　六行三一字

毛公肇鼎亦隹段

文首にこの形式の語をとる例は殆んどない。「成王隮」のように作の字を略したもので、「毛公作肇鼎亦隹段」の意であろう。亦隹は連詞。副詞の用法は禹鼎・毛公鼎など後期にみえる。文錄に「亦隹段、我用𩚔」を句とし、段を動詞にして饗饌の義とするも、動詞には𩚔を用いる例である。文によると、鼎と段とを作っている。窓齋に毛公段としてこの器銘を錄し、字迹は全く同じ。それで鼎銘を誤ったものとして扱っておいたが、同段の銘があったのかも知れない。

我用𩚔、厚眔我友、𩚔其用習

𩚔は說文に「𩚔設飪也」とあり、卜辭では祭名にこれに近い字がある。祖廟に享するをいう。厚は厚趠方鼎の厚と同形。眔は並列の連詞であるが、ときに走段「走其眔厥子〻孫〻、萬年永寶用」のように逮及の義にも用いる。饗食を友生に及ぼす意である。𩚔は說文に「𩚔飽也、从勹段聲、民祭、

毛公方鼎銘

祝曰厭飼」とみえる。晉は侑。加宥の意にも用い、師遽彝に「王在周康寢、饗醴、師遽蔑曆晉」の例がある。以上は、器を以て祭享饗食することをいう。

亦弘唯考、肆毋又弗讃、是用壽考唯考の考は孝。孝享の意。讃は詩の執競・無競の競で、恭敬の義であろう。孝享して壽考を求めることをいう。

訓讀

毛公の旅鼎と亦隹(これ)段と(を作る)。亦弘いに隹(これ)孝し、肆(ここ)に讃せざること有る毋我、用て翻し、厚く我が友と、飼して其れ用て侑せむ。亦弘いに隹(これ)孝し、肆(ここ)に讃せざること有る毋からむ。是を用て壽考ならむことを。

参考

文は奇古を極めているが、押韻。文錄に友・晉・考・考を韻とする。いま改めて句讀したところによると、翻・友・晉、考・考の韻とする王國維の韻讀に従うべきである。韻の諧和を意識しての行文であろう。その字迹は盂段と極めて似ており、行款整齊、昭穆期の小字體である。器銘の毛公は、盂段・班段の毛公とみてよい。器は旅器である。

これらの器にみえる毛公より少し後れて、師毛父がある。郭氏は師毛父を毛公旅鼎の毛公と一人とし、盂段・班段の毛公と時期異るとして區別しているが、師毛父の器は一時期後れるとみてよい。いま毛公關係諸器の末に、その一器を附記しておく。

*師毛父段

器名　毛公敦博古

時代　共王大系・斷代

著錄

器影　博古・一七・二二　大系・八七

銘文　博古・一七・二二　薛氏・一四・三　嘯堂・下・五二　大系・六〇

考釋　大系・七六　文錄・三・四　文選・下二・一八　斷代・六・九四

器制　博古にいう。「高五寸二分、深四寸、口徑五寸六分、腹徑七寸三分、容四升九合、重四斤九兩、兩耳有珥、三足、缺蓋」。口緣下に顧鳳の帶文一道あり、腹部は瓦文、耳は獸首形をなしている。その形制は格伯作晉姫段に近く、三足は素文短直、瓦文系の段では

師　毛　父　殷

早期の形制とみられる。

銘　文　器文　六行四七字

隹六月既生霸戊戌、旦、王各于大室、師毛父卽立、井白右

この冊命前辭の形式は、後期の冊命形式と稍しく異なつている。後期の形式では、

旦、王各于大室、井白右師毛父、入門、立中廷、北鄉

のような形式となるところで、冊命形式の定型が成立する以前のものと考えてよい。井白は廷禮の右者として共王期諸器にみえ、斷代の標識となる人名であるが、井伯諸器のうちでは、比較的時期の早いものであろう。

內史册命、易赤市

一般には「王乎內史、册命師毛父」の形式をとり、次に册命の内容をいうのが例である。賜與は赤市のみで、嗣襲の際のものであろう。

對揚王休、用乍寶殷、其萬年、子ゝ孫、其永寶用

以上、宋刻の釋文は、極めて正確に訓まれている。

訓　讀

隹六月既生霸戊戌、旦に王、大室に格る。師毛父、位に卽き、井伯右く。內史、册命す。赤市を賜ふ。

師毛父敦

惟六月既生霸戊
戌旦王格于太室
師毛父即位邢伯佑
內史冊命錫赤芾
對揚王休用作寶敦
其萬年子ゝ孫其永寶用

師毛父殷銘

王の休に對揚して、用て寶殷を作る。其れ萬年、子ゝ孫、其れ永く寶用せよ。

參　考

器の時期と人物とについて、博古には師毛父を以て毛叔鄭に充て、周初の器と解する。

毛父則史稱武王克殷、毛叔奉明水、蓋史稱叔者字也、春秋書毛伯者爵也、鄭敦亦云、毛伯內門立中廷佑、則毛父其人歟、以古者始字之曰伯仲、及其德卲、則又言父焉

鄭殷は後期の器で、その毛伯は別人である。

文錄に、師毛父を仲旄父・伯懋父と一人とする說があるが、毛・旄・懋を音通とするほか、他證は

ない。郭氏は毛公簠鼎の毛公と本器の師毛父とを一人としていう。

此銘亦有井伯、與趞曹鼎第一器同、師毛父、毛字刻本失眞、今姑從舊釋、然與成王時之毛父見班段決非一人、則可斷言、文辭字體、均非周初物也、傳世有毛公簠鼎、就其器制觀之、與此師毛父、殆係一人

陳氏は、本器の册命形式が簡略でその定型以前のものであることを論じ、またその器制よりして器の時期を共王期とする。

此器的文飾、由兩部分構成、項下一帶的花文、摹繪不清、腹部是穆王時代已有的瓦文、由於它已脫離了全部瓦文的文飾、故其製作年代、近於走所作器

走段を陳氏は共王期においている。郭陳二氏は、毛氏三器中、班段を成王、毛公簠鼎・師毛父段を共王期におく考え方であるが、兩者の時期はそれほど隔絶したものではなく、班段・毛公簠鼎は孟段と同じくほぼ昭穆期、師毛父段は一時期後れて共王期に下るものであろう。毛氏は左傳僖廿四年に周の藩屏として封建された「文之昭」十六國の一で、周の有力な宗族であるが、逸周書にみえる毛叔鄭、顧命にみえる毛公などのほか、その消息は殆んど知られていない。しかし金文によると、毛氏は周初虢叔滅亡の後を承けて虢城公となり、昭穆期前後の有力な宗族であった。西周諸虢のうちには、毛氏の支族もあるようである。後期の毛公鼎は、世族としての毛氏の勢力が終始渝らぬものであったことを示し、春秋期に天王の出鄭のとき狄師に捕えられた毛伯もその後であろう。いま康昭期以後の周の宗族關係諸器を列するに當って、毛氏關係の諸器をここに聚成しておくのである。

昭和四十一年九月　初版發行
平成 四 年 十 月　再版發行

發行所　財團法人 白鶴美術館
神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號

印刷所　中村印刷株式會社
京都市下京區七條御所ノ内中町五〇

白鶴美術館誌

第一六輯

白川　静

金文通釋　一六

效尊

財團法人　白鶴美術館發行

八〇、庚羸卣

器名　庚熊卣兩罍

時代　康王大系・麻朔・斷代・董作賓

收藏　「吳雲舊藏、今在福格博物館」斷代

庚　羸　卣

著録

器影　兩罍・六・一　大系・一六八　斷代・三・圖版九，一〇　二玄・二一五

銘文　窓齋・一九・三・四　周存・五・八一　研究・下・七三　大系・二二　綴遺・一二・二五，二六　小校・四・六六　三代・一三・四五・一，二　書道・五七　河出・六五　二玄・二一四

考釋　韡華・庚上・四　大系・六九

四三　文錄・四・一六　文選・下三・一〇　積微居・二二五　斷代・三・九一

王國維　庚嬴卣跋觀堂別集・一

器　制　斷代にいう。「器高二九・一糎、寬一七・八糎×二八・八糎」。蓋に兩角あり、兩耳犧首。獸の羊角は扁平で大きく、左右が八字形に垂れている。蓋と器腹に前垂をもつ夔鳳文を付し、項下及び圈足部に顧鳳を飾る。何れも身尾の分離した形のものである。提梁には蟬文を配する。器の全體を蓋う文樣は豐麗を極めている。

銘　文　器蓋二文。器文五行、蓋文七行、各五三字。

隹王十月既望、辰才己丑、王逄于庚嬴宮

庚嬴の字釋については、王氏の跋及び積微居に詳しい。從來庚羆とよんでいた誤を訂したものである。陳氏は庚嬴を歸嫁した婦人の名と解し、以下の銘文をすべてその立場から說いているが、その說はすでに韡華にみえるものである。庚嬴鼎では字を女に從って嬴に作っており、また文姑のための作器には、陳氏のいうように來嫁した婦人の作るものが多いのは事實である。しかしその場合、文中の「庚嬴宮」とは何かという問題がある。「王逄」の逄は一般に聖處に來る意であるから、この宮は單なる居處ではない。また庚嬴は生稱であるから、その廟處をいうものでもない。夫人には專廟がなく、夫に祔祭するのが常禮である。卜辭や殷器の銘によると、文母・先姑のために祀り、

あるいは器を作つている例が甚だ多い。特に卜辭では、婦が母某・妣某を祀る例が多くみられる。概ね御祀などが行なわれているのであるが、御とは祖靈のたたりを禦ぐ祭祀である。先妣の靈は、新婦と最も深い交渉をもつものであつた。婦姑勃谿といわれるように、婦姑の間には昔からむつかしい問題のあるものとされているが、より古い時代には、それは宗教的な意味をもつものであつたらしい。それで卜辭には、婦姑間の御祀を卜する例が多く殘されているのである。

この銘文では蔑暦賜賞のことが行なわれており、その儀禮は定式により神靈の前でなされているはずである。從つて庚嬴を婦人の名とする限り、「庚嬴宮」とは庚嬴がその文姑等を祭る祀處であり、それを「庚嬴宮」とよんだとみる外ない。斷代には

作器者猶王姜・庚姜之例、都是已嫁的婦人、當是嬴姓之女、而婚于庚者、王錫以丹粉、而作器以紀念其文姑

といい、婦人に對して丹粉を賜うたものと解しているが、それならば王がどうして特にその宮に格つて賞賜を行なつているのか、蔑暦はどういう事功によるのか、王と庚嬴との關係など、解決を要する問題が多いのである。王がその臣たる公侯夫人に脂粉の類を賜い、夫人がそれを記念して彝器を作るという例は、多數の銘文中にもこれを見出すことができない。

郭氏は、釋丹析研究下に庚嬴を婦人の名とする。庚を稱するものには庚姬・庚姜などの器もあり、庚嬴も同樣に嬴姓から嫁した人とみられるが、器は王の蔑暦賜賞に對揚して作られている。蔑暦は戰功を旌表することが原義であり、ときには祭事によつて褒賞されることをもいう。祭事のときは婦人が蔑暦を受ける例が多く、尹姞鼎・公姞鼎第七二器などはそれである。庚嬴は鼎文では庚嬴に作る。鼎のほか、陳氏はなお次の三器をあげているが、みな同じ時期の器とみられるものである。

嬴氏鼎

1、嬴氏鼎　夢郼・上・七

嬴氏乍寶鼎

2、嬴氏方鼎　文選・下一・一六

丙戌、王格于公室、嬴氏蔑暦、易貝、用乍公寶障彝

3、白衛父盉　善齋圖・一〇八

白衛父乍嬴䵼彝、孫ゝ子ゝ、邁年永寶

嬴氏は、姜氏・君氏などの名號からも知られるように、夫人の稱である。右の三銘中、2の銘文は本器と比較すべき記述を含んでいる。

2は王が公の室に格つて嬴氏を蔑暦して貝を賜い、嬴氏はその恩寵に對えて公の彝器を作つている。公はすでに故人であるが諡號を加えず、まだ廟號が定まつていないのであろう。本器の「王格于庚嬴宮」という文は、その「王格于公室」という表現と似ている。綴遺には本器銘を、王が亡臣の家

室を存問したことをいうものと解している。

禮無君適臣妻家之文、此云、王格于庚嬴宮、似與禮文未合、按彝器銘、凡王賜予皆命於廟中、此獨云格於庚嬴宮、與丁子鼎（庚嬴鼎）之云王格□宮、衣事、王蔑庚嬴曆、幷同、正以其婦人故、不於廟中命之、觀齊莊公弔杞梁之妻於郊、辭以有先人之敝廬在、齊侯弔諸其室、以爲有禮、此君可適臣妻家之證、弔既有之、則君念故臣、存問其家室、就而賜之、似亦當時之通義

從って以下の賜物もまた、その存問の禮と關係があるはずである。

王蔑庚嬴曆、易貝十朋、又丹一柝

蔑曆は旌表の義であるが、本器銘には事功を記していない。鼎文によると、衣事に當って蔑曆を受けたことを記しているから、この器にも同樣の事情を考えてよい。婦人にして蔑曆を受けているものは、尹姞鼎・公姞鼎など、みな祭事に關している。

貝十朋は相當の重賜であるが、さらに丹を加賜しているのは特に理由のあることであろう。丹は丹沙の類。禹貢に礪砥砮丹の名がみえ、荊州の重要な物産である。これを賜與する意味について、周存に

丹一柝、乃格庚羆祖廟之宮、而錫以柝盛之丹、使之丹其宮楹、如春秋丹桓公之楹、簠齋說

と陳介祺の說を引き、祖廟に丹楹を用いるを許された意味であるとしているが、郭氏は丹の用途にふれず、また陳氏は「此處所錫之丹、有可能作爲婦女所用之脂粉」と說いて脂粉の用であるとしている。寡婦を存問とする禮としては、ふさわしくない解釋である。

柝は丹を數える助數詞である。大系にいう。

丹一柝、丹丹砂、柝字從木斤聲、疑即管之異文、丹砂之單位以柝言、猶貝以朋言、車以輛言、馬以匹言、故丹砂一稱丹干荀子王制篇、或丹矸同、正論篇、猶言貝朋車輛馬匹也

韡華には、翁叔均の說を用いて橐の義とし、文錄も翁說を引いて、「即詩之彤管有煒也」の彤管に當るという。また斷代には、字を簞の初文とみている。

字不可釋、疑爲簞笥之簞、左傳哀廿、吳王因趙孟之使、與之一簞珠、與此相類

丹を數える助數詞として文獻にみえるものは、斤・斛の二者であるが、ともに必らずしも丹の專用語ではない。

丹は說文五下に「巴越之赤石也」、また漢書地理志上注に「丹赤石也、所謂丹沙者也」という。荀子王制によると、丹干は南海に產し、また正論篇に「珠玉滿體、文繡充棺、黃金充槨、加之以丹矸、重之以曾靑、犀象以爲樹、琅玕龍茲、華覲以爲實」とあるように、これを棺槨を塗るに用いたのである。卜辭の刻文には朱などを塗塡してあり、今も朱色の粲然たるものを存するが、殷墓の棺槨周邊にも、當時用いられていた朱色の殘存が認められる。すなわち朱は、聖化の方法として祭器禮器などにこれを施したもので、この器銘にいう丹の賜與も、おそらく死葬の禮と關するところがあろう。卯𣪘に

父伯乎令卯曰、載乃先祖考、死嗣父公室、昔乃祖亦既命、乃父死嗣莽人、不淑、取我家朱、用喪

とみえ、父伯が、殊寵を以てその臣たる卯に對し、その先人の葬に朱を賜うたことを記している。

又は加宥の義であるが、貝十朋はおそらく送葬の費に充てるものとして、また丹はこれを棺槨に用いるものとして賜與されたものであろう。もとより脂粉の用などに供するものではない。

庚贏對覨王休、用乍厥文姑寶隮彝、其子〻孫〻、萬年永寶用

親族稱謂としての姑には二義がある。斷代にいう。

姑于爾雅釋詁有二義、一、父之姉妹爲姑、即今所謂姑母、二、婦稱夫之父曰舅、稱夫之母曰姑、即今所謂翁姑、金文之姑、多爲翁姑、如

鼎 賸稿六　姬乍厥姑日辛隮彝

卣 陶齋・二・三六　婦闟乍文姑日癸隮彝

皆殷周之際器

ただこの器は、一般に婦が先姑のために作つたものとは異なつて、庚贏が王から蔑曆賜賞を受けてその祭器を作つており、下文に「對揚王休」の語がある。一般に婦が文姑のために作る器には、この種の語を含むことはない。

これを以ていえば、作器者はおそらく王室と何らかの關係があつて、特に王室の弔慰を受けたものと思われる。庚贏は嬴姓の出であるから王室と直接の親緣關係をもつものではなく、庚贏の嫁した家が王室の親緣に當るか、庚贏の一族中に王室に嫁したものがあるのか、何れにしても母黨・妻黨などの關係であろう。庚姬彝三代・六・四四に「庚姬作𡚬女寶隮彝」とあり、銘末に[illegible]標識を附している。また庚姜より貝を賜うて保彶母の作つた彝三代・六・四五もあり、保侃母は庚宮において貝を賜うている。第七二器の條庚が氏姓の名であるならば、その家には姬・姜からの入嫁もある名望であり、保氏がこの家に屬していることからみて、その家は師保として祭事に關與していたものと考えられる。そして庚姬彝には[illegible]標識を用いており、その家は庶殷の後にして、周廟における祼將のことに從つていたものであろう。

文姑のための作器でありながら、子孫の寶用をいう末文を有するのは異例とすべく、庚贏の家が特殊な職掌をもつものであることを推測させる。

訓　讀

隹王の十月既望、辰は己丑に在り。王、庚贏の宮に格る。王、庚贏の曆を蔑はし、貝十朋を賜ひ、丹一柝を宥せらる。庚贏、王の休に對揚して、用て厥の文姑の寶隮彝を作る。其れ子〻孫〻、萬年まで永く寶用せよ。

參　考

郭氏は器を康世に屬すべきものとしていう。

此卣字體亦與盂鼎等爲一系、而下庚贏鼎、尤與盂鼎形制相彷彿、故以次于康世

器の文様は夔鳳の垂啄甚だ大、また顧鳳は乙字形にして身尾分れ、康昭期の特徵を示している。この種の文様については陳氏に詳論があり、氏も器の時期を康王期とするが、器銘の文字は盂鼎に比

して渾厚の氣乏しく、婣雅の趣を加えている。婦人の器であるからでもあろうが、篆撥も穏かであり、盂鼎より稍しく時期の下るものとみられる。

庚嬴鼎はいま器を存しないが本器と同じ作器者のものであり、銘文の內容・紀年日辰からみて、本器の前年の作器と考えられる。四週名をもつ最初の器である。おそらく康王期に屬すべきものである。摸刻を以て傳えられているものであるから、次に附載しておく。

*庚嬴鼎

器名　丁子鼎西清　庚嬙鼎古文審

時代　成王董作賓　康王大系・厤朔・綴遺・斷代

著錄

器影　西清・三・三九　大系・六

銘文　古文審・一・七　大系・二二

考釋　大系・四三　文錄・一・三八　文選・下一・八　斷代・三・九一

器制　西清にいう。「高七寸八分、深五寸、耳高一寸七分、濶二寸二分、口徑八寸一分、腹圍二尺七寸四分、重二百八兩」。立耳三足、傾垂大。項下に夔鳳帶文、脚頭に饕餮文を付している。夔鳳は前垂あり長身垂尾、庚嬴卣の項下・圏足の夔鳳と似ているが、卣の夔鳳は分尾の形をとつている。

銘文　六行三七字

佳廿又二年四月既望己酉、王客□宮、衣事

年紀日辰を具えているものとしては、小盂鼎と並んで、周初の最も貴重な資料である。周初の暦譜構成の成否は、この二器の處理如何にかかつているといえよう。大系は兩器を康王期に屬していう。

此廿二年四月既望己酉、與小盂鼎
廿五年八月既望甲申、中置一閏、可無齟齬

庚　嬴　鼎

郭氏の暦算の方法は知られないが、私の暦譜では康王二十二年は前一〇三九年元旦朔㊾、二十五年は元旦朔⑫、ともに月の第二十日である。それで呉氏は、兩器を何れも康王に屬しているが、その日辰が符合しないとして本器の「既望」を「蓋初吉之誤」とし、彝銘の誤鑄であるという。呉氏はまた小盂鼎についても、その「既望」を「乃初吉之誤鑄也」とし、これをも任意に改めているが、それでもなお暦譜には合しない。呉氏の暦譜における康王元年以後の正月朔日の干支を、干支番號に直

して列すると

42 37 31 55 49・13 7 2 26 20・14 38 33 27 51・45
9 4 58 22・16 11・35 29 53・47

の廿六年であるが、

廿又二年四月己酉は

元旦朔⑪四月朔⑨既望己酉㊻（＊前年置閏、第八日）

廿又五祀㊸八月朔㊾既望甲申㉑（＊前年置閏、第三日）

で入譜しがたい。

呉氏の厤朔は、康王期に師訇毀・散季毀・無曩毀・番匊生壺などを列入するという粗雜なものであるが、曆譜の計算の上においても首肯しがたいところが多い。

董作賓氏は本器を成王に、また大小二盂鼎を穆王期とする說であるが、曆譜上の問題はそれによつて避けられるとしても、時期が遠く離れ過ぎる。要するに二氏は兩器を一王に屬することは曆朔上成立せず、盂鼎を康王期とすれば本器は別王の紀年に入るべきものとするのである。盂鼎が康王期にあるべきことは殆んど定說とみてよく、この器がまたその曆譜に合するものとすれば、本器も康王期に比定して誤がないものと思われる。

客の字形は人に從う。臣辰卣・呂方鼎の𡨦と似たところもあるが、やはり客であろう。客字の下一字未詳。古文審に于の繁文とするが、おそらく宮名であろう。衣事は衣祀と同じ。衣祀は大豐毀にもみえ、祖考を合祀することをいう。

丁巳、王蔑庚嬴曆、易㬋𩰫・貝十朋

丁巳は己酉より九日目に當る。祭事が終つてのち、賜賞を受けたのである。庚嬴が蔑曆を受けたのはいうまでもなく上文の衣事に與かつたからである。庚嬴の夫君は、おそらく嬴氏方鼎文選・下一・一六に公とよばれている人で、庚嬴は公侯の夫人として、助祭のことに與かつたのであろう。しかし庚嬴がこれによつて王の蔑曆を受け、禮器や貝朋の重賜をえているのは、そのことが一般の夫人助祭とは異なり、おそらくその家が祭祀に關して重要な職分をもつていたからではないかと思われる。そのことは次の賜物からも推測されるのである。

㬋は難解の字で西清には缺釋、古文審には爵と解している。しかし史獸鼎第三三器には「尹賞史獸𧶘」とあり、下文の賜與中に別に爵の字がみえ、明らかに別の字である。本器では㬋𩰫二字連文、禮器の名とみられる。大系にいう。

王國維于史獸鼎釋爲勞、謂象以手持爵勞遠人、羅振玉初襲其說、後于萬諆尊文、又釋爲爵、按釋爵于史獸鼎文難通、釋勞于庚嬴鼎文不諧、二釋均非也

手所持之物、固與爵形相似、然亦有迥然不同之處、由其形象占之、余謂乃古瓚字也、周禮典瑞、

祼圭有瓚、以肆上帝、以祼賓客、鄭司農云、於圭頭爲器、可以挹鬯祼祭、謂之瓚、故詩曰、䘏彼玉瓚、黃流在中、國語謂之鬯圭、鄭玄云、漢禮、瓚槃大五升、口徑八寸、下有槃、口徑一尺、又考工記玉人、祼圭尺有二寸、有瓚以祀廟、玄云、瓚如盤、其柄用圭、有流前注、又大璋中璋九寸、邊璋七寸、射四寸、厚寸、黃金勺、靑金外、朱中、鼻寸、衡四寸、玄云、鼻勺流也、凡流皆爲龍口也、衡古文橫、假借字也、衡謂勺徑也、三璋之勺、形如圭瓚

據此可知瓚之爲物、乃有柄之盤、盤中有勺、勺前有流、盤柄以圭爲之者、謂之圭瓚、以半圭爲之者、謂之璋瓚、今觀史獸鼎文、上端有流、與爵字之流形相同、流下示有重盤、一側視、一平視、平視之下盤復有柄、此非瓚形而何耶、而庚贏鼎文、于曼下更綴以鬲字、字從章聲、叚爲璋、曼鬲卽瓚璋矣、知此爲瓚字、則毓且丁卣之歸曼衵我多高、亞形若齋之曼二□、均從此作、卜辭中尤多見、均當釋爲祼若灌、□乃檝字、讀爲獻也

陳氏もまたこの釋に從つて、字を瓚璋と釋している。思うにこの字形を、流下に重盤あり、側視・平視の象を重ねたものとするのは、字形解釋上に無理がある。郭氏は史獸鼎の字を瓚の初文とみたのであるが、金文では瓚璋をいうときには多く鬲の字を用いる。卯段には鬲章、敔段三・毛公鼎・師詢段に圭鬲の語があり、概ね秬鬯とともに賜うている。また毛公鼎では圭鬲の上に鄲の字が添えられていて「鄲圭鬲」という。郭氏はこれを祼と釋しているが、その字は鼎文の曼に近い。これを以ていえば曼鬲とは祼璋である。祼は後起の形聲の字に外ならない。章にはその材質あるいは用途により、堇章（頌鼎）・瓌章（師遽方彝）・鬲章（卯段）・𩰫章（大段二）・大章（琱生段一）などの名がある。祼章は典瑞にいう祼圭と同じく、祭事に用いる。鬲は𩰫章の意を含めた字形であろう。

對王休、用乍寶鼎

庚贏が直接に王の休に對えて器を作つていることが注意される。單なる助祭のことではないとみるべきである。鼎字は貞に從う。卜文では貞字を鼎形に作り、兩者互易して用いる。鼎をたとえば探湯のような貞問に用いる古俗があつたからであろう。

訓　讀

隹廿又二年四月既望己酉、王、□宮に客りて衣事す。丁巳、王、庚贏の曆を蔑はし、祼鬲・貝十朋を賜ふ。王の休に對へて、用て寶鼎を作る。

參　考

この器の時期について、方・郭・陳氏らはみな康王期とする說であるが、その理由は各〻異なるところがある。郭氏は卣の字體、鼎の形制が大盂鼎と似ている點をあげ、陳氏は夔鳳文の樣式的分類に本づいて時期を推定している。すなわち陳氏は成康兩期の夔鳳文の基本的モチーフとその沿變の次第を求め、次のような分類を試みている。

1. 不分尾的長鳥　岡刼尊・成王方鼎

2. 成對的小鳥　令方彝・彔𣪘

3. 不垂啄的大鳥　塱方鼎

4. 分尾的長鳥　師旂鼎・〓鼎・彔𢦏卣・靜卣・縣改𣪘

5. 垂啄的長鳥　稽卣・效卣・庚贏鼎

6. 分尾而垂啄的長鳥　庚贏卣・贏氏鼎・靜卣

7. 垂啄的大鳥　麥尊・小子生尊・庚贏卣・靜𣪘・靜卣・效尊・己侯𣪘・競卣・師湯父鼎

右のうち4〜7はほぼ同期、斷代別に表示すると次のようになるという。

成王期　2. 令方彝　1. 岡刧尊　3. 塱方鼎

康王初　1. 成王方鼎　4. 師旂鼎　7. 麥尊・小子生尊

康王時　2. 彔𣪘　4. 5. 雍父諸器（〓鼎・彔𢦏卣・稽卣）　6. 4. 7. 庚贏諸器

康王後　4. 7. 白辟父諸器（靜卣・縣改𣪘・競卣）　7. 師湯父鼎

すなわち夔鳳文中、分尾垂啄の流行は康王期にあるとみるもので、

庚贏・效・靜・雍父（彔𣪘・〓鼎・彔𢦏卣・稽卣）各組銅器、應序列于康王之世、最晚是卲世、

這種新形式的鳥、盛行于康王後半期、以至卲王時、師湯父器是最晚的

というのがその結論である。

なお陳氏は遹𣪘・剌鼎・長由盉を穆王期の標準器として、以上の各組を穆王以前・成康期以後の中に位置せしめようとしたのであるが、文様展開の大體觀としては正しいものがあるとしても、文様の問題としてはなお表出の細部にまで個別に檢討を要するところがあり、以上はあくまで大體觀の範圍にとどまるものである。それでたとえば、陳氏は彔𣪘・雍父諸器を何れも康王期においたが、彔𣪘の字様は穆王期の緊湊體に屬するもので、從つて以下の諸器の時代は一世を遞して、みな昭穆期に下るものとなる。

なお庚贏の卣・鼎二器の前後についていえば、卣は年紀をもたず繫年をなしがたいが、その日辰によつて考えると、卣は鼎の翌年、すなわち二十三年の曆譜に入りうる。このとき庚贏の家に不淑のことあり、王は親しくその宮に臨んで賻賵を送り、弔葬のための丹を與えている。鼎銘にいう衣事も、あるいはそれと關聯のあることかも知れない。

竹書紀年によると、文王受命より昭末まで百年であるという。昭王の在位は從來五十一年說がとられているが、それは成康の治世を四十年とし、武王三、居攝七年を加えて數を合せたところがあるのではないかと思われる。また今本紀年は十九年說であるが、昭王期の紀年銘には十四年段𣪘銘があり、南征して還らずとする傳承もあるので、ほぼその前後であろうと思われる。

八一、效　尊

器　名　效觶大系

時　代　康王斷代　孝王大系・麻朔・白鶴

出　土　「見長安市」攈古「與之同銘的卣、攈古錄目云、山東諸城劉氏藏、得之河南、綴遺一二・一三云、器出洛陽市、此一對器、或以爲西安出土、是不確的、當出土于河南境內、或卽洛陽所出」斷代

收　藏　白鶴美術館白鶴

著　錄

器影　白鶴・九　海外・七五　殷周・二一　大系・二〇一　通考・五四四　日本・一五六　通論・一三〇　二玄・二二四

銘文　攈古・三之一・六五　大系・八七　三代・一一・三七・一　二玄・二二三

考釋　韡華・庚上・三(卣)　大系・一〇一　文錄・四・一〇　文選・上三・二七(卣)　麻朔・三・二二　通考・三九八　積微居・一〇四・二七九　斷代・五・一一二

器　制　白鶴吉金集にいう。「高七寸、口徑六寸五分。此の尊、體は稍低く、口緣圈足共に大にして、其の圓味を帶びたる器腹より口緣部に至る緩やかなる曲線は、口の闊き壺と相似たる趣を呈す。各部を通じて繁縟なる虺龍夔鳳紋を以て飾り、雕鏤見る可く、特に器腹を表はせる相向ふ夔鳳の主紋に特色を存せり。器の內底に鑄銘ありて七行六十八字より成る。これと同一の圖紋にして且つ同じ銘文を有する卣、劉燕庭の長安獲古編に見え、其の器、後に陳介祺の藏に歸して奇觚室吉金文述・愙齋集古錄等に效卣と名けて、銘文の拓影を揭げたり。本器はまさに右の卣と同時の作にして、今通體黝黑の銅色に朱褐、群靑の斑を見るも、傳世の色調を存するに徵し、又同時に長安の某所にて出土したるものと解して誤なからむ。郭沫若氏は其の兩周金文辭大系に上記效卣を錄して、周の孝王前後の器とせり。圖紋の示す處、右の推定と相反する點なし」。圖紋のいかなる點が孝王期の證となしうるのか知られないが、器の文様は、昭穆期に盛行した大夔鳳文を主文とし、また銘文の字様も比較的古調を存するものがあつて、少くとも昭穆期より下るものではない。

效　尊

銘文　七行六八字

佳四月初吉甲午、王
雚于嘗

大系に「雚于嘗」を釋していう。

雚殆觀省、又疑段爲館、嘗當是地名、又如讀雚爲灌、說嘗爲烝嘗之嘗、亦可通、唯嘗乃秋祭、與四月不合

綴遺にも雚を觀、嘗を地名とする說がみえている。韡華には文を「此器紀王雚嘗公宮」と解し、

按君無行禮於臣廟之禮者、故不應是祭名、當訓觀視之觀、他器如師酉段所云格虞太廟者、亦祇假其地行册命之事、與此器所載略同

と論じているが、册命は原則として王廟もしくは關係者の廟所で行なわれ、他人の廟所を借るためこれを觀視するという禮はない。積微居には同じく字を觀とよみ、遊觀の義としていう。

按雚當讀爲觀、觀者、古人娛遊之一事也、書無逸曰、則其無淫于觀、于逸于遊于田、以觀與逸遊田並列、是其事也、孟子梁惠王下篇曰、齊景公問於晏子曰、吾欲觀于轉附朝儛、遵海而南、放于琅邪、吾何修而可以比於先王觀也、觀于嘗、與觀于轉附朝儛、句例正同、春秋隱公五年云、公觀魚于棠、亦觀之事也

郭氏が觀をあるいは館の假借であろうとするのに對して、楊氏は觀を字のまま遊觀の義と解するのである。すなわち銘文は、效が王の遊觀に從つて賞賜をえたことを記したものとするのであるが、しかし王の娛遊に從つて貝五十朋を賜うというのは重賜に過ぎるし、またこの句を娛遊と解しては、下文との關係を明らかにすることが困難である。

雚は卜文に多くみえている字で、祭名である。「往雚」佚存・六八〇・「酒雚」粹編・四五二・「遣雚」南北・明・五四三・「雚歲」後篇・下・六・八のように、動詞や他の祭儀と合せていう場合が多い。

壬寅卜、旅貞、王其往雚于戰、亡災佚存・六八〇

は句法がこの銘文と似ており、雚の儀禮が、他の地に赴いて行なわれることのあつた事實を示して

いる。それらは主として耕藉や田獵に關するものであつたらしい。

貞、婦井黍、不其雚」　貞、婦井黍、其雚後篇・下・四〇・一五

庚子卜貞、王其雚藉、叀往、十二月後篇・下・二八・一六

□丑卜貞、婦井田、雚甲篇・三〇〇一

卜文の例からいうと、雚は農藉に關して行なわれている例が甚だ多い。他にも祖祭に關して行なわれることがあり

雚大乙、王……粹編・一四七

酒雚」　禫大乙、王毎甲編・一八五〇

などはその例である。

これら出行・耕藉・田獵及び祖祭のときに行なわれる雚は、起原的には同じ意味をもつものであつたらしく、祼鬯して修祓するための儀禮であつた。それはたとえば

甲寅卜、乍帚、雚、匄……南北・明・四八一

あるいはさきに引いた卜辭佚存・六八〇の例のように、帚を祓い、亡尤を求める儀禮として雚が行なわれていることからも知られるのである。

いまこの銘文に記されている雚禮が、その何れに當るものであるかは明らかでないが、嘗という地名は農耕儀禮に關するところがあるらしく、この雚は耕藉の禮であろう。國語周語上に藉田の古禮についての詳細な記載があるが、春耕のはじまる數日前から種〻の準備儀禮が行なわれ、司空が藉に壇を作つて本禮に入る。その文にいう。

先時五日、瞽告有協風至、王卽齋宮、百官御事、各卽其齋三日、王乃淳濯饗醴、及期、鬱人薦鬯、犧人薦醴、王祼鬯、饗醴、乃行、百吏庶民畢從、及藉、后稷監之、膳夫農正、陳藉禮、大史贊王、王敬從之、王耕一墢、班三之、庶人終于千畝、其后稷省功、大史監之、司徒省民、大師監之、畢、宰夫陳饗、膳宰監之、膳夫贊王、王歆大牢、班嘗之、庶人終食

銘文の「王雚于嘗」とは、國語に王が齋宮に卽き、齋してのち祼鬯のことを行なうというのと合している。卜辭はこの儀禮を雚藉という語で示しているのであるが、それは一般の雚禮と區別する意味であろう。斷代には銘文の嘗を下文の公につづけて、「雚于嘗公」と句讀する說を試みているが、それでは雚の儀禮的意味を解することができない。また積微居に述べているような觀の古儀は、わが國の「國見」などに當り、楊氏說のような單なる娛遊でないことはいうまでもないが、かりに國見的な遊觀の意と解しても、この銘文の場合には適合しない說である。

公東宮、內鄕于王

この句のよみ方について、陳氏はいろいろな試みをしている。

公東宮、可能和公大保同例、則東宮乃是官名、亦見穆王以後的㫚鼎、第二種讀法、以嘗公爲一人稱、則東宮必須爲另一人、是內鄕于王的主詞、東宮或是官名、或是姓氏、如南宮之例、第三種讀法、可讀作嘗公東宮、嘗爲東宮的封邑、則內鄕于王、省去主詞、第四種讀法、可讀爲嘗公東宮、卽嘗公之東宮（宮室）

そして結局は大系・綴遺の句讀に從つて

今暫取方・郭之讀、王觀于嘗地、公東宮納饗禮所用之牲物于王、內鄉于王、猶鄂公御方鼎之內醴于王

と解している。これ以外の訓み方は、實ははじめから殆んど成立しないのである。

楊氏は東宮を宮名と解し、臣卣・伯𢦚設等の西宮と同例としていう。

銘文記臣工見王、皆云、立中廷北鄉、北鄉者、君南面、臣北鄉、則面對其王也、朝廷在中、宮室在兩旁、故有東宮西宮、而無南宮北宮也

東宮西宮は廷禮に用いる宮ではなく、廷禮にみえぬは當然である。南宮は金文にも經籍にも、これを姓とするものがあり、楊說は臆說にすぎない。また銘文の「公東宮納饗于王」を、「公在東宮、納饗于王也」と解しているが、これも增字して文を解するもので、原文に卽したものとはいえない。公東宮は下文では單に公とよばれている。公の下に官名をつけるのは公大保というのと同じく、また公下に名字をつけていうものには公朿作冊大方鼎・公叔賢設などのほか、祖考の名をいうものに縢虎設「皇考公命中」のような例もある。銘文の公東宮は、公大保の例によつて解するのがよい。この場合東宮は、東宮得臣・南宮括のように、氏姓化しているものとみられる。

納饗は、この文がもし藋藉のことをいうものとすれば、周語にいうところの、祼鬯の後の饗醴あるいは陳饗のことであつて、公東宮がその資を納めたことをいうものと解される。藋禮は耕藉にしても畋獵にしても、王都の外において行なわれるものであるから、饗醴の資は、その禮に關與する所在の有力な氏族が、これを奉仕することが多かつたのであろう。

王易公貝五十朋

公東宮の納饗に對する賞賜として、與えられたものである。貝五十朋は、賜貝の例からみても相當の重賜であり、この藋・納饗の儀禮が極めて重要なものであつたことを示している。これを以ていえば、上文の藋は、藉田の禮のほかには考えがたいようである。

公易厥𨚕子效王休貝廿朋

公東宮が、王から休賜を受けた五十朋のうち二十朋を、效に分賜することをいう。𨚕子を綴遺には「與其臣涉子效」と解して涉を人名とみ、また韡華に涉子を世子の稱とし、

世涉音近、而涉字訓涉水、有未至之誼、以喩世子之位、於誼亦合、且金文世子作太子、……葢世大原一音相假、而其本字作涉、旣廢而不用、世遂不知其古之稱誼矣

というも、適解としがたい。郭氏は字を順子と解していう。

𨚕乃巡之古文、從步川聲、此叚爲順、舊釋爲涉、義不可通、云、公易厥𨚕子效王休貝廿朋者、謂東宮錫其孝順之子效、以王所錫公之貝廿朋也

しかし郭氏は、字を巡・順のように解する證を示していない。楊氏は字を舊釋のまま涉とし、その音は枼にして世の意、すなわち公東宮の世子と解する。

尋涉子之稱、古書未見、文頗難通、余以古聲韻求之、涉與枼古音同、葢當假爲枼、……(金文)諸枼字、義皆與世同、枼字本從世聲也、然則涉假爲枼、枼與世同、涉子卽世子也、效爲公之世子、

故云、公錫厥世子效王休貝廿朋、若如方氏之説、則銘文厥字無根、銘文不言臣、而釋爲臣、又蹈增字爲釋之病矣、小子□𡚬云、子易小子□王賞貝、此與公易厥涉子效王休貝、句例同

この解は韓華の説よりも聲義において穩かであるが、䜌はまた顯に作り、同字であると思われる。次のような文例がある。

婀毁　婀休易厥顯吏貝、用作□寶彝三代・七・二六・一

この文の顯吏は、世吏とは解しがたい語である。また㚸毁の銘にも、「拜韻首、魯天子造厥顯福」とその字が用いられていて、これも世福とは釋しがたい。顯はおそらく順の字で、䜌はその省文であろうと思われる。

説文九上に「順理也、从頁从巛」と字を會意にみているが、䜌は卜文によると流れに従うて上下する意の字である。卜文の涉は水を挾んで上下に止(趾)を加えて涉水の義を示しており、金文の䜌とは字形が異なる。順には和順の義があり、馴・遜も聲義近く、同訓の語である。奉令・臣從の義もあり、顯吏とはその意、䜌子も語例同じ。越王鐘に「順余子孫、萬葉無疆」とあり、郭氏はこの順を訓と釋しているが、順なるわが子孫の意である。䜌・葉を聲義同じとする楊説は、この鐘銘においては通じない。また銘文にいう賜與を、世子に對するものとしがたいことについては、後にふれる。

效對公休、用乍寶隮彝

公は公東宮。公東宮と效とは、上文によると少くとも父輩子輩の關係にある。その間における賜與の意味については、たとえば當時における父子同產の制との關係からも問題となるところである。下文に「䝔公休亦」とあり、一般の君臣間の賜與と異ならぬ表現であることが注意される。

烏虖、效不敢不邁年、夙夜奔走、䝔公休亦、其子〻孫〻、永寶

「不敢不」という二重否定の形式は、牧毁・蔡毁などにみえるが、この器銘は早い時期の例として注意される。「夙夜奔走」は祭祀用語。亦を郭氏は下文に屬し、「亦其、其也、亦乃語助詞、無意義」といゝ、經傳釋詞の説を引いているが、金文には「亦其」とつづく語例がない。それで陳氏は、䀇圜器「召弗敢忘王休異」の休異と同語とする。亦は禹鼎に「哀哉、用天降亦喪于下或」とあり、亦喪は奕喪の義。休亦という語例はみないが休奕と解してよく、音も近いことであるから休異と同義の語としておく。

訓　讀

隹四月初吉甲午、王、嘗に雚す。公東宮、饗を王に納る。王、公に貝五十朋を賜ふ。公、厥の順子效に、王の休したまへる貝廿朋を賜ふ。效、公の休に對へて、用て寶隮彝を作る。烏虖、效、敢て萬年まで、夙夜奔走して、公の休奕に揚へずんばあらず。其れ子〻孫〻、永く寶とせよ。

參　考

この器の時代について、郭氏は、文中の東宮と效とが何れも曶鼎にもみえているところから、本器を曶器と同じく孝王期に屬すべきものとする。陳氏が器を康王期としているのと、かなり懸隔がある。郭氏はいう。

本銘東宮與效同見、東宮當卽曶鼎之東宮、效卽效父、故知二器同時、效器有卣、有尊、器制字體、均有周初風味、葢孝世工藝、有復古之傾向也

孝王の時代に復古の風潮があつたという郭氏の説は、實は盠圜器などの「休王」を孝王と解し、たとえば

效父段　休王易效父●●三、用乍厥寶障彝

の休王を孝王、また效父を曶鼎にみえる效父と同一人とすることなどから導かれたものであるが、郭氏ものち自說の誤に氣づいて、大系新版では效父段などを「當在孝王以前」として舊說を棄てている。それで當然この器についても同樣の訂正があるべきところであるが、なお曶鼎との關係ありとして本器を孝王に屬しているのであろうが、陳夢家氏は康王期說の立場からこれに批判を加えていう。

郭沫若因此兩銘有效和東宮、以爲、與曶鼎的效父和東宮、是同一人、而後者有穆王之名、故定在孝王之世、我們以爲、效器的花文形制和字體、都應屬于西周初期的、在本文第五五器（庚嬴卣）下、曾定爲康王時代、效尊和效卣的大鳥文、與麥尊是同時的、應該定于康世、古人單名的居多、所以前後之器、可以有同名的、不一定是同時的、若僅以銘文內的單名、互相系連、是可以致誤的

これは器制上郭說のとりがたいことを述べ、また郭說の根據とする人名の關係をも、偶然的な一致に過ぎないとするのである。陳氏はまた、文中の人物關係より、器を康王期とする自說の論據に及んでいう。

作寶障彝尊　一

本文第一二器（班段）下、曾論及西淸二七・三〇一銘、因巢之入侵、王令東宮、追以六師、此東宮可能卽效器的東宮、因爲它的形制花文、是西周初期的、本文第二五器（召圜器）下、曾論及效器、幷分別效與效父不是一人、懷米一・二三的效父、與曶鼎的效父、雖係同名、更顯然不是一人、前者是成王時代的、後者是穆王以後的

本器の東宮は、成王期に六自を率いて南方の巣を征伐した東宮とは同一人の可能性があるとしても、效は效父段成王期の效父、曶鼎穆王以後の效父とは、何れも無關係とするのである。そして東宮との關係を通じて、康王期説への可能性を導こうとしている。

まず本器の器制文様よりしていえば、器は容庚氏が通考において本器の後に列している作寶隮彝尊一・二五四五・五四六と極めて近く、殆んど同笵かと疑われるほどである。作寶隮彝段通考・二七二 故宮下・一五九もまた尊と同時の器であると思われる。兩耳鳥首を飾っている。また鳳紋段通考・二七三も兩耳鳥首、大夔鳳文は前者に似ているが、ただ耳は圏足部に密着している。なお相似たものに邢季尊・故宮・上・一二〇・作旅彝卣故宮・下・二七二・作寶隮彝卣故宮・上・一三九等があり、末の一器は同銘のセットに屬する器である。

作旅彝卣

いま本器の鳳文を靜段に比較すると、靜段のそれには様式化の傾向が著しく、本器との間にほぼ一時期の前後があるとみられる。靜段を穆王期にありとすれば、本器は昭王期ということになろう。

銘文中の人物について、郭氏は本器の東宮と效とを、舀鼎の東宮・效父と同一人とし、陳氏は啓貯段の東宮を本器の東宮と一人の可能性あり、效は效父段・舀鼎の效父とは各〻みな別人であるという。啓貯段一〇二頁は失蓋の段であるが、項下に己字形の夔鳳帶文あり、垂啄垂尾、方座をもつ初期の器制のもので、本器と時期が近い。從って兩器の東宮は、同一人である可能性がある。舀鼎はいまその器形を傳えず、同じ作器者の器とみられる舀壺は蓋のみを存している。舀壺には右者として井公の名がみえ、舀鼎には井叔があり、共王期の金文には右者井伯の名が頻見する。舀器の時期は、本器よりかなり後れるものとみられる。

效父段は文首に「休王賜」とあり、陳氏は休を動詞と解して器をみな成王期に屬し、郭氏ははじめ「休王」を孝王とみて、その一群の器を孝王期においたが、文首に「休王」をおく器群は、ほぼ昭王期に屬すべきものである。第四五器以下參照。

銘文中、父子間の賜與という問題がある。公東宮がその順子效に、王から休賜された貝を分賜しているのであるが、このような事例は積微居にも指摘している小子□尊綴遺・一八・一七において、子が小子□に王の賜貝を分賜している例を除いては、他に殆んどみられぬことである。父子同產・官職世襲を原則としている社會において、父子間の贈與ということは考えがたいことであり、殊に楊氏が銘文の順子を世子と解したのは字釋の誤であるのみならず、右に述べた點からも困難である。もし父子間に分賜のことがあつたとすれば、それは別子分宗の場合と解する外はないようである。

またそれでなくては「對公休」以下の末文を理解することもできない。「夙夕奔走」は祭祀用語であり、父在世のときに祭器を作り孝享をいうこともありえないわけである。この場合ただ、效が公東宮の別子として、分宗の廟器を作ったものと解すべきであろう。

蘿が卜辭にも多くみえる殷禮の傳統をもつ儀禮であること、また啚が千畝藉田の禮などと關係ある地名らしく考えられること、納饗が䣄侯鼎の納醴にもみえるように、多く他族からの奉獻であること、賜物が貝であること、殷器では本宗たる子から別子たる小子への賜與がみられること、すべてこれらのことは、この器銘の解釋に當って考慮すべき事實である。

本器と同銘の卣が一器、著錄によって傳えられている。

*效卣

出土　「得之河南」擴古　「或以爲西安出土」綴遺　「長安出土」通論

收藏　「山東諸城劉氏藏」擴古

著錄

器影　長安・一・一七　周存・五・七九　大系・一七四

銘文　擴古・三之一・六六　愙齋・一九・四　周存・五・七八　奇觚・六・一五　綴遺・一二・一三　大系・八六　小校・四・六八　三代・一三・四六・二，三

器制　提梁あり、環耳犧首。器蓋に何れも鮮麗なる顧鳳文を飾っている。效尊の鳥文と殆んど同じく、同時の作器である。靜卣の器制・文様も、ほぼこれに似ている。

效　卣

本器は長安の出土とするものが多いが、尊・卣ともに河南に得たりとする擴古の說が信ずべきようである。のちあるいは長安に齎らされたのであろう。尊はいま白鶴美術館の有に歸している。大夔鳳文彝器中の優品であり、卣の制作もおそらくみるべきものがあると思われるが、いま所在は知られない。

效器にみえる公東宮は、おそらく啓貯𣪘にみえる東宮であろう。器の時期も相近いものであると思われるので、ここに附載しておく。

＊啓貯𣪘

器名　般敦西淸　啓貯敦文錄　鼓𦤎𣪘文選　陵貯𣪘大系　肇貯𣪘唐蘭

時代　穆王晩期唐蘭　孝王大系

著錄

器影　西淸・二七・三〇　大系・九六

銘文　大系・八五

考釋　大系・一〇〇　文錄・三・二三　文選・上三・五

器制　西淸にいう。「高六寸三分、深三寸三分、口徑三寸八分、腹圍一尺八寸三分、重七十七兩、兩耳、有珥」。器は失蓋。器の項下・圈足部及び方座の四周に夔鳳の帶文を付している。項下の夔鳳は己字形をなし、細身の尖鋭な突出文であるらしく、口に木葉を銜えたような垂啄があり、圈足及び方座の夔鳳は𦉢父方鼎第四六器の文様と似ている。器腹は素文。器制・銘辭などから考えると、郭氏のいう孝王期說は疑問とすべきである。

啓貯𣪘

銘文　四行二四字

□啓貯罘子鼓𦤎、鑄旅𣪘

文はすこぶる難解である。郭氏は□陵貯と鼓とを人名とし、鼓下の一字缺釋、そしてこの兩者を作器者としているが、兩名の作器ということは普通には考えられない。文錄にいう。

上缺一字、爲人名、啓者肇也、頃敦、頃啓卿宁百姓揚、此啓貯、與啓卿宁相同、其義未詳、鼓𦤎似其子名、然舀鼎有罰罘鼓金之語、亦未詳何說也

文義は識りがたいが、その文は頃𣪘と比較すべきものがあるとしている。頃𣪘は文錄三・二九・文選上三・一にみえ、文選に梨齋拓本に據るというのみで、その拓迹をみないが、文にいう。

頃啓卿貯百姓、揚用作高文考父癸寶隮彝、用𤔲文考剌、余其萬年、𩛥孫子寶

銘末に亞形の圖象標識を記し、文考を父癸と稱している。文錄に「啓者肇也、卿者會也、宁猶聚也、言初會合百官」というも、貯は貯賓の貯、上用米などを取る地をいう。頃はその地の管理者として、はじめて百姓を會聚し、施政のはじめを紀念してその器を作つたのである。いま頌毀の文を以てこの銘を解すると、□がはじめて貯賓の管理のことに當り、またその子鼓が、睘すなわち畋獵のことに與かる榮譽をえたので、その管理地の旅宮の器を作つたことをいうものと思われる。

睘は殷金文に「夷方睘」の名がみえ、說文七下に網罟の意であるという。雉網に用いたものであるらしい。つまり作器者は、農穀と狩獵の兩事を王室より命ぜられ、はじめてその職事に就いた紀念としてこの器を作つたもので、作器者は文首の□であるが、文は缺刻のままであるから、次の二字をとつてかりに啓貯毀と稱しておく。啓を般・陖のように釋する說もあるが、啓の壞文であろう。鑄の字形は大保卣・大保方鼎・作册大方鼎などにみえ、古い字形である。

隹巢來钕、王令東宮追以六𠂤之年

大事紀年の形式をとつている。大事紀年は單に大事を以てその年を標するのみでなく、その大事が作器の事由と關聯していることが多い。この器銘にみえる貯や睘のことも、この年の征役に關するものであつたかも知れない。巢について大系にいう。

巢卽班毀秉緐蜀巢之巢、今安徽巢湖附近之古國也、當亦淮夷之屬

班毀によると、緐・蜀・巢は虢城公の管轄に屬しているところであるから、城虢の故地であると考えられる成皐の地より、それほど遠隔にあるとは思われない。陳氏は南陽棘陽の地を以てこれに充てているが、大體淮水の上游方面の夷族であろう。班毀の條參照。來钕は來攻の意。大系にいう。

钕卽笮迫之笮、𩰫羌鐘、達征秦遫齊、卽此钕字義、舊釋爲撫、蓋以左旁稍泐、頗類說文攺撫也、讀若撫之攺字、余初亦釋爲攺、讀爲鋪敦淮濆之鋪、今諦省知其非是

また圖錄銘文にも同旨の文を付記している。字は說文に迮に作る。征迮對文、伐擊の意である。この巢の來钕が班毀にいう東國征伐に關聯あるものとすれば、班毀における虢城毛公の嗣服は、その善後の處置であつたと解することができる。班毀は繪圖が眞を失ない、かつ西清に錄するところは僞器の疑もあつて比較は困難であるが、器制上、本器の方が古制に富み、少くとも昭穆期に入りうるものと思われる。東宮の名はまた曶鼎にもみえているので、郭氏は本器を曶鼎と同じく孝王期の器であるとしている。曶鼎は容・陳二氏は懿王、董・唐二氏は共王期に屬している器である。しかし本器の器制は昭穆期より下るものでなく、同じく東宮の名を問題とするならば、むしろ效尊・效卣にみえる公東宮との關係を考えるべきであろう。效器は何れも大顧鳳文を主文としている器である。公東宮はまた單に公ともよばれており、公東宮の公は尊稱を冠した呼稱である。

六𠂤はまた禹鼎に「西六𠂤」の語がみえる。大系新版にいう。

西六自殆卽成周八自之六、蓋𠂤有戎事時、不必傾全師而出也、成周今之洛陽在殷今之湯陰附近之西、故稱爲西也、由此可知周克殷後、曾于成周與殷屯重兵、以鎭撫殷之遺民、此言追巢人以六自、則不知係成周八𠂤之六、或殷八𠂤之六耳

郭氏は金文にみえる殷八𠂤・成周八𠂤を二とし、成周は西にあるを以て西𠂤とよび、「西六𠂤」と

はその八𠂤中の六𠂤を動員したものと解するのであるが、成周八𠂤・殷八𠂤は同じ軍團で成周庶殷を以て構成されたものであり、地を以て成周といい、その編成を以て殷というにすぎない。西六𠂤はこれと別個の軍團で、また東方諸族の餘裔を以て編成され、外嶡を伐つには多くこれらの兵力が動員されたのである。本器にいう六𠂤は、禹鼎にみえる西六𠂤に外ならない。

東宮は效尊によると、王から貝五十朋を賜うているが、貝を賜うのは東方出自の族に對して行なわれることが多い。八𠂤・六𠂤の師長には、その編成母體となつた氏族の貴戚のものが任命されたと考えられ、六𠂤を率いて巢を伐つた東宮は、效器にみえるその人である可能性がある。本器の作者は、あるいはその隸下にあるものであろう。

訓讀

□、肇めて貯し、および子鼓、𩰫す。旅毁を鑄る。隹、巢の來㑥し、王、東宮に命じて、追ふに六師を以てせしめたまふの年なり。

參考

大事紀年、殊に文末に年紀をおく形式は殷器の通例であるが、その形式は康昭のころまで行なわれており、ときには師詢毁のように、さらに後にまで及ぶこともある。東南夷の一と考えられる巢の反攻を記しているのは、昭王南征の史傳の背景を示す一事實として注意される。

八二、寧毁

寧毁葢文様

時代　康王斷代

收藏　「易縣陳氏舊藏、今在北京歷史博物館、……易縣陳氏、同時所出有另外一毁葢、亦在北京歷史博物館」斷代

著錄
器影　斷代・五・一一四（葢文様）
銘文　一、斷代・五・一一四　二、錄遺・一五二
考釋　文錄・三・三〇　文選・上三・五　斷代・五・一一三

器制　葢だけが存するらしく、文様の拓がある。垂啄の大夔鳳文で、全身が互字形をなす。鳥身を構成する線が太く、鳥形は便化し、字迹も穆王期に通行した小字體でかかれている。

銘　文　　四行二二字。二器同文。

　何れも葢銘のみを存する。

寧肇諆乍乙考隮段

　この文と同じ語例のものに、伯戜段・遂鼎がある。伯戜段にいう。

　白戜肇其乍西宮寶、隹用妥神懷、虩前文人

大系に「肇亦當讀爲紹、言伯戜承嗣、乃作祭器也」と解している。また遂鼎攈古・二之二・三二　愙齋・六・一三　周存二・五八　綴遺・四・一五　三代・三・一八・三には

　遂肇諆乍廟叔寶隮彝

とあり、肇諆の二字は寧段と同じ。注家は多く「遂肇諆」を人名と解し、積微居にもその説がみえるが、伯戜段の例を以ていえば、遂が作器者の名である。「肇其」はまた德盤「德其肇乍盤」三代・一七・九・三のように「其肇」ということもある。肇には肇始と紹繼の義があり、諆は其の繁文。金文では多く無期の語に用いる。寧がその家嗣を承けるに當つて、この祭器を作つたのである。乙考は父の廟號。乙字は反文、他の一器には正文に書している。父考を乙と稱するのは、寧が東方系の氏族であるからであろう。

其用各百神、用妥多福、世孫子寶

其は上文の諆と別構。神は祖神をいう。多神・百神などの語があり、斷代に次の諸例をあげている。

　乍册休卣　　用乍大御于厥且考父母多申

　宗周鐘　　隹皇上帝百神、保余小子

　杜伯盨　　其用享考于皇申且考

また伯戜段では、「隹用妥神懷、虩前文人」と神懷・前文人を對擧している。百神の義について、陳氏は上掲の例よりしてこれを山川の神と解していう。

　可見神非上帝、亦非人鬼、國語周語中、以供上帝山川百神之祀、韋昭注云、百神丘陵墳衍之神也

いま金文の用例によつてその義を求めると、たとえば大克鼎には「天子明哲、顯孝于申、巠念厥聖保祖師華父」とあり、また前例の「厥且考父母多申」・「皇申且考」などはみな祖靈をいう。特に祖考より以前の先公遠祖を神格化していう語とみられる。

この器はその父である乙考の祭器として作られたものであるが、先公諸神の靈をも招格して、多福を求めることを述べたのである。宗周鐘「先王其嚴在上、……降余多福、福余順孫」・叔向父段「其嚴在上、降余多福繁釐」・蔡姞段「尹叔用妥多福于皇考德尹惠姬」など、先王や父祖の靈に多福を祈ることは銘辭に習見しているが、これを山川の神に祈る例をみない。世孫子の語は、趩觶・師遽段など中期の銘文に多くみえ、何れも時期の近いものである。

訓　讀

寧、肇めて諆れ乙考の隮毀を作る。其れ用て百神を格し、用て多福を綏んぜむ。世孫子、寶とせよ。

參　考

大夔鳳文を主文とする諸器を、陳氏はその斷代標準に從って無條件に康王期と定めているが、大夔鳳文の通行は主として昭穆期にあり、その間にもまた展開のあとをたどることができる。本器の花文は康昭期のものに比して便化のあとがあり、また字迹は緊湊の體で靜・彔・競の諸器と近く、昭穆期とする方が妥當であろう。語彙を以ていえば、百神は宗周鐘に、世孫子は趩觶などにみえ、何れも昭穆期以前に用例のない語である。

寧氏の諸器と考えられるものに

寧遹毀銘

*寧女父丁鼎　愙齋・三・一四　奇觚・一・七　殷存・上・五　綴遺・三・九　小校・二・二六　三代・二・三八

*寧遹乍甲姛隮毀　攈古・二之一・二二　周存・二・補　三代・七・一七・一

などがある。愙齋賸稿に、寧女を父母に歸寧する意とするのは、もとより誤である。右の二器は、何れも字迹が本器より稍しく早いものとみられる。三器みな東方系の廟號を記している。

寧遹毀について、積微居一一五に參考とすべき意見が述べられているので、引用しておく。

寧者作器人之名、遹者、詩大雅文王有聲云、文王有聲、遹駿有聲、是也、此銘遹字、義與詩文諸遹字同、又他器銘屢言某肇作某器、肇亦語辭無義、釋爲始者非是、此銘言遹、猶他諸器言肇也

耳　卣

楊說によれば、「寧肇諆乍乙考隮毀」の肇諆をもまた語詞と解するのであるが、金文には肇巠・肇𩰫・肇勤など連文とみるべき語彙も多く、詩に遹を語詞として用いるのと同じでない。楊氏はまた甚諆肇鼎三代・三・二〇を引いて、「甚諆臧聿作父丁隮彝」と釋し、甚諆臧を作器者、聿を語詞の例としているが、これは「甚諆肇乍」の誤釋、「諆

肇」は本器や遂鼎の「肇諆」と同じ語である。金文には「某肇乍」という形式のものはかなり多く、概ね嗣襲のときの作器と考えられる。

宗周鐘に「王肇遹省文武堇疆土」とあつて肇は肇始、遹は遹省連文の動詞である。寧遹毀の寧遹は作器者の名で、寧に寧女・寧遹の器があるのは、彭に彭女・彭史の諸器があるのと同じである。寧遹と遹毀の遹との關係の有無は知られない。

なお耳卣に寧の名がみえ、いま泉屋に藏している。寧關係の器のうち、器の識るべきものであるから、ここに錄しておく。

*耳卣　泉屋・彝・六二　海外・四五　通考・六三五　卣與觥・二九」　貞松・補・中・一一　三代・一三・三六・六、七」文錄・四・一七　文選・下三・九

寧史易耳、耳休、弗敢且、
用乍父乙寶隮彝

器蓋二文、三行一七字。器銘は泐損して二、三字を存するのみである。器は提梁あり、蓋鈕平底、蓋に角飾なく、器形完好、器の正中に犧首、兩耳に羊首を飾る。

通考に器を毀器の中に列しているが、その夔龍文は史獸鼎第三三器に類し、時期もそれに近いものであろう。また通考に寧史を人名と解するも、史は使役に用いる例が多い。且を文錄以下みな沮と釋し沮喪の義とするが、文意をえがたく、かつ敢の字を加えていることからいえば、且は苟且の意とすべく、「弗敢且」とは縣改毀「毋敢忘伯休」というのと同意とみられる。寧から賜休を受けている耳もまた父乙の器を作つており、東方系の人である。第五六器に著錄した耳尊の耳とは字様が稍しく異なつており、その人の同異を確かめがたい。

八三、趞鼎

器名　趞㲃韡華　趞鼎愙齋・周存・小校

時代　穆王大系　厲王麻朔

收藏　「李山農藏器」愙齋

著錄

銘文　愙齋・五・一〇　周存・二・補遺　大系・二九　小校・三・二五　三代・四・三三・二　河出・二一四　二玄・二五一

考釋　韡華・丙・三六　大系・五六　文錄・一・二三　文選・下一・一三

銘文　九行八三字

唯三月、王才宗周、戊寅、王各于大朝

舊釋に二月と釋するも、合文の書法である。大朝は大廟。周の大廟は宗周と成周とにあり、宗周の大廟は同㲃に、成周の大廟は敔㲃三にみえる。

密叔又趞、卽立、內史卽命

文首の一字を小校・大系は字のままに釋するが、窓齋は密叔とする。字は高密戈の密に最も近似しており、かりに密と釋しておく。韡華に「國語周語、密康公、韋注、密姬姓也」の密であるとしている。又は右、いわゆる右者で、册命に侍立する役である。器銘は早期の册命形式を傳えている。趞字の從う豈は、軍鼓の上に羽飾を樹てた形。即立は所定の位置に即く意で、中廷に北鄕して命を受けるのである。內史は史官。册命は作册や史系の諸官がこれを掌つた。即命とは、王より册命を受けて册命者の位置に卽き、これを讀みあげるのである。

王若曰、趞、命女乍豳𠂤家嗣馬

「王若曰」は王の册命を傳達する形式である。大盂鼎第六一器にみえているが、その文では册命の儀禮を記していない。「趞」以下は册命の辭。豳𠂤は豳地にある軍團で、靜毁にみえる豳葊𠂤であろう。家嗣馬は從來家嗣馬と釋されている。家司馬は周禮にその職がみえ、序官に「家司馬、各使其臣、以正於公司馬」とあり、公司馬に對する名である。鄭注に

家、卿大夫采地、正猶聽也、公司馬國司馬也、卿大夫之采地、王不特置司馬、各自使其家臣爲司馬、主其地之軍賦、往聽政於王之司馬

という。その職は都司馬に「都司馬、掌都之士庶子、及其衆庶車馬兵甲之戒令、以國灋掌其政學、以聽國司馬、家司馬亦如之」とあつて、都司馬とともに國司馬に屬する。鄭說によると家司馬は陪臣ということになるが、郭氏はこれを誤として、「今以本銘徵之、則家司馬亦爲王所親命、則各使其臣、與王不特置司馬之解、均非是」という。卿大夫の采地にも中央の行政が及んだとするものであるが、それは本器の銘文を背景とした解釋である。しかし器銘は家司馬の職を命じたものでなく、王官としての冢司馬を任命しているのであるから、郭說は誤釋の上に論を立てているのである。晉壺に家嗣土の職があり、字形は本器と同じ。兩家字とも家とは字形が異なつている。豳は豳の初文。陝西渭北の古名で、かつて大王の都した地である。豳關係の器には

豳王盉　攈古・一之三・六〇　周存・五・六六　長安・一・二八　三代・一四・九・三

豳伯鬲　貞松・補上・一五　三代・五・一六・二

のような王伯と稱するものをはじめ、豳嗣土幽卣三代・一三・三〇には祖辛の器を作り、豳尊同・一一・二五・豳卣同・一三・二五には父辛の器を作り、豳毁同・七・三四では祖丁の器を作つている。關係諸器中には圖象標識を付するものがあり、かれらは東方からこの地に遷されてきたものであるらしい。韡華は豳王盉の條庚下・一に「或爲周王之別稱與」というが、周とは別系である。そしてその地の士人によつて編成されている軍團がいわゆる豳𠂤であろう。趞はその冢司馬として、その董督を命ぜられているのである。

啻官僕射士嗞小大又隣、取遺五守

啻は嫡。嫡官とは官の首長となるをいう。師虎毁に「啻官嗣左右戲繁荊」、また師酉毁に「啻官邑人虎臣」の語がある。僕射以下を窓齋に「僕射王訊小大右陝」、小校に「僕射士訊小大右陝」、また大系には「僕射士嗞小大右隣」と釋している。大系にその官職を説いていう。

周禮司馬之屬、有射人・隷僕・司士・司右、本銘之僕・射・士・小大右、與之相合、嗞小大右隣、

卽牧設嗌庶右沓、嗌・訊當是訊訟之官、大右卽司右見周禮司士注、小右自卽群右、統稱之則爲庶右也、隣若沓、亦職名、待攷

司馬の屬に大僕・祭僕・御僕・隸僕・齊僕・道僕・田僕の諸僕があり、郭氏はこのうちひとり隸僕をあげているが、隸僕は宮中の掃除糞洒のことを掌るもので、軍事には關しない。周禮の諸僕は古代の僕官の分化したものとみられ、大僕が出入軍旅のことに與かることからも知られるように、もと警備護衛に任じていたものであろう。師酉設にいう虎臣も親衞の屬で、下文に諸夷の名を列している。夷人は多く近衞兵仗の役に用いられたものである。

射は射人。周禮において國の三公孤卿大夫の位を掌るとされているのは、おそらく射儀を掌ることから出たものと思われ、會同朝覲の禮にはその介となり、軍行や喪事にも與かつている。射は古く祓禳の儀禮に關して行なわれていたからであろう。

士は司士の屬。群臣の版籍を掌るほか、行政的に廣い職掌をもち、儀禮では射事にも與かつている。金文にみえる嗣士は、牧設に「王若曰、牧、昔先王既令女乍嗣士、今余唯或󠄂改、令女辟百寮、……雩乃嗌庶右沓、毋敢不明不中不井」とあり、百寮を辟治し、司法を職とするものである。嗌は金文に習見する執嗌の嗌。詩に「執訊獲醜」という訊の初文。訊鞫のことをいう。士と嗌とはその職事近く、みな治士あるいは軍法のことに與かる。訊を動詞によむ說もあるが、牧設にみえる「雩乃嗌庶右沓」の乃は領格に用いる語であるから、嗌・庶右・沓はそれぞれ官名とみるべきであろう。

小大又は小大の右。小大は金文において小大邦中甗・小大猷毛公鼎・小大楚賦同上のように、下に名詞をとる。周禮司士に朝儀の位を述べていう。

正朝儀之位、辨其貴賤之等、王南鄕、三公北面東上、孤東面北上、卿大夫西面北上、王族故士、虎士在路門之右、南面東上、大僕大右、大僕從者在路門之左、南面西上注・大右司右也、大僕從者、小臣祭僕御僕隸僕

大僕に從者があるように大右にも從者があつて、小右であろう。周禮司右に「掌群右之政令、凡軍旅會同、合其車之卒伍、而比其乘屬其右、凡國之勇力之士、能用五兵者屬焉、掌其政令」とみえ、司右の下には群右がある。周禮にはまた戎右・齊右・道右の諸職もみえる。韡華に又隣を「右陝」とよみ、陝右の義にして、「葢周召分陝而治、此文亦分陝舊說之一證矣」と論じているのは文義に適せず、傅會の說である。隣は牧設にみえる沓であろう。周禮にはその職がみえない。說文に「五家爲鄰」、また「古者八家爲鄰」禮記雜記正義引書大傳、あるいは周禮注遂大夫・遂人に鄰遂・鄰里の名があり、その卒伍を治めるものをも隣と稱したのであろう。

以上の諸職は、冢司馬がその嫡官としてこれを管掌したのであるが、それは冢司馬の本務としてではなく、ここでは兼職の形で命ぜられている。ゆえに次に職務俸を規定しているのである。

「取遺五寽」を愙齋に「取賦五鍰」とし、大系には「取遺若干寽之語、彝銘習見、……大抵乃貨貝字、苦不能得其讀」と述べ、遺字の聲義を未詳としている。賦は毛公鼎に別にその字があり、遺とは異字。遺はおそらく徵の初文で、周禮司市に「以量度成賈而徵價」とある徵價の徵であろう。

「取遺若干守」と稱するものは、この器などが最も早い例であるが、それは一種の職務俸的な給與であるらしい。揚毀では、本官以外に訊訟のことを命じて「取遺五守」を與えられ、番生毀・毛公鼎でも兼職に對する報償として、遺廿守あるいは卅守を賜うている。守は鍰の初文。禽毀等にみえる。その守數について大系にいう。

守數、以毛公鼎之卅守爲最多、其次則番生毀之廿守、又其次則均是五守、而五・廿・卅、均爲五之倍數、此中恐亦有若何之關係、又曶鼎、用償征賣兹五夫、用百守、則一夫之價當償二十守、知償値亦不甚昂、取償若干守、葢言月取若干、以爲薪俸也

いま家司馬の薪俸を月五守とすれば、一夫二十守は決して「亦不甚昂」とはいえないが、これは兼務俸とみるべきである。考工記冶氏によると三鋝は二十兩、一鋝は六兩大半である。尤もその量・價は時期と地域により異なるところが多く、取遺五守がどれほどの收入に相當するのかは知られない。

易女赤市幽亢緣旂、用事

册命に當っての賜與をいう。これらの禮服などを賜與するものとしては、時期の早いものである。市は韍の初文。字はまた芾に作り、詩候人「三百赤芾」の釋文に「祭服謂之芾」とみえる。詩の斯干・釆芑に「朱芾斯皇」、車攻に「赤市金舃」、また釆菽に「赤芾在股」というように、祭服の蔽膝である。說文七下に「市韠也、上古衣蔽前而已、市以象之、天子朱市、諸侯赤市、大夫葱衡、从巾、象連帶之形」とあるが、詩の例でいうと、貴族の間では朱・赤を用いるのが常であった。市・芾・紱・韍・黻・韠など、みな通用の字である。

幽亢は珩玉。何毀にも赤市・朱亢・緣旂を賜うことがみえている。大系にいう。

卜辭有此字殷契佚存四三片及九五四片、唐蘭釋爲亢、以本銘證之、其說至確、葢此與它器言赤市幽黃者同例、亢乃黃之叚字、古音同在陽部也、何毀之赤市朱亢、亦然、黃本古佩玉之象形文、叚爲黃色字、而失其本義、說詳釋黃金文叢攷三及釋亢黃銘刻彙攷續篇、又所謂黃圖錄末附

市を用いるときには珩を佩びる例であったらしく、賜與のときには兩者を併せ賜う例が多い。緣旂は趞曹鼎一・望毀では單に緣という。字はまた鑾、通じて鑾に作り、鑾鈴・鑾和ともいう。衡にあるを鑾、軾にあるを和、鑣にあるを鈴などと區別されてもいるが、詩の載見「和鈴央央」の傳に「鈴在旂上」とあり、左傳桓二年「錫鑾和鈴」の注に「鈴在旂」とあり、旗につけて鑾旂という。毛公鼎に「朱旂二鈴」の語があり、やはり旂に鈴をつけたようである。緣と旂とを區別するよりも、本器の賜與には車を含んでいないのであるから、鑾鈴をつけた旂とみる方が穩當である。

「用事」の事はもと祭事をいう。「事喜上帝」大豐毀・「障史于皇宗」令毀・「衣事」庚嬴鼎の事はみな祭事の義である。從って用事の初義は廟事につかえる意味であった。師虎毀「苟夙夜、勿灋朕令、易女赤舃、用事」の上二句は政事、下二句は祭事をいう。

趞拜頟首、對訊王休、用乍季姜障彝、其子ゞ孫ゞ、邁年寶用

季姜は趞の母であろう。文母文姑のために彝器を作ることは、麥・庚嬴の器などにみえる。邁は萬の緐文。寶用を命ずるのは、上文の「用事」に對する語である。

訓讀

隹三月、王、宗周に在り、戊寅、王、大廟に格る。密叔、趞を右けて位に卽く。內史、卽きて命ず。王、若く曰く、趞よ。女に命じて䋣𠂤の冢司馬と作さしむ。僕射・士𡁔・小大の又隣に嫡官となれ。徵五守を取らしむ。女に赤市・幽亢・鑾旂を賜ふ。用て事へよ、と。趞、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て季姜の隮彝を作る。其れ子〻孫〻、萬年まで寶用せよ。

參考

字は筆意暢達、也𣪘に似てやや疎緩の風があり、庚嬴・靜器の整齊謹飭とは同じでないが、穆王期の緊湊の小字體、彔𢦏諸器の曼衍に比すれば、なお饒かな古色を存している。昭王期前後の一書風と考えてよいものであろう。

八四、靜𣪘

器名　靜彝貞松

時代　康王斷代　穆王大系・通考・積微居・唐蘭　厲王厤朔　宣王窓齋

收藏　「李山農藏器」窓齋「漢石園・雪堂」表

著錄

器影　西淸・二七・一四　貞松・上・三三　通考・二七一　大系・六三　河出・二〇六　二玄・二四三

銘文　古文審・七・五　周存・三・二六　窓齋・一一・五　大系・二七　小校・八・六五　三代・六・五五・二　河出・二〇五　二玄・二四二

考釋　窓齋賸稿・二六　大系・五五　文錄・三・六　文選・上三・一一　厤朔・四・二二　積微居・一八九，二二四

器制　通考にいう。「高四寸六分、腹飾鳳紋、口飾夔紋一道、兩耳作獸首形、有珥」。前垂ある大顧鳳文を以て器腹を飾る。文樣は太い凹字狀の肉づけをしており、稍しく流動を失なつて便化の傾向をみせている。項下の帶文も長身の顧鳳で、大きな前垂がある。この器の文樣に近いものには、「作寶隮彝」・「作旅彝」のように末文數字を銘し、作器者の名

をもたぬ器がある。九七・九八頁、又通考・二七〇・二七二等既製品として製作されたものとすれば、彝器文化の一つの方向を示すものとして注意すべきことである。

靜　段

銘文　八行九〇字

隹六月初吉、王才莽京

莽京を西清に旁京、愙齋には字を豐京と釋して「疑即謂鎬也」という。斷代は莽京を鎬京とする說であるが、その論は愙齋から出ている。莽京儀禮は臣辰卣をはじめとして靜・遹の諸器に及び、すなわち周初より昭穆期にわたつて行なわれたが、その後は殆んど彝銘にみえることがない。文獻にみえている鎬京辟雍は、おそらく莽京辟雍廢絶の後、鎬京に辟雍が遷されたものであろう。從つて鎬京辟雍を歌う詩篇の成立は、共懿以後のことであろうと考えられる。

丁卯、王令靜、嗣射學宮

下文に「八月初吉庚寅」とあり、丁卯より初吉庚寅まで二十四日であるから、丁卯は七月に入るべきである。しかし上文の六月初吉をこの丁卯につづけるとすれば、六・八月の間に一閏月をおかなくては干支が合わない。當時、年中置閏法が行なわれたか否かを考えるべき貴重な資料であるが、丁卯を七月に入れる考え方もありうるので、なお他證を待つべきである。「六月初吉」と「丁卯」

との間に「王在𦌮京」が挿入されている形式については、班𣪘の條三六頁參照。なお厤朔に本器と小臣靜彝とを厲王廿年に屬し、靜彝に「隹十又三月」とあるのでこの年閏月のある確證であると論じているが、靜器を厲王に屬するのは彝器の時代觀と合わず、またすでに六月置閏という以上、十三月という年末置閏はありえない。

靜については宣王說・齊の胡公說がある。愙齋賸稿にいう。

竹書紀年、周宣王名靖、亦作靜、此敦疑卽周宣王爲太子時所作器、故稱文母、不稱文考也

厤朔に厲王期說をとるのもこの說に本づくのであるが、小臣靜彝では靜は小臣と稱し、父某の器を作っている。太子たるものの作器とはしがたい。胡公說は西淸に「靜齊胡公名、是知爲東遷以前器也」という。太公より六代の後で、やはり時期が合わず、凡そ諸侯王の作器に、尊號をつけずして自ら名いう例はない。小臣はもと東方系の貴遊の身分稱號であり、𦌮京辟雍の儀禮には多く殷の餘裔がこれに奉仕した。靜彝によると、靜は父丁の器を作っており、東方系出自の氏族であると思われる。

嗣は司。辟雍儀禮の一として卿射が行なわれたが、嗣射とはその射儀を掌ることをいう。儀禮の鄉射禮は、その古儀の一面を傳えるものである。學宮は周禮春官大司樂「凡有道者有德者、使敎焉、死則以爲樂祖、祭於瞽宗」の司農注に「明堂位曰、瞽宗殷學也、泮宮周學也」とあり、また禮記王制に「天子曰辟雍、諸侯曰頖宮」とみえ、學宮は辟雍施設の一である。積微居に「王命靜嗣射」を以て句とし、學宮を次の小子につづけて學宮小子とよみ、師望鼎の大師小子、毛公鼎の參有嗣小子と同種の呼稱とするが、學宮という官名はないようである。

小子眔服眔小臣眔夷僕、學射

大系に、小子以下を周禮隸僕の屬であるという。

小子・服・小臣・尸僕、均官職名、服卽尙書酒誥、惟亞惟服之服、尸僕夷僕、亦見害𣪘、彼云、官嗣尸僕小射底漁、殆周禮隸僕之類

小子を周禮の官制を以て解するものであるが、小子・小臣はもと王子・王孫に當る身分呼稱であり、卜辭にも「多方小子小臣」の語がある。服は酒誥に「惟亞惟服宗工、越百姓里君」とみえ、亞や宗工と並ぶ聖職の一である。夷僕は夷人出身のものであろうが、害𣪘に「尸僕小射」とつづけており、射に關係ある職であろう。何れも東方系の氏族出自である點が共通している。そして靜は、その射儀の最高の指導者であり、靜卣では王より弓を賜うている。

雩八月初吉庚寅、王以吳㚔・呂犅、卿豳蓋自邦周、射于大池

雩は兩盂鼎や小臣謎𣪘にみえる。八月庚寅は、六月丁卯より數えて八十四日目に當っている。何れも初吉であるから、六月丁卯は初吉の末日、八月庚寅はおそらくその初日であろう。

吳は吳伯班𣪘・作册吳吳方彝・內史吳師虎𣪘・吳大夫同𣪘・吳師大𣪘二・吳大師酉𣪘など、また呂は呂伯班𣪘・呂行呂行壺・呂呂方鼎など金文に多くみえるが、班𣪘の吳伯・呂伯は時期も近く、本器の吳・呂とも關係がありそうである。積微居に吳・呂を上文の學宮小子に當るものとしていう。

吳㚔・呂犅、皆本銘所謂學宮小子、卽周禮之國子與貴遊子弟也、知者、毛班見穆天子傳、乃穆王

時人、毛班毀銘記、王命吳白呂白、左右毛父、呂白卽書呂刑之呂侯、與吳白皆穆王之重臣也、…

…吳𠂔・呂𠨘、蓋吳白呂白之子弟、乃以國子與貴遊子弟之身份、入大學者也

班毀にみえる吳・呂二伯は、何れも「以乃𠂤左比毛父」・「以乃𠂤右比毛父」と命ぜられており、それぞれ自己の部隊をもつ師長であるが、莽京辟雍における卿射儀禮に奉仕するため、特に射儀を敎えられていたのであろう。呂刑にみえる呂侯はまた甫ともよばれる姜姓四國の一で、本器や班毀の呂とは別である。

卿は會。噩侯鼎にも「駿方卿王射」とみえる。愙齋賸稿に「會𦅫、同學射之意、蓋當卽𦅫字之繁文、𠂤當卽師字之省文、糾師邦周、有大閱之意」と大閱の禮をいうものとするが、文は大池における卿射をいう。文選に

𦅫或謂卽𡆥字、𨌰鼎、令女作𦅫師、是𦅫師官名、𦅫蓋師、當亦官名、言王與吳𠂔・呂𠨘、會同𦅫蓋師及邦周、射于大沱也

と論じて𦅫蓋師を官名とするが、𨌰鼎の文は「令女作𦅫自家嗣馬」とあつて、冢嗣馬が官名である。卿射は吳𠂔・呂𠨘の所屬と、𦅫蓋の師・邦周の部隊との間で行なわれたとみてよい。辟雍の大池は遹毀にもみえ、また麥尊では射禽のことが行なわれている。卿射は祓禳・盟誓などの意味をもつ儀禮で、令鼎では藉田の禮において、有嗣と師氏小子とが卿射しているが、小子など異族出自のものが參加する卿射には、盟誓的意義があるものと考えられる。

積微居に器を穆王に屬し、穆天子傳の說話にみえる西北の遊を「動之大者」、本器にいう大池の射を「動之小者」であり、「要之、皆王性行之表現也」と論じているが、莽京大池における射漁は、辟雍儀禮の一として歷代行なわれていることであり、穆王の一代に限るものではない。

靜學無㚣、王易靜鞞剢

學は敎。古くは動詞は能動にも被動にも用い、いわゆる施受不分であつた。積微居には禮記學記「學學半」の例をあげて、學を敎・學の二義に用いる證としている。古くはおそらくアクセントで區別していたのであろう。

無㚣を愙齋等に無斁と釋し、大系にも

無㚣卽無斁、又通作無射、毛公鼎及師訇毀作亡㝮、無斁猶無厭也

という。一般にその解がとられているが、積微居には無斁と釋する說を出している。

無㚣、吳・郭・于皆以無厭釋之、余疑㚣當讀爲斁、說文云、斁敗也、無斁猶他器言亡尤也、蓋王于六月令靜嗣射事、歷月餘、至八月、會射于大池、會射者、所以考驗靜嗣射之效能也、及旣射、而王知靜敎射有功、故以鞞剢錫之、靜敎無㚣、承上文之會射而言其果、起下文之錫物而言其因、云無厭、則於義不剴切也

郭氏の引く毛公鼎・師訇毀は、何れも「皇天亡㝮」・「皇帝亡㝮」のように皇天・皇帝という主語があり、本銘と文例が異なる。主語が人の場合には、たとえば麥尊「侯見刋宗周、亡述」・遹毀「遹御亡遣」など、亡尤・亡遣の語を用いる。字はおそらく班毀の「三年靜東或、亡不戍㚣天畏、否畀屯陟」の㚣と同じく、斁の義を以て解するのがよい。

鞞剢は、西清にけだし刀劍の屬であろうとし、古文審には「說文、鞞刀室也、……古籀補、遂射韝也、以朱韋爲之、著左臂、所以遂弦也」、すなわち刀室と射韝の二物であるという。なお剢を遂とよんで、禮記內則の「左佩金燧、右佩木燧」の燧とする說、また佩璲と解する說をあげ、みな通ずるとしている。番生𣪕には鞞剢を悤黃・玉環などの中に列しており、玉器の類であるらしい。大系にいう。

余釋爲鞞璏、劍鞘上端之玉飾、以貫綫者、古亦稱劍鼻、又謂之刀衣鼻、其器之存世者頗多、今俗謂之昭文帶、而莫明其用、說詳余釋鞞𩋗

その文は金文叢攷三、金文餘釋の釋鞞𩋗にみえる。鞞は詩の小雅瞻彼洛矣「鞞琫有珌」の傳に、「鞞容刀鞞也、琫上飾、珌下飾」、大雅公劉「鞞琫容刀」の傳に「下曰鞞、上曰琫」とみえ、また𩋗は劍鼻玉で、鞞剢とは佩劍のため劍鞘に裝着したいわゆる昭文帶がそれであるとする。昭文帶について郭氏はいう。

所謂昭文帶者、在劍身上端四分之一處、縱軸與劍平行、方孔所偏在之端居上、蓋飾劍鞘之物、方孔者所以備貫繫、而繫於鞘者也、……昭文帶之方孔頗大、除貫繫之外、尙恢恢乎其有餘地、蓋所以貫劍綫者也、古之佩劍、必有綫、佩時以掛於劍帶之下鉤、解佩時可供提挈璏爲劍鼻、古無異辭、然則所謂劍鼻者、卽此飾於劍鞘之昭文帶也、劍鼻當是俗名、蓋以璏着於鞘、有類於鼻、孔復貫綫、亦似穿牛鼻然、故謂之鼻也叢攷一七三頁

その裝着の狀態は、樂浪古墓出土の遺品等によってこれを檢することができる。積微居には剢を遂齋によって遂と釋し、射韝とする說をとって、「猶靜卣之錫靜以弓、射韝與弓、皆射事之用具也」としているが、本器と卣銘とを必らず一事に解する要はない。

靜敢拜稽首、對𩵦天子不顯休、用乍文母外姞𡚬𣪕、子〻孫〻、其萬年用

文母は詩の周頌雝に、「既右烈考　亦右文母」とみえる。積微居に師隹鼎の例をあげ、「彝銘中罕見之例也」としているが、師趛鼎三代・四・一〇・三・叔皮父𣪕同・八・三〇・二などにもみえ、皇母という例も多い。外姞は姞姓の女、靜の母である。

訓　讀

隹六月初吉、王、葊京に在り、丁卯、王、靜に命じて射を學宮に嗣らしむ。小子と服と小臣と夷僕と、射を學ぶ。

雩(ここ)に八月初吉庚寅、王、吳𠦪・呂剛を以ゐて、𤔲𦪷の師・邦周と卿し、大池に射せしむ。靜、學(をし)へて㪇ること無し。王、靜に鞞剢を賜ふ。

靜、敢て拜して稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て文母外姞の𡚬𣪕を作る。子〻孫〻、其れ萬年まで用ひよ。

參　考

靜の器にはなお靜卣・小臣靜彝がある。靜卣には「隹四月初吉丙寅、王在葊京、王易靜弓」とあり、

その日辰は靜𣪘の丁卯を六月初吉に屬するときは同年の曆譜と合う。六月の學射に先立つて弓を賜うたものとすれば、靜卣の方が𣪘より早い製作となる。また小臣靜彝には日辰を加えていないが、小臣の稱を附しており、三器中最も早いものと思われるが、器影を傳えず、銘も摹本を存するのみである。いま最も長文の銘をもつ靜𣪘を靜の代表器として錄し、靜卣・小臣靜彝を附載しておく。

*靜卣

器名　靜彝一 全上古

時代　康王 斷代　穆王 大系・通考・唐蘭　厲王 麻朔　宣王 愙齋

收藏　一、「善齋彝器圖錄著錄、中央博物院藏器」故宮　二、「內府藏」西淸

著錄

器影　一、善齋・禮三・三五　大系・一七〇　善齋・一一六　故宮・下・二七一　二玄・二五五

二、西淸・一五・二〇　大系・一六九

銘文　一、積古・五・三二　攈古・三之一・四　奇觚・一七・一六　貞松・八・三〇　周存・五・八八　大系・二八　小校・四・六二　三代・一三・四一・三・四　二玄・二五四

二、貞松・八・三〇　大系・二八　三代・一三・四一・五

大系にいう。「此當是西淸古鑑所錄一器、與前器異、器殘、僅存此銘」。善齋に第一器を僞器、その器銘は原器の殘片を篏入したものという。一・二の器銘は同刻のものとみられる。

靜　卣

考釋　全上古・二三　大系・五六　文錄・四・一四　文選・下三・一二　麻朔・四・二三

器制　一、故宮にいう。「通梁高二二・七糎、深一二・八糎、口徑縱一〇糎、横一二・三糎、底徑縱一二・八糎、横一五・五糎、腹圍五八・一糎、寬二〇・二糎、重三・〇三瓩」。器蓋に各〻夔文を付し、蓋の肩が高く張つて全體として角張つた器形である。兩耳は環、提梁は繩型、蓋鈕平底にして兩角をもたぬことなど、この期のものとしては不審の點が多い。二、西淸にいう。「通蓋高六寸七分、深四寸五分、口縱三寸三分、横四寸四分、腹圍一尺八寸四分、重一百七十兩、

兩耳、有提梁」。提梁が大きく、器の下腹が強く張り出していて、全體の器形は泉屋彝器・六〇の卣に近い。文様は器蓋ともに華麗な大夔鳳文を主とし、鳳の頸部に白字形の文がある。效卣・庚贏卣と同系の文様である。

銘文　一、器四行三六字　蓋七行三六字　二、器蓋各々四行三六字

佳四月初吉丙寅、王才葊京、王易靜弓

靜𣪘に「佳六月初吉、……丁卯」とあり、その丁卯を六月初吉とすれば本器の干支と相接することになるが、それには六・七月の間に置閏を前提しなければならない。文錄に、靜𣪘にいう學射のために、先立つて弓を賜うたとしているが、もし靜𣪘の丁卯を七月として閏を加えなければ、本器の厤朔は𣪘の前年、もしくは六年前でなければ干支が合わない。𣪘銘とは一應切りはなして、靜の職事に關する賜與とみてよいようである。

葊京を西淸に旁京と釋して陪京の意とし、洛邑であるという。積古には邦京にして靜𣪘の邦周と同じとする。王が葊京に臨

んでいるのは辟雍儀禮のためであり、靜は射儀の奉仕者として弓を賜うている。弓字は弓身の象である。

靜拜䭫首、敢對揚王休、用乍宗彝、其子々孫々、永寶用

宗彝は宗室の彝器。過伯𣪘「用乍宗室隮彝」・善鼎「用乍宗室寶隮」というに同じ。陳氏は宗彝を盛酒の器とする說である第五七器參照が、鼎文に宗彝と銘する例などもあつて、嚴密な區別があるわけではない。

訓讀

佳四月初吉丙寅、王、葊京に在り。王、靜に弓を賜ふ。靜、拜して稽首し、敢て王の休に對揚して、用て宗彝を作る。其れ子々孫々、永く寶用せよ。

參考

奇觚の靜彝一の條に四行卅六字の銘を出し、「積古五攈古三之一、皆異笵」というも、殆んど同じ銘である。西淸は器蓋とも四行三六字、その一銘が第一器に箝入されて、卣に二器ありと傳えられたものかも知れない。七行銘は僞刻とみられる。

*小臣靜彝

器名　小臣繼彝積古　靜彝全上古　小臣靜卣綴遺　綴遺にいう。「吳玉搢金石存已箸錄、以

第三行卽字爲敦、積古齋款識、名爲小臣繼彝」。綴遺も龔孝拱郎中の輯拓によつて摹入したものであるから、器を實見していないらしく、卣とも定めがたい。いま諸書のいうところに從つて彝としておく。

時代　成康期斷代　他は靜𣪘・靜卣と同じ。

收藏　「此器向不審誰氏所藏」綴遺

著錄　積古・五・三一　攈古・二之三・五八　奇觚・一七・一七　綴遺・一二・一　大系・二九　全上古・一三　韡華・己・九　大系・五六　文錄・二・一八　文選・下二・九　斷代・三・八三

銘文

銘文　五行三一字。全上古に拓本に據るというも、著錄類はみな摹本である。大系にいう。「此器未見拓墨、字有損壞處、余初疑爲僞、今按非是」。積古は趙謙士の摹本、綴遺は龔孝拱の輯拓による。諸本は父下の丁字を脫するが綴遺にはあり、

考釋　字迹もほぼ眞に近い。

隹十又三月、王客莽京

厤朔に靜𣪘と同年の器とし、靜𣪘の日辰は閏月を含み、本器に十三月とあるのはその證であるとするが、年中置閏ならば十三月はありえない。初期の注家は十三月の解に苦しんで種〻の考說を試みている。綴遺にいう。

十又三月、與趞尊文同、嘗疑爲正月之異文、今按、薛書公緘鼎十有四月、薛氏以爲、嗣王居喪、雖踰年未改元、故以月數也、說與董廣川同、劉幼丹太守曰、攷井侯彝云十八月、管子輕重戊篇云十三月、管子令人之魯梁、二十四月、魯梁之民、歸齊者十分之六、二十八月、萊莒之君請服、古人記月、誠有不可解者、按此言深得闕疑之義

十三月は趞卣・中方鼎一・釁圜器・䢅觶・縣改𣪘・牧𣪘などにみえ、初期の器に多く、後期には殆んどみえない。しかし春秋初期にはまた年末置閏が多く行なわれている。置閏の法も時期によつて變動があつたものと思われる。

客は格。麥尊に「迨王客莽京彡祀」とあり、客の字形は本器の字と近い。

小臣靜卽事、王易貝五十朋

大系に「此小臣靜、與上靜卣・靜𣪘之靜、當係一人、特作器有先後、因而靜之職官、亦當有大小耳」という。小臣を周禮にみえる小臣と考え、これを卑官としたものであるが、金文にみえる小臣の器は優品が多く、周禮にいうような隸僕の類ではない。

即事の事は祭祀。小臣𨔥鼎第五五器にも「小臣𨔥即事于西」の文がある。即は即立・即命・即東命など、ことに臨み實踐に即くをいう。ここでは葊京の辟雍儀禮に與かることであろうが、貝五十朋は重賜で、このときの儀禮の重要さを示している。貝を賜う例は東方系の族に多い。

䂂天子休、用乍父丁寶隮彝

丁は綴遺によって補う。西周中期以前の器にして天子と稱しているものは、東方系の作器に多く、周人は概ね王と稱する。後期になると天子が通稱とされている。本銘のように文中に王と天子の兩見するものに、獻𣪘・𡚸𣪘・彔伯𢦏𣪘・靜𣪘等がある。天子の語義については、獻𣪘第四九器の條參照。

訓 讀

隹十又三月、王、葊京に客る。小臣靜、事に即く。王、貝五十朋を賜ふ。天子の休に揚へて、用て父丁の寶隮彝を作る。

參 考

斷代に十三月・即事・王と天子・五十朋の賜與などをあげて

以上皆西周初器、故此器小臣靜亦當在成康時、與靜卣靜𣪘之靜、可能是一人、靜器當在康王時

と論ずるが、陳氏の指摘する四項の事實は昭穆期ごろまで認められることであり、特に靜の𣪘・卣に見える鳳文や字迹は、昭穆期通行のものである。

靜叔𣪘貞松・三・四 三代・三・三二・一は字迹下り、靜氏の器であるか否かを知りがたい。

八五、遹 𣪘

時 代 穆王大系・麻朔・通考・斷代

出 土 「庚戌年一九一〇年、宣統二年秦中出土」周存 「近年出土」貞松

收 藏 「爲匋齋所得、在所編吉金錄之外」周存 「歸廬江劉氏善齋」貞松

著 錄

器影 善齋・禮七・八六 大系・八二 善齋・八三 通考・三〇七 河出・二一三 二玄・二五七

銘文 周存・三・四〇(蓋) 貞松・六・三 大系・二七 小校・八・五一 三代・八・五二・二

書道・五九 河出・二一一 二玄・二五六

考 釋 大系・五五 文錄・三・六 文選・上三・九 通考・三四六 斷代・六・八五

王國維 遹𣪘跋觀堂集林・一八

器 制 善齋にいう。「身高七寸八分、口徑八寸八分、底徑九寸半」。兩耳犧首銜鐶、三足、失蓋の𣪘で、器腹に瓦文を飾る。瓦文は共懿期以後の波狀をなす凹凸文ではなく、古い直文にみられる縄文狀のもので、甚だ雅致に富む。圈足下の小三足も、後期の三足𣪘と異なり、稍長く、足端の屈折もなく、安定した感じを與える。銜環・三足の𣪘としては時期の早いものである。失蓋の𣪘であるから、周存に銘を蓋銘とするは誤であろう。

遹　段

銘　文　　六行五五字

隹六月既生霸、穆王才𦶷京、乎漁于大池

穆王の名はまた長由盉にもみえ、この器とともに穆王期の標準器となすべきものである。

穆王は生稱。王跋にいう。

此敦稱穆〻王者三、余謂卽周昭王之子穆王滿也、何以生稱穆王、曰、周初諸王、若文武成康昭穆、皆號而非謚也、殷人卜辭中、有文祖丁卽文丁武祖乙卽武乙康祖丁卽康丁、周書亦稱天乙爲成湯、則文武成康之爲美名、古矣、詩稱、率見昭考、率時昭考、書稱、乃穆考文王、彝器有周康卲宮・周康穆宮、則昭穆之爲美名、亦古矣

此美名者、死稱之、生亦稱之、書酒誥首、王若曰、釋文云、馬本作成王若曰、注云、言成王者未聞也、俗儒以爲、成王骨節始成、故曰成王、或曰、以成王爲少成二聖之功、生號曰成王、沒因爲謚、衞賈以爲、戒康叔以愼酒、成就人之道也、故曰成、此三者、吾無取焉、吾以爲、後錄書者加

之、未敢專從、故曰未聞也、按馬所云俗儒、謂今文歐陽大小夏侯三家、是酒誥首句、三家今文并衞賈馬古文、皆作成王若曰、又顧命、越翌日乙丑、王崩、釋文云、馬本作成王崩、漢書律厤志・白虎通崩薨篇引顧命皆同、史記魯世家、周公曰、吾成王之叔父、又曰、必葬我成周、以明吾不敢離成王、是成王乃生時之稱、此敦生稱穆〻王、卽其比矣

內府藏獻侯鼎銘、其銘曰、惟成王大□在宗周、王賞獻侯䵼貝、用作丁侯寶障彝、是爲生稱成王之

證矣、考古圖所錄𢦏敦曰、穆公入右𢦏、博古圖所載敔敦曰、武公入右敔、此皆生而稱穆公武公、是周初天子諸侯、爵上或冠以美名、如唐宋諸帝之有尊號矣、然則謚法之作、其在宗周共懿諸王以後乎

王氏は謚號を共懿以後の作であろうとするが、共懿の二王もなお金文に生號の例がある。郭氏の周に謚號なしとする論は、すでに王氏がこれを闢いているのである。

王氏は本器の穆王を隷釋に「穆〻王」と表記し、穆〻が疊語であるのか否かを説いていない。王號としては「穆〻王」という名號は適當としがたい。通考にはそのまま王號としているが、郭・陳二氏はこれを穆王と改めている。陳氏は、金文においては特殊な文字に重點を付する慣例をもつものがあり、そのことは別に「中國文字學」に詳論してあるというが、未刊の書でその詳細を知りえない。穆を疊語に用いたものには

師望鼎　穆〻克明厥心

大克鼎　穆〻朕文且師華父

虢叔旅鐘　不顯皇考惠叔、穆〻秉元明德

の例があり、何れも重點を付している。穆王の名は近出の長由盉に三見するが、何れも重點の有無を確かめがたい。文中の井白に加えている重點が明瞭に看取しうることからいえば、穆には重點がないように思われる。前記の疊語例には明らかに二畫の並列點があり、他の重點の場合と同じ。本器では二畫は稍右下りに禾形の下部につけられていて、必ずしも重點でないようである。いま字を疊語とみず、穆王と釋しておく。

葊京は葊京辟雍、大池は辟雍の大池である。麥尊・靜段にみえる。魯の泮宮にも泮水をめぐらし、水草をとつて廟に供薦したことが歌われているが、金文では魚鳥を取つて供している。春秋隠五年にみえる矢魚も、漁を行なう地は異なるが、その古禮の名殘りであろう。のち大池の禮漸く廢し、詩にみえる鎬京辟雍では、魚鳥は聖地の景象を助けるものとされている。金文にみえる辟雍儀禮は昭穆期の器にまでみえているが、斷代にその儀禮を論じていう。

在鎬京大池、行饗射之禮、其事甚有關於古禮制、而祇見於西周初期和穆王時器

麥尊　……鎬京……才辟雍、王乘于舟爲大豐、王射大龔禽、……王以侯內于寢

靜段　隹六月初吉、王才鎬京、……雩八月初吉庚寅、王以……射于大池

井鼎　隹七月、王才鎬京、辛卯、王漁于□池、乎井從漁、攸易魚

公姞齊鼎　隹十又二月既生霸、子中漁□池、吏易公姞魚三百

本器　隹六月既生霸、穆王才鎬京、乎漁于大池、……遹御……穆王親易𩁹

由此可見周王漁於大池、卽漁於鎬京之辟雍、往往乘舟而射、既射卽以所獲的魚禽、或納於寢廟、或賞錫於其從御之人、其時間則在六月・七月・八月、後世記載、有可參校者、錄之於下

魯語上　古者大寒降、土蟄發、水虞於是乎講罛罶、取名魚、登川禽、而嘗之寢廟、行諸國人

呂氏春秋季春紀　天子焉始乘舟、薦鮪於寢廟月令及淮南子時則同

呂氏春秋季冬紀　命漁師始漁、天子親往、乃嘗魚、先薦寢廟月令同

淮南子時則篇　季冬之月、命漁師始漁、天子親往射魚、先薦寢廟

凡此天子乘舟射魚、登川禽、薦之寢廟、皆與金文符合、但其時間在季春季冬、與金文之在夏季者不合、呂氏春秋所謂乘舟、卽乘舟於辟雍射魚、武王銅器天亡段、王又大豐、王凡三方、卽王汎舟於辟雍之三方、與麥尊相校可知、淮南子所謂射魚、猶春秋隱五、公矢魚於棠之矢魚、禮射義曰、天子將祭、必先習射於澤

魚を寢廟に用いることは、陳氏のあげるこれらの文獻のほか、詩の雅頌に多くみえており、それらは西周後期に實際に行なわれていた儀禮である。またその季節は必らずしも夏季に限らず、公姞鼎においては冬に行なわれており、魯語・時則訓とも合う。上掲の金文例中、靜段は卿射のことで、魚鳥の供薦に關しない。また射禽は麥器や本器にみえるが、文獻例では射禽に及ぶものがなく、そこに辟雍儀禮の沿變のあとをみることができる。

王鄕酉、遹御亡遣、穆王親易遹隹

鄕酉は饗酒。單に鄕大豐段・令段・小臣宅段ともいい、卜文にもその例が多い。醴を用いるときには鄕醴師遽方彝・長由盉・大鼎・史牆盤という。王より賜饗のときと、臣下より納饗效卣・噩侯鼎することもある。後の鄕飮酒禮の起原をなすものであろう。漁・射の禮には饗禮を伴うことが多く、本器は先漁後饗、長由盉では先饗後射の次第となつている。

遹は作器者。御はもと祭祀用語で、刺鼎にも「王禘、用牡于大室、禘卲王、刺御」の例があり、祭祀に奉仕する義であるが、後には虢叔旅鐘「□御于天子」・「御于厥辟」のように臣事、その他「御賓客」・「御爾事」の意に用いる。文錄に、穆王周遊の傳說に傅會して「其爲御者、必非凡材矣」と駕御の意に解するのは、失當も甚だしい。郭氏は曲禮上「御食於君」の御にして、鄭注「勸侑曰御」の義とするが、饗醴に侍して斡旋するをいう。陳氏はこれを上文の漁に屬して、侍漁の義であると說いている。

此器的遹御、猶井鼎的井從漁、皆謂侍從周王往漁、亦卽王漁的侍從、月令注・鄭語注・廣雅釋言・呂氏春秋知士篇注、和戰國策齊策注並云、御侍也、大射儀注云、御猶侍也、宋世箸錄的害段嘯堂・五六—五八曰、官司夷僕小射底漁、此底漁之官、卽左傳襄廿五、申蒯侍漁者之侍魚參考古社刊四・釋底漁、杜預注云、侍漁監取魚之官、於古當爲從漁之官、其職與僕・射同列、蓋既爲侍從、而又司射魚之事、但西周初、有侍漁之人、尚未有底漁之官

嘯堂の一器は害が夷僕小射底漁を官嗣することを命ぜられたことを記し、その職は靜段「小子眔服眔小臣眔夷僕、學射」とあるのに似ている。趞鼎にも僕射がみえ、何れも官嗣の對象としてあげられている。本器の御は「王鄕酉」の下にあり、上文の漁にかかる語法ではない。刺鼎において禘祀に御したように、本器では鄕酉の儀禮に御しているのである。

亡遣は亡譴。大保段に「大保克敬、亡遣」とあるのと同じ語である。

窺は親。特に親賜というのは、その殊寵を記すのである。噩侯鼎に窺易、史懋壺・克鐘に親令の語がある。

鮮は聲義未詳。郭氏は「字書所無、疑是雀之古字、用爲酒尊之爵」というも字形遠く、文義も的確でない。字は鳥に從い、射禽の際にえたところであろう。大池における牲禽であるから、水鳥であろうと思われ、斷代には鳧と釋している。

是王所錫之物、……其字應是鳧類之禽、或卽是鳧而加聲符音如米者、爾雅釋鳥、舍人及李巡注並云、鳧野鴨名曲禮下正義引、爾雅釋鳥、鸍沈鳧、注云、似鴨而小、曲禮下正義及本草拾遺引尸子、並曰、野鴨爲鳧、家鴨爲鶩、詩鳧鷖傳、鳧水鳥也、詩女曰雞鳴、弋鳧與雁、箋云、言無事則往弋射鳧雁、以待賓客爲燕具、可知鳧是水上之鳥、是所謂野鴨、可以弋射而烹食者、鳧是禽之一、爾雅釋鳥曰、二足而羽、謂之禽

字は鳥形と米と干とに從う。その聲を以ていえば、鴻雁の雁に近いようである。詩の「雝雝鳴鴈」を鹽鐵論結和篇に引いて「雍雍鳴鳱」に作る。集韻に「鳱、魚澗切、鳱鴠」とみえ、禽經の張華注に「鳱音雁、鳱隨陽鳥也、冬適南方、集於江干、故字从干」という。およそ牲穀を薦めるときには相宜しきを選んで配することが行なわれ、禮記王制に「麥以魚、黍以豚、稻以鴈」とみえ、また內則には「牛宜稌、羊宜黍、豕宜稷、犬宜粱、鴈宜麥、魚宜苽」とあり、牲穀の和が定められている。いまこの字形に米形を加えているのは、あるいはその和するところの穀を示したものであろう。麥ならば、本器の六月の儀禮と時期も合するのである。

遹拜首䭫首、敢對䚄穆王休、用乍文考父乙隮彝、其孫〻子〻、永寶

拜首䭫首は拜手稽首、首と手とは同音であったとみえ、卯𣪘には「拜手䭫手」のような例もあり、首・手を誤用している。父乙のように廟號に干名を用いるのは東方の俗である。孫〻子〻は普通ならば子〻孫〻という。孫〻子〻は麥器にみえる。麥・靜・遹の彝銘には、相通ずるところがある。

訓讀

隹六月既生霸、穆王、莾京に在り。呼ばれて大池に漁す。王、饗酒す。遹、御して譴亡し。穆王、親しく遹に鮮を賜ふ。遹、拜首稽首し、敢て穆王の休に對揚して、用て文考父乙の隮彝を作る。其れ孫〻子〻、永く寶とせよ。

參考

斷代に器制を論じていう。

此器文飾、是全部瓦文、環耳、圈足下有小足三、這種形制和文飾、到共王時期仍然流行

三足𣪘は大體昭穆期以後に至って行なわれた。𣪘に足を付することは、早くは父乙臣辰𣪘のようにまず四足形のものが行なわれ、三足𣪘は小臣謰𣪘などが早い時期のものである。謰𣪘では圈足部が器底に附着し、三足があたかも鼎のように殆んど器腹に接しているが、後期の三小足𣪘は概ね圈足の脚臺のようにこれを承けるだけの用である。本器はその中間的な形のものといえよう。器の瓦文は共懿以後の滑澤な肌をもつ瓦文と異なり、殷器の直文系統のものである。文中に穆王の名があり、長由盉とともに穆王期の標準器として、重要な資料的價値をもつている。

八六、井　鼎

時代　昭王斷代

收藏　「往歳見之都肆、不知歸何所」貞松

著録

銘文　貞松・三・二三　三代・四・一三・二　二玄・二五九

考釋　韡華・乙中・四六　文錄・一・一五　文選・下一・一〇　斷代・五・一二〇

銘文　六行三〇字

隹七月、王才葊京、辛卯、王漁于𡨦池

葊京大池における漁の儀禮を記しているが、本器には大池の名をあげている。字

を毎に從い安に從うとみて、文錄には安の異文とし、また韡華には安兆と二字に釋して地名とするが、字はむしろ毎を構成要素としている。大池以外にも、漁を行なう池沼があつたのかも知れない。公姞鼎にも、□池で漁することが記されている。

乎井從魚、攸易魚、對䚄王休、用乍寶䵼鼎

乎には使役の義をも含んでいる。文錄に「平使也」というのは伻と同字とみているのであるが、字はやはり乎と釋すべきである。魚は動詞。遹段では漁に兩手を加えた字形に作つている。井は作器者。井侯の族とはおそらく無關係であろう。葊京の漁に從うものは、麥・遹など何れも東方系の族である。攸は他器では多く卣を用いる。班段「隹敬德、亡卣違」・虢叔旅鐘「卣天子多易旅休」のごとし。攸を人名とする解釋の可能性は、まず考えられない。魚を賜う例は公姞鼎にみえている。

訓讀

隹七月、王、葊京に在り。辛卯、王、𡨦池に漁す。井を呼びて從ひて漁せしむ。攸て魚を賜ふ。王の休に對揚して、用て寶䵼彝を作る。

參考

葊京の辟雍大池における儀禮は、遹段は六月、靜段は六月・八月、麥尊は二月に射禽、本器は七月に漁している。漁は六七月のころ行なう例であつたらしい。器銘の内容や字迹は遹・靜の器に近く、

穆王期前後のものとみられる。ただ器影を傳えず、器制の上から時期を推定することができない。易魚のことを記している公姞鼎の公姞は、尹姞鼎の尹姞であると思われるが、師趛鼎は公姞鼎と器制が似ており、その銘は井鼎と同様、方格に収められている。銘文に方格を用いるのは後期以後に例が多く、後期では克鼎・頌壺などが代表的なものである。初期には伯䢅盉、昭穆期では井鼎・師趛鼎など、少數の例をみうるに過ぎない。いま方格銘をもつ師趛鼎を次に附載する。

師　趛　鼎

＊師趛鼎

器　名　趛鼎貞松

時　代　厲王厤朔　西周末葉韡華

收　藏　「浙江嘉興姚六榆藏」攈古　「嘉興方氏壺雲閣藏」從古　「嘉興郭氏・秀水姚氏・嘉興方氏・武進費氏」周存「貞松堂藏」貞松

著　錄

器影　貞松・上・二四　通考・五四　二玄・二六一

銘文　攈古・二之三・五四　窓齋・五・一七　從古・一二・二　周存・二・三五　貞松・三・二三　小校・三・三　三代・四・一一・一　二玄・二六〇

考釋　韡華・乙中・三六　窓齋賸稿・三七　厤朔・四・一九

器　制　通考にいう。「大小未詳、腹飾鳥紋一道、常見在近口處、此獨橫列腹中、傳世同銘者二器、而大小迥異、此其小者也」。そのいわゆる大なるものは、まだ器影をみないが、三代等に二銘を錄しているものはその一器であろう。夔鳳は長身にして分尾、項下よりかなり下に加えられており、文様は極めて𩰫鼎のそれに似ている。三足頗る長く、この期の鼎としては異例の制作である。

銘　文　二器。各五行二八字。一器は凸線を以てする界線あり、一器にはない。字迹は殆んど同笵と思われるほど似ている。

佳九月初吉庚寅、師趛乍文考聖公文母聖姬隮彝、其萬年、子孫永寶用

文考文母を並べ稱している例は、早期のものには少い。師趛にはなお

師趛盨　　佳王正月既望、師趛乍馭姬旅盨、子〻孫〻、其萬年永寶用三代・一〇・三八・一，二

があるが字迹甚だ劣り、おそらく僞刻であろう。また厤朔には、克盨にみえる尹氏友史趛を師趛と同一人とみて、器を厲王期に屬したのであるが、さらに伯趛父段攈古・一之三・五五 周存・三・九七　小校・七・六八・姫趛母鬲積古・七・二一　攈古・二之一・五三　をもその器としている。しかし何れも師趛鼎よりかなり時期の下るものとみられる。もし克盨にみえる尹氏友史趛が師趛の後であるとすれば、師職の家はまた作册・史系の職と相渉ることになり、周代の官制を考える上に參考すべき事實となろう。積古に姫趛母鬲の趛を鋋と釋しているが、愙齋賸稿に「說文、趛低頭疾行也」をあげて改め釋している。また賸稿に、聖公聖姬について春秋文十七年、「小君聲姜」を公羊に聖姜に作る例を引き、聖・聲を通用の字とする。障彝の彝字は他に例をみない字形であるが、彝の異文であろう。

昭和四十一年十二月　初版發行
平成四年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第一七輯

白川静

金文通釋 一七

效尊

財團法人
白鶴美術館發行

八七、競　卣

時代　康王断代　穆王大系　宣王厤朔

出土　「一九二六年、或其前一年、出土于洛陽邙山之廟溝、競組銅器、應出于一墓、因系盜掘、出土後分散、其大部分入開封藺估手、轉爲懷履光所得、另有二段（卽兩周圖六四所錄者）、運至北京後、亦爲懷氏所得」斷代

收藏　泉屋刪訂泉屋

著錄

器影　泉屋・六三　海外・四八　大系・一七五　通考・六六二

銘文　貞松・補中・二二　大系・三六　三代・一三・四四・三，四　河出・二一七

考釋　大系・六六　文錄・四・一七　文選・下三・一一　厤朔・五・二　積微居・一三三，二三二
　斷代・五・一一一

器制　刪訂泉屋にいう。「通高七寸一分、口長徑四寸二分、重量六五八匁。通體水銀色を帶び、青綠の鏽斑を出す。葢と器の上部に夔鳳紋帶を繞らし、其の器の帶には中央に犧首を加ふ。其の紋様の精勁にして形制の整美なる、頗る見る可きものあり。葢の裏面と器の內底とに次の長き銘を識す。正に周器となす可し」。また通考に、「此器形制花紋、與屯作

兄辛卣圖六三九略同、乃商器而通行于周初者」という。蓋鈕平底、蓋に兩角あり、器體は矩形に近く靜卣・彔戜卣と似ており、昭穆期に行なわれた器制である。參考の條に附記した競卣第二器も同人の器と考えられるものであるが、この第一器に比べると器制完整にして、成康期にも入りうるものと思われる。競の時期を考える上に、參考とすべきである。

競　卣

銘　文　　器蓋二文　八行五一字

隹白屖父、以成自卽東命、戍南夷

白屖父の屖は、辟の異文であろう。厲光鐘にみえる「辟韓」の辟と同じ字形である。人に刑辟を加える象で、刑辟が字の原義であるが、金文では多く辟君の意に用いる。大系に、伯辟父を彔伯の諸器にみえる彔戜の字であると解していう。

此器花紋形制、與彔戜卣如出一笵、決爲同時之器無疑、疑屖父卽戜之字也、屖通夷、戜吳大澂孫詒讓均釋爲戎字、孫謂、字乃从戈冬聲、孫說甚合義例、似信、名戎字夷、王引之所謂連類之例也、作器者之競、與馭解之仲競父、殆亦一人

屖と夷と通ずるというのは、屖を遲の初文とみたものであろう。淮南原道「昔者馮夷大丙之御也」の注に「夷或作遲也」とみえているが、銘文の屖は明らかに辟の初文であり、また戜も戎とは釋しがたい。戎には別にその字がある。すでに兩字の釋が誤まる以上、名字對待の例とはしがたい。また本

競卣器銘

器と彔戜卣との文様の類似を以て、兩器の作者を一人とするのも、武斷を極めた説である。伯辟父の率いる成𠂤の軍と、彔戜卣において彔戜の率いる成周師氏の軍とは、截然別個の軍隊である。成𠂤は小臣單觶にその名がみえ、大系はこれを成皋の地に充て、斷代には濮縣の成に比定している。第九器參照。この場合、濮縣の成としては、下文の「伐南夷」に對して東方に偏しすぎているので、やはり成皋の地とする方が事情に合しよう。

東命は從來「卽東」で句讀し、命を下句に屬していたが、積微居に東命とよむ説を出している。

按金文用東字皆獨用、無言至東者、小臣謎毁云、遣自麂𠂤、述遂東、是其例也、……余謂文當以隹白辟父以成師卽東命、爲一讀、東命謂王令白辟父東行之命也、大保毁云、王降征令于大保、征令謂征討之令、與此器言東命、文例同

命は征命・大命・休命・明命・顯命のように用いる語例が多く、東命二字を連文としてよい。夷は金文に東夷小臣謎毁・南夷・東夷宗周鐘・南夷無㠱毁・南淮夷虢仲盨などがあり、南國・東國というものも夷を指すことが多い。夷種は當時ひとり沿海の諸族のみならず、江淮の域にも多くの夷族がおり、特に淮域にある淮夷は、東南の諸夷と中國との間に介在して交易の利をも收め、大きな勢力を形成していたようである。後漢書東夷傳に、その歷史的な概括がある。戍を通考・斷代の外は多く伐と釋しているが、伐と戍とは字形が異なる。「卽東命」とは、この南夷に對する戍守を任務とするものであり、いわゆる東國への征戍を意味するものではない。

正月既生霸辛丑、才𩫖、白屖父皇競各于官

まず征命を記し、次に月時・所在を記すのは、令毁・明公毁などに例がある。𩫖を郭氏は坏にして麥尊・䢼侯鼎にみえる𣏟であるとしていう。

王國維謂、彼鼎之𣏟卽大伾、余意當卽今河南汜水縣西北里許之大伾山、與濬縣東南二十里同名之山有別

麻朔にも𩫖を大伾とするが、その地を成皋とする説である。

𩫖地不可知、惟䢼侯駿方鼎云、王南征伐□□、隹還自征、在𣏟、又秦公毁云、在帝之𣏟、其字从土从丕、與此𩫖字、螽卽一字、因此字从𩫖从丕、而古金文中從𩫖之字、與從土之字、皆互可通用、如城堵埤三字、……皆可爲證、知𣏟𩫖之爲一字、則可從䢼侯駿方鼎、而知其地爲南征之路、更以上彔伯戜毁及彔戜卣證之、上器記正月二日、彔戜率成周之師、拜命啓行、至正月十三日、不過行十二日耳、宜其去成周、尚未遠也、是亦可知𩫖地在離成周東南行、約十二日之程、今以準望及聲類求之、其地螽卽今之成皋也、禹貢、導河東過洛汭、至於大伾、……今成皋適爲由洛至徐必經之道、相去亦正當十一二日之程、而稍在洛之東南、則大伾山成皋故城之爲𩫖之故墟也、無可疑矣

この説は一見したところ甚だ理に合していて要領をえたようにみえるが、彔伯戜毁には征伐のことをいわず、その日辰は「隹王正月、辰在庚寅」とあつて週名をつけていないから、兩器を同年の器とする證はない。器制・銘文よりいうも、競の諸器と彔伯戜の器との間には、世代の差に近いほどの距離があり、この兩器の日辰をつないで洛と𩫖との距離・日程を求めても意味のないことである。ただ𩫖をいわゆる大伾、成皋郊外の九曲山附近に比定する考え方は、一應假定として認めておいて

よい。成皐・虎牢は古來中原の險要として聞えた地であり、大伾の後といわれる九曲にも古くから城址があった。器銘に「卽東命、戍南夷」とあり、すぐつづいて𩰫において賞賜を行なうことをいう。そこが戍守の基地であったのであろう。

皇を麻朔に皇競と連ねて人名とするが、賞賜者と受賜者とがともに某處に格るという文例はない。大系には皇を衡の假借とし、「皇字在此、當是動詞、以文義及聲類推之、當卽叚爲衡、謂提擧也」というも、これも同様の誤に陷っている。積微居には、文錄に皇を皃と訓する説を批判して、字を乎の假借とする解釋を試みている。

吳闓生以伯辟父皇競五字爲句、各于官三字爲句、云、皇有嘉美之義、與皃字同、按吳讀不成文理、說亦不可通、其誤不待言矣、余謂、皇字如字讀之、文自難通、以聲求之、蓋乎之假字也、呼召之字、金文皆作乎、古音皇在唐部、乎在模部、二部爲對轉、故得相通、各與格同、……白辟父皇競各于官、謂白辟父乎競至于官署也、言此者、以起下文蔑曆賞章之事也、詩魯頌閟宮云、遂荒大東、荒、爾雅釋詁郭注、引作幠、禮記投壺云、無幠無敖、幠大戴禮記投壺篇作荒、皇與荒、乎與幠、古音並同、荒可通作幠、知皇可假爲乎矣

この説は甚だ疏通に力めたものであるが、常用の字である乎を用いずして皇を假借するとは考えがたいことであるし、また呼んで格らしめるという語例もない。郭氏の携と訓する解と、あまり徑庭のない說である。皇は金文において天子や父祖の美稱として冠し、また鐘聲の美を形容するに用いる。鐘聲の形容としては「皇皇趣趣」・「䠞䠞趣趣」・「雝雝孔煌」・「元鳴孔䠞」のように火・光に従うことがあり、その聲義は光と最も近い。光もまた動詞に用いて、令彝「敢追明公賞于父丁、用光父丁」・麥彝「辟井侯、光厥正吏、嗝于麥宮、易金」・麥盉「井侯光厥吏麥、嗝于麥宮、侯易麥金」・守宮盤「周師光守宮事、僤」など、みなその例である。何れも事功すでに成って、賜賞のことを行なうときの語である。これによっていえば、この皇は、競の南夷戍守の功を賞する意で、「白辟父皇競」とは「周師光守宮事」というのと同じ語例である。

競を大系に歔觶にみえる仲竸父と同一人とみているが、字形異なり、名號の上からも別人とみるべきである。兩字の下部を、郭氏は竸をその正面形、競を側身形と解するのであるが、竸字の従うところはむしろ舞袖の形に近い。本器の競の字は、卜文にも同形の字がある。また名號の上では、競は父乙の器を作っていて東方出自の族とみられ、仲竸父のような西方系の名號をもつものと同一人とは考えがたい。

官を積微居に官署と解していう。

官謂治事之所、今言官署是也、說文訓吏事君、非是、……謂白辟父乎競、至于官署也

格は宮廟などの聖處に至ることをいう語であり、また官署などで册命や賜與が行なわれたという例もない。官を官署に用いるのは後起の義であり、金文では官𤔲あるいは官友の意に用い、職事をいう。字は屋中に𠂤をおく形である。𠂤は脤肉の象。出師に當って軍禮を行ない、その胙を奉じて出行し、軍の駐まるところにはその胙を安置して聖處とする。それが官である。從って官は社主・廟主のあるところと同じく神聖な場所とされ、册命賜賞などの儀禮もそこで行なわれるのである。い

ま伯辟父は、競の戍守の功を賞して、軍主を奉じてある官に格つて、蔑曆のことを行なう。斷代に官を客館と解しているのは、楊氏が官署と解する説とともに、なお字の初義を得ていないものである。官の字釋については、釋師參照。甲骨金文學論叢第三集所收

競蔑曆、賞競章

蔑曆はこの文では受身によむ。軍功を賞せられるをいう。競は競毀によると御史の職であり、御史は古くは祭祀官であつた。軍行に祭祀官を伴なうことは周禮にも記すところであり、おそらく競はこのとき御史として軍中の祭祀儀禮に與かつたのであろう。賜賞として章を與えられているのも、その職事に關するものと思われる。

章は璋。周禮小行人に「合六幣、圭以馬、璋以皮、璧以帛、琮以錦、琥以繡、璜以黼」とあり、珪璋には皮帛の類を加えたものとされている。大毀二に「訊章・帛束」、琱生毀一に「大章・帛束・璜」というものがそれであろう。金文には他に瑾章・瓌章・璚章などの名がみえ、秬鬯とともに賜うことが多い。祼禮に用いるものである。

對䵼白休、用乍父乙寶障彝、子孫永寶

白は伯辟父。卣の第二器及び競毀等においても、競は父乙の器を作つている。

訓　讀

隹伯辟父、成の自を以ゐて東命に卽き、南夷を戍る。正月既生霸辛丑、鄆に在り。伯辟父、競を皇かさんとして、官に格る。競、蔑曆せらる。競に章を賞せらる。

伯の休に對揚して、用て父乙の寶障彝を作る。子孫永く寶とせよ。

競　卣　二

競卣二蓋銘

参　考

器蓋二銘の文字は配列同じく、字迹も酷似しているが、同笵ではない。字間整齊、いわゆる緊湊の小字體である。別に競卣の第二器あり、トロント博物館に藏している。器影は斷代五・圖版五、銘文は斷代圖版六及び大系三七に錄している。器は素文の卣で器形完整。蓋

鈕平底、蓋に兩角なく、兩耳犧首、口下正中に一犧首を飾る。器形は趩卣に近く、第一器よりも時期の早いものとみられる。銘は器蓋二文。「競乍父乙肇」の五字を銘し、字は競毀に近い。競には卣二器のほか、競毀二器、尊・盉・鼎などがある。

競毀一

*競毀

時代　康王斷代　穆王大系　宣王麻朔

出土　「器出洛陽北十二三里許之邙山廟溝、其中有十四器」大系　競卣の條參照。

收藏　Royal Ontario Museum of Archaeology, Toronto

著錄

器影　大系・六四（二器）　斷代・五・圖版一，二，三　二玄・二二八

銘文　貞松・五・四〇　大系・三七　三代・八・三六　河出・二一七　二玄・二二七

考釋　大系・六六　文錄・三・二八　文選・下二・二三　麻朔・五・二四　斷代・五・一一一

器制　斷代にいう。「乙毀、高一四・三糎、口徑一九・九糎、兩耳之間二七・二糎、丙毀、高一四・三糎、口徑二〇・三糎、兩耳之間二八糎、修補」。二器ほぼ同形の毀で口下の帶文は三層の殆んど雷文より成る饕餮文である。兩耳犧首、珥あり、帶文の中央に小犧首を飾つている。

銘文　各四行卅二字。貞松に器蓋二文とするも、二器とも無蓋の毀である。

隹六月既死霸壬申、白屖父蔑御史競曆、賞金

本器では、競は御史という官名を稱している。大系にいう。

御史官名、周禮春官之屬有御史、掌邦國都鄙及萬民之治令、以贊冢宰者、當即此

周禮にいう職事は必らずしも西周の實際を傳えていない場合が多く、御史の官は古くは祭祀儀禮を掌るものであつた。卜辭では官名のほか、二字とも祭名にも用いる。前器の卣銘にみえる競は章を賜うているが、その職事に關する賜與である。本器では金を賞されているが、金は彝器の材質とされたのであろう。金を賜う例は、周初より昭穆期ころまでの器に多い。

競覭白屖父休、用乍父乙寶障彝毀

父乙の器を作ることは前器に同じ。器名を稱するものには「寶𩰫毀」彔毀一・「障寶毀」彔毀二・

競𣪘—銘文

「䵼彝障𣪘」封仲𣪘などがある。

訓　讀

佳六月既死霸壬申、白辟父、御史競の曆を蔑はし、金を賞す。競、伯辟父の休に揚へて、用て父乙の寶障彝𣪘を作る。

參　考

競の諸器は、洛陽邙山の一墓より出土したがその後分散し、一卣は泉屋に歸した。いまその大部分はトロント博物館に收藏されている。斷代にいう。

一九四六年三月、我在坎拿大的妥浪陀博物館、得見此群的大部分、但該館所稱一墓所出共一四件之說、幷不可信、茲根據我當時的記錄、列可認爲競組的諸器于下

甲、卣（住友氏）　乙、𣪘（NB二六七二）　丙、𣪘（同二六七三）　丁、卣二（同二六六四）　戊、尊（同二六六二）　己、盉（同二六六三）　庚、鼎（同二六六六）

都是競爲父乙而作、確爲一人所作

以上七器。右のうち考釋を加えた以外のものは、次の四器である。

丁、卣二　　斷代・五・圖版五・六」　大系・三七　三代・一三・一〇・五

高さ二三・五糎。兩耳の間二三糎。器蓋同銘。「競乍父乙䵼」の五字を銘する。競卣の參考の條に附載した。

戊、尊　　斷代・五・圖版四・六」　大系・三七

高さ一九糎、口徑一七糎。器は修復を加えたものであるという。器腹中央に犧首をもつ帶文あり、下腹に破損の迹が殘つている。「競乍父乙䵼彝」の六字を銘する。

己、盉　　斷代・五・圖版四

高さ一九糎。柄啄の間二〇糎。蓋內に卣と同文の銘があるが、修理のため字迹を失なつているという。

庚、鼎　　斷代・五・圖版三

競　盉　　　　競　尊

高さ二〇・八糎、口徑一八糎。素文の鼎。器腹に斜の裂痕がある。銘はもと四字、いま「競乍」の二字を殘しているという。

以上の諸器とは別に、大系には懷履光の拓贈にかかるものとして、競甗の銘をあげている。「乍父乙」の三字を銘する。競器はみな父乙のための作器であるが、干名を廟號に用いるのはもと東方の俗である。競の諸器が北邙廟溝の出土であるのは、あるいはその族が成周庶殷の一であるからであろう。なお伯屖父には「白屖父乍□鼎」と銘する河南出土の附耳鼎一器巖窟・上・九 攈古・一之三・四二があるが、項下に夔樣虺文を附し、また屖字は辵に從つている。銘刻にもやや疑問のところがある。

八八、縣改𣪘

器名　稽伯彝甲編　櫓妃彝積古　梢妃敦窓齋　櫓改彝餘論　縣妃彝奇觚　縣妃𣪘故宮

時代　穆王大系　宣王麻朔

收藏　「善齋彝器圖錄著錄、中央博物院藏器」故宮

著錄
器影　善齋圖・五七　大系・六五　通考・二六八　故宮・下・一五七　二玄・二三〇
銘文　甲編・六・二六　積古・五・三六　攈古・三之一・八六　兩罍・六・二〇（僞本）　窓齋・一一・一七　古文審・五・一三　奇觚・一七・一七　周存・三・一〇一　善齋・禮七・五〇　大系・三八　小校・七・五〇　三代・六・五五　河出・二一六　二玄・二二九

考釋　餘論・三・一八　大系・六七　文錄・二・二二　文選・上三・二七　麻朔・五・三八　通考・三三八　積微居・一八

器制　故宮圖錄にいう。「口緣飾鳥紋一道、前後正中各飾小饕餮、足飾弦紋一道、兩獸耳、有珥、高一三・六糎、深一一・三糎、口徑二一・七糎、底徑一八・二糎、腹圍六九・三糎、寬三〇・三糎、重三・四五瓩」。夔鳳は長身にして分尾、犧首を中心にして相對うており、𣪘鼎の鳥文と似ている。

縣　改　毀

銘　文　八行八八字

隹十又三月旣望、辰才壬午、白犀父休于縣改曰、覰、乃琈縣白室

十又の又を、銘は厥に誤まつている。大系新版に「又字原銘誤爲厥、金文中亦每有誤字、此其一例」という。趞曹鼎二などには三字を誤衍している例などもあつて、彝銘にもときに誤刻のことがある。

三月は二字合文。「辰在」をいうものは、令彝以下、宜侯夨毀・耳尊・旂鼎一など、初期のものにもみえている。

伯犀父は競の卣・毀にみえる。休は動詞。麥尊「唯天子休于麥辟侯之年」と同例である。縣は從來梢・稽等と釋されていたが、奇觚に字を縣と定めていう。「說文、縣从系持県、県爲倒首、卽梟斬字、古文縣从首系木、形義爲備、小篆省木、故世無識此楢者」。字はまた叔夷鏄・郘

鐘等にみえる。孫詒讓はその地を鉅鹿に比定し、奇觚には縣を姓氏とし、

元和姓纂引風俗通云、縣成父、孔子門人、見史記、心源按、禮檀弓有縣賁父・縣子瑣、又云縣氏之廟、是也

という。路史によると、縣氏は康叔の後とされている。それならば周室出自の家である。改というものには筍伯大父盨の嬴改、蘇公𣪘の王改、夆叔盤の季改、召樂夫匜の婦改など、列國の器に多く、春秋の溫・鄖二國も己姓である。溫は司寇蘇公の初封で、僖十年に狄に滅ぼされている。

戯は發語。感動詞にも用いる。積古等に徂と釋し、徂往の義とするものもあるが、也𣪘・彔刻卣の用法と同じ。積微居に詳論がある。

乃は金文において概ね二人稱領位に用い、主格に用いた例は殆んどない。牧𣪘の「乃毋政事」はあるいは主格とみることもできるようであるが、その文中の「乃訊」・「乃命」などは領格の用法である。乃を副詞の廼と同樣に用いることもあるが、感動詞の下につづける語法はない。この文では、稍しく破格であるが一應主格とみておく。

巩は從來左・任などと釋されている。餘論にいう。

任舊釋爲左、諦審似是从人从壬、卽任字也、任與男、聲近字通、大戴禮記本命篇云、男者任也、漢書王莽傳載、莽放周五等爵、亦以男爲任、此葢以壬爲男子之美稱

すなわち孫釋によれば、この句は「乃の任男たる縣氏」となり、從って全句の意を「縣改疑伯辟父之女、而嫁爲縣伯之妻、故伯辟父命以往乃任縣伯室也」としているのであるが、これは上文の「休于縣改」という句と文意が承接しない。大系には字を仜にして祐助の義があるという。

疑是仜字、廣雅釋詁、仜有也、王念孫以仜爲仁字之誤、恐非、有縣伯室、亦謂爲縣伯之內助

內助とは夫人となる意であろう。仜は經籍に所見なく、說文八上に「大腹也」の訓があるのみで、「有也」・「大腹也」の訓では文意を解きえない。金文中、工に從うものに左・邛・巩の諸字があり、このうち巩が字の構造において近い。巩は後期金文、例えば毛公鼎に「不巩先王配命」・「永巩先王」などの語がみえる。仜をもし巩の異文とすれば、「巩縣伯室」とは、縣改が縣伯に嫁するに當って伯辟父がこれを祝福し、これを戒めた辭となる。女が嫁するときの戒辭は、孟子滕文公下に「丈夫之冠也、父命之、女子之嫁也、母命之、往送之門、戒之曰、往之女家、必敬必戒、無違夫子」とあるように母がこれを行なうのであるが、この器では伯辟父が賜與に當ってその語を與えている。おそらく縣改は伯辟父の宗に屬するものであろう。以下の賜物は、婚嫁の禮物として與えられたものと思われる。

易女婦爵・𡛷之弋・周玉黃□

婦爵は積古以來「妹十甬」とよまれていたが、大系に婦爵と改め釋した。ただ大系には婦・爵間に並列點を加えており、婦をも賜物の一としているのは穩やかでない。文選・小校には婦昏と釋するが、賜物であるから婦爵二字を連讀するのがよい。婦爵とは、琱生𣪘一に「余獻婦氏以壺」とある壺のように、特に婦人が祭祀に用いる器のことであろう。婦は寢廟につかえてその家祭を守るものであるから、婦爵といったものと思われる。

娈之弋を積古に「執□我」と釋するが、これも賜物の名である。大系に周玉までを連讀し

　娈當讀爲祼、言祼卣之柲、用琱玉爲之、琱字原作用、劉心源釋周、甚是、無叀鼎周廟字如是作、
　周與琱通、函皇父𣪘之琱娟、匜文作周娟、正其證

という。祼卣の柲に用いる玉ならば、琱玉とまでいわなくても琱で足るわけであるから、通考には「娈之弋琱」の四字を句とするが、その意ならば「娈之琱弋」というべきである。周玉は弋とは別の物である。

周玉黃□とはいわゆる玉瓚黃流、攷工記にいう邊璋の黃金勺であろう。黃□を積古以下に黃𤰈と釋するは誤、語義も通じがたい。黃下の一字は、兩旁の間に勺をおく形に似ている。爵・弋・周玉黃□はみな廟祭に用いる器であり、これを縣改に贈るのは媵器としてであろう。餘論に黃下の字を賓の壞字とみて、「言用玉璜儐禮之也」と解しているが、これらの賜與は儐禮の具ではない。

縣改每𩰪白犀父休曰、休白哭𤼒、卹縣白室、易君我、隹易壽、我不能不眔縣白萬年保

每𩰪は敏揚。對揚に同じ。大豐𣪘にもみえる語である。伯犀父の休賜に對えて、以下にその恩寵を謝する辭を述べるのである。

「休白」以下は難解を極めており、容易に適解をえがたい。大系に休白の二字を伯犀父の名號とみて、「休伯者殆白犀父之號、猶周之孝王本號休王也」という。しかし銘末に「毋敢望白休」と稱していることからみても、伯犀父のことは單に伯とよんでおり、それが金文の通例である。休はこの場合動詞、受休の義である。哭は餘論に、說文一〇下の「臭、大白澤也、从大从白、古文以爲澤字」を引いて澤の義とし、「後毛公鼎亡斁、斁字作哭、似亦用此字」という。また𤼒については說文五上の「𤼒、極巧視之」の省文かとしているが、文義には及んでいない。大系に哭と釋して古の瞬字、假りて詢の義とすると解していう。

　哭从目从矢、乃古瞬字、謂矢尖及目、則目爲之震搖也、公羊文七年及成二年、兩見眣字、陸德明釋文云、眣音舜、卽此字、又言、本又作眣、丑乙反、又大結反者、乃因形近而譌也、……莊子桑庚楚篇、終日視而目不瞚、釋文、瞚本作瞬、又作瞑、或叚眴字爲之、……本銘哭字、以文義推之、乃叚爲詢

また𤼒は卜文に近似の字があり、豐の本字にして、𤼒卹とつづけて「豐卹讀爲體恤」とする。これによると文は、「休伯、詢りて縣伯の室を體恤し」と訓むことになるが、文義に無理があるように思われる。

思うに哭は亡斁の斁と形近く、おそらく澤あるいは懌の意、また𤼒は豐盛の意であろう。すなわち文は、伯犀父が多くの賜與を贈つて縣伯の室を惠卹し、さらに下文に記す恩寵を賜うことを喜びとする意と解せられる。

「易君我」以下も、積古以來定說がない。餘論には上文の𤼒を瑟とよみ、「詩關雎云、琴瑟友之、故下亦云縣伯室矣」として、琴瑟相和する意とみているが、この句についても、

　君卽小君、壽當讀爲儔、亦卽詩關雎君子好逑、逑之借字、言伯犀父之錫我以縣妃、爲縣國之小君、而縣伯之好逑也

とする。これは縣伯たる我にその好儔たる小君縣改を賜うということになるが、それでは上文の「休于縣改曰」、また下文の「縣改敏揚伯辟父休」ということと矛盾する。作器者はいうまでもなく縣改であり、「易君我」の君・我を雙賓語に解することはできない。大系に君我を群娥とよみ、「君我當讀爲群娥、上言錫汝婦、下言錫群娥、文相呼應」と稱している。上文の「易婦爵」を「易婦」と解していることとともに、全く事情に合しない說である。この文は、縣改が伯辟父の恩寵に對える荅揚の辭を述べているところであって、「易壽」のごときも祝嘏の辭である。

この部分は甚だ難解であるため、諸家の說にも多くの混亂がみられるが、文は連詞の隹によって結ばれている「易君我」と「易壽」とから成り、兩句の意味も相近いものとしなければならぬ。その意味では、たとえば者減鐘一「用旂眉壽繁釐于其皇且皇考、若𥁕公壽、若參壽」などが參考となる。參壽は宗周鐘にもみえ、字はまた晉姜鼎には三壽に作る。㠱中作倗生壺には「匄三壽懿德萬年」のような句がある。君我は他に文例がなくその意を知りがたいが、「易壽」と對文であることからいうと、懿德とか繁釐にあたる語である。この場合字は君儀とよむべきであろう。「易君儀」とはおそらく、左傳に習見する「以君之靈」僖二三・成三・一六あるいは「徼福於某公」宣一二・文一二・昭三のような匄求の語であろうと思われる。文選に「易君」の二字、「我隹易壽」の四字を句としているのは、文意をどう解しているのか知られない。

「我不能」以下を積古に「我丕烏耒衆楢伯萬年保」とよみ、「謂伯辟父錫埶可大修耒耜、以勸耕也」と農耕のことに解している。阮元は黃□を黃圃とよみ、埶を秉執とみて、すべて農耕のことを以て文を解したのであるが、初期の考釋にはこのように文意の方向を失なつているものが多い。文に兩不字あり、二重否定の語法である。二重否定の形式は、すでに也𣪘にみえている。保は㠱公壺「永保其身」の意である。

緈敢陴于彝曰、其自今日、孫〻子〻、毋敢望白休

緈は肆、發語の詞。上文を承けていう。敢は下文にもその字がみえる。能とよく似た字形にかかれているが、やはり敢の異文とすべきであろう。普通のように𠭯勹の形をとつていない。陴を積古に筆とよんで述の意とし、大系には隊にして對の意とするが、隊と釋しうる字形ではない。本器銘には、他の金文の文字と異體の字を用いているところが多く、又・叡・婦・能・敢・自・望など、みな常體の字と異なる。陴もあるいはそういう異體字であろうが、鼉𣪘第五七器にいう「宗彝一陴」の陴に當るようである。一陴は文獻では一肆に作り、肆陳・肆殺などの義がある。ここでは彝器に銘することをいうものであろう。

望は忘。餘論にいう。

審繹前後文意、蓋縣國之臣、因縣伯與縣改締昏、而作器以紀其事、且致頌禱之詞、其情事顯較如是、惜文有闕泐、不能盡通耳

孫氏の意によると、作器者は縣伯の臣で、縣伯と縣改との締婚を祝禱するものであるとしているが、器が縣改の作器であることは疑問の餘地がない。

銘辭の表現からみると、縣改は威望高い名門の出身で、縣伯のもとに嫁したものである。おそらく

伯辟父の宗に屬する人で、伯から婦爵等を贈られ祝福を受け、それに對揚してこの器を作ったのである。作器者を縣伯やその臣とする說は文旨を全く逸したもので、「我不能不眔縣伯萬年保」とは、夫婦誓約の辭を以て伯の恩寵に對えたものとみられる。金文としては他に例をみない銘辭である。

訓讀

隹十又三月既望、辰は壬午に在り。伯辟父、縣改に休して曰く、叡、乃、縣伯の室を巩め。女に婦爵・娸の柲・雕玉黃□を賜ふと。

縣改、伯辟父の休に敏揚して曰く、伯の哭琂して、縣伯の室を恤へ、君我儀を賜ひ、隹び壽を賜へるを休とす。我は能く縣伯と萬年まで保たずんばあらず。

肆に敢て彝に陣べて曰く、其れ今日より、孫ゝ子ゝ、敢て伯の休を望ること毋れ。

参考

字迹は小臣謎毀・大豐毀系統の屈折の多い字體で、尹鼒鼎等と類している。尹鼒鼎もまた婦人の作器で、やはり肉太の柔媚な字體である。婦人の器が多くみられることも、この期の特徴的な事實とされよう。尹鼒鼎は昭初の器と考えられるものであるが、この器も器制・銘文からみて、昭王期前後のものと考えられる。競卣以下、縣改毀に至るまで、伯辟父を群別標識とする一群の器である。

八九、𣪘鼎

器名　師䧹父鼎 愙齋

時代　成王 通考　康王 斷代　穆王 大系　宣王 厤朔

出土　「光緒廿二年 一八九六年、（遹甗）與𣪘鼎同出于山東黃縣萊陰」通考　その出土事情は王道新の黃縣志稿金石目にみえるが、書は未刻。王獻唐の黃縣㠱器一三六頁以下、また斷代五・一一〇にその文を引いている。

收藏　「王氏藏」周存　「漢石園・雪堂」三代表

著錄

器影　夢郼・續・六　善齋・禮一・七六　大系・七　通考・五三　殷周・四　一玄・二二六

銘文　愙齋・六・一一　周存・二・三一（鼎）　大系・三一　山東・下・一七　三代・四・一三・三　河出・二一〇

考釋　愙齋賸稿・三八　龏華・乙上・九　大系・五九　文錄・一・二九　文選・下一・一一　厤朔・五・五　通考・二九四

器制　善齋にいう。「身高九寸五分、足高三寸七分、耳高一寸八分、口徑九寸七分」。器は素文、器形も夢郼と異なるところがあり、大系には僞器としている。夢郼に錄するとこ

ろは、口下に夔鳳の帶文がある。大系にいう。「此鼎形制、與師旂鼎同、知相隔必不甚遠、而同時之器、其形制之可攷見者、如彔刻卣・彔𣪘・遹甗等、均典重有制、不失周初器之風味、字體亦稱是」。その夔鳳帶文は師旂鼎よりも柔軟で分尾、垂啄なく、師趛鼎の鳥文に最も近い。通考が器を成王に、また斷代が康王期に屬しているのは何れも早きに過ぎ、字迹からみても昭穆期のものであると思われる。

甗鼎

銘文　六行三一字

隹十又一月、師雝父省道、至于誅、甗從

愙齋賸稿に雝を淮と釋し、一説として雝の省文とする説をあげているが、金文では辟雝・敬雝の字をみなこの形に作つており、雝と釋すべきである。いま通行の字體により、考釋中には雍を用いる。師雍父はこの器のほか遇甗・嵍卣・臤觶にみえ、また彔刻𣪘・彔𣪘一等にみえる伯雍父も同一人であろう。當時東南夷の擾亂があり、師雍父は軍の總師としてその征伐の作戰を指揮していたことが、關係諸器にみえている。

省を愙齋に德と釋するも省の初文である。中方鼎二・三「先省南或」・中觶「王大省公族」・大盂鼎「遹省先王受民受疆土」のように遹省巡察する意。大系に省を直字の初文として直伐の義とし、初稿本に巡省と釋していた説を棄てているが、中諸器・盂鼎の文には全く通じない説である。省道で一語。愙齋賸稿に「卽司空修除道路之意」という。除道は單なる掃除のことではなく、道路に加えられているすべての呪詛や障碍を祓除し、軍の行動に支障なからしめるためのもので、極めて重要な任務であつた。員卣や中諸器にみえる先がそれに當り、先候の任をも兼ねている。軍事に先立つて除を行なうことは、卜辭にもみえている。

獣はまた遹甗・彔段一にもみえる。從古堂に字を荊舒の舒と釋していう。

舒、左旁象兩舍相對形、右旁從夫、夫予音義相近、萮舒之異文、春秋僖三年、徐人取舒、注、舒國今廬江縣、玉篇引作郐、說文、舒地名、今按古國邑字、每省邑旁、玉篇以郐爲舒、近是一五・二〇、彔段條

大系・厤朔にはみなその說を承け、この器銘は舒を伐つことを述べたものとしている。大系はさらにこれを徐偃王說話に結合していう。

獣國之名屢見、當卽荊舒之舒、亦卽徐楚之徐、南國中、徐楚爲大邦、自殷亡以來、累世與周爲敵、周人忌其名、則稱之荊舒、春秋僖三年言、徐人取舒、徐舒爲二者、乃徐人疊受周人逼迫、由其淮水流域之故居、已移植至江水以南、徐器多出今江西西北部、其殘留于舊地、臣服于周之部落、後乃沿用周人所呼之名、故徐舒遂判爲二耳、舊稱徐爲盈姓、群舒爲偃姓、盈偃均嬴聲之轉也、後漢書東夷傳、徐夷僭號、乃率九夷以伐宗周、西至河上、穆王畏其方熾、乃分東方諸侯、命徐偃王主之、今觀諸器文、一面言征戍、一面與獣侯復通往還、於此時事正合

郭氏はこれを以てまた器を穆王期に屬する一證としているのである。厤朔は器を宣王期とし、詩の常武にみえる徐方淮浦を征することをいうものとするが、同じく獣を徐と解している。思うに徐は古くは余とよばれていたらしく、大保段第三器に、大保が彔子聖すなわち彔父の叛を伐つて、余土を休賜されたとあるものがそれであろう。獣は徐・舒とは全く別字で、東周徐國の諸器はみな郐に作つている。

遹甗に「史遹使于獣侯、獣侯蔑遹曆」とあり、古自にある師雍父より使者として遹が派遣され、獣侯はこれに蔑曆を與えている。宗周鐘において卲王南征の偉功を贊頌し、大鐘を作つている獣も、この獣侯に外ならない。それならば獣侯はむしろ周の友邦として、卲王の救援を受けたものであり、南征の對象となるべきものではない。獣を徐・舒と解し、その討伐をいうとする郭・吳兩氏の說は、立論の根據においてすでに誤るものである。獣は音甫、金文の簠字はときにこの形に從い、また古に從う。甫はいうまでもなく姜姓四國の一たる呂で、書の呂刑はまた甫刑ともいう。姫姜は通婚の關係にあり、周は危急の際には四國と互いに相救援し、周の東遷のごときもその力に依つた。その地は河南の西南にあり、江淮の諸夷と成周とを相隔てる地位を占めている。それで周の東南夷征討に、獣は重要な據點とされ、師雍父みずからその地に赴いているのである。

竅は愙齋所收の拓によると明らかに禹に從うており、遹甗の遹字の從うところと同じ。おそらく遹の異構であろう。兩器は同出と傳えられ、遹甗にもまた「遹從」の語がある。「竅從」とは、稽卣「稽從師雍父、戍于古自」・臤觶「臤從師雍父、戍于𠧧自」というのと同じであろう。

其父蔑竅曆、易金、對䫹其父休、用乍寶鼎

其父は師雍父をさす語であろう。文選に「其讀箕、其父人名」とし、竅を蔑曆した人の名とみているが、竅は師雍父の省道に從つて賜賞をえているのであり、別人から蔑曆され金を賜う理由がない。

いま

畢□乍其父□簟段三代・六・二八・二

唯白其父慶乍旅祜、用易眉壽萬年三代・一〇・一八・四

などを参考すると、其は代名詞と考えてよいようである。「唯白其父慶」の其は領格の之の用法に當るもので、爵從盨「復友爵從其田」・琱生𣪘二「對揚朕宗君其休」などの例がある。愙齋賸稿に「𢿱人名、卽師䧿父之子也」というが、父は長上・辟君の意に用い、この場合師雍父をさすこと明らかであるから、父子と解すべきではない。

蔑曆は省道の功による。金を賜う例は𠭯・禽・令・過伯・麥・小子生の器をはじめ、遇甗・臤觶・競𣪘など、初期より昭穆期に及ぶ器に多くみえるが、後期になるとあまり行なわれていない。

訓　讀

隹十又一月、師雍父、道を省して𨚕に至る。𢿱從ふ。其の父、𢿱の曆を蔑はし、金を賜ふ。其の父の休に對揚して、用て寶鼎を作る。

參　考

𢿱鼎は遇甗と同出と傳えられており、𢿱・遇は同字異構であろう。それは詩の十月之交「楀維師氏」の楀が、古今人表に萬、五行志下の注に禹に作られているのと同様である。

遇甗は同じ作器者の器と考えられるので、次に列しておく。

*遇　甗

器　名　師䧿父鼎周存　遇鼎小校

時　代　成王通考　康王斷代　穆王大系　宣王厤朔

出　土　「光緒廿二年、山左黃萊陰出土」海外　「光緒廿二年、與𢿱鼎同出于山東黃縣萊陰」通考

收　藏　「爲黃縣丁樹楨所得、今住友氏藏」海外

著　錄

器影　泉屋・彝・一二　海外・一四　通考・一八四　美術史・二五・B　大系・四六

銘文　貞松・四・二一　周存・二・三一　大系・三二　山東・下・一七　小校・三・一二　三代・五・一二・二　二玄・二二五

考　釋　大系・六〇　文錄・四・二三　文選・下三・五　厤朔・五・四　通考・三一七　斷代・五・一〇七

器　制　刪訂泉屋にいう。「形制前器大史友甗と同じく、下體は飾るに饕餮を以てせるも、上器は口緣に近く二線を繞らせるのみにして製作稍簡なり。その內部の銅箄には五個の十字孔を開くこと、多くの器と異るところなし。上器の內側に次の銘識あり、周器となす可し。器は通體瓜皮の水銀銅色を呈し、其の間に靑綠の銹を點ぜり」。器は通高一尺三寸七分、口徑九寸一分、重量一貫三九六匁。器制は、大史友甗が口下に夔鳳帶文を付するほかは殆

んど同じ。甗は本器や競甗などを下限として、その後はこの種の制作のものをみない。

遹　甗

銘文　七行三九字

隹六月既死霸丙寅、師雝父
戍才古𠂤、遹從

臤觶には「臤從師雍父、戍于𤞷𠂤之年」、また𦒡卣には「𦒡從師雍父、戍于古𠂤」とみえ、遹は臤、𦒡らと同じく古𠂤の戍守に従つたものである。古𠂤は臤觶に𤞷𠂤に作り、彔𢦏卣にも「女其以成周師氏、戍于𤞷𠂤」とあつて、成周の師氏が動員されている。大系の臤觶の條下にいう。

余初疑古苦字从丯、丯卽草芥字、故从丯、與从艸同意、今按字固是苦味之苦、然就字形而言、不得說爲形聲字、葢古字實卽苦之初文、……象吐舌之形、味苦則吐舌也、𤞷乃其緐文、象苦丯與舌同時吐出、从艸之苦字乃大苦、草名、用爲苦味字、實出叚借也

思うに古の下部は口舌の口ではなく載書の象。金文の古字は載書を固く葢封する象を示す字である。古𠂤の古は必らずしもそれと同形ではなく、筆意に異なる點があるが、いま近似の字をとつてかりに古と釋しておく。𠂤は軍の根據地で𠂤の省文。卜辭では師と𠂤を嚴密に區別して用いるが、金文は𠂤を通用している。

「遹從」を文選に「遹從師雍父」と下文につづけているが、𣪘鼎の文例によると「遹從」で句讀とすべきである。

師雝父肩、史遹使于𢼎侯

大系は肩、文選は肩史、また通考には𢼎侯までをつづけて一讀とする。肩は貞松は缺釋、容氏も肩と釋する。大系にいう。

肩字殆郎死字之異文、古月夕字無別、尸與㔾亦同意、特左右互易耳、字在此當讀爲爰

この場合、爰はどういう行爲を意味するのか、郭氏は述べていない。文字の構成上、これに近い字を求めると、臣辰卣・尹卣・呂方鼎などにみえる饔字が考えられる。宴と同義の字で、遇が𪭢侯に使するのは、あるいはその脤胙を頒つことなどがあったのであろう。いま饔の省文と解しておく。「史……使……」の史は使役の意に用い、叔隋器「王姜史叔使于大保」・公姞鼎「史易公姞魚三百」等と同じ語法である。史・使は語源的には何れも祭事の使者として他に赴くことを意味する字であるが、この場合、軍禮として行なわれた祭祀の使者として𪭢に派遣されるのである。

𪭢侯蔑遇曆、易遇金、用乍旅獻

𪭢侯の二字には複點が加えられている。𪭢侯は𩰬鼎・彔段一・宗周鐘にみえる𪭢、すなわち姜姓四國の一である甫。周の友邦であるから、師雍父の使者である遇を迎えて蔑曆を與え、かつ金を賜うた。そういう關係でなければ、一般には作册睘卣「王姜令乍册睘安夷白、夷白賓睘貝布」・盂爵「王令盂寧𢐗白、賓貝」・史頌段「王在宗周、令史頌省蘇、蘇賓章・馬四匹・吉金」のように儐物を賜うのが例である。蔑曆を與えるのは、戰線を共にしている關係だからであろう。金を賜う例はこの期に多く、𩰬鼎にもみえている。

旅獻は旅甗。獻は假借。旅器はまた旅宗彝ということもあり、旅宮の彝器であろう。また征旅の際には廟主・社主を奉じてゆくこともあり、卜辭にも

貞、勿攜丁示撫佚・二一

貞、勿攜下乙……乙・七三三八

王往于田、弗攜祖丁眔父乙、隹止乙・六三九六

のような例がみられる。𩰬鼎・遇甗は何れも山東萊陰の出土といわれるが、後に述べるようにその地を本貫としがたい事情があり、あるいは成周庶殷の一であろうかと思われる。

訓　讀

隹六月既死霸丙寅、師雍父、戍りて古𠂤に在り。遇從ふ。師雍父、肩す。遇をして𪭢侯に使せしむ。𪭢侯、遇の曆を蔑はし、遇に金を賜ふ。用て旅甗を作る。

參　考

𩰬・遇の作器と思われるものに、次の諸器がある。

𩰬鼎　𩰬乍寶鼎貞松・二・二二　小校・二・二八　三代・二・四二・八

寓に作るものも、あるいはその器であろう。

寓鼎　隹一月既生霸、才𦵯京、□□蔑寓曆、□□、乍册寓（拜䭫）首、對王休用之貞松・三・一六　周存・二・補　三代・三・五一・二」　韡華・乙中・四二

貞松に窓齋の藏器というが、窓齋には著錄していない。兩器とも器影を存せず、字迹も崩れていて、疑わしい。韡華に

寓鼎約廿六字、西周中葉器、文泐甚、不可盡釋、寓疑與寓卣之寓爲一人、以其字體甚相近也

という。寓卣は蓋文のみを存するものであるが、擴古に「已殘缺、僅存片銅」とあるように、その蓋も完全なものではないようである。もと葉氏平安館藏、のち潘伯寅の有に歸したという。

寓卣積古・五・二九（彝） 擴古・二之二・二七 愙齋・一九・二二 綴遺・一二・二三 周存・五・九二 小校・四・五六 三代・一三・三六・三」 拾遺・中・一五（彝）

寓對㺇王休、用乍幽尹寶隮彝、其永寶用

前文を脱しており、この殘文もまた疑うべきものであるが、後期の叔向父禹𣪘に、禹が皇祖幽大叔の器を作っているのは、あるいはこの幽尹を指すものであるかも知れない。それならば㝅の家は、後期の叔向父禹の先世であるという關係となろう。

拾遺に、幽尹の尹を君にして公と同じとし、春秋隱三の左氏經君氏を公穀に尹氏に作り、莊子外物の宋元君は元公であることなどを引いているが、金文では青尹・皇尹・天尹・明公尹・皇天尹などの例がある。幽尹とは作冊尹たる幽公の意で、寓鼎によると寓は作冊の職にある。ただ以上にのべた諸器が、㝅・遹一家の器であるとする確證があるわけではない。

九〇、臤觶

器名　臤尊積古　受尊擴古

時代　成王通考　穆王大系　宣王麻朔

收藏　「阮元所藏」積古　「歸安吳氏藏器」愙齋　「江陰奚氏」周存

著錄

器影　兩罍・三・一三　大系・二〇三

銘文　積古・五・二　擴古・三之一・三四　奇觚・一七・七　愙齋・一三・一二　周存・五・三　大系・三三　綴遺・一八・二二　小校・五・三九　三代・一一・三六・三

考釋　拾遺・中・一四　韡華・戊上・九　大系・六一　文錄・四・一一　文選・下二・五　麻朔・五・七

器制　兩罍にいう。「器高今尺五寸五分、口徑五寸一分、深四寸八分、腹圍一尺三寸五分、底徑四寸、重今庫平三十六兩」。素文。體の中央部に二條の弦文と兩邊に小犧首を附した簡素な制作である。著錄には多く尊としているが、著しい侈口がみられず、觶とすべきであろう。

一九〇

銘文　五行五三字　文

右行　（僞刻）

隹十又三月既生霸丁卯、臤從師雝父、戍于𠰻自之年

遇甗に「隹六月既死霸丙寅、師雍父戍在古自」とみえているが、兩器の日辰は同年に屬しがたく、この戍守は少くとも二年以上にわたるものであることが知られる。本器ではこれを大事紀年に用いているのであるから、おそらくその戍守の開始された年とみるべく、それならば四年後でなくては遇甗のいう厤朔につづかない。この戍守が極めて大規模な、かつ重要なものであつたことが知られる。厤朔に器銘を十二月の誤鑄としているが、自己の曆譜に適合しなければ「非僞器、卽銘有誤字耳」五・八という武斷な說で、顧慮するに足らない。かりに十二月とするも遇甗は四年後の器となる。また遇甗を臤觶より前とすれば、本器の十三月既生霸丁卯はその翌年に入りうるが、銘辭の表現からは臤觶を始駐の年とみるべきであろう。

臤　觶

文は大事紀年形式で、事功を記さず、下文に直ちに蔑曆のことを記している。おそらく戍守の功に

よるものであろう。臤は文中にその字が三見しているが何れも字形が明晰でない。古自は遇甗にみえている。韡華にその地を、書序にいう亳姑、左傳にいう蒲姑の省とするが、「蒲姑商奄、吾東土也」昭九とあるように蒲姑は山東の地で、師雍父の作戰と方面を異にしている。遇甗ではその地から誅すなわち甫に遇が使しており、その地は成周〜甫を結ぶ南北の線上に近い地點と考えられる。

臤蔑曆、仲競父易金

蔑曆は受身の語法。拾遺に勞歷と釋し、「王蔑某曆者、猶言王勞某之行也」とする說がみえる。臤は師雍父に從つて戍守しているのであるから、蔑曆は師雍父から受けたのであろう。ところが金は

仲𩖆父から與えられている。師㴲父は方面軍の總帥、仲𩖆父は㲋の直屬する部將というような關係と思われる。

舊釋には多く𩖆を說文の業の古文と解するが、字形は稍しく違う。大系に字を競の異文とし、「𩖆當是競字之異、从大與从儿同意、大象人正面形、儿象人側立形」と論じ、競卣の競とこの仲𩖆父とは一人であろうとする。麻朔も同説である。しかし競の諸器中、一として字を𩖆に作るものもなく、字もまた正側の差にとどまらない。いま字のままに隷釋しておく。

㲋拜𩒨首、敢對𧷤𩖆父休、用乍父乙寶䵼彝、其子〻孫〻、永用

父乙の器を作っており、㲋もまた東方出自の族であることが知られる。旅器を作っているのも、そういう關係が背景にあるものと思われる。

訓　讀

隹十又三月、既生霸丁卯、㲋、師㴲父に從うて古𠂤に戍るの年、㲋、蔑曆せられ、仲𩖆父、金を賜ふ。

㲋、拜して稽首し、敢て𩖆父の休に對揚して、用て父乙の寶䵼彝を作る。其れ子〻孫〻、永く用ひよ。

參　考

銘文を右行に書する例は非常に少い。卜文には龜版にしても獸骨にしても、中央より兩端に向つて右行左行に字を刻するが、金文にはそういう條件はない。あるいは器が雙器である場合、その左器に施すということがあつたかも知れない。

器の字迹はかなり崩れており、僞刻と思われるものであるが、師㴲父關係の一資料として收錄しておく。おそらく原刻の器があつて、それを摸したものであろう。

㲋の家は殷系の古族であるらしく、殷器と思われる遺品が數器殘されている。

1、㲋觥　「中子𦣻弜乍文父丁隮彝　㲋　㲋」器蓋二文故宮・二四期　日本・二六四」三代・一八・二一・三，四　書道・三〇」殷金文・六二

2、㲋觶　「□𣡽婦貝朽𡛥、用庢日乙隮彝　㲋」三代・一四・三一・九　殷存・下・二六」殷金文・二三

3、㲋段　「𡛥易隹玉、用乍且癸彝　㲋」貞松・五・一三　三代・七・二一・一」文錄・三・二八　殷金文・二六

4、㲋段　「㲋　父癸」窓齋・七・七　奇觚・三・三　小校・七・五九　三代・七・四・一

5、㲋鼎　「弜乍文父丁□　㲋　㲋」故宮・上・一九　通考・二二」窓齋・三・一三　殷存・上・七　小校・二・四九　三代・三・一四・六」殷金文・六二

6、㲋鼎　「㲋　父丁　㲋」三代・二・三八・三

右六器中、1は故宮舊藏の器であるが、わが國に將來された。器蓋に特色ある垂尾の夔鳳文を配し、冠飾にも身毛上部にも刺狀の飾りをつけ、古色に富む。これと殆んど同形同文様の一器日本・二六三

があり、それには「文父丁、[illegible]」という銘がある。文父丁の名號が同じであり、中子賓彡は[illegible]標識の家と關係があるらしい。5は通耳高七五・九糎、深三七・八糎、腹圍一七五・二糎、重さ六三・六五瓩という堂〻たる大鼎で、口緣と足に饕餮を飾る。大盂鼎の器制はこの系統に屬する。これらの器によつていえば、臤は殷の名望であつたらしく、臤觶の臤はその後であろう。臤觶は右の諸器に比べると時期はかなり下り、臤は師雍父の指揮に從つて南夷の征戍に赴いている。おそらく成周庶殷の一であると思われる。

師雍父の名のみえる器には、以上三器のほか、なお嚳卣がある。宋代著錄の器である。

＊嚳　卣

器名　淮父卣博古　稶卣積古

時代　穆王大系　宣王厤朔

器影　博古・一〇・三二　大系・一七一

銘文　薛氏・一一・七　嘯堂・上・三八　復齋・一八　積古・五・七　攈古・三之一・一五　大系・三二

考釋　全上古・一三　大系・六〇　文錄・四・一六　文選・下三・一一

器制　博古にいう。「通蓋高六寸八分、深四寸四分、口徑長三寸九分、濶二寸九分、腹徑長五寸八分、濶四寸七分、容二升三合、共重五斤一兩、兩耳有提梁、蓋與器銘共八十二字」。圖様によると腹部の含らみが大きく、器形は靜卣に近い。口下・蓋上に優雅な長身の夔鳳帶文がある。兩耳犧首、蓋に兩角あり、角は盂卣のように小さく斜に突出している。競卣一・彔刻卣などと相似た器制である。

嚳　卣

銘　文　　器蓋二文　器四行四二字　蓋六行四二字

嚳從師雝父、戍于古自、蔑曆、易貝卅守

䨻卣器銘

䨻を宋刻に穆、師雍父を師淮父と釋し、博古に「穆與淮父、索諸經傳、悉無所見」という。積古には䨻を穊と釋する。穊は宋玉の風賦に「枳句來巣」とある枳句の本字で曲木をいう。いま郭釋により䨻と釋しておくが、字形は禾、すなわち軍門の前で祝禱などを行っている象で、聲義未詳。古自は遇甗・臤觶にみえ、兩器にいうところと同じ征役である。蔑曆の上に「競蔑曆」競卣・「臤蔑曆」臤觶のように、受賞者の名を加えるのが普通である。古自の戍守の功によって、旌表されるをいう。卌を舊釋に山と釋するも、積古にこれを訂している。寽は鋝。積古に「寽鋝也、鋝之省、貝當以朋計、而此曰卌鋝者、周時或以泉貨代貝也」と述べ、寽を以ていうときは泉貨の意であるとするが、寽は必らずしも泉貨をいう語であるとは限らない。凡そ重量を以ていうときは、「金百寽」禽𣪘・「絲三寽」曶鼎のように、金・絲の類も寽という。本來は金には「金一匀」三代・四・七・一、絲には「絲束」守宮盤のように、それぞれの助數詞がある。貝を寽を以て數えることは、あまり例をみない。

䨻拜䭫首、對䚄師雝父休、用乍文考日乙寶䵼彝、其子〻孫、永福　〓

福を宋刻に寶と釋するが、積古には福と釋する吳東發の説をとっている。

吳侃叔云、畐卽福字、古文福亦作富、祭統云、賢者之祭也、必受其福、非世所謂福也、福者備也、百順之名也、故作祭器、特以示子孫焉

吳氏はまた銘末の一字を哉とよみ、

末一字闕釋文、博古釋爲立戈形、亦未審其音義、古文載哉皆作𢦏、爾雅釋詁、哉間也、銘云、其子孫永福哉、是辭之間也

という。阮氏も「按此説雖未確、存之以備異義」としているが、銘末の〓形はいわゆる圖象標識で、文字ではない。福は邾大宰鐘の「眉壽多福」の福も、この字と同じく宀に従うていて明らかに福の異文であるが、郭氏はこの文においては寶の假借であるとしていう。

此叚爲寶、古音輕重脣無別、福寶爲雙聲、而之部與幽部、聲亦相近、故可通叚

しかし福寶通假の例をみず、字のままで通ずるところである。叔夷鎛に「不顯皇且、其乍福元孫、其萬福屯魯」とあるのと同じく、嘏辭と考えてよい。

銘末の圖象標識は立戈形系統のものであるが、この形のものは多くない。

父癸甗　「〓箙　父癸」陶齋・二・六一　恒軒・九九　攈古・上・五五　窓齋・一七・二　𣪘存・上・九　綴遺・九・一八　小校・三・八八　三代・五・四・三

は、この氏族の器であると思われる。これまた東方系氏族の餘裔である。

九一、彔　殷

器名　伯淮父敦攟古　伯雒父敦窓齋　彔文且殷三代

彔　殷

時代　成王通考　穆王大系　宣王麻朔

收藏　「山東濰縣陳氏藏、得之都市」攟古　「泉屋藏」泉屋

著錄

器影　泉屋・一〇五　海外・二四　大系・八三　通考・二七八　通論・五四　日本・一〇八　二玄・二一九

銘文　攟古・二之三・六九　從古・一五・二〇　奇觚・三・二七　窓齋・一二・一五　周存・三・四八　簠齋・三・五　大系・三四　小校・八・三六　三代・八・三五・三　書道・六三　河出・二一九　二玄・二一八

考釋　窓齋賸稿・四四　大系・六二　文錄・三・二八　文選・下二・一七　通考・三三九　通論・三六

器制　通論にいう。「通蓋高一九・一糎、蓋器各飾鳥紋一道、兩耳作鳥形、有珥」。柔軟な垂尾の夔鳳帶文を飾る。珥上に雞首があり、「作寶隮彝殷」・「鳳紋殷」通考二七二、二七三等と同じ形式である。

銘文　器蓋二文　各五行卅二字

彔殷器銘

白雒父來自㝬、蔑彔曆、易赤金

遹(䢃)・辔・𣪕の器ではすべて師雍父とよび、彔の諸器では伯雍父と稱している。何れも㝬と往還しているのは、彔𢦚卣に「淮夷敢伐內國、女其以成周師氏、戍于𠧛𠂤」とあるよう

に、淮夷の侵寇に備えたものであるが、器群によって雍父の稱が異なるのは時期が異なるか、雍父に對する關係の相違によるものか、その何れかであろう。おそらくこの征戍は、宗周鐘にいう卲王南征を頂點とする長期にわたる作戰であつたと考えられるので、いま雍父の呼稱の相違は時期の相違を示すものとみておく。彔𢦚卣にみえる作戰は成周の師氏を動員する大規模なものであり、おそらくそれへの恩賞を記すとみられる彔伯𢦚𣪘の賜物は、車服の盛を極めている。淮夷との戰闘が激甚を加えてからの器であろう。このとき伯雍父は自ら㝬に赴いており、その作戰の據點である古自に歸來したとき、彔の戰功を旌表し、賜賞を與えているのである。赤金を賜うことは、麥方鼎にその例がある。

對揚白休、用乍文且辛公寶䵼𣪘、其子ゝ孫ゝ、永寶

伯は伯雍父。愙齋賸稿にこの器にいうところを㝨鼎の文と一時のこととし、「㝨爲師雝父之子、疑彔爲師雝父之從子、故云對揚伯休」と述べて伯を伯父の義としている。㝨鼎に「對揚其父休」とあるのでこのように解したのであるが、父・伯は何れも尊稱で、嚴父・伯父の意ではない。文且辛公は彔の祖父。彔𢦚卣では文考乙公の器を作つている。䵼は雁公鼎に「䵼享」の語があり、䵼享に用いる器をいう。𣪘・鼎の類は䵼彝に屬する器である。

訓　讀

伯雍父、㝬より來る。彔の曆を蔑はし、赤金を賜ふ。伯の休に對揚して、用て文祖辛公の寶䵼𣪘を作る。其れ子ゝ孫ゝ、永く寶とせよ。

参　考

彔には別に彔𣪘一器があり、文考乙公の器を作つている。

＊彔𣪘二

收藏　　器、「烏程顧氏藏」周存　「日本小川氏藏」貞松　蓋、「浙江嘉善黃霽青安濤藏」攈古「愙齋自藏」愙齋　「吳縣吳氏藏」周存

銘文　　器、貞松・五・二一　周存・三・八一　三代・七・三五・二　蓋　攈古・二之一・四〇　筠清・一・三一　愙齋・九・五　從古・一一・二八　貞松・續上・三七　周存・三・八一　小校・七・七四　三代・七・一九・四

器銘は二行一六字。「彔乍厥文考乙公寶障𣪘、子ゝ孫、其永寶」。また蓋銘は「彔乍文考乙公寶障𣪘」の九字を銘する。字迹は彔𣪘と同じであるが、蓋銘の文字がすぐれている。彔𢦚卣にも文考乙公の器を作つており、文中に「伯雍父蔑彔曆」とあるから、彔𢦚と彔とは同一人である。以下に彔𢦚諸器を付記する。

彔𣪘二蓋銘

＊彔戜卣

器　名　戎卣陶齋　彔卣貞松

時　代　成王通考　穆王大系　宣王厤朔

收　藏　一、「此器往歳見之都肆、與溗陽端氏藏器異」貞松　二、「溗陽端氏藏」周存　「東京、西村總左衞門氏藏」日本

著　錄

彔戜卣

器影　陶齋・二・三九　大系・一七三　日本・七六

銘文　周存・五・八二　貞松・八・三二（別有一殘底）　大系・三三　小校・四・六五　三代・一三・四三　二玄・三二〇

考釋　韡華・庚上・四　大系・六一　文錄・四・一六　文選・上三・二七　厤朔・五・二

器　制　陶齋にいう。「通蓋高八寸七分、深四寸二分、口徑長四寸八分、濶三寸八分」。提梁あり、兩耳犧首。蓋鈕平底、蓋に小さな兩角がある。器蓋ともに分尾の夔鳳帶文をめぐらしている。器は出土のとき破損しており、修復を加えたものだという。器制・文様とも、競卣一と似ている。貞松に、陶齋の器と異なるものをみたというから、同銘の器が二器あるのであろう。善齋に錄する彔尊も同銘であるが、これは器種が異なるものである。

彔戜卣蓋銘

銘　文　器蓋二文　各六行四九字

王令戜曰、叡、淮夷敢伐
內國、女其以成周師氏、
戍于𠰩𠂤

令は命。下文の賜賞は伯雍父から與えられているが、戍守は王命によるものであるから、

王の親命の語を錄している。叡は發語。師旂鼎・也毁・縣改毁などでは、感動詞的に用いている。淮夷はこの器に初見。この期の諸器にみえる古𠂤の戍守は、この淮夷に對するものであり、宗周鐘にみえる南國・南夷東夷廿又六邦といわれるものも、概ね淮夷の屬であることが知られる。內國という語は他にみえず、內を伐とつづけて內伐と連語に用いる例が敔毁三・陳騂壺にみえるが、いま內國とよんで、王の直接支配の及ぶ近畿の地とみておく。淮域上流の地は成周の西南に當り、伊洛の地は淮夷の侵寇を受ける危險があつた。

成周師氏を大系に師雍父すなわち伯雍父その人と解していう。

> 古師氏之職、本司軍旅、其位頗高、師氏卽伯雝父、故又稱師雝父、師繫其職、伯繫其爵或字、周禮師氏職、文甚訂餖、半敍爲師保之師、半敍爲師戍之師、其經劉歆改竄、爲無疑

もし郭說の如くならば、王は彔伯に命じて師雍父の軍を統率させ、しかも彔䋣は部下である伯雍父から蔑曆賜賞を受けることとなる。それで郭氏は以を與と解し、彔と成周師氏たる師雍父とを同列におこうとしているが、それにしても同列の部將から蔑曆を受けたものとは解しがたい。以は通訓によつて率とよむべく、成周師氏とは成周にある殷の八𠂤をいう。成周の八𠂤は殷の餘氏をこの地に遷して編成されているもので、各師に師長があり、師氏と稱した。この文によれば、彔はそれらの師氏を統率するものであるから最も威望ある家柄とみるべく、おそらく天子聖と稱した彔父の後であろう。それで成周の師氏を率いて淮夷の討征に向うに當り、王は特に親命してこれを送つたのである。勿論、方面軍の總司令としては周の武將が全軍の董督に當つており、その人が伯雍父である。伯雍父は師雍父と同人であるが、師・伯のように稱號が異なるのは、時期が異なるからであろう。今次の作戰は成周の師氏を動員する大規模なもので、師雍父諸器にみえる戍守と異なるものと思われる。ただ淮夷に對する作戰であるから、基地としては同じく古𠂤が充てられている。

白雝父蔑彔曆、易貝十朋、彔拜䭫首、對䚄白休、用乍文考乙公寶隮彝

文考乙公は彔の諸器にもみえる。ただ彔伯䋣毁では「皇考釐王」と王號を稱している。彔が尋常の家系のものでないことが知られる。

訓　讀

王、䋣に命じて曰く、叡、淮夷敢て內國を伐つ。女其れ成周の師氏を以ゐて、𠂤古𠂤に戍れ、と。伯雍父、彔の曆を蔑はし、貝十朋を賜ふ。彔、拜して稽首し、伯の休に對揚して、用て文考乙公の寶隮彝を作る。

參　考

本器と同銘のものに彔䋣尊がある。

*彔䋣尊　善齋・禮三・九一　故宮・下・二二二　二玄・二二一　小校・五・三八　三代・一一・三六・一

善齋にいう。「身高九寸半、口徑九寸、底徑六寸」。項下に犧首を中心として夔龘の帶文があり、三層の雷文を以て構成する古い形式のものである。銘は卣銘と行款同じく極めて似ているが、字の

配置に異なるところがある。同銘の器であるから、文様の時期を考える上に参考となる。

彔㦰尊

＊伯㦰𣪘

器名　西宮敦擷古　白㦰作西宮敦小校

時代　成王通考　穆王大系　宣王厤朔

收藏　「山東濰縣陳氏藏」擷古

著錄

銘文　擷古・二之三・六一　大系・三五　小校・八・三二

考釋　餘論・二・二七　韡華・丙・三　大系・六四　文錄・三・二九　文選・上三・一二　積微居・一八九

銘文　五行卅一字

白㦰肇其乍西宮寶

肇は肈。肈始と紹繼の義があり、嗣襲のはじめの作器に「肈其」・「啓諆」というものが多い。大系に「白㦰肈」の三字で一讀とし、「言伯㦰承嗣、乃作祭器也」というが、「肈作」あるいは「肈其作」というのが金文の通例である。

西宮は彔氏の廟名。天子聖すなわち彔子聖の後である彔氏は、當時なお諸宮廟を擁する大族であり、西宮もその宮廟の一であろう。

隹用妥神褱、唬前文人、秉德共屯、隹匄萬年、子〻孫〻、永寶

大系に隹用以下の九字を「當作一句讀、謂惟用綏神懷于前文人也、同例語亦見善鼎、曰、隹用妥福唬前文人」といい、唬を介詞の乎と同字とみている。

唬字均用爲前置介詞、揆其音、當讀如乎、唐韻作呼訝切、得之、玉篇作呼交切者非是、說文唬下曰讀若嵩者、乃後人所增、說文並無嵩字也

金文の前置詞には于・丂・雩などがあり、乎系統の字を用いることはない。「綏神懷于前文人」という訓釋も、殆んど文義を成さぬものである。積微居には唬を動詞とし、效の假借字とする。

字在此、蓋假爲效、段鼎二銘、唬前人、秉德共屯、並謂效法前文人、秉德共純也、叔毛鼎云、叔毛作朕文考釐伯釐姬𪓑鼎、用朝夕享孝于□、唯□學前文人秉德、學亦效也、唬與效、並古韻豪部字、故唬字得假爲效也

楊氏のいう叔毛鼎はその拓影をみず、文例を確かめがたい。思うに「唬前文人」とは、鐘銘に多くみえる「侃前文人」・「喜侃皇考」・「□侃先王」などに語例近く、唬は侃と同義の語と思われる。喜侃連文、「侃前文人」とは「喜侃前文人」で、「唬前文人」も同義。ゆえに上句の「妥神懷」と「唬前文人」とは對文を成す。上下二句ずつ、緊接する句法である。

共屯の二字殘泐、擴古に缺釋とするが、「秉德共屯」は善鼎にもみえる慣用句である。匃は匃求。卜文にもみえる。上文の人とこの句の年と、韻をとっているようである。

訓　讀

伯𢦚肇めて其れ西宮の寶を作る。隹用て神懷を妥んじ、前文人を唬(たの)しましめむ。德を秉ること恭純、隹萬年を匃む。子〻孫〻、永く寶とせよ。

參　考

器影を傳えず、銘も摹勒による。字迹は彔𣪘の緊湊體より、彔伯𢦚𣪘の疎緩平板に赴いているようである。

九二、彔伯𢦚𣪘

器　名　彔伯戒敦擴古　彔伯戎敦愙齋

時　代　成王通考　穆王大系　宣王厤朔

收　藏　「呂堯仙藏器」愙齋

著　錄

銘文　擴古・三之二・五一　奇觚・四・一六　愙齋・一一・二　周存・三・一八　大系・三五　小校・八・七五　三代・九・二七・二　河出・二一八　二玄・二二二

考釋　餘論・三・三三　韡華・丙・三三　大系・六二　文錄・三・八　文選・上三・一二　厤朔・五・一　積微居・一九，二〇，二七四

銘　文　一一行一一二字。擴古に「右銘文一百十二者、凡二器」というが、擴古・周存は蓋文、他の著錄もみな同じ鑄銘であろう。

隹王正月、辰才庚寅、王若曰

「辰在」は令彝以下の諸器にみえる。「王若曰」は王の册命の語。下文に車服賜與のことがみえて

おり、このとき册命の廷禮が行なわれているはずであるが、その記述は略されている。王若曰以下は、史臣がよみあげた册書の文である。大盂鼎・趞鼎はこの形式のもので、趞鼎には簡略ながら廷禮の記述がある。

彔白㦰、繇、自乃且考、又揞于周邦、右闢四方、叀亙天令

彔伯㦰の先人が周室を翼賛した事功を同顧する文である。彔伯㦰は他器に彔・彔㦰・伯㦰と稱しているもので、彔伯㦰がその完稱である。彔氏について、大系にいう。

彔國殆卽春秋文五年楚人滅六之六、舊稱皐陶之後、地望在今安徽六安縣附近、彔國在周初、曾與周人啓釁、大保𣪕、王伐彔子耶、其證也、此言乃祖考有勞于周邦、佑闢四方、叀亙天命、則㦰之先人、復曾有功于周室、蓋彔子耶被成王征服後、卽臣服于周、有所翼贊也

すなわち皐陶の後と傳えられる安徽の六を彔に充てている。大保𣪕にみえる彔子耶は、天子耶觚において天子耶と稱しているものであり、周に對して敢て天子と稱するものは、殷の後にして周に服しなかつた彔父の外には考えがたい。ゆえに本器においても、彔伯㦰はなおその父を釐王と稱しているのである。劉心源は「周釐王子而封于彔者、可補內外傳之闕矣」というが、彔が周室の王子ならば、下文に「自乃祖考、又揞于周邦」というはずはない。

繇を攈古に譎、窓齋に謠、奇觚・小校に繇と釋する。剔抉が十分でないが、宜侯夨𣪕「繇、侯于宜」・師寰𣪕「淮夷繇我貝畮臣」の繇字とその結構が同じく、繇と釋すべき字である。奇觚に「繇卽謠、卽繇、卽謌亦卽猷、……猷者發語辭、大誥、王若曰、猷、馬本作繇」と猷と同語とし、また積微居にも

按繇爲歎詞、爾雅釋詁云、繇於也、郭注云、繇辭、繇與銘文之繇同、爾雅訓繇爲於者、於乃書堯典僉曰於鯀哉之於、亦歎辭也、猷與繇古同音、故今本尚書多作猷、……大誥之猷大誥爾多邦、釋文引馬本作大誥繇爾多邦、正義引鄭本猷亦在誥字下、……王引之不知馬本之誤、謂大誥多士多方

之猷告、皆當爲告猷、誤矣

と論じている。金文にみえる感動詞としては𠭰・繇・𠂤(於)・烏虖などがあり、𠭰の外はみな一系の音である。

乃は二人稱領格。揩は難解の字で、攈古に婚と釋するも文義に合わず、愙齋には「以文義繹之、似勞字之古文、未敢定也」と勞と訓すべきかとし、王國維毛公鼎銘考釋にその釋を用いている。大系にまたその説を承けていう。

〓字亦見毛公鼎與單伯鐘、二器均言〓堇大命、舊釋勞、無説、孫詒讓釋揩、謂从収古文昏省聲、王國維仍釋勞、謂象兩手奉爵形、古之有勞者、奉爵以勞之、故从兩手奉爵、按以釋勞爲是、蓋从兩手奉爵、爵亦聲也、僅言兩手奉爵、可以爲飲、可以爲獻、不必便是勞、唯以爵爲聲、始能定其音讀、古昏字、……象人首爲酒所亂、而手足無所措之形、此單从爵、不得釋爲揩字

すなわち字を勞と釋し、爵聲の字とするのであるが、その音義の關係を説いていない。また毛公鼎・單伯鐘の文において、加爵の字を次の勤の字と連ねて「〓堇大命」というのは、どういう意味であるかを述べていない。

積微居には、孫詒讓の揩と釋する説をとつて、勳功の意を示す語であるという。

孫仲容古籀餘論、以其字下从廾、謂當釋揩、是也、惟孫君據書盤庚云、不昏作勞、鄭君注讀昏爲敃、訓爲勉、謂有揩、猶云有勤勞餘論・上・三四 單伯鐘及中・三一、彔伯戒𣪘蓋 二跋義嫌迂曲、余則謂揩字當讀爲勳、説文力部云、勳能成王功也、昏與熏古韻同在痕部、聲亦相同、故二聲之字可相通假

また易の艮卦九三の「薰心」を虞飜本に閽に作り、後漢書百官志の光祿勳を劉昭注に胡廣を引いて「勳猶閽也」とし、また楚辭思美人の曛黄は抽志の黄昏と同義、詩大雅召旻の昏椓はまた薰胥ともいうことなどを證にあげ、金文としては師𣪘𣪘「乃祖考有揩于我家」を文例として引いている。師𣪘𣪘の文は本器と同例である。

勳は後の形聲字であり、字の初文はこの器銘にみえる奉爵の字がそれであろう。字は昏の初文、また聞の初文と形近く、何れも雙聲もしくは疊韻である。字義もまた奉爵のことと關係がある。昏の初形については孫詒讓に詳論があり、餘論に收めた本器銘の考釋は、殆んどその考證に費やされていて餘蘊がない。

右闕は佑闢。叀𠀠を愙齋・小校に惠宏と釋し、他は概ね惠弘の字を充てている。積微居に、叀を虚詞の惟と解する説がある。

叀疑與惟同、知者、甲文叀與隹、二字皆用爲語首助詞、用法全同、隹惟古今字、左傳襄公廿六年、有寺人惠牆伊戾、服虔云、惠伊皆發聲、叀與惠同、文云叀弘天命、即惟弘天命也

叀は卜文においては語詞に常用される字であるが、この文では上句の「右闢」二字は實字であり、從つて下句の「叀𠀠」もまた二字實字とみるのが妥當である。叀は惠の初文。大克鼎「叀于萬民」・沇兒鐘「惠于明祀」・王孫遺者鐘「惠于政德」などの例によつて確かめうる。

𠀠は下文の𢍜𠀠の𠀠と同字で、これを弘と釋するものは𢍜𠀠を𢍜鞃とみるのである。弘は卜文・金文にその字があり、𠀠中の弓は弘の形ではない。字形からいえば𠀠は弓を韔中に入れた象である。

それで積微居には、字の本義を輾、ここでは假りて當の義に用いたものだという。

右闢四方、惠當天命者、右助也、闢開也、惠與惟同、此謂彔伯𢦚之先人、輔助周家、開闢四國、有合於天命也、㣔伯𣪕云、王若曰、㣔伯、朕丕顯且文武、膺受大命、乃祖克𠦪先王、異自它邦、又𢆶于大命、說文云、𢆶相當也、彼文云、有𢆶大命、此云、惟當天命、字雖不同、其義一也

思うに𤔲の本字本義が、下文において輾として用いられているのであるから、その音を假るとすれば張などがそれに當る。惠𤔲とは惠張、文獻に皇張というのと同義である。四方を佑闢するに對して天命を皇張するをいう。

女肇不家、余易女秬鬯一卣・金車・𠦪䩙較・𠦪𤔲・朱虢靳・虎冟熏裏・金甬・畫䡊・金厄・畫轉・馬四匹・鋚勒

肇には肇始と紹繼の義があり、この文で紹繼の意。金文に習見する肇䜌の肇もその義である。家は墜の初文。上文に彔伯𢦚先世の翼贊の功を述べ、その事功を襲いで王室に勤める𢦚に對して、以下の賜賞を與えることをいう。

秬鬯は單に秬と稱することもあり、呂方鼎に「秬三卣」の語がある。秬の字形は鬯に從う。

金車以下は車服の具をいう。金車を賜うことは師兌𣪕二・毛公鼎・吳方彝などにみえ、小臣宅𣪕では「金車馬兩」を賜うている。車服の賜與は後期の金文に多い。

𠦪䩙較は覆飾のある較。𠦪は卜文・金文に祭名に用いられる字であるが、音は賁、假りて賁飾の義とする。䩙は幬。窸齋に「華幬較、車衣也」といい、奇觚には「爾雅、幬謂之帳、說文云、單帳也、較俗作較、詩淇奧釋文、較車兩旁上出軾者、古今注、重較重耳也、在車轝上重起如兩角然」という。

窸齋は三字で一物にして車衣、奇觚は幬と較と二物とする解である。大系にいう。

𠦪䩙較與毛鼎番𣪕𠦪䌛較・伯晨鼎之䩙較相近、它器均單言𠦪較、較乃車較上之覆被、續漢書輿服志上、乘輿、金薄繆龍、爲輿倚較、文虎伏軾、又、公列侯安車、倚鹿較、伏熊軾、均謂較上有繢飾之物、以爲覆、𠦪幬較卽此意、𠦪飾也、幬覆也、䌛說文謂捕鳥覆車、亦含覆義、故𠦪幬較、又言𠦪䌛較、略之則爲幬較或𠦪較

周禮輪人「幬必負幹」の注に「幬負幹者、革轂相應、無贏不足」とあつて、幬とは革をかぶせることをいう。

較の制については、周禮攷工記輿人「以其隧之半、爲之較崇」、注に「較、兩輢上出式者」とみえ、孫詒讓の正義に

大夫以上所乘之車、則於較上更以銅爲飾、謂之曲銅鉤、其形圜句、邊緣卷曲、反出向外、故謂之輒、自前視之、則如角之句、自旁視之、則高出式上、如人之耳、故謂之車耳、凡車兩旁、最下者爲輢、輢下附軫、象取下垂、故又謂之輒、較在輢上、則象耳之上聳、是則車耳者、較輢之通名也

と說明している。これによると、大夫以上は較上に銅飾を施すのであるが、輿服志によると天子は金薄繆龍、公列侯は鹿較とする。幬には古く獸皮を用いることが多く、伯晨鼎では䩙は革偏に從つている。

𠦪𤔲を窸齋に「𤔲疑䩙字之聲亦相同省文、華䩙朱虢卽鞹也」と下二字をつづけて一物とする。また

奇觚には、「此銘兩㠯字、上爲宏、下爲鞃」と同じく鞃とみている。鞃とは軾の中靶である。大系に

㠯即鞃之古字、大雅韓奕、鞹鞃淺幭、毛傳云、鞃式中也、𠦪㠯言式中有所賁飾、即鞹鞃、亦即如文虎軾熊軾之類

という。𠦪㠯がいわゆる鞹鞃であるならば、較飾について式の中靶の飾をいうものとなつて、前後の名物とも合し、一應問題はないようであるが、なお疑問は殘されている。㠯を鞃に充てて解するのは假借としての解釋であり、その字形は弓嚢の象であるから、これを字の本義に即して解することも可能ではないかと思われる。そこで積微居には、字をその本義において解しようとする説を試みている。

今按説文三篇上革部、鞃訓車軾中把、㠯字形殊不類、鞃字之釋殆非也、考函皇父匜、函字象藏矢之器之形、以彼例此、則㠯實象藏弓器之形、疑其爲韔字也、詩秦風小戎篇曰、虎韔鏤膺、交韔二弓、毛傳云、韔弓室也、説文五篇下韋部云、韔弓衣也、从韋長聲、㠯字正象弓室藏弓之形、其爲韔字明矣

字は明らかに弓衣の韔であるが、器銘にいう賜物は上下みな車馬の具であり、ここにひとり韔を列するのは不類の嫌がある。

車馬の制は文獻の記すところだけではなお不明のところがあり、たとえば秦風小戎の篇にしても、注家の説の一致しないところが多いのである。小戎の三章に

俴駟孔群　厹矛鋈錞　蒙伐有苑　虎韔鏤膺　交韔二弓　竹閉緄縢

という句がある。この詩は一・二章にも車馬の裝備のことを歌つており、厹矛・虎韔も車に裝備した武具をいう。このうち「交韔二弓」については、傳に「交二弓於韔中也」とあつて注家は概ねその説に據つているが、韔中の二弓を交韔というのは不自然に思われ、交韔はあるいは較韔であろう。厹矛も蒙伐もみな車上に樹てる兵器であり、交韔もおそらく較間に著けて車上の用に供したものであろう。もしこのように解しうるならば、𠦪𠷎較の次に𠦪韔を列していることも次第に合し、また韔を楊説のように字形のままに解くこともできる。いましばらく詩の交韔を較韔と解し、𠦪㠯を𠦪飾のある較韔とみておく。

朱虢𩏂の𩏂を窓齋に韉かと疑い、他にも釋が試みられているが、王國維は未詳とする。大系にいう。

𩏂乃古靳字、馬之胸衣也、从衣、冗以象其形、上加束、斤聲、朱虢靳者、虢通鞹、言靳以皮爲之、其色赤

すなわち馬の胸衣とみるのであるが、靳ならば靽靷の類である。車具の賜與をいうときには、吳方彝では金車・𠦪㠯・朱虢𩏂、番生𣪘では𠦪緟較・朱𤔲㠯𩏂、毛公鼎には金車・𠦪緟較・朱𤔲㠯𩏂、また𡌥盨には駒車・𠦪較・朱虢㠯𩏂のように、その次第には定めがある。車に次いで、皮革の類を列している。

銘文の虢は虢氏の虢と稍しく字形を異にするが、𡌥盨では明らかに虢字に作る。もと虎皮をいう語であろう。𢦏もまた虎皮を用い、それには裹をつける。窓齋に「虎𢦏即虎韔、冟即朱字之緐文」という。虎𢦏を虎韔とするのは阮元の説で、孫詒讓は幎と釋しているが、何れも聲義の上から難點がある。

ある。大系にいう。

虎冟卽詩之淺幭、冟乃从㠯冖聲、……周禮巾車作複、儀禮既夕禮、禮記玉藻・少儀、均作幦、均音近之字、凡言冟必及其裏、裏之色、或朱或熏或幽、可見冟之爲物、其裏亦在當重觀瞻之處、詩言幭、禮複幦、均不詳其所在、毛傳說爲覆軾之物、鄭注說爲覆笭之物、均不類、說文則訓幭爲蓋幭、訓幦爲鬃布、推許之意、乃謂輿蓋之幭、以漆布爲之也、知者以許于幦引周禮、駹車犬幦、是明知幦爲車上物、而幭字之見于詩與曲禮者、亦均車上物、則蓋幭自爲輿蓋之冪、無疑、今以彝銘徵之、許說至塙、凡彝銘言車上飾物、應有盡有、獨輿蓋未詳、而言冟必及其裏、則冟非蓋冪沒屬、蓋冪以漆布爲之、虎冟乃冪上畫以虎紋也、詩之淺乃戔爲戲、禮之犬鹿羔狗等者、均謂畫紋

積微居にも冟を幦と解し、玉藻・巾車の文を引いているが、犬鹿を畫文とする郭說と異なつて、これをその皮質とみている。

按凡云羔鹿犬然豻者、皆是獸名、乃擧其質言之、謂以其皮爲之也、此云冟、與玉藻之羔幦鹿幦、巾車之犬複然複豻複、文例正同、幦字又通作幭、詩大雅韓奕篇云、鞹鞃淺幭、毛傳云、淺虎皮淺毛也、幭覆式也覆式卽覆笭、然則此文之虎冟、卽詩文之淺幭、此以𠦪冟與虎冟連言、猶詩文以鞹鞃淺幭連言也、器文字作冟者、……與幦複音同、故假冟爲之也

郭氏は車輿の蓋冪とし、楊說は覆笭とみるものであるが、その大小や用途からみて覆笭とする方がよく、虎鹿も皮質をいうものとすべきである。從つて𠦪𠚤較以下はみな、較・軾など車輿の前部に用いる革製の附屬品となる。

寀を奇觚にあるいは熏の異文であろうかとする。朱に從う字であるが、上文の朱と字形が異なる點に問題がある。劉氏はいう。

按牧敦寅敦、皆云虎冟熏裏、熏卽纁省、攷工記、鍾氏染羽、以朱湛丹秫、三月而熾之、淳而漬之、三入爲纁、爾雅、三染謂之纁、注、染纁者、三入而成、爾雅郭注、纁絳也、儀禮士冠禮、纁裳、注、以朱爲四入、疏引詩毛傳、朱深纁也、知朱深於纁、此从內、非穴、……內入通用、是合入朱二字、會意、纁三入、朱四入、朱必由纁而入、故入朱者必纁、然則寀、卽纁之古文矣、牧敦作熏从火、乃古文火字、卽說文之熏、寅敦作熏、亦同、而呂薛皆以爲東、釋作練、非也

この說は朱の染法よりして說くもので、寀は入朱の義であるから熏の初文であるとする。熏字の主要な要素である東形は朱と形が近く、同源の字である。寀の上部を劉氏は內にして入の意とするが、おそらく熏蒸の際の上部の排氣孔を示したもので、朱を蒸して色を深くする象であろう。深字の從うところもそれであろうと思われる。從つて寀と熏とは同じ染色の法を示すものであるが、ただ熏は橐中に入れてこれを焼き、寀は熏蒸して朱をとるもので、その相違が字形に出ているわけである。他の器銘には多く虎冟熏裏の名があり、劉氏はこの字をも熏と釋したのであるが、字はやはり朱の異文とすべきである。その字は卯段にもみえ、

燓白乎令卯曰、𩛥乃先且考、死𤔲燓公室、昔乃且亦既令、乃父死𤔲葊人、不淑、取我家寀、用喪

とあつて、卯の先人の不淑のとき燓伯はその家の朱を賜うて送葬に供せしめたことを記している。

本器の上文に朱虢靳の語があり朱の字がみえているが、寀は卯段の文では熏とは釋しがたい字であ

り、やはり朱の異文とすべきである。

金甬を愙齋に「金甬即金鐘、說文鐘古文作銿、此其省文也」という。楊樹達も番生段の金童を例として車飾の鈴であるとし、鐘銿一字であることを論じている。甬は象形初文、童は鐘の省文とするのである。郭氏は輿服志にいう「乘輿龍首銜軛、左右吉陽筩」の筩にあたるものだという。軛端の鉤のところにつける鈴飾である。

畫輨は說文一四上に「車伏兎下革也」というもので、伏兎は軫や軸を固定するところであるから、それらを結ぶ畫飾ある革帶をいう。輨の字釋については、奇觚一・四七、毛公鼎條に詳說がある。大系に字を聞とし、これを輨に假借したもので、「輨者伏兎下之革帶、後縛于軸、前縛于衡」というが、衡を縛するには別に畫轉を用いたように思われる。畫轉は下文にみえる。

金厄を愙齋に「即詩所謂鞶革金厄也」、また奇觚に詩の傳箋を引いて「詩韓奕傳、厄烏蠋也、箋、以金爲小環、往〻纏搤之、疏、以金接轡之端、如厄蟲然也」毛公鼎條という。厄は器の象形。濬縣出土の遺品の中に、その形のものがある。

畫轉は愙齋に「亦車飾」という。說文に「轉、車下索也」とみえる。奇觚一・五〇に「畫轉者、以革裏軛而畫之」とし、說文「轉、軛裏也」を引くが、金厄をさらに畫轉を以て結ぶことはないように思われる。

馬四匹の四匹は合文。鋚勒は班段にみえる。奇觚に「鋚勒即詩鞗革、說文、鋚轡首銅、無鞗字」二・一四という。轡首のあたりにつける金具で、馬具に屬するものであるから馬匹の後にいう。これを以ていえば、上文の朱虢靳は馬衣ではないわけである。

以上、すべて車馬の屬をいう。車服賜與の例としては、時期の最も早いものである。

彔白刻、敢拜手頴首、對覫天子不顯休、用乍朕皇考釐王寶隮段

釐王を奇觚に「周釐王」と解し、今の周の世系にはこれを脫しているので、外內傳の闕を補うべきものであるというが、彔は周室の人ではない。愙齋に「皇考釐王、僭詞也、彔伯之考、不應稱王也」という。王國維は「古諸侯稱王說」觀堂集林・補遺九を作つて、矢白彝の矢白を矢王鼎・散氏盤に矢王と稱し、また乖伯段に「朕皇考武乖幾王」という例をあげ、本銘も諸侯にして王と稱したものとする。しかしすべての諸侯が、當時において王と稱しえたのではなく、王號を稱するものには、それだけの傳統上の理由があつたのである。

郭氏は王說を承けて、彔刻卣にみえる文考乙公を廟號とし、釐王はその生稱であるとした。周初に諡號なしとする立場からの論である。

彔刻之考爲乙公、此復稱釐王、蓋乙公乃廟號、釐王乃生稱、舊說多以甲乙爲生名、譙周則以爲廟主、云、夏殷之禮、生稱王、死稱廟主、今以卜辭攷之、凡祭祖妣父母、均稱甲乙、而諸婦祔祭、則稱姓字、蓋婦無專廟、故無廟號也、今改從譙說、彔伯父稱釐王、與上乖伯段乖伯父稱幾王同

本器も乖伯段も、何れも先考に王號を稱しており、王號は生死を通じて用いる。金文において、西周諸王の外に王號をいうものは、周室とあまり親緣關係のない外藩であり、それも特殊な傳統をもつ家に限られていたようである。いま彔伯刻の例を以ていえば、彔氏は殷の王子彔父の後と思われ、

金文に天子耶・彔子耶と稱する家である。あるいは二王三恪の後などに、この稱が用いられていたのかも知れない。戎種などには、かえつて尊號を稱するものもあつたようである。

余其永邁年寶用、子〻孫〻、其帥井、受茲休

文末に子孫の寶用を命ずる語をおくのは普通であるが、上に「余其」といい、下文に子孫の帥刑を命じている。邁は萬。帥刑は準則として奉循する意、中期以後にみえる語である。休は休榮。末辭としては稍しく異例の文である。

訓讀

佳王の正月、辰は庚寅に在り。王、若(かくのごと)く曰く、彔伯戜よ。繇、乃の祖考よりして周邦に勳有り。四方を佑闢し、天命を惠張す。女、肇ぎて墜さざれ。余、女に秬鬯一卣・金車・賁幬較・賁軐・朱虢鞃・虎冟宲裏・金甬・畫輯・金厄・畫轉・馬四匹・鋚勒を賜ふ、と。

彔伯戜、敢て拜手稽首し、天子の丕いに顯かなる休に對揚して、用て朕が皇考釐王の寶障毀を作る。余は其れ永く萬年まで寶用せむ。子〻孫〻、其れ帥刑して、茲の休を受けよ。

参考

西周後期に車服賜與册命形式金文が成立してくるが、それは西周の支配體制の完成を示すものと考えられる。この器銘は、册命形式をもたないその先驅的形式を示すものといえよう。車服の賜與は、周に朝見、見事する諸族に對してその行を盛にするということような事情から起つたものと思われ、そのような儀禮は、たとえば周末の詩であるけれども、大雅の韓奕に生彩ある描寫がみられる。

字迹は彔毀等の典雅な緊湊體のものと異なつて、濶大平板な書法である。これに篆意が加わつてその婉通をえたものが宗周鐘、下つては頌器・克器の様式として展開してゆくものと思われる。

以上、競卣・㲽鼎以下、伯犀父・師雍父・伯雍父の諸器を列したが、それらの器は時期相近く、合せて考うべき問題が多い。斷代に關係諸器十器をあげ、その關係を論じている。いまその必要事項を標記する。

甲、遇甗　佳六月既死霸丙寅、師雍父戍在古𠂤、遇從、
　師雍父肩、史遇使于麸侯　　師雍父　麸侯　古𠂤　遇

乙、㲽鼎　佳十又一月、師雍父省道、至于麸、㲽從　　師雍父　麸　㲽

丙、㲽鼎　㲽作寶鼎三代・二・四二・八　　㲽

丁、𤔲卣　𤔲從師雍父、戍于古𠂤　　師雍父　古𠂤

戊、臤觶　佳十又三月既生霸丁卯、臤從師雍父、戍于
　𠭯𠂤之年、臤蔑曆、仲競父易金　　師雍父　𠭯𠂤　仲競父

己、彔毀一　白雍父來自麸、蔑彔曆　　伯雍父　麸　彔

庚、彔戜卣　王令戜曰、𠭯、淮夷敢伐內國、女其以成

周師氏、戍于𠧟𠂤、白雍父蔑彔曆　伯雍父　𠧟𠂤　彔𢦏　淮夷

辛、競卣　隹白屖父以成𠂤卽東命、戍南夷、正月既生霸　伯屖父　邳　競　南夷

辛丑、在邳、白屖父皇競

壬、競毁　隹六月既死霸壬申、白屖父蔑御史競曆　伯屖父　競

癸、縣改毁　隹十又三月既望、辰在壬午、白屖父休于縣　伯屖父　縣改

改曰、叡、乃玑縣白室

陳氏は以上の資料に本づいて、次のような總括を試みている。

1、師雍父と仲𧹞父とは、戍によつて同期の人であることが知られる。

2、伯屖父と競とは、壬によつて同期の人であることが知られる。

3、伯雍父と彔とは、己・庚によつて同期の人であることが知られる。

4、師雍父と伯雍父とは同一人であるから、1、3を合することができる。

5、師は官名、伯は尊名で雍がその名である。同様に競・仲𧹞・仲𧹞父は一人である。

なお考釋上の問題として、次の諸點を論じている、

6、𢾊は甫にして、安徽阜陽縣西北の胡城である。

7、古𠂤とは詩の揚之水篇にみえる許であろう。

8、諸器の時代はほぼ康王期後半に屬し、うち己・壬の二器はその器制が成王期に近い。

9、甲は山東萊陰の出土で、當時すでに周軍の駐屯をみていた地である。

以上の九點は試みに陳氏の說を要約したものであるが、それらは相互に關聯しながら、氏の彝器編年・銘文考釋の根據ともなつている。いま所論の便宜上、右の項目を逐うて小批を加えておく。

1・2・3はそれぞれ一器銘中にみえる人物關係で問題なく、4も𢾊を介して結合することができる。

5の競と𧹞父・仲𧹞父を同一人とすることは字形異なり、事迹の上からも何らの關聯もない。陳氏は「可能是不同的寫法」というが、競器はすべて洛陽北邙の出土で父乙の器を作つている。競と仲𧹞とは時期も稍しく前後があるらしく、𧹞の作器として陳氏もその名をあげている仲𧹞毁は、競器よりも時期が下るものである。

＊仲𧹞毁　「中𧹞乍寶毁、其萬年、子〻孫、永用」頌齋・一〇　通考・三一五

器は失蓋。獸首銜鐶、項下に變樣の虺龍文一道があり、器腹との間に弦文を加えている。圏足部に斜格文を配し、下に短い四足がある。器制上、後期の毁と同じ。通考には器を宣王期の召伯虎毁琱生毁より後に列次している。この仲𧹞が仲𧹞父・𧹞父と一人とすれば、戍の臤觶を康王期におくことはもとより不可能であり、競・𧹞を同字異文、一人とみることも困難である。

競・𧹞が相異なるものとすれば、戍を介して師雍父・伯屖父諸器を結合する媒介も失なわれ、辛以下三器は一應分離して考えるべきものとなる。この三器は、上の七器と銘文上に共通する要素をもつていない。陳氏は兩者の器を一群として扱い、南夷と淮夷の戍守を同一の事實とみているが、南夷・邳・成𠂤と淮夷・古・成周師氏と、兩者の役は各〻異なる征戍である。前者は伯屖父、

後者は師雍父（伯雍父）がその總師であった。

6、甲・乙・己に㝬・㝬侯の名がみえる。從古に字を徐と釋し、大系・麻朔等これに依る。郭氏はさらに徐偃王說話を結合して穆王期說の一證とし、陳氏は康王期說をとり、地を上蔡・新蔡の附近すなわち汝淮の間とする。㝬の字釋とその方域は、宗周鐘の解釋にも重要な論點となるものであるから、ここに陳氏の說を引用しておく。

㝬應是甫字、季宮父簠的簠字從之、甫或甫侯、乃是周初南國的屏障、說文曰、郙汝南上蔡亭、鄦炎帝太岳之後、甫侯所封在潁川、讀若許、詩揚之水、戍甫戍申戍許、傳云、甫諸姜也、詩崧高、維申及甫、維周之翰、傳云、甫甫侯也、尙書呂刑之篇、禮記孝經尙書大傳史記周本紀引作甫刑、呂卽甫、甫申許都是姜姓、見周語中下和陰溝水注引世本、申呂的地望、鄭語引史伯之言曰、當成周者南有荊蠻申呂應鄧陳蔡隨唐、則在成周（洛陽）的南方、齊世家集解引徐廣曰、呂在南陽宛縣西、而據漢書地理志、宛故申伯國、後漢書郡國志、新蔡有大呂亭、則與說文甫在上蔡之說相近、較爲可信、地在汝淮之間、甫與淮夷之地相近、所以與白雍父有關的庚辛兩銘、提到淮夷南夷之內侵、但金文之㝬、也可能是胡、金文簠亦從古聲、左傳定公十五年、楚滅胡、後漢書郡國志曰、汝陰本胡國、今安徽阜陽縣西北二里有胡城、今定爲甫侯之甫斷代・五・一〇九

金文の簠字に㝬に從うものがあるので、㝬に甫・古の音があるとし、南陽の甫・上蔡の甫・阜陽の胡城の三者をあげ、申呂の甫をその地に比定しているが、勿論申呂の甫とみるのが正しい。ただ陳氏はこの㝬と宗周鐘の㝬との關係を認めず、宗周鐘にみえる東南夷征討とこの器群との關係

については言及していない。

7、陳氏は古自を由自と釋し、字を許の初文とみている。揚之水の戍許の地と解するのである。

甲銘、六月師雍父戍于由、乙銘、十一月師雍父省道至于甫、似甫在由之南、而由在成周之南、庚銘、淮戸入侵、而王命彔以成周師氏戍于由、則由當在成周之南、淮水之北、由卽金文冑字所從、本文第七器旅鼎、傳與甲乙兩器俱出黃縣之萊陰、旅鼎的盩自疑卽由自、集韻盩音冑、又疑此字象杵形、乃是許字、應隸作舌、與此器前後相近的麥盉和剌鼎的御字、和舀鼎的許字、都從舌、可以爲證、然則此所謂戍于舌自、猶揚之水的戍許了五・一〇九

古自の古を許と釋するのは、字形上やはり困難であると思われ、特に㝬に至っては字形がさらに遠い。古自の所在については庚器を參考とすべく、淮夷の侵寇、成周師氏の動員という事實からみて、その地は成周と淮水上游との間にあると思われる。敔毀三では南淮夷が陽洛の地に迫ったことを記しており、後年淮夷猖獗の際、召南に根據する召伯虎が江漢の域に作戰したことが、詩の江漢に歌われている。

甲乙兩器は山東黃縣の出土とされ、おそらく兩器との關係を顧慮して、陳氏は甫を新蔡と上蔡の間と考えたのであろうが、兩器の出土地と器銘の內容とは、後にも述べるように直接の關係はない。もし許より兩蔡の間に使するとすれば、使者は殆んど敵中深く突破することとなろう。古自はおそらく、成周の東南、淮水上游に及ぶ弧線をえがく守備線の內側にあるはずである。揚之水にいう防禦線も、大體その範圍にあった。

8、陳氏はこの器群の時代を論じていう。

以上一群銅器的年代、有不同之說、郭沫若將它們列入穆王時期、他以爲它們的形制典重、不失周初之風、字體亦趁是、由銘辭內容來說、引後漢書東夷傳以爲、穆王時、一方面征戍、一方面與淮夷通往還、幷以某侯之某是荊舒之舒

容庚在商周彝器通考時代章、引周本紀周成王襲淮夷、……作周官的書序文、以爲庚銘的淮夷、卽成王所伐、故定此群爲成王時器

吳其昌金文厤朔疏證卷五、傅會了三統曆、定此群爲周宣王伐淮夷之器、以爲詩江漢常武記是役者

由此可知同樣的引用征伐淮夷的史實、而可有完全不同的結論、這群銅器、從形制花文和字體上來看、是決不屬于西周晚期的、吳氏用錯誤的曆法所作的銅器斷代、這是顯明的例子之一

我們在本文第五五器（庚羸卣）下、曾就康王時代所興起的分尾垂啄的長鳥・大鳥花文、定師雍父諸器在康王後半期、而白屖父諸器約略與之同時、師雍父組之庚銘、述淮戶敢伐內國、而白屖父組的辛銘、述命戍南戶、二者當有分別、但淮夷南夷、當不甚遠、銅器銘文的研究、極需要和歷史文獻相印證、但也不可以爲文獻所拘束、反之、銅器銘文所表達的歷史事實、足以補充文獻之不足與空白、西周初以至西周末、淮夷爲患、經久不止、後漢書東夷傳所記述、不過根據流傳史料所記的幾件大事而已

此群銅器、雖可暫定爲康王後半期器、但其中若己・壬兩器、仍有成王時期的作風、故知此一群、應不能更晚于卲王之世、郭沫若曾指出乙器形制花文與師旅鼎同、知相隔必不甚遠、我們在本文第十八器（御正衞毀）、曾述及記載白懋父北征的師旂鼎（卽郭氏稱爲師旅鼎的）、當在成王後半期、或康王時期、在本文第五五器（庚羸卣）下、則由該鼎的鳥形、定爲康王初器、幷與我們上述之群、加以時序的排列斷代・五・一一〇

陳氏の斷代の根據は殆んどその文様の時代觀に本づいている。氏はまた器群の銘文にみえる賜與を三類に分ち、そのすべてが初期金文に行なわれているものであることを論じて、康王期說の一證としているが、彔伯戜毀にみえる車馬の賜與は、後期の車服賜與形式に近い。また諸器の字様は、全體としてむしろ穆王諸器と極めて近いという事實も無視しえない。文様の様式はあくまで相對的な性質のものであつて、他に優先して器の時期を定めうるものではない。

甲・乙・己にみえる㝬は宗周鐘にもみえる。郭氏は㝬を昭王瑕の本字であるというが、鐘は昭王の自器ではなく、甲にいう㝬侯の器である。容庚・唐蘭及び陳氏らは鐘を厲王期に屬し、㝬を厲王の名胡とみるのであるが、これも器を周王の作器とする先入見からの誤である。鐘銘にいうところは當時の南征の成功を記し、㝬侯の貢獻を自讃したもので、これらの器群より稍しく時期の下る器と思われる。そのことについては、宗周鐘の條にいう。

9、甲乙兩器は黃縣の出土とされており、そのため陳氏は甫を河南の東南部方面に比定したのであるが、兩器の制作は必らずしも出土地と直接關係をもつものではない。陳氏は甲器の出土事情にふれていう。

甲器出土時地、黃縣王道新所撰黃縣志稿金石目曰、光緒廿二年春、城東魯家溝田中、起古銅器十、鐘三・鼎二、一鼎破碎、鐘無款識、尙有盤一・壺一、盤無款識、壺亦破碎、若甗若盉若觶、皆有銘、倶歸丁幹圃、此稿本未刊行、王獻唐先生見告、其中卣文見三代一三・三〇・四、一鼎銘見三代二・四九・二、此鼎銘曰、𦎫白乍旅貞（按又錄入貞松・二・二七、周存・二・補）

陳氏はこの鼎銘を特に重視して、銘にいう𦎫伯とは萊夷であることを論じ、師雍父關係の器がそこから出土しているのは、その軍がこの地を領していた證であるとしている。

黃縣志稿金石目によると、十器中鼎二、一鼎は殘破していたという。別の一鼎は𦎫伯鼎であるから、𣪕鼎は𦎫伯鼎と同出の器ではないわけである。

同時出土の器について、王獻唐氏の黃縣㠱器に、また次のような記述がある。

王道新又有愷甗隨筆未刻、載鼎・甗・盉・觶四事、山東文管處藏該縣淳于鴻恩金石搨册、有觶銘題記、謂三月出土、這一批銅器銘文、他書有著錄的、有未著錄的、分列于下

一、𦎫伯鼎　𦎫白乍旅鼎周存・二・補

二、□盉　□乍宗隮、厥子孫永寶用黃縣志稿金石目

三、朿父辛觶　公賞貝、朿用乍父辛于彝對銘、貞松・補・中・一〇

四、遹甗　文略周存・二・三一

魯家溝十件銅器、只知以上四器銘文、鐘盤無款識、破碎的一鼎一壺如有字文、在碎片上卽能看出、不當如此著錄、大體四器是四個或三個人作的、連同其它各器、在同一地點出土、也爲墓葬中物、內中包括許多複雜情況一四五頁

なお王氏のいうところによると、鼎は器形花文未詳、字は西周前期に屬し、盉は中葉以前のものであるという。觶はいわゆる朿觶第四器で大保召公朿の器であり、成王期に入るべきもの、遹甗は昭王期前後のものであるから、これらの諸器がかりに一窖から出土したとしても、互いに相關聯する器とは考えがたいものであるが、王氏はこれを總括していう。

黃縣在西周前期早一階段、有一位朿、曾爲周政權服務、到達後一階段、有一位遹、又參加淮夷戰役、爲師雍父的肩史、他們都是一家人、還有幾位、各〻鑄造銅器、先後因和王朝有關、可能有些銅器是在外邊鑄造的、但都帶回本土、死後用以殉葬、墓主數目不可知、銅器中比較晚的是那位遹、不管合殉或單殉、晚的大概有份、由他們的史迹和銅器來看、這一家人應該是統治階級、西周黃縣地帶有一個國家、他們就是領主一五一頁

これよりして王氏は𦎫の釋字に及んでその音を瓠と定め、灰城の古稱とし、現在の地名と一致させる試みをしているが　時期が異なり作者も異なる以上の諸器をこのように關聯させて說くことに問題があり、諸器の出土事情が明確でない限り、推論を控えるべきである。ただ以上を通じて、遹甗と𣪕鼎とが必らずしも一窖の出土でない事實が明確にされたことは注意されよう。それは少くとも遹器が遹の本貫の器というよりも、その地への將來品である可能性を示すものである。以上の四器を一邦族の器とみることは、たとえば朿觶が壽張梁山の大保諸器の關聯器であることからみても、不可能であることが知られる。

師雍父・伯屖父諸器は、古𠂤・成𠂤を基地とする淮夷・南夷に對する作戰を記したものであり、昭王期の東南經營に連なるものであると思われる。昭王南征の傳承は、これらの金文資料によつて、新たにその歴史性を證明することができよう。

昭和四十二年三月　初版發行
平成四年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ內中町五〇
中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第一八輯

白川靜

金文通釋 一八

效尊

財團法人 白鶴美術館發行

九三、卲䀌段

器名　䀌段録遺

著録

銘文　録遺・一六五　二玄・二三三

銘文　六行五〇字

隹元年三月丙寅、王各于大室、康公右卲䀌

大室は呂方鼎・剌鼎・君夫段・免觶などにみえ、康宮の大室であろう。君夫段に「王在康宮大室」というものである。右者康公は他に

未見。錄遺に咎を作器者の名とするが、下文の對揚の語には咎と稱しており、卲咎がその名である。
易戠衣赤◎市、曰、用嗣乃且考事、乍嗣土
廷禮を記さず、直ちに賜與の物をあげ、祖考の職事を嗣ぐことを命じている。戠衣は趩觶・兎簠・豆閉𣪘など、この器と時期の近い諸器にみえている。大系の豆閉𣪘の條にいう。

戠衣亦見趩觶與兎簠、呉大澂釋爲織衣、或謂戠當是色、尙書禹貢、厥土赤埴墳、釋文云、鄭作戠、釋名釋地、土黃而細密曰埴、埴職也、黏胒如脂之職也、戠衣疑卽謂色如埴土之衣、……今按或說非是、截𣪘云、戠玄衣・赤◎市、玄著衣色、戠非色也、戠仍當釋爲織、曲禮云、士不衣織、足證織衣乃貴者之服、故天子以爲賜、而受賜者以爲榮焉

「士不衣織」は禮記玉藻の文。鄭注に「織、染絲織之、士衣染繒也」とあり、色絲で織った祭服である。積微居六六頁に清儒の説を引いていう。

清儒宋緜初著釋服云、織謂織綵也、謂合五采絲組織而成文章、如袞衣鷩衣毳衣之等、葢大夫以上之衣、經緯五采、組織精好、各有等威、按……其説甚覈、然則諸銘文之織衣、殆謂袞鷩毳諸衣矣

「釋服」は經解所收。周頌に絲衣と稱するもので、傳に「絲衣祭服也」とあるように、祭服を賜與したものである。戠の字形は、楚器曾姬無卹壺「戠在王室」の戠字と比較して確かめることができる。赤◎市は赤黼黻、豆閉𣪘の條に述べる。赤◎市は後には鑾旂と併せて賜與されることが多い。
この賜與は官職の嗣襲に當ってなされたもので、祖考の職事である嗣土に任ずる册命である。嗣土は周初の康侯𣪘にもみえ、本器と時期の近い兎簠にも、土田林牧を官司する職として、また截𣪘には藉田を掌るものとしてみえている。相當の重職であったと思われる。
咎敢對覭王休、用乍寶𣪘、子ゝ孫ゝ、其永寶
上文に卲咎とあり、咎がその私名であることが知られる。

訓　讀

隹元年三月丙寅、王、大室に格る。康公、卲咎を右く。戠衣・赤◎市を賜ふ。曰く、用て乃の祖考の事を嗣ぎ、嗣土と作れと。咎敢て王の休に對揚して、用て寶𣪘を作る。子ゝ孫ゝ、其れ永く寶とせよ。

參　考

この器銘は錄遺にはじめて收められたもので、その器については何も知られていない。字迹は元・于・嗣・乃・考・事・咎・敢・揚・休・子孫・永などみな左文に書かれ、筆意・筆畫の上にも尋常でないところが多い。しかし左文を混用することは寧𣪘にもあり、字は全體として縣改𣪘・尹姞鼎と極めて類似し、王・土など若干の文字にはむしろ古意を存するところがある。廷禮において右者のことだけを記し、賜與に戠衣赤◎市など穆共期のものが用いられ、銘文の上からも昭穆期から後期への過渡的な特質が認められる。大室の儀禮も穆共の器に多くみえるところである。もし縣改・尹姞の器銘を眞刻とするならば、この器も特に疑うべき理由はないとしなければならぬ。本器や𢻱

段は、師遽段や宗周鐘の字様への展開を考える上に、やはり参考とすべきものであろう。師遽の器を穆王初年のものとしてその暦譜を構成する場合、本器の元年の日辰はその暦譜に合う。

＊戴　段

敱　段

著録

器影　冠斝・上・二四　二玄・二三五

銘文　冠斝・上・二四　録遺・一六〇　二玄・二三四

器制　器蓋すべてゆるやかな瓦文の段。環耳は甚だ大。圏足。大小未詳。器制は適段・豆閉段よりも古色がある。師遽段は蓋の圖様のみを存しているが、全瓦文である點は本器と同じである。

銘文　器蓋二文　各五行二八字

隹八月初吉丁亥、白氏宦戴、易戴弓矢束・馬匹・貝五朋、戴用從、永䝅公休

白氏は下文では公とよばれている。伯某と稱する人で、侯氏・叔氏・中氏などみな同じ語例である。宦の字は下に貝を加えた字形にかかれており、盂卣の宦字が止に従うのとともに、宦の異體字である。戴は黃と攴とに従う。黃は鏑矢の象形とみられる字形で、矢の直否を正す寅と立意の似ている字である。弓矢束は舀鼎にいう矢五秉、匽侯鼎・不嬰段の矢束と同じ。帛束・絲束のように帛絲の類をいうこともある。馬匹の類を賜うことは小臣宅段・彔伯𢦚段以下に多く、弓矢・馬匹と併せて貝を賜う例はあまりみえない。おそらくすべて儀禮用のものであろう。用從は、用薛・用饗と同じく賜與のときに命ずる語で、くわしくいえば、麥盉「用從井侯征事」・不嬰段「用從乃事」というべきところである。末文の「永揚公休」という形式は、次尊・段段・令鼎・彔伯𢦚段・縣改段など、中期までの器に多くみえる。文に「隹八月初吉丁亥、伯氏、戴に宦して、戴に弓矢束・馬匹・貝五朋を賜ふ。戴用て從ひ、永く公の休に揚へむ」という。

参　考

字迹は卲昏段と極めて近く、字もまた吉の字形など、旂鼎・耆彝とともに初形を存している。前器と同じく穆初におきうる器で、瓦文段の最も樸素なものとすべく、遹段・師虎段などの獸耳銜鐶形式に先だつものであろう。本器と似ている瓦文段に昏段がある。

昏　段

*昏　段

器　名　丁卯段西清　友段奇觚

時　代　昭王斷代

收　藏　「潘文勤藏器」奇觚　「中央博物院」故宮

著　錄

器影　西清・二七・一　善齋・禮七・八三　善齋圖・六八　通考・三三〇　故宮・下・一七六

銘文　奇觚・四・四　周存・三・補　小校・八・四六　三代・八・五一・二

考釋　韡華・丙・四一　叢攷・二六三　文錄・三・五　文選・下二・二三　通考・三四九　斷代・五・一一八

器　制　故宮にいう。「高一二・七糎、深一一・三糎、口徑一六・七糎、底徑一八・九糎、腹圍七〇糎、寛三〇・六糎、重二・四八瓩。腹飾瓦文、兩獸耳、有珥」。瓦文圈足の段。西清の圖にはなお蓋を備えているが、いまは失なわれている。器制は戴段に似ており、瓦文が細密にかつ鋭くなつている。師虎・無𣪘などの瓦文段に近いが、耳は獸耳に珥のある古い形式である。虢仲段などの圈足下に三小足を付する形式よりは早く、瓦文段としては戴段とともに初期の形制をもつものであろう。

銘　文　器蓋二文。六行四五字。いま器文のみを存する。

隹四月初吉丁卯、王蔑昏曆、易牛三

王の所在をいわず、前文もなく直ちに蔑曆賜與をいう。その事功についてもふれていない。蔑は禾形に従い、曆字は厂を省いている。牛を賜うことは令彝に鬯・金・牛を併せ賜う例がみえ、卯段では馬十匹・牛十匹を賜うている。令彝や本器の牛は祭祀のためのものであろうが、卯段では土田と併せ賜うており、農耕に供するものであるらしい。

習は甘に従う字とされているが、宥禮を示す字で、師遽方彝に「王在周康寢、饗醴、師遽蔑曆、習」とみえ、趞曹鼎では倗友の友の字に用いている。

習既拜頧首、升于厥文且考、
習對䚄王休、用乍厥文考障𣪘、
習眔厥子〻孫、永寶

拜稽首の上に既字を加える例は殆んどない。「既咸命・咸既」と同じく、蔑曆の禮を終えたことをいう。そして退出して、家廟にその文祖考を祀るのである。祖字は且と又とに従う。師虎𣪘にその字形があり、陳逆𣪘にも祖に又を加えている。薦俎の象を示す字形である。拜も頁に従う異體字。虘彝積古・五・三三　攈古・三之一・一六　周存・三・一〇六　三代・六・五二・三にもその字に作る。虘彝は文首より「虘拜稽首」という末辭形式ではじまる銘文で、その銘辭や字迹からみて本器と時期の近いものと思われる。

升は卜辭にもみえ、祭名に用いる。韡華にその例文をあげて、「按古升字象升形、中象酒也」という。升・斗は殆んど同形の字で、挹酌の器の象形である。陳氏は升を登・烝と訓していう。

升假作登或烝、爾雅釋詁、烝祭也、釋天、冬祭曰烝、注云、進品物也

儀禮士冠禮「載合升」の注に「煮於鑊曰亨、在鼎曰升」とみえ、鼎實を盛る意である。登・烝は金文に別にその字があり、升はここでは鼎實を以て祀ることをいう。陟升の意ではない。また末辭の形式は、走𣪘に「走其眔厥子〻孫〻、萬年永寶用」とみえているのと同じである。末辭の句ごとに主語の習を加える形式は、牧𣪘・師望鼎以下の器に多くみえる。眔は涕の初文で音は逮、逮及の義。麥尊の「盟孫〻子〻」というのも同義の字である。

訓　讀

隹四月初吉丁卯、王、習の曆を蔑はし、牛三を賜ふ。習、既に拜して稽首し、厥の文祖考に升む。習、王の休に對揚して、用て厥の文考の障𣪘を作る。習、厥の子〻孫に逮ぶまで、永く寶とせむ。

參　考

斷代に肄𣪘・無𧶠𣪘及びこの習𣪘の三器を、昭王期の器中に列している。陳氏はその理由を論じていう。

以上三器、我們暫推定爲昭王時器、康王與穆王、都有或多或少的標準斷代器、惟缺乏可以確定爲昭王時的、除了銘文和字體以外、我們僅就形制方面提出兩組

一組卽以上的三𣪘、都有瓦弦文、具有此種形制花文之器、亦見于可以定爲穆王時代的、故可能在昭王時已經開始、三器中有一器之榮、可能是大小盂鼎等之榮、故可推此榮生存于康王後半期與昭王時期

別一組、是尹姞所作的三鬲、乃較晚于成康時代的獸面文、兩鬲中的穆公、亦見于考古圖三・二三的𢦚𣪘、扶風出土、此器郭氏定于宣王、而是無耳的瓦文𣪘、應是較早的、留待後考

三器を昭王期に列する理由は、器の形制花文と、關聯器にみえる人名關係にある。すなわち肄𣪘の榮を大小盂鼎・邢侯𣪘にみえる榮と同一人とし、尹姞鼎の穆公を瓦文𣪘である𢦚𣪘の穆公であると解して、これらの器が昭王期に屬すべき理由であるとするのである。しかし肄𣪘第一卷六一五頁は、兩耳のない球形に近い瓦文𣪘で、その器・銘ともに疑わしく、標準器とするに適當なものでない。瓦文𣪘としてはむしろ𢦚𣪘がその古制を存するものとすべく、ついで曶𣪘や師虎・無𬀑の二𣪘を經て小三足𣪘への展開をみるべきであろう。本器は兩耳獸首・珥をもち、三小足を附せず、ほぼ初期の器制を保つものと思われる。

器の字迹は昭穆期の優雅な緊湊體に近く、師虎以下の謹飭なる字體とも稍しく異なる。瓦文𣪘は共王期以後に至って盛行するものであるが、その先蹤はすでに昭穆期にあり、𢦚・曶の二𣪘はおそらく穆王期瓦文𣪘の遺制を示すものであろう。

九四、敔𣪘 二

時代　夷王大系　厲王厤朔

收藏　「嘉興張氏讓木藏器」周存

著錄

銘文　擵古・三之一・一五　從古・六・一〇　周存・三・四五　大系・九二　小校・八・四一　三代・八・四四・二

考釋　餘論・三・一　文錄・三・二二　文選・下二・一七

銘文　器蓋二文、五行四〇字。器銘疑、蓋銘は殘泐、下邊の數字を殘している。

隹四月初吉丁亥、王才周、各于大室、王蔑敔曆、易玄衣赤表

大室は康宮大室であろう。蔑曆の蔑は禾に従う。曶𣪘と同じ。従古に蔑曆を歷試の意とするが、旌表の義である。上文に事功をいわず、直ちに蔑曆に及ぶものは、競𣪘・曶𣪘・段𣪘・免觶など、この器の前後にその例が多い。

表を従古に衮の異文とし、赤衮は赤市であるという。爾雅釋言「衮黻也」による解である。餘論に

は字を裏と釋していう。

敔段二器銘

以文義求之、疑當爲
裏之省、玄衣爲王冕
服及爵弁服所通用、
赤裏卽玄衣之裏衣、
猶吳彝云虎冟熏裏、
彔伯𢦚敦云虎冟𥁕裏
也

孫氏の引く虎冟熏裏は車乘に用いるもので、衣服ではない。これと似た字が虔彝 三代・六・五二・三にもみえ、積古五・三三 攈古三之一・一六は衰、孫氏の拾遺中・一七には甲と釋している。銘は下に胄字がつづき、また干戈を併せ賜うており、衣襟に甲を加えた形で戎の一形とみたのであるが、本器の銘文には通じがたい。文錄には字を匕に従う字とし、孫說の當らぬことを論じ、「盉古文今佚者多矣、不可强說也」という。玄衣には玄衣黹屯のようにつづくのが金文の例であるから、赤表もまたおそらく赤の緣飾のある服飾であろう。

敔對䫉王休、用乍文考父丙䵼彝、其萬年寶

對䫉の䫉は左偏のみを記す。貉子卣の字と同じ。父丙の丙は異體、遹甗や命智段の字と似ている。

䵼彝の二字も字様が尋常でないが、剔抉が十分でないためかも知れない。

訓讀

隹四月初吉丁亥、王、周に在り、大室に格る。王、敔の曆を蔑はし、玄衣赤表を賜ふ。敔、王の休に對揚して、用て文考父丙の䵼彝を作る。其れ萬年、寶とせよ。

參考

この器を郭氏は敔段三のあとに附載し、同じく夷王期の器とする。敔段三は博古一六・三九にその圖様を傳えるが、器制は師嫠段等に近く、通考・厤朔もみな厲王に屬している。段三の武公の名は近年出土の禹鼎にみえ、郭氏は改めて厲王期としたが、禹鼎は夷厲期前後のもので、段一・二とは時期が異なる。敔段三器は、それぞれいくらか時期の異なるものと思われる。器は器影を傳えず、その形制を知りがたいが、拓迹によると字様古く、王・在・揚の諸字は初期の字形である。ただ剔抉がよくないためか字形の崩れているところが多く、僞刻であるかも知れない。敔氏の器にはこれよりさき敔段一があり、また別に敔段三と戟攈古・一之二・八五 周存・六・二九がある。段三は後期において關聯器とともにとり扱う。段一を附載しておく。

*敔𣪘一

著　録

器影　十二家・鏡・三

銘文　十二家・鏡・四　三代・六・四六・一（敔彝）

考　釋　麻朔・四・一五　文錄・三・三二　文選・下二・一二

器　制　十二家にいう。「通耳左高一五・三公寸、右增四公分、腹深一二・一公寸、口侈、徑一九・六公寸、色綠、有銀光、口沿繞雙弦文、前後各有獸首一、屈獸以爲兩耳」。圈足にまた三弦文を附している。兩珥あり、器制は小臣宅𣪘に近い。字迹も甚だ古く、周初の字様である。

敔　𣪘　一

銘　文　三行一四字

敔乍寶𣪘、用餴、厥孫子厥不吉、其嚅

敔の筆畫は𣪘二と同じく、𣪘三は吾に従う。餴は祭名。説文に「餴滫飯也、从食桒聲」というが、金文では器名に冠して餴鼎・餴鬲・餴𣪘・餴盂という例が多く、みな祭器である。「用餴」は令彝の「用禘」と同じ。

文錄に「用餴厥孫子」の五字を一讀とするが、孟爵「隹王初桒于成周」や令彝の「用禘」などの文例からみて、餴は子孫にかかる語でなく、「用餴」で句とすべきであろう。従って「厥孫子厥不吉」の下の厥字は、令彝「明公尹厥室」と同じく介詞である。文錄に「末句蓋祓除不祥之意」と不吉を字のままに解し、十二家には「不吉讀爲丕吉、丕大也」とし、「末一字不識」という。麻朔に末一字を享あるいは福と釋するが、字は鬲形に近く、麥器や小盂鼎の嚅と同字でないかと思われる。祓除のための祼禮であろう。それならば、不吉は字のままに解してよいところである。文は

敔、寶𣪘を作る。用て餴り、厥の孫子の不吉を其れ嚅せむ。

とよむべきであろう。例の少い銘辭である。器制・文辭及び字迹からみて、おそらく康王期前後のものであろう。

ものであろう。
戟は厤朔に、「按此敔即上三𣪘之敔、敔爲伐淮夷之戰將、故有造戈也」という。字迹は𣪘三よりもなお下るようである。敔の家は周初より後期に及ぶ連綿たる舊家で、父丙の器を作っていることからみて、東方出自の族であることが知られる。

九五、君夫𣪘

時代　穆王大系

收藏　「山東濰縣陳氏藏」攈古

著錄

銘文　攈古・三之一・二四　從古・一五・一五　奇觚・四・一　簠齋・三・二　愙齋・一一・四　周存・三・四二　大系・三〇　小校・八・四四　三代・八・四七・二　二玄・二六二

考釋　韡華・丙・三九　愙齋賸稿・四七　大系・五八　文錄・三・二三　文選・下二・一四

銘文　五行四四字

唯正月初吉乙亥、王才康宮大室、王命君夫曰、儥求乃友

康宮大室は、卯𣪘以下にいう大室であろう。伊𣪘・揚𣪘のように周康宮ということが多いのは、成周康宮と區別するためである。令彝によると成周にも康宮があり、すでに成王期に造營されていた。周康宮は康王の宮廟で、康宮を中心にのち康昭宮・康穆宮が作られた。唐蘭氏の「西周銅器斷代中的康宮問題」考古學報・一九六二・一は、康宮問題より西周銅器の斷代を試みた雄篇であるが、こ

の二つの康宮を混同して令器を昭王期に下したために、かなりの混亂を生ずるに至つた。穆王期の前後には、この康宮大室が廷禮の場所として多く用いられている。

銘は廷禮を述べず、直ちに王命を錄している。君夫を大系に穆王の司徒君雅に外ならず、「夫雅古同魚部」という。禮記緇衣に尙書逸篇の君牙の文を引いており、書序に「穆王命君牙、爲周大司徒、作君牙」とみえる人である。しかし書の場合は、君奭・君陳のように特定の聖職者を君と稱していることがあるので、君雅の君を姓氏と解しうるかどうか疑問である。荀子大略に堯の師君疇の名がみえ、段器かと思われる彝銘に「君妻」三代・六・二二・五のような名もあるが、金文では他にみえぬ氏號である。

償求を從古に德求と釋し、詩の下武「世德作求」を引くが、德に償を假借する例はない。攈古に償を招の異文にして招友の意とするが、誥命の語としてふさわしくない。大系に字を續述とよんでいう。

償字、周禮以爲韇字、說文訓見、段玉裁謂卽覿字、此償求連文、當讀爲續述、續述乃友、猶師奎父鼎言用嗣乃父官友、逑者、說文云、斂聚也、虞書曰、旁逑孱功、今書作方鳩孱功、又爾雅釋訓、惟逑鞠也、釋文云、逑本亦作求

しかし償述と嗣治とは同義であるとは思われない。「乃友」とは令彝「左右丂乃寮以乃友事」、後期の毛公鼎「善效乃友正」・塑盨「敬明乃心、用辟我一人、善效乃友內辟」などにみえる乃友で、官友をいう。下文に對揚の語があり、この王命は優渥の言であつたとすべきである。償を贖の義とすれば、その友事・友正の罰あるものを輕免されて、その恩寵を謝するものとなる。罰を減ぜられて器を作つている例には師旂鼎があり、文義よりいえばこの方が通じやすい。王命はただこの四字で、なお他解を容れうるが、賸稿に「當卽愼簡乃僚之意」、「求才而曰償求、或當時通用語」というのは、かえつて餘りに一般的に過ぎて、この場合適當でないようである。

君夫敢每㲹王休、用乍文父丁䵼彝、子〻孫〻、其永用之

每は敏。賸稿に對の假借とするが、大豐段にその語がある。文父丁のように干名を用いるものは、東方出自の族に多い。「其永用之」という末文形式は、この時期にあつては例の乏しいものである。

訓讀

隹正月初吉乙亥、王、康宮大室に在り。王、君夫に命じて曰く、乃の友を償求せよと。君夫敢て土

の休に敏揚して、用て文父丁の䵼彝を作る。子〻孫〻、其れ永く之を用ひよ。

参考

郭氏いう。「此𣪘字體、亦與遹𣪘等爲一系」。その字迹は、遹𣪘などの緊湊體よりも字様に柔織の風があり、刺鼎などに近い。むしろ尹姞・縣改などの柔媚の字風から出ているようである。

九六、呂方鼎

器名　呂鼎 貞松　呂齋 大系　方鼎 周存

時代　穆王 大系・厤朔

收藏　「貞松堂藏」 貞松

呂方鼎

著錄

器影　貞松・上・二五　尊古・一・二七　通考・一三五　二玄・二四一

銘文　貞松・三・二七　大系・三〇　周存・二・補遺　小校・三・一五　三代・四・二二・一　二玄・二四〇

考釋　韡華・乙・上・六　大系・五八　文錄・一・一五　文選・下一・九　通考・三〇八　積微居・二二

器制　通考にいう。「通耳高五寸二分、腹每面上周飾夔紋、左右及

下周飾乳紋、中飾鉤連雷紋、四足飾饕餮紋」。立耳、四稜あり、その文様は父辛方鼎故宮上・二四 通考・一二五 と似ているが器腹浅く、項下の夔鳳は便化し、肉太く浅い表出である。
この種の方鼎としては、時期の下るものとみられる。

銘文　五行四三字

唯五月既死霸、辰才壬戌、王饔于大室、呂征于大室

饔下の于は拓迹も明らかでなく、貞松は缺釋、小校は于、厤朔は各と釋する。饔を韡華に祭の異體字とし、大系には館と釋するが、臣辰卣に「隹王大龠于宗周、𢓊饔莽京年」、また尹卣辥氏・一一に「王初饔莽」とあって、祭祀儀禮の名である。宗廟の大室は館すべきところでない。單に大室というものは、康宮大室であろう。
呂を大系に呂侯として、「呂殆卽穆王司寇呂侯、書呂刑、惟呂命、正僅著一呂字、又靜毀之呂剛、與此當是一人」といい、厤朔も同説である。しかし呂命の呂は、雍父諸器にみえる𩰫侯、宗周鐘の𩰫であると思われ、本器とは別人であろう。征を大系には「此征字、當讀爲公羊宣二年、躇階而走之躇、何休云、躇猶超遽、不暇以次」として急遽奔走の意とする。しかし禮によると、大室では階を超えてはならぬはずである。それで積微居には、「征字當讀爲侍、謂呂侍王於大室也、……吳闓生釋爲徙、又釋爲造、郭沫若讀爲躇、皆非也」という。侍して助祭する意である。

王易呂𩰫三卣、貝卅朋、對䫒王休、用乍寶齍、其子〻孫〻、永用

𩰫は秬鬯の秬。周初には鬯ということが多く、大盂鼎にも「鬯一卣」とみえる。齍は多く方鼎にいうが、尹姞・公姞のような鬲形の鼎にも齍鼎の語を用いている。

訓讀

唯五月既死霸、辰は壬戌に在り。王、大室に饔す。呂、大室に侍す。王、呂に秬三卣・貝三十朋を賜ふ。王の休に對揚して、用て寶齍を作る。其れ子〻孫〻、永く用ひよ。

參考

字迹は謹飭にして優雅、整った書體である。兗諸器の字體と似ており、時期も近いものと思われる。

九七、刺　鼎

時　代　穆王大系・麻朔・斷代

收　藏　「歸安姚氏藏器」窓齋　「南陵徐氏」周存　「方濬益所藏器」綴遺　「頌齋藏器」通考　「現藏廣州市博物館」通論

刺　鼎

著　錄

器影　通考・五五　通論・八　二玄・二六四

銘文　窓齋・四・二一　周存・二・二八　大系・三二　綴遺・四・一七　小校・三・一八　三代・四・二三・三　書道・六〇　二玄・二六三

考　釋　韡華・乙中・四七　大系・五九　文錄・一・一三　麻朔・二・三九　通考・二九四　積微居・一六四　斷代・六・八七　通論・二九、八六

器　制　通論にいう。「通耳高一九糎、口飾鳥紋一道、此爲穆王時的標準器」。器腹は深く、傾垂が少い。口下の䕫文は鳥首後向、前垂のある形式のものであるが、肉が淺くて線刻のような表出である。立耳圓足の鼎は、大體この頃まで行なわれた。

銘　文　六行五二字

唯五月、王才初、辰才丁卯、王啻、用牡于大室、啻卲王、刺御

五月二字合文。在下の一字を、窓齋に旅の反文にして魯・莒の地とするが、王が禘祀を行なう場所としては不適當である。綴遺に初と釋して新邑の稱とし、大系は衣、また旅と釋したが、ついに缺釋とする。通考は初、小校・積微居は衣。字形からいえば初が近く、周都附近の地名であろう。「王在某」ののちに日辰をいう例は、盠尊以下、井・靜・免など穆王期の前後に多い。綴遺に辰の字義を說くこと甚だ詳しく、字は龍の象にして房星蒼龍の體を示し、轉じて日辰の意となつたと論じている。近年、岑仲勉氏の「兩周文史論叢」に「我國上古的天文曆數知識多導源於伊蘭」の一篇があり、辰は古代イラン語において日を意味する語と關係があるという。「辰在」はすでに令彝・小盂鼎にみえるものであるから、中國の天文曆法は成康以前に西方の影響を受けていたことになるが、同氏の曆法東漸說はその根據において檢討を要するところが多い。

啻を窓齋に適至の義とするが、禘祭をいう。啻は帝字の下に祝册を加えて動詞としたもので、帝として祀るのが原義である。文獻では嫡祖を祀るに五歲に一禘し、小盂鼎には三王を禘祀している。

嫡も啻から出た字で、金文では黄啻・啻官・無啻など、帝・嫡・謫の意にも用いる。禘はまた春灼・夏禘のように時祭に用い、綴遺には本銘を時祭と解しているが、金文には時祭の行なわれた證はない。牡を大室に用いることは、書洛誥に「則禋于文王武王」、「戊辰王在新邑、烝・祭・歳、文王騂牛一、武王騂牛一」とみえ、令彝に「甲申、明公用牲于京宮、乙酉、用牲于康宮、咸既、用牲于王」というのに類している。綴遺に在下の字を初と釋して新邑とみているのは、洛誥の文を顧慮したものであろう。卲王は昭王。宗周鐘にもその名がみえている。文は昭王を禘祀するをいう。

御は侍御。字形は大盂鼎の御事の御に近く、洹子孟姜壺の末文にもみえる。文錄に御を僕御の御とし、「必爲穆王時矣、剌烈同字、穆王好御、故此烈及遹𣪘之遹、皆以御得錫」というが、僕御の字は金文では馭を用いる。遹𣪘の文は「王饗酒、遹御」とあつて、その儀禮に侍御する意。本器の御も同じ用法である。

王易剌貝三十朋、天子萬年、剌對䁽王休、用乍黄公隮䵼彝、䁽孫〻子〻、永寶用

貝三十朋は甚だ重賜であり、禘祀が王室の重要な祀典であつたことを示している。文中には王と稱し、對揚の辭に天子という例が多い。黄公について、綴遺に「古無黄謚、黄疑地名、當是食邑於黄、故稱黄公」という。師遽が文考旄叔𣪘の𣪘を作り、また文祖也公方彝の彝を作つているように、金文には謚法を以て解きえないものが少くない。䁽は其の繁文。不嬰𣪘の嬰はその字に從つている。

訓讀

隹五月、王、初に在り。辰は丁卯に在り。王、禘す。牡を大室に用ひ、卲王を禘す。剌御す。王、剌に貝三十朋を賜ふ。天子萬年ならんことを。剌、王の休に對揚して、用て黄公の隮䵼彝を作る。其れ孫〻子〻、永く寶用せよ。

參考

卲王の名は、本器と宗周鐘とにみえる。字迹はかなり違うが、文様の輪郭を細い溝雕りで浮き出す表出法に、共通したものがある。穆王期前後の鳳文𣪘系統の文様にも、これと似たものが多い。

九八、宗周鐘

器名　周寶鐘西清　㝬鐘通考

時代　昭王大系・麻朔・積微居　厲王韡華・唐蘭・通考

出土　「近時所出」述林三

收藏　「山陰陳默齋都尉廣寧所藏」積古　「故宮博物院藏」故宮

著錄

器影　西清・三六・四　大系・二〇九　通考・九四八　故宮・上・二三八　通論・二九〇　河出・二二二　二玄・二七二

宗周鐘

銘文　積古・三・八　攈古・三之二・五六　周存・一・補　大系・二五　小校・一・九四　三代・一・六五～六六　書道・五八　河出・二二〇　二玄・二七一

考釋　續古文苑・一・一　全上古・一二・一〇　拾遺・中・五　韡華・甲・五　大系・五一　文錄・二・一　文選・上一・一　通考・四九七　積微居・一三六　通論・七四

器制　故宮にいう。「通甬高六五・六糎、舞縱二三・一糎、横三〇糎、兩于相去二六・二糎、兩銑相距三五・二糎、重三四・九瓩、鼓上飾象首文、篆間飾兩頭獸紋、舞上飾竊曲紋、甬上飾夔紋」。また通論によると、欒長四二・八糎、甬長二二・八糎である。甬形式をもつ鐘の起原については種〻の問題があるが、參考の條に述べる。

銘文　一二二字。正面鉦間四行、鼓左八行、背面鼓右五行。

王肈遹省文武堇疆土、南或𠬝子、敢臽虐我土、王𦣞伐其至、𢦏伐厥都、𠬝子廼遣間、來逆卲王、南夷東夷、具見廿又六邦

肈は肇。遹省を舊釋に逮相・邁相などと釋しているが、大盂鼎に「雩我其遹省先王受民受疆土」というのと同じ文例である。單に遹・省ということもある。「文武堇疆土」とは、文武の經營した地域、主として殷の舊版圖をいう。宜侯夨𣪘に「王省珷王成王伐商圖」とみえるものがそれである。文武を連稱するものは康王期の器に多く、大盂鼎をはじめ、小盂鼎には文武成、作册大方鼎・宜侯夨𣪘には武成をいう。當時は文武經營のあとを承けて、周がその支配體制の基礎を定めたときであるから、兩者を連稱することが行なわれた。後期の共和前後に至ってまた文武を稱することが多い

が、それは創業の精神を回顧しようとする、時代の特殊な要請のもとになされていて、事情が異なつている。

省の字形について、大系に眚・省の別を論じ、「眚乃生之初文、字象穜子初發芽之形」、また「省則分明从目、乃眉目之象形、即相貌字」で兩者別字であるが、目と種子發芽の象との混同が起つたとするのである。同様の混亂は、衆や德の字形についてもみられることである。

このとき特に王の遹省が行なわれているのは、下文にいうように南國諸夷の騷擾が起つたからであろう。その地は正當には周の支配に屬すべきところであるから、「文武堇疆土」という。堇は勤の初文である。

南或は南國。中氏諸器にみえる。𠬝子は舊釋に服要とよみ、九服の一である要服に當るとされた。積古に、「周制天下爲九服、大行人、衞服之外爲要服、大司馬、衞畿之外蠻畿、國語周語云、夷蠻要服」という。しかし要と釋する字釋に問題があり、拾遺には孳と釋して子の假借とし、「服孳國名之不見于經傳者、孳卽子之藉字、其君之爵」とする。夷蠻には子と稱するものが多いからである。韡華には全く別解を出して、負茲・負子と釋するその家兄の說を引いている。負茲とは、疾に託して罪に就かぬ義である。

家兄說、公羊桓十六年傳、屬負茲舍、不卽罪爾、何注、屬託也、天子有疾稱不豫、諸侯稱負茲云云、以爲衞侯朔託疾止、不就罪、御覽引白虎通、字作負子、此文服子、服負同聲、子正與白虎通字相同、疑南國託疾、不就罪、而致王師、故文有服子之語、以此鐘文詞情事推之、頗能符合、此古誼之僅見於金文者

しかしこの解では、下文の「敢召虐我土」に文意が接續せず、また「𠬝子廼遣間」の語も解しがたい。子は孳・茲と釋すべき字でなく、卜文の十二支の子にこの形がみえ、琱生𣪕二の甲子の子字もこの字に作つている。大系は孫釋により𠬝子とよみ、南國の國名とするが、その國については說くところがない。積微居に𠬝を書にみえる濮に充て、考證を試みている。

𠬝蓋經傳之濮也、書牧誓曰、庸蜀羌髳微盧彭濮人、僞孔傳云、庸濮在江漢之南、……濮或稱百濮、左傳文公十六年曰、楚大饑、戎伐其西南、又伐其東南、庸人帥群蠻以叛楚、麇人率百濮聚於選、將伐楚、……楚人謀徙於阪高、蔿賈曰、不可、我能往、寇亦能往、不如伐庸、夫麇與百濮、謂我饑不能師、故伐我也、若我出師、必懼而歸、百濮離居、將各走其邑、誰暇謀人、乃出師、旬有五日、百濮乃罷

𠬝子稱子、此乃蠻夷君長之稱、知者春秋經及左氏傳、於戎狄之君皆稱子、……與此銘文稱𠬝子者正同

𠬝を以て濮に充て、その方域、百濮離居の狀をあげて、下文の廿六邦を說こうとするものであるが、𠬝は卜辭にその名がみえ、𠬝子とはその虜酋をいうものであろう。卜辭には人牲として羌を多く用いるが、𠬝もまた人牲として用いられたものである。

庚戌卜、今日狩、不其畢𠬝、十月乙・一四三

戊辰卜、方□自南、不其征𠬝」　戊申卜、方□自南、其征𠬝乙・一五一

□寅卜、羌其□涉河、艮不□乙・三六三

貞、㑹妣庚十艮、卯十窂乙・七五一

來庚寅、食、庚㑹十艮十南乙・二〇二三

五艮」　六艮」　貞、乎從虎侯乙・二六六一

壬午卜、牽貞、其來艮、不其來執、四月乙・四〇三〇

于且戊御余、羊豕艮」　癸未卜、勿余于且庚、羊豕艮」　叀窂又艮乙・四五二一

㞢艮于妣庚」　㞢艮妣庚□」　勿㞢艮于妣庚」　勿㞢乙・五三八六

來庚寅、彭血三羊于妣庚」　伐廿、其卅窂卅艮三□後・上・二一・一〇

貞、禫于妣己、㑹艮、卯窂續・一・三八・六

艮は犧牲として用いるために討伐され、捕獲された。かれらの居住地は羌と接しており、淮水上游の虎侯の行動圏内にあつたとみられる。殷は虎侯などを動員して艮を捕獲した。征と釋した字は邑形の下に兩趾を加えた字形で、饒宗頤氏が發と釋する字である。聚居を襲うて掩取する意を示す。人牲としては南と併せて用いることがある。南は苗系の種族で、當時は江北の河南の山地におり、羌種と敵對關係にあり、兩者の葛藤が書の呂刑に傳える神話の原型となつた。羌族考、甲骨金文學論叢九集南と艮とは、大體同じ方面におり、そのため艮と南とが人牲として同時に用いられている。かれらは南夷・南國の一とされ、總稱して南國とよばれた。南國艮子とは、この艮種の虜酋である。かれらは日食の儀禮や、祖靈の祟を祓う御祀に、絜清のための犧牲とされていたのである。かれら

はいわゆる被壓迫民族であつた。何らかの條件が生ずると、たとえばかれらが政治的結集に成功するとか、中原の壓迫に堪え切れない場合、あるいは壓迫者の内部に間隙を見出したときに、反攻に轉ずるということもあつた。康昭期における師雍父の南方に對する征戍は、主としてかれらに對する作戰であり、姜姓四國の一である呂、すなわち㝬侯の地はその前衞に當る。それで南夷東夷の勢力糾合に成功した艮子が、周の前衞である㝬に侵寇し、周の壓迫を排除しようとしたのが今次の艮子の反攻であり、その徹底的討伐のために、昭王自ら軍を率いて漢に臨むという、いわゆる昭王の南征が行なわれるのである。召虐とは侵寇して殺掠を恣にするをいう。我土は㝬侯の地をさす。我とは作器者たる㝬自らいう語である。

こうしてついに王の南征が開始される。王は下文にみえる昭王である。初學記七漢水の條に引く竹書紀年によると、昭王の南征はその十六年と十九年と、二次にわたつて行なわれたという。𦎫は敦。詩の常武「鋪敦淮濆」、魯頌閟宮「敦商之旅　克咸其功」の敦と同じ。其は語詞。王引之の經傳釋詞五に「其猶乃也」の一條があり、その意に近い。厥は領格の代名詞。都鄙の都は春秋期の金文に至つて用例がみえる。ここでは堵、すなわち聚居のところをいう。

遣間は語義が明らかでないが、遣の原義は軍を派遣し、あるいは使者を出すことをいう。軍社の胙肉を載書の上に加え、これを奉じてゆくことを示す字である。間を積古に間隙の意とするも、前後の文意よりすれば遣間は和平を求める行爲であり、下文に「來逆卲王」というのがその來意である。韡華に使者を派遣する意とみて、「間謂使介、左傳成九云、兵交使在其間可也」と説いている。來逆

の逆は逆造の逆と同義。迎える意である。逆は人の倒形に従う。

卲王はこの鐘銘中、解釋の中心となるところで、器を昭王期に屬するものはこれを昭王の生號とし、厲王期説をとる論者は、これに別解を施すのである。拾遺にいう。

卲字、阮孫竝讀爲昭、而未説其義、按昭王者見王也、爾雅釋詁、昭見也、孟子、紹我周王、趙岐注、釋爲願見周王、僞古文書武成、用其文、作昭我周王、此云卲王、猶孟子云紹王、僞武成云昭王矣、僞孔傳訓昭爲明、誤

これは卲王を「見于王」の意とするものであるが、昭王の名號を殊更に避けた解釋である。また逑林三「紹我周君見休義」においてもその説を述べ、鐘銘を引用しているが、孫氏はこのときなお窓齋收藏の剌鼎をみていなかったのである。厲王説は文末の㝬を厲王の名とするものであるから、韡華のようにすでに剌鼎を錄入しているものは卲王を昭王と解しながらこれを追述の文とし、なお厲王期説をとっている。通考・唐蘭など、みなその説に同じ。ただ唐蘭は、この期になお鐘なしとする立場をとっているので、大系には文字・用語・器制上、昭王期説をとるべき理由をあげている。器制については後にふれる機會があるので、いま厲王期説に對する郭氏の駁論を紹介しておく。

近時唐蘭亦主此説、並云、周初無鐘、本銘字體、亦不甚古、疑是厲王時器、厲王名胡、胡㝬音亦近轉據來簡

今案、孫唐二氏説、均有至理、而尤以唐説爲近是、蓋孫解在謚法舊説未破以前、唐説在謚法舊説既破以後、更有確可成爲問題之三證也、唯本鐘乃有韻律之文、如卲字解爲動詞、則來逆卲三動詞相疊、其下單係一王字、音節缺諧、卲下必尙安一字、如乃如周之類、方能和協

郭氏はなお鐘銘の文字・用語が大盂鼎に類すること、鐘の起原が周初にあるべきことを論じ、また末文の㝬は昭王瑕の本字であるとして、昭王期説を主張している。本銘の卲王は剌鼎にもみえ、文獻にいう昭王であることは疑がない。末文の㝬を厲王胡・昭王瑕の私名とする説は、周王が自ら私名を著けている金文例がないことからみて何れも誤とすべく、㝬は南征諸器にみえる㝬侯に外ならない。𠬝子が侵寇した我土とは㝬侯の土であり、昭王はこれを救援して南土に遹省し、𠬝子を戮伐したのである。もし𠬝子が周疆を侵し、王の親征を招いたものとすれば、文は禽𣪘「王伐楚侯」・大保𣪘「王伐彔子耶、𠭯厥反、王降征命于大保」・䨗鼎「隹王伐東夷」・過伯𣪘「過伯從王伐反荊」のような表現をとることになろう。「王𦎫伐其至」という句は、㝬の地に王の親征を迎える意である。𠬝子は王の親征を受けて、おそらく㝬の地にある王に媾和の使者を送ったので、「來逆卲王」という。至・來はみな㝬の地よりしていう語である。

𠬝子の遣間歸順により、𠬝子に加擔していた南夷・東夷の諸族も王威に畏れ、みな昭王に見事して歸順の意を表した。その數は二十六邦である。こうして𠬝子を首唱とする東南夷の擾亂もやみ、㝬侯の勢威も恢復された。以上の昭王南征の記述は、㝬侯が周王の威德を讃し、その南方綏撫の偉功を紹述する語である。それでさらにつづいて、㝬侯を佑助した神德に謝する意を述べる。

隹皇上帝百神、保余小子、朕猷又成亡競、我隹司配皇天王、對乍宗周寶鐘

「皇上帝百神」は、㝬𣪘の上下帝と同じ。祖神はみな帝所にありとされ、猶鐘にも「先王其嚴在帝

左右」とみえ、下つて列國の器には、祖神が帝所にあることをいうものが多い。

余小子は王の自稱のほか、諸侯豪族の間でもこの語を用いる。

　單伯鐘　　余小子、肇帥井朕且考懿德

　叔向父禹𣪘　叔向父禹曰、余小子、司朕皇考、肇帥井先文且

何れも王室の器ではない。保は保佑の意。朕猷は我謀。我とは㝬自らいう。「又成亡競」は史頌𣪘の「休又成事」と同じ。亡競は班𣪘に「亡克競厥剌」というのと同義である。

司は嗣。叔向父禹𣪘の「司朕皇考」も嗣襲の義である。皇天で切る訓み方もあるが韻讀を失し、また皇天という語は金文にはみえない。皇天王とは帝所にある祖靈で、㝬の先世をいう。對は對揚。その鐘を「宗周寶鐘」と稱するのは、このたびの周王の救援によつてその國を保有しえたことを紀念する意味である。もし周王自作の器であるならば、對揚の語を著けず、「自乍寶鐘」というべきであろう。秦・楚・徐・郘など諸侯の鐘銘にも、對揚の語を著けているものはない。この器に對揚の語があり、また器名を自ら銘して「宗周寶鐘」と稱しているのは、周王の威德を紀念するための器であることを示したものと思われる。

倉〻悤〻、雉〻雝〻、用卲各不顯且考先王、先王其嚴才上、𩁹〻數〻、降余多福、福余順孫、參壽隹琍、㝬其萬年、畯保四或

鐘を作つて祀ることを述べる。多くの擬聲語を連ねているが、鐘聲はその音によつて惡靈を卻け妖邪を去り、先王の威靈をよび起すものであるから、鐘銘には多くその鐘聲を寫す語を用いる。「倉〻悤〻、雉〻雝〻」は鐘聲の清越と餘韻をいう。倉〻はまた瑲〻・蹌〻・鎗〻・鏘〻など、種〻の字を用いる。雉は舊釋に雄とするも央聲の字とすべく、央〻は鈴の聲をいう。詩の周頌載見に「和鈴央央」とみえ、東京賦薛綜注に李善を引いて鉠鉠に作る。呂覽古樂篇に「其音英英」とあるのも同じ。雝〻は金聲の和するをいう。禮記少儀の「鸞和之美、肅肅雍雍」を樂記に「夫肅肅敬也、雍雍和也」と說き、また長楊賦「聽廟中之雍雍」は廟中鐘聲の肅雍をいうものであろう。その聲は深く人に畏敬嚴肅の念を起させるものであつた。

卲各は詩にいう昭假。大雅烝民に「天監有周　昭假于下」、魯頌泮水に「允文允武　昭假烈祖」とみえ、烝民の箋には「其光明乃至于下」とするが、卲各とは祖靈の來格をいう。烝民の釋文に「昭假、音格、至也」とあり、假・格は同音。天より格る意である。

「先王其嚴才上」は鐘銘の常語。「金聲也者、始條理也」孟子萬章下とあり、また樂において金奏は禮の始終をなすもので、鐘聲は祖靈を送迎する意味をもつていたのであろう。𩁹〻は舊釋に熊〻と釋するも、聲義ともにえがたい。郭氏は唐蘭の說を引いて、その音は薄、旁薄の象を示す語であるという。數も音近く、神氣充滿して祖靈の在すがごとき氣象をあらわす。旁薄の狀を示す語には、彭魄・澎湃・盤魄・濆薄・般薄・噴勃・滂沛などがあるが、みな同系の語である。こうして神氣四邊にみち、祖靈が來格して慶福を與えるのである。

余順孫の順は字が稍しく泐損しているが、涉の字形である。也𣪘・癸𣪘・效卣等にその字がある。

末句の「參壽隹琍」は甚だ難解の語である。大系にいう。

參壽卽魯頌閟宮三壽作朋之三壽、古銘刻多見此語、字作參者、如本鐘及者減鐘之若盟公壽若參壽是、字作三者、如晉姜鼎之三壽是枛、曩仲壺之匃三壽懿德、及三壽區之三壽是□見集古遺文補遺下・三七是、當以參爲本字、意謂壽如參星之高也、隹下一字難𢱧、晉姜鼎是下一字、似有缺畫、舊釋爲利、亦不確、許瀚云、𡨧與福或韻、薛書晉姜鼎、三壽是利、與亟德韻、於古音屬之部、皆不應是利字、……疑卽刻字、刻・克通攈古・三之二引、案釋刻近是、疑讀爲晐備之晐

魯頌の「三壽作朋」は多く三老の意とされ、韡華にも「三壽、舊說詩三壽作朋、按、傳壽考也、鄭訓三壽爲三卿、俞曲園說、文選東京賦薛綜注、三壽三老也、左傳、三老凍餒」という。者減鐘に盟公壽と參壽とを對擧しており、盟公は人名であるから、參を參星と解するのは比類を失しよう。參星を壽星とする說も古籍にみえず、壽星・老人星の信仰もいつごろ興つたものとも知られない。左傳昭公三年の杜預注に上中下の三壽とし、文選の孫楚の詩の李善注に養生經を引いて上壽百二十、中壽百年、下壽を八十とする。參壽を三壽に作ることからいえば、參星とは關係のない語であろう。𡨧は字未詳。匃求の義をもつ字と思われる。

㝬が作器者の名であることは、彔伯𢦚𣪕「余其永萬年」・追𣪕「追其萬年」・牧𣪕「牧其萬年壽考」・師望鼎「師望其萬年」などの語例からみて疑ないところである。舊釋では㝬を割匃の意とし、積古・拾遺はこの說である。積古に無叀鼎の「用割眉壽萬年」を引き、㝬は葢にして割と通ずると說いているが、「用割」と「㝬其」とでは語法が異なる。かつ㝬は簠の金文字形に含まれているもので、字を割匃の義とすることはできない。韡華に㝬を厲王の名胡に充てていう。

㝬與彔伯𣪕等器㝬字爲一字、彼字或釋作舒、以此文誼證之、㝬其萬年、似是人名、但以上文觀之、此器似周王之詞氣、周王無名㝬者、彔𣪕字從害從夫、以音求之、似卽厲王之名、厲王名胡、胡夫音近通用、如簠字金文作匿、是也、史記載厲王虐、未載伐服子之事、葢佚其事、又金文彔𣪕等器之㝬、可由此器證之爲胡國

厲王說をとるものはみなこの解によるのであるが、彔器の㝬が江南潁州の胡國でないことは明らかであり、㝬を胡を以て解するのは誤である。昭王說をとる大系には、㝬を昭王瑕の名とする。

卲王卽昭王、卲乃生號、非死謚、又其㝬其萬年、畯保四或之㝬、亦卽昭王名瑕之本字、字當从夫聲、與瑕同部、如从害聲、則與瑕同紐

しかし器銘に周王の私名をいう例がなく、韡華に文を周王の詞氣ありとするも、文理上、作器者が㝬侯の㝬であるべきことはすでに述べた。それで㝬を周王の私名としてそこから器の時期を求めるべきでなく、㝬侯諸器によつて制作の時代を考えるべきである。

竅鼎によると、師雍父は省道して㝬の地に至り、遹甗では古自に駐屯する雍父が㝬侯に使者を派遣している。彔𣪕一では伯雍父が㝬から歸來し彔に蔑曆を與えているが、これらの諸役は淮夷を對象とする作戰である。本器では王が遹正してその地に至り、更に進んで南國𠬝子の基地を伐ち、東南夷を征しているので、㝬の邦域が成周の東南、江淮に展開する方面であることは容易に推定しうるのである。舊釋に㝬を荊徐江南の地に充てるのは、作戰の方向からみて遠隔にすぎる。簠の金文には㝬の形に從うものがあり、㝬は甫と同聲である。甫はまた呂とも稱し、嶽神の後であ

る姜姓四國の一である。周と通婚關係にあつて、歴代の周王夫人に姜というものが多く、唇歯の關係にあつた。平王の東遷はその力に倚るとされ、南方の勢力興起の後には、王風揚之水篇の歌うように周から派兵して戍守している。同様のことが、西周中期にもあり、雍父の戍守、昭王の南征は、この㝬すなわち甫を救援するために行なわれた。甫は嶽神の苗裔としてゆたかな神話的傳承をもち、ときには王と稱することもあつたようである。

尙書の呂刑は、史記に甫刑に作る。詩の崧高に

崧高維嶽　駿極于天　維嶽降神　生甫及申　維申及甫　維周之翰　四國于蕃　四方于宣

と歌われ、禮記孔子閒居の鄭注に「周道將興、五嶽爲之生賢輔佐、仲山甫及申伯爲周之幹臣」という。しかし東遷後は國勢衰え、つねに楚の脅威を受けている。左傳成公七年にいう。

楚圍宋之役、師還、子重請取於申呂、以爲賞田、王許之、申公巫臣曰、不可、此申呂所以邑也、是以爲賦、以御北方、若取之、是無申呂也、晉鄭必至于漢、王乃止

當時その地は南北抗衡の要地であつたが、西周においては、申・呂は諸夷に接する周の藩屛たる地であつた。呂は古くは吕とかかれ、甫聲の字で、㝬がその初字である。西周後期あるいは春秋初年には吕と稱していたらしく、

吕王乍𨼶鬲、子〻孫〻、永寶用享　貞松・四・七　三代・五・三〇・一

は、あるいはその器であろう。

尙書呂刑は史記周本紀に「甫侯言於王、作脩刑辟」とあり、書疏に引く鄭注によると、穆王は甫侯を相に命じたという。書序に「呂命穆王、訓夏贖刑、作呂刑」とあり、篇中の王は穆王をいうと解されている。しかし詩の崧高の箋には「甫侯相穆王、訓夏贖刑」とあり、甫侯が穆王に告げた語が呂刑の内容を成すものとしている。史記にも「甫侯言於王」と記している。呂刑の一篇は、苗民が神意に從わず民生を害するので、皇帝は怒つて苗民を遏絕し、重黎に命じて天地の交通を絕ち、伯夷をして刑典を作らしめた由を記しており、明らかに甫國の神話傳說に取材してこれを經典化したものである。伯夷降典の後に禹の治水、稷の播種のことなどが述べられている。伯夷は柏翳ともいわれ、許由・皐陶の說話はみなその說話の分岐したもので、虞夏の書の一主題をなしている傳承である。この伯夷降典の說話には、姜族と南人苗族との久しきにわたる民族的葛藤の反映があるものと思われる。右のような呂刑篇成立の背景を考慮に入れると、呂刑の冒頭に記されている「惟呂命、王享國百年耄荒、度作刑」という王は、周王ではなくて呂王である。ついで「王曰、若古有訓、蚩尤惟始作亂」以下にその神話を述べ、九黎の君苗の亂紀によつて刑が作られるに至つた由來を說いている。羌族考參照、甲骨金文學論叢九集

鐘銘の上文に、「隹皇上帝百神、保余小子」とあるのは、㝬國のもつ右のような神話的傳承を背景として理解すべきであり、また「我隹司配皇天王」というのも、嶽神の苗裔としての傳統に立つものであろう。周からは㝬侯とよばれているが、內にあつて王と稱する古族の多かつたことは、王國維の「古諸侯稱王說」觀堂別集補遺に論ぜられている。銘文中の我・朕は、みな㝬自ら稱するところである。このように解するならば、器は周室のものでなく、昭王の南征によつて𠬝子の侵寇を免れ

た𢦚國が、王の南征を德とし、その偉功を紀念するために、その寶鐘に宗室の名を冠したものとすべきであろう。文末の「畯保四或」は、詩の崧高に「四國于蕃」・「四方于宣」とあるのと同じく、その周邊の諸國を支配するをいう。

訓　讀

王、肇めて文武の勤めたる疆土を遹省したまふ。南國𠬝子、敢て我が土を陷虐す。王、敦伐して其れ至り、厥の都を𢧵伐したまへり。𠬝子廼ち遣間し、來りて昭王を逆ふ。南夷・東夷の具見するもの廿又六邦なり。

第一段。昭王が南國を遹省し、𢦚の地を侵した𠬝子を伐ち、𠬝子及び東南夷廿六邦がみな歸服したことをいう。

隹皇上帝百神、余小子を保んじ、朕が猷成ること有りて競ふ亡し。我隹皇天王に嗣配し、對へて宗周の寶鐘を作れり。

第二段。𢦚が皇上帝百神により社稷を保ちえたことを祖靈に告げ、その威靈に對えて、宗周の名を冠した寶鐘を作ることを述べる。

倉〻悤〻、雉〻雝〻として、用て丕顯なる祖考先王を昭格す。先王其れ嚴として上に在り。䉼〻數〻として余に多福を降し、余が順孫に福あらしめ、參の壽を隹剌(もと)めむ。𢦚其れ萬年、畯(なが)く四國を保たむことを。

第三段。この鐘を以て先王を昭格し、多福を祈るをいう。

参　考

時代について　器の時代は、邵王と𢦚の解釋によつて殆んど定まるが、器制・銘文の上からも檢討を要する問題が多い。殊に鐘の起原が明らかでないため、時期の決定を困難にしている。しかし文中の邵王は剌鼎にもみえ、鐘銘にいう征伐は昭王南征の事實をさすこと疑ない。積微居に南征のことを論じていう。

按昭王南征之事、見於僖公四年左氏傳・楚辭天問・呂氏春秋音初篇及竹書紀年諸書、初學記卷七漢水下引竹書紀年二事、其一云、周昭王十六年、伐楚荊涉漢、遇大兕、其二云、周昭王十九年、天大曀、雉兔皆震、喪六師於漢、據此言之、昭王於十六年及十九年、兩次南征也
楚辭天問曰、昭后成遊、南土爰底、厥利惟何、逢彼白雉、此文記昭后底南土逢白雉、而紀年則云、昭王涉漢遇大兕、雉兕文殊、似是二事、以余考之、實一事也、蓋兕雉二字古通、……逢兕遇雉、既是一事、則楚辭所記乃十六年事也
左傳僖公四年記齊師問楚人之辭曰、昭王南征而不返、寡人是問、楚人答之曰、昭王之不復、君其問諸水濱、呂氏春秋音初篇云、周昭王親將征荊蠻、……還反涉漢、梁敗、王及蔡公抎於漢中、以此與紀年勘合、知二書所記、爲十九年之事也
鐘銘記王伐𠬝子、𢧵伐厥都、𠬝子遣間來逆、南夷東夷廿六邦來見、功成之後、鑄器銘勳、此記十六年之事也、……昭王在位年數、或云十九年、帝王世紀則云五十一年、由今考之、十九年之說是、

五十一年之說非也、……喪師溺水、既是十九年事、則在位年數爲十九年明矣、今本竹書紀年云、喪六師于漢、王陟、其說是也、此器作於十六年之後、十九年之前、蓋十七八年之作矣

韓華にも銘の南征を昭王十六年のこととするが、器銘は厲王胡がこれを追述したものであるとする。しかし第二次の役では漢水に沒したとされる昭王の南征を、どうして厲王期に至つて追述しているのか、その理由については論じていない。銘文からみても、その南征を遠く隔てた時期のものではなく、その點積微居の說をとるべきであるが、竹書の文は全體として信憑性に缺くるところがあり、たとえばその溺沒の條についても、太平御覽八七四・路史發揮三注に引く紀年には、「周昭王末年、夜淸、五色光貫紫微、其年王南巡不反」とあつて十九年といわず、董逌の廣川書跋には昭世が二十三年に及んだとしている。それで章鴻釗中國古曆析疑一〇、武王克殷年考は書跋の記述に本づいて昭王の在位を二十三年とする。他に新城新藏東洋天文學史研究には二十四年說、董作賓西周年曆譜に十八年說があり、もし庚嬴鼎二十二年銘を昭王期の器とするときは、曆譜の接續上、昭世は少くとも二十六年乃至三十一年となる。本器が十六年の役後に作られたとしても、昭末までこの程度の年數のあることが、鐘銘を理解する上に望ましいようである。彔𢦚卣の「叡、淮夷敢伐內國」は、本器の「南國𠬝子、敢陷虐我土」というのと、相關聯するものと考えられる。

器制について

器を昭末におく場合、その器制が問題となる。これより以前にこの種の鐘がなく、今存するものは殆んど後期以後の器であるからである。本器の器制について大系にいう。

再以器制言、周鐘乃由殷鐸演化而成、殷鐸有柄、執而鳴之、周鐘則倒縣、然備斡旋之甬、實鐸柄之孑遺也、本器乃有甬鏞、枚長銑侈、于上剜、文在甬斡上爲饕餮、在篆上爲兩首之蜺、與武英殿史簋之腹紋作饕餮、緣帶及足帶之作兩首蜺形者相同、凡此均不失爲古鐘之典型、周初雖未見有鐘、然周鐘必有其起原時、以此當之、或不無突兀之感、恐前此者尙有之、尙待發掘耳

殷代には知られているように鉦形式のものが行なわれた。鉦は樂器とはいつても軍禮に用いたもので、詩の小雅采芑に「方叔率止　鉦人伐鼓」とみえ、また國語晉語五「戰以錞于丁寧、儆其民也」という錞于・丁寧もその屬である。鉦の小なるものを鐃という。說文に「鐃小鉦也、軍法卒長執鐃」とみえ、周禮地官鼓人・夏官大司馬にも、鐃鐸の屬を軍に用いることが記されている。鉦は柄があつて鉦鼓の部分は斜上、上に向けて手に持つてこれを鼓つ。もとは車上に號令用として備えたものであるらしい。祭祀饗宴の際の樂器としては適當なものでなく、殷代にはおそらく樂器として用いることはなかつたのであろう。

周初になると、器を下向けにして繫け、鼓の部分をうつ鐘形式のものがあらわれる。通考九四三・九四四に錄する鐘は何れも于の部分が平らかで、一は舞上に雙鳥の飾、兩欒に鉤稜あり、一は兩欒に各〻二虎を飾り、正中にも鉤稜がある。鼓以外は全面に大饕餮文を施し、鉦に當る部分がない。舞上に環狀の鈕があり、鐘というより鎛に近い形制である。垂直に懸けて用いたものであろう。しかし本器以下、中期の鐘には、上部に甬があり、器の正面に廣い鉦間をとり、篆飾には左右に三層の乳文を配する。鼓の兩銑の間、すなわち于の部分は、弧狀に深く切れ上つている。鉤稜をつけるこ

とはなく、甬幹の環鈕によつて繋け、器が鼓を前にして後に傾くようにしたのは、鼓樂に便したものであろう。後に編鐘形式のものがあらわれると、舞上はまた鈕形式にもどる。何れにしても、このような鐘形式の成立は、禮樂儀禮の盛行を背景とするものであり、莽京辟雍の儀禮が整うに至つた昭穆期に出現したものと考えてよい。彝器や樂器の成立、器制の展開は、すべてその時代の祭祀儀禮のあり方と對應する關係をもつのである。

本器と比較的時期が近いと思われるものに、走鐘・虘鐘・己侯鐘などがある。走はおそらく走段、虘は大師虘段の作器者と同じ人であろう。兩段の紀年は、曆譜上何れも懿王十二年に屬しうるものであり、鐘もその時期のものとみてよい。それで兩鐘との比較を通じて、本器の器制上の時期を推定することもできる。走鐘は宋代著錄にみえるものであるが、圖様によると甬旋のところに平乳二を附している。本器ではその部分に獸文があり、その眼目が走鐘の乳文に當るようである。走鐘の篆間の文様は本器と近く、鼓文は克鐘に似ている。全體として後期の鐘と通ずるところが多い。また虘鐘は篆間を小乳文で圍み、陝西普渡村出土の鐘と同じ形式をもつ。篆鼓の文様は己侯鐘に類するが、己侯鐘は己侯貉子卣・段にみえる己侯の家の器であるから、昭穆期をあまり下らぬ器であろう。本器は以上の三鐘と比較して、それより時期の早いものと考えられる。本器の旋は獸鼻を卷きあげた形に作り、その獸頭の左右に兩鐶がある。この形式は他にみえないもので、獸鼻は象であるらしい。鼓文も故宮によると象頭文と名づけられている。この系統の鼓文は克・虢叔などの鐘に承けつがれている。象文は殷周期以來行なわれたものであるが、後にはただ鐘の鼓文としてその變様文が殘された。本器の篆間の斜格形獸文も後まで踏襲されたものであるが、本器ではその空白部を長い三角形で埋めており、康昭期の顧鳳・顧龍文にしばしばみられる形式である。器制・文様の上からいえば、本器は懿王期の走・虘の二鐘よりは時期が早く、昭穆期に入りうる可能性が多いといえよう。

鐘は一般に殷の鉦鈴から出たと考えられているが、器制・用法が異り、必らずしもその系列に屬するものとしがたいようである。南人の用いた南、すなわち銅鼓は、卜辭にその形象をとつた南字が用いられていて、古くから南人の樂器であつたと考えられるものであるが、懸繋してその上部の鼓面をうつ。卜辭にみえる貞人の㪇は、南をうつ形で、文字構造は鼓と同じ。鼓にも泉屋藏の銅鼓のように、側面をうつものがある。鐘は側面の鼓部をうつもので南とは同じでないが、手に執る鉦・鐸の類よりも、南の方が樂器としての鐘と親近性がある。初期の鐘が舞上の獸飾に鈕形を付して懸繋する樂器としていること、また本器が甬下に兩鐶をもつことなども參考されよう。南は說文段注に「南、詩の小雅鼓鍾に「以雅以南」とあり、禮記文王世子には「胥鼓南」とみえる。南は說文段注に「南、南任也」今本は「南任也」に作り一南字を脱するとあり、苗族はいまもその銅鼓を南任とよんでいる。しかし禮記にいう南は銅鼓そのものではなく、おそらく鐘形の樂器であろう。南が銅鼓を意味するという字の初義は、早く失なわれていたようである。鼓鍾の首章に「鼓鍾將將　淮水湯湯」とあり、詩は淮水に臨んで人を弔う傷亡の詩であるが、末章に「鼓鍾欽欽　鼓瑟鼓琴　笙磬同音　以雅以南　以籥不僭」と歌う。鐘と南とは、このときなお別の樂器であることが知られていたわけであるが、し

かしこのことは、鐘の成立に南とよばれる銅鼓系の影響があつたとする推定を拒否するものではない。そして兩者の接觸は、鼓鍾の詩で知られるように、淮域に近い地で行なわれたものであろう。

詩の周南・召南の南はもとその樂器・樂調によつて名をえたものであろうが、その地もまた淮水上游に臨む地域である。釋南、甲骨金文學論叢十集

詩篇のうち、樂器としての鐘がみえるものは、周南關雎・唐風山有樞・小雅鼓鍾・楚茨・賓之初筵・彤弓・白華・大雅靈臺・周頌執競の諸篇である。みな祭祀・宴樂に關する詩である。國風のうち周南と唐とにのみ鐘がみえ、他はみな二雅や周頌の詩篇であるのは、樂器としての鐘が本來南と關係の深い特定の地域に行なわれたことを示すものであろう。鐘の成立が殷系の鉦鐸の類と南方系の南の器制とに關係あるものとすれば、二南はその接觸の地點に當る。本器の作器者である㝬侯の地はその南邊にあり、その關係彝器によつて知られるように、南夷東夷に對する前衛の地であつた。鐘の初期のものに楚公の器が多いことも、注目すべき事實である。

銘文について　この鐘の銘辭は初期と後期との中間的な特質をもつところがあり、堂堂たる詞氣を示している。鐘銘第一段の「王肇遹省文武堇疆土」は大盂鼎の「雩我其遹省先王受民受疆土」と似ており、第二段「皇上帝百神」の百神は斷代に康王期とする寧段に、神は作冊休卣・伯㦰段など近接の器にみえるが、余小子などは後期の彝銘に頻見する語である。皇天王は作冊大方鼎の皇天尹と近く、後期では善鼎に皇天子の語がある。第二段は後の鐘銘の典型となつたものであるが、雊〻雝〻彙〻數〻のような擬聲語を使用することは從來の器銘にないことであつた。しかし順子は效卣・也段に、多福も寧段にみえ、語彙としては康昭期に近いものが多い。文は土土都・王邦競王鐘恩雝王上數・福喇或がそれぞれ押韻。普通の彝銘では、初期の令段・大豐段・也段などに有韻の銘があるが、しかし中期には押韻のものが少く、殆んど鐘銘に限られているといつてよいほどである。もともと押韻は、祖祭が盛行した殷代にはすでに祭祀歌謠があつたはずであるから、その反覆律的な修辭法は知られていたことであり、それがやがて廟祭に用いる彝器に有韻の文を生むことになつた。ところが中期に至つて祭祀の樂器として鐘が起るに及んで、鐘銘に歌謠の形式を反映する押韻の銘が加えられ、一般の彝器には押韻の銘を付することが少くなつたと解しうるようである。後期にはまた長文の銘をもつものが行なわれて押韻の文もあらわれるが、それは有韻の鐘銘が多くなるにつれて器銘に押韻を用いることが一般化したものともいえよう。このように祭祀歌謠の形式を反映するかと思われる鐘銘形式の出現は、葊京辟雍における祭祀儀禮の盛行を背景とするものであり、葊京儀禮の盛行が昭穆期にあるという事實から考えて、鐘成立の時期も大體推定しうるのである。

器の時期推定上、なお殘されている問題として、銘文の字迹の新古ということがある。器を厲王期とする論者は、たとえば唐蘭氏のように、「本銘字體、亦不甚古」として、字迹が新しいと主張する。これに對して郭氏は、

以文字言、字體雖不及盂鼎等之雄厚、然較之恭懿時器文之散漫、已有雲泥之感、而如南字……百字……、除畫有粗細而外、與大盂鼎文全同

という。盂鼎の渾厚には及びえないとしても、彔伯戜𣪘などよりは暢達のうちに古色を存するものがある。それは初期の鋒芒肥瘠のはげしい破磔風の字體から、後期の篆意饒かな豐潤の書風に轉じてゆく、過渡的な字迹とみることができる。師遽の器は穆王の初年と考えられるものであるが、器銘は師遽𣪘の字迹と極めて近く、これを昭末穆初におくも特に不自然なところはない。その潤大暢達な筆畫は、新しい形式の樂器である鐘に載せるにふさわしく、この新しい樣式の器に適應するものとしてえらばれたものであろう。

もし以上の諸點が承認されるものとすれば、この器は、當時周の南鎭として重きをなしていた姜姓四國の一である猒侯、すなわち甫侯が、昭王の遹正討伐によつて南國𠬝子の侵寇を卻け、その邦國を保ちえた恩寵を紀念し、「宗周寶鐘」と名づける鐘を作つたことを記したものとなる。書の呂刑はこの甫國の創業神話を傳えるものであるが、篇中の王も甫侯をいう。呂刑には、穆王のとき呂王は享國百年にしてすでに耄荒であつたと記されているが、昭穆期にわたる長壽の人であつたのであろう。器の出土については孫詒讓が「近時所出」と稱するのみで、出土地や出土事情がすべて不明であることは惜しむべきである。

鐘銘の拓本も、當初は容易に入手しがたいものであつたらしく、鄒安の跋記には次のように記されている。

宗周鐘始見積古齋著錄與西淸古鑑一器、文字微有不同、據攈古錄目、知爲山陰陳默齋將軍所藏、然嘉道以後、金石家均未寓目、收藏之富如濰縣陳簠齋・海豐吳子苾、亦以未得墨本爲憾、去年四月、忽由江寧胡子英君、約觀此器、初以銘字與阮吳兩錄違異、疑別一器、繼加審視、知確是原器、第文字似經磨礲耳、器本在吳興沈中復中丞家、中丞故後、抵入同縣楊氏、沈與楊同寓蘇、楊故後、子幼、家移滬上、乃兄爲貨所藏、估人遂以二千墨銀易去、因余有審定之勞、得獲全形一紙、亟印存之、己未三月、杭州鄒安記于廣倉學宭

己未は民國八年一九一九。右によると西淸の器以外になお一器あつたものか、あるいは內府から一時流出してまた今の故宮に入つたものか、何れとも明らかでない。積古には器を陳氏の藏としているから、もし一器とすれば、阮元のときには器はすでに內府から流出していたのであろう。器が二器あつたとも思われない。

猶鐘は繪圖のみを存し、銘も末文の部分のみを殘しているものであるが、「先王其嚴在帝左右」という語があつて、これまた特定の傳統をもつ家の器であろう。時期は宗周鐘に比して稍しく下るものであるが、走・虘の兩鐘より後れるものとも思われず、銘文によると宗周鐘と相似た事情を考えうるので、ここに附記する。

*猶　鐘

器　名　　戰狄鐘 窓齋　戰狄編鐘 周存

時　代　　成王 窓齋　懿王 大系

猶鐘

収藏　「吳愙齋舊藏、後歸武進費趛齋」貞松

著錄

器影　一、善齋・樂・一〇　大系・二　二

銘文　一、愙齋・二・一七　周存・一・六六　大系・六八　小校・一・一九　三代・一・一一・二
二、周存・一・六六　大系・六九　貞松・一・一二　小校・一・一九　三代・一・四・二、三

考釋　愙齋賸稿・八　韡華・甲・八　大系・八三　文錄・附三　文選・下一・一　積微居・七九

器制　善齋にいう。「身高一尺七寸一分、甬高七寸、兩舞相距五寸六分、兩銑相距六寸三分」。鼓上・舞上に鳥文を飾り、鼓の右旁に別に一鸞形を附している。篆間に三乳文あり、その間に兩頭の斜格獸文を配する。また甬幹にも圖文を加えているが、これらの文樣はすべて宗周鐘のそれと似たところがある。鐘としては比較的初期の形制に屬するものといえよう。

銘文　一は鉦間二行一二字、鼓左三行八字。二は鉦間四字、鼓左三行九字。二器合せて三三字であるが、銘の末文のみを存し、上文は知られない。原銘は宗周鐘に匹敵するほどのものであると思われる。

〔上缺〕侃先王、先王其嚴才帝左右、斁狄不龏、數〻㝅〻、降福無疆、猶其萬年、子〻孫〻永寶

士父鐘に「用喜侃皇考、其嚴在上」とあつて、侃は喜侃の意。井編鐘「用追孝、侃前文人」のように、侃を單用することもある。「先王其嚴在帝左右」は、宗周鐘に「先王其嚴在上」とみえ、鐘銘の常語。祖靈は沒後帝所に至るものとされ、後の叔夷鎛にも「又嚴在帝所」の語がある。

「斁狄不龏」を愙齋賸稿に「殲狄不恭」と訓していう。

銘文有斁狄不龏語、當卽紀北伐玁狁之事、……詩采薇、玁狁之故、傳云、玁狁北狄也、采薇出車、毛傳皆以爲文王之詩、說文、斁、斁盡也、殲、殲盡也、斁與殲同意、龏古恭字、書甘誓、汝不恭命、君奭、大弗克恭上下、左氏僖廿七年傳、犯不共也、釋文、共本作恭、斁狄不龏、言北狄不恭、而擊盡之

この文はさきの「先王其嚴在帝左右」を承け、下文「數〻㝅〻」につづくものであるから、この間に北狄の不恭を卻けるという語が加わるのは、前後の文義に合わない。積微居に愙齋の說を駁していう。

余謂、吳氏釋不龏爲不恭、是也、詩大雅皇矣曰、密人不恭、敢距大邦、是古人云不恭之證也、惟

吳氏釋狄爲北狄、非是、詩魯頌泮水曰、桓桓于征、狄彼東南、鄭箋讀狄爲剔、訓爲治、此狄字、與彼用法同、又狄字亦可讀爲逖、說文云、逖遠也、从辵狄聲、或作逷、斁狄不龔、謂盡逐遠不恭之人也、詩大雅抑云、修爾車馬、弓矢戎兵、用戒戎作、用逷蠻方、毛傳云、逷遠也、鄭箋亦讀爲剔、要之銘文云狄不龔、與詩云狄彼東南、用逷蠻方、狄逷皆是動詞、其義訓、毛鄭二說皆可通、如吳說如字讀之、則於文法不可通矣

狄は楊說のように狄遠の義としてよい。斁狄はおそらく連語、二字同義である。兩字で拂除するこ

とをいう。不恭は威靈を畏れざるもので、この場合蠻夷などの外族を意味する。先王の威靈を以て、これを拂除することをいう。數〻龔〻はその神威の降格するさまを形容する語、すでに宗周鐘にみえている。

猶を愙齋賸稿には作器者の名とせず、「是鐘無作器者之名、亦編鐘之文不完者」とするが、文錄には「上言先王、則此猶當是時王之名、但今不得碻詁、莫知何王矣」という。大系には猶を懿王の私名と解している。

又此乃王室之器、觀其屢〻稱先王可知、猶當是周王名、疑是古顏字、从首彥聲、此殆从首犬聲、彥犬聲同元部也、史記稱懿王名囏、索隱引世本作堅、與顏極近、疑其本字實作猶也

殷周の彝器はその數が甚だ多いが、王の自作の器、王室の器と定めうるものは極めて少なく、特にその私名を銘するものは一例もない。ただ宗周鐘・猶鐘の㝬・猶は、銘文中に先王の語がみえていて王室の器とされ、昭・懿・厲の諸王の名に充てて解されているのであるが、㝬が㝬侯であるべきことはすでに論じた。猶は何國であるかは知られないが、彔伯の器にその皇考を釐王とよび、也𣪘は周公の分宗たる家の器であるが、文中に「肇念自先王先公」という。分宗の家でも遡って先王ということがあることからいえば、先王の稱は必ずしも周室の專稱ではない。大宗の器を作ることは虘鐘一に例がある。器制及び文辭において宗周鐘との親緣も考えられ、それならば猶を私名と解することもできる。諸侯王の場合には私名を加えている例が多い。鐘銘はその主文を缺き、その內容は知られないが、文中の不覲が諸夷をさすものとすれば、兩鐘銘にいう事情は相近いものとなる。

訓　讀

……先王を〔喜〕侃す。先王、其れ嚴として帝の左右に在り。不覲を斁狄し、數〻龔〻として、福を降したまふこと無疆なり。猶、其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶とせよ。

參　考

郭氏いう。

此乃二編鐘之合文、前二十字、舊稱斁狄鐘、後十三字、稱福無疆鐘、餘器不知已否出土、爲數恐尙有十具、缺文當在二百字左右也

全銘はかなり長文のものであろうが、郭說のように十二鐘一肆のものであったかどうかは定めがたい。八十一字銘の克鐘、八十九字銘の井編鐘は何れも兩鐘にして全銘、虢叔旅鐘は七器のうち全銘四器、他に二十六字銘・十七字銘のものがあり、編鐘分銘のものはおそらく四器で全銘をなすものであるらしい。また春秋期のものであるが、叔夷鎛は七器にして全文を成している。尤もこの鎛銘は、五百字に近い長文である。

猶鐘の今存するものは二器合せて三十三字、末辭の形式は虢叔旅鐘に似ており、もし虢叔の器のように特に事功を記したものでなければ、同じく四鐘程度の編鐘であったと思われる。また宗周鐘のように作器の事由に及ぶ記述を含んでいたとしても、西周期の編鐘には全銘四器以上にわたるもの

がなく、十二鐘一肆、缺文二百字左右という郭氏の推定は首肯しがたい。

字迹は宗周鐘のように暢達ではないが、鐘銘の字としては古意に富んでいる。郭氏は猶を懿王の私名であるとして懿王期に屬したが、銘文の形式からみても周の王室の器としがたく、またその器制・字様は、暦譜上懿王期の器と考えられる走・虘の二鐘に先だつものとなしえよう。

昭和四十二年六月　初版發行
平成 四 年 十 月　再版發行

神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
發行所　財團法人　白鶴美術館

京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
印刷所　中村印刷株式會社

財團法人
白鶴美術館發行

白川靜

金文通釋 一九

效尊

白鶴美術館誌

第一九輯

九九、師遽方彝

器名　師遽方尊窓齋

時代　穆王唐蘭　共王通考・厤朔・董作賓・斷代　懿王大系

收藏　「吳縣潘氏藏」周存　「項城袁小午侍郎保恒所藏器、今歸潘伯寅尚書」綴遺　「上海博物館藏器、丁燮柔捐贈」上海

著錄
器影　通考・六〇四　通論・一六六　上海・五八　二玄・二三八
銘文　窓齋・一三・九　周存・三・一〇三　大系・七〇　綴遺・一八・二四　小校・五・三九　三代・一一・三七・二,三　二玄・二三七

考釋　韡華・戊上・一〇　大系・八四　文錄・二・一八　文選・下二・三　厤朔・三・一　通考・四〇九　積微居・一三四　斷代・六・一〇一　通論・五三

器制　通考にいう。「大小未詳、蓋上有二孔、疑所以納勺者、器內有直隔、分爲兩半、偏體飾饕餮紋、腹旁兩扁耳直上、與服方尊略同」。上海に實測あり、「高一六・四糎、口縱七・六糎、口横九・八糎、腹縱九・六糎、腹横二〇糎、底縱七・五糎、底横九・六糎、腹深七糎、重一・六二瓩」という。鳳耳は服方尊上卷七八六頁と同じく、器腹より器體に沿うて上

り蓋に及び、先端は魚尾形をなしている。服方彝は文様雋麗、昭初の器と考えられるものであるが、本器の獸文にはかなり便化のあとがみられ、時期は稍しく下り、盠方彝に近いものと思われる。

師遽方彝

銘文　器文六行、蓋文八行、各六六字

隹正月既生霸丁酉、王才周康寢、鄉醴

周康寢は、康宮の内寢をいう。伊𣪘に周康宮の名がみえている。後期金文に康邵宮・康穆宮・康剌宮・康宮新宮の名があり、康宮を中心に諸宮廟が造營されている。初期のものには寢に宮名をつけず、單に寢と稱するものが多い。

小臣系卣　王易小臣系、易在寢、用乍且乙障　三代・一三・三五・二、三

乙未鼎　王易貝饲□□、在寢、用乍寶彝　三代・三・二一・二

師遽方彝蓋銘

麥 尊　王以侯內卪寧、侯易玄琱戈

何れも寢において賜與が行なわれており、他器の大室・廟というのと同じ。韡華に爾雅釋宮の「室有東西廂曰廟、無東西廂曰寢」とあるのを引くが、後の制であろう。本器ではそこで饗醴が行なわれている。

饗醴について、陳氏はその儀禮をしるす諸器を列して、その共通事項を次のように表示している。

效 尊	內鄉			易貝	約昭王
長由盉		鄉禮・射			穆王
遹 殷		漁・鄉酒	御	易覓	穆王
師遽方彝		鄉禮	宥	易玉	共王
大 鼎		鄉禮	守	易馬	共王後
噩侯鼎	內醴	宴・射	宥	易玉・馬・矢	共王後

饗醴のことは卜辭にもみえ、また大豐殷・麥尊にいう大豐も大醴の意であろう。すなわちその儀禮は、殷周を通じて行なわれており、金文では特に穆共期前後の器に多くみえる。饗醴には射を伴なうことがあり、儀禮にしるす鄉飲酒・鄉射禮などは、この古儀に由來するところがあるようである。

師遽蔑曆、晉、王乎宰利、易師遽瑂圭一・環章四

蔑曆は旌表の義。器銘に事功を記していないが、上文の饗醴に侍して、その儀禮を助けたことに對するものであろう。下文にいう賜與も、すべて禮器の類である。晉は侑。字はまた宥に作る。綴遺に、その子孝傑の說をあげていう。

晉从廿、當與曆字同意、兩又爲友、古又有二字通用、疑晉卽侑字、通作宥者、左莊公十八年傳、虢公晉侯朝（王）、王饗醴、命之宥、注、飲宴則命以幣物、宥助也、所以助歡敬之意、僖公二十八年傳、王享醴、命晉侯侑、注、既饗、又命晉侯、助以束帛、以將厚意、與此文正合

莊十八年傳の下文には、玉五瑴・馬三匹を賜うことが記されており、傳にはこれについて「非禮也」という評語を加えている。この器銘では、賜與は別に文を改めて記されており、侑がそのまま賜與を指すのではない。侑の禮は噩侯鼎にもみえる。その文にいう。

噩侯馭方、內豊于王、乃祼之、馭方晉王、王休宴、乃射、馭方卿王射、馭方休闌、王宴、咸、酓、王親易馭方玉五瑴・馬四匹・矢五束

これによると、噩侯が王に納醴し、祼してのち王に晉している。饗して後に行なうのでなく、饗醴の際に行なう儀禮である。ついで宴・射のことが行なわれる。郭氏が蔑曆を解函にして甲衣を脫する義とし、「免函猶言解甲、引伸之則爲免除征役」叢攷二三九というのは、望文の解に近い。文錄は左傳の文に據つて、「蔑曆晉者、王嘉勞命之宥也」というも、噩侯鼎の文義に適合しない。王國維に「釋宥」觀堂別集補遺の一篇があつて、侑に酬酢、侑勸の義があることを論じている。晉は載書の上に兩手を加える象であるから、もとは盟誓・祝嘏の意を示す儀禮であつたのであろう。

宰は殷金文にすでにみえる官名で、字形は廟所における宰割の儀禮を示したものであろう。周器ではこの器などが早期に屬し、吳方彝以下、後期に至つて多くみえる。利は犂の形に從うている。利

鼎にみえる利と同一人であろう。

瓸圭の字釋には異説が多い。窓齋は瓸の右旁を夒とし、韓華は匚中に貝を加えた形で、音は頃、瓊と同音にして周禮大宗伯にみえる躬圭に外ならぬという。郭氏はこれを琬圭に充て、「瓸字从玉面聲、與琬音相近、琬圭、圭之圓剡上者也」とするが、これらは何れも音の假借を以て説くものである。綴遺には字を琩と釋し、冬官玉人「天子執冒、四寸、以朝諸侯」を引くが、積微居にはその説を非とし、面は緢・漫と通じて無文の義であり、「瓸圭葢謂無文飾之圭、與下云瑑璋爲有文飾者、義正相反」と論じている。

瓌璋を窓齋等には環璋と釋し、綴遺にその制を詳論している。また大系は瓚璋とし、積微居には瓌・瑑を同聲として瑑璋であるという。玉器の賜與をいうものには、尹姞鼎の「玉五品」、噩侯鼎の「玉五瑴」、卯𣪘の「瓙章四・瑴」をはじめ、左傳莊十八年にも「玉五瑴」とあつて、數目はみな五である。陳氏の斷代にはこれを玉五品四種とみて、その品目を論じていう。

王命作器者宥、嘉其勤勉、故命宰利、錫之玉五品、共爲四種、一、説文曰、琩、諸侯執圭、朝天子、天子執玉、以冒之、似犂冠、周禮曰、天子執琩四寸、從玉冒、冒亦聲、古文從玉從目、此器從玉從面、面目義通、面冒聲通、二、圭、與琩相配爲一瑴、卽一副、三、説文曰、環璧也、肉好若一、謂之環、此器省目、四、説文曰、半圭爲璋

此四種、五品共爲二組、每組則各以二種成一瑴、五品爲五瑴、共玉五副十件、一・二各一件、三・四各四件

由此可知上文第六八器尹姞鼎天君錫尹姞的玉五品、同于此器的五品、噩侯御方鼎、王命御方宥、而錫之玉五瑴、同于此器的玉五副、五副玉謂之一匰、爾雅釋器曰、玉十謂之匰、郭璞注云、雙玉爲瑴、五瑴爲匰、郭璞注西山經曰、雙玉爲瑴、半瑴爲隻、而説文以爲二玉相合爲一珏（卽瑴）、由此器可知玉一瑴並不是一雙或一對相同的玉、而是一副不同的玉

卯𣪘曰、瓚章四・瑴一、四字補在旁、此應讀爲瓚與璋四副、玉一副、合爲五品、敔𣪘・師詢𣪘和毛公鼎的圭瓚、亦應分讀爲圭與瓚、瓚是與圭相將之器

陳氏はここでは琩と圭とで一副、環と璋と各四副という解を示しているが、琩・環兩字の釋字には問題があり、また圭と琩とを相配して一瑴とするのも疑問である。圭と稱するものは、凌純聲氏の「中國古代瑞玉的研究」民族學研究所集刊二〇、一九六五によると、鎭圭・桓圭・躬圭・珍圭・瑴圭・冒圭など十五種を數えるが、本器の瓸圭がその何れに當るものか明らかでない。また瓌章は褱に從う字であるが、これは祼鬯の器で必らず一副とすべきものとも思われない。瓌章は、單に章と稱するものとは別途のものであるらしく、金文にみえる例によると、その間に自ら區別が認められる。いま金文の數例を掲げる。

A、宜侯夨𣪘　易瓚鬯一卣・商瓙一

庚羸鼎　衣事、……王蔑庚羸曆、易曼瓤・貝十朋

敔𣪘三　王蔑敔曆、使尹氏受、贅敔圭瓙・□・貝五十朋

卯　𣪘　易女瓙章四・瑴・宗彝一・將寶

師詢毀　易女秬鬯一卣・圭瓚・夷允三百人
毛公鼎　易女秬鬯一卣・鄭圭瓚寶

B、競　卣　競蔑曆、賞競章
史頌毀　令史頌省蘇、……蘇賓章・馬四匹・吉金
頌　鼎　頌拜稽首、受命册、佩以出、反入菫章
大毀二　嬰賓豕章・帛束」大賓豕訊章・馬兩」賓嬰訊章・帛束

瓌章はA群の諸器に商瓚・瓚章・圭瓚・鄭圭瓚・𡨦𡩜と稱するものと一類の器であるらしく、秬鬯と併せて賜うことが多い。陳氏は右の諸器にみえる圭と瓚とを別の器とするが、宜侯夨毀斷代・一・一六五の條では圭瓚を一器とし、祼將の具であると論じている。瓚章の賜與に圭をいわぬものが多いことからみて、圭瓚・瓌章はそれぞれ一器とみなしてよい。詩の旱麓の箋に、「圭瓚之狀、以圭爲柄、黃金爲勺、青金爲外、朱中央矣」とあり、周禮典瑞の鄭衆注にも、圭頭の挹鬯して祼祭すべきものを瓚というと記している。これは商周の遺品にみえる匕柶の類で、凌純聲氏の「匕鬯與醴柶考」民族學研究所集刊一二・一九六一に器の集成があり、その器制や用途が論究されている。匕柶の類は、その形狀・用途よりみて、大體牲匕・飯匕・醴柶・鍘柶に分けられるが、本器の瓌章四、卯毀の瓚章四などは、おそらく饗醴の際に用いる匕柶の屬であろう。これに對してB群の章は秬鬯を伴なうことなく、馬兩・帛束の類と合せて賜與されていることが多い。これは周禮典瑞にいう圭璋璧琮の類であるらしく、賓客を造贈する所以のものであるから、B群の器銘には概ね賜與という表現をとらず、賓章・賓訊章のようにいう。馬匹などを合せて贈っているのも、饗醴祼鬯とは別の儀禮であるからである。瑁圭・瓌章が、殷周の遺品中どの種のものに當るかはなお確かめがたいが、圭・章を以て祼禮酬酢などのことを行う次第は、書の顧命によってその大體を知ることができる。顧命は成王崩じ、康王卽位の大禮を記したもので、當時の繼體承統の儀禮を傳える貴重な文獻であり、王國維が「後世得考周室一代之大典者、惟此篇而已」と稱するものである。顧命にいう。

王麻冕黼裳、由賓階隮、卿士邦君、麻冕蟻裳、入卽位、太保太史太宗、皆麻冕彤裳、太保承介圭、上宗奉同瑁、由阼階隮、太史秉書、由賓階隮、御王册命、曰、……王再拜、興、荅曰、……乃受同瑁、王三宿三祭三咤、上宗曰、饗、太保受同、降、盥、以異同秉璋、以酢、授宗人同、拜、王荅拜、太保受同、祭嚌宅、授宗人同、拜、王荅拜、太保降、收、……賓稱奉圭兼幣、曰、一二臣衞、敢執壤奠、皆再拜稽首、王……荅拜

右の文によると、同・瑁・璋はいずれも祼醴のとき匕柶の用をなすものと思われる。三宿三祭三咤とは、宿は肅にして徐行して進む意、咤は爵酒を奠くをいう。同・瑁は本器にいう瑁圭と同種のものらしく、瓌璋とは把手の飾ある鍘柶の類であろう。また「以異同秉璋、以酢」とある秉は、璋を秉るときには執という動詞を用いる例であるから、おそら乘の譌字と思われ、乘璋を以て酬酢する意であろう。もし乘ならば、金文にいう瓌璋四の數目と合致し、この祼・醴には同瑁一器と章四器とを用いたことになる。陳氏が玉器五品五副、一匬十件を以てこの器文を解しようとしたのは、秬鬯と祼醴の具としての圭章の賜與をいうこの器文の解釋としては、適當でないとしなければならぬ。

圭章の用を識るべき最も信頼しうる資料は顧命の文であり、それによると圭章は祼醴の器である。金文に圭鬲・鬲章というものがそれに當ると考えられる。

師遽拜頴首、敢對𩵦天子不顯休、用乍文且也公寶障彝、用匄萬年亡彊、世孫子永寶

韡華に也公を它公と釋し

它公師遽之先、按諡法無它、疑國族之稱也、古有池姓、或爲池字之省歟

という。先世祖考の名號は必らずしも諡法によらず、西周にはなお諡法はなかつた。また廟號に族姓の名をそのまま用いることも殆んど行なわれていない。也はト文の它と字形が異なつており、説文によつて也と釋すべき形である。綴遺に詩の委委佗佗にして德の平易なる義とするのは、諡法的な解釋に拘泥したものにすぎない。師遽段によると師遽の文考は旄叔、本器では文祖を也公という。何れも諡法にない名號である。

匄は祈求。「匄萬年」は伯㦰段に「隹匄萬年」、善鼎に「余用匄屯魯雩萬年」の語がある。世を斷代に百世の二字合文であるという。大系は字を世の異文とする。字は百と世とに從うものでなく、左扁は席の初形に似ている。韡華に席と世とは聲近く、古文には二聲の字を兼ねるものがあると論じているが、世字は金文ではあるいは木に從い、立に從い、ときに𠦪に從う。みな世の異文であるが、扁旁みな聲を兼ねるという字はない。本器のような字形は、黃尊從古・八・一〇 攈古・二之二・二七 周存・五・九・守宮盤などにみえる。また世孫子という語は師遽段の末文にも用いられており、寧段・趩觶にもみえ、當時常用の語であつた。

訓　讀

隹正月既生霸丁酉、王、周の康寢に在りて、饗醴す。師遽、蔑曆せられ、侑せらる。王、宰利を呼びて、師遽に琱圭一・環章四を賜ふ。師遽、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て文祖也公の寶障彝を作り、用て萬年無疆を匄む。世孫子、永く寶とせよ。

參　考

本器の器制は盠方彝に近く、文字はそれよりも稍しく古意を存する。師遽段の日辰は穆王の三年に入りうるものと思われ、本器は曆譜上はその前年に排次しうるものであるが、その年次はなお定めがたい。同じく師遽の名のみえている盠駒尊に先立つものであることは、ほぼ疑ない。

餘談であるが、綴遺に次の一條のような記事がある。

同治二年一八六三年三月、濬益從湘軍、擊賊於池州之建德、時巠陽張霞臣刺史丈葆、方權是邑、相見於東流、軍次崎嶇、兵火中僅携出所聚古玉一篋、欣然相示、中有玉圭一、中央爲璧、乃兩圭有邸者、一玉倶成、與司農注合、竊意環璋之制、當亦相同

兵馬の間に、祕篋を開いて古玉を弄する武人の襟懐もしのばれて、ゆかしい話である。そのときに見たという「兩圭有邸、一玉倶成」の玉器がどういうものであるかは知られないが、おそらく圭瓚の類であろう。この種の玉器については、吳大澂の古玉圖考、羅振玉の釋匕柶殷虛古器物圖錄附說、郭寶鈞の古玉新詮集刊二〇期のほか、さきにあげた凌純聲氏の二論文に、詳細な論述がある。

一〇〇、師遽𣪘

蓋 𣪘 遽 師

器名　師遽𣪘蓋攈古

時代　共王通考・厤朔・董作賓・斷代　懿王大系

收藏　「舊藏徐乃昌・吳大澂」斷代

著錄
器影　攈古・二・三三　恒軒・三九　大系・九〇
銘文　積古・六・一五　攈古・三之一・四〇　窸齋・一一・二一　奇觚・四・七　又・一六・三五、重　周存・三・三六　大系・六九　小校・八・四七　三代・八・五三・二　河出・二三八　一玄・二三九

考釋　餘論・三・一〇　韡華・丙・八　大系・八三　文錄・三・二三　文選・下二・一五　厤朔・三・二　斷代・六・一〇三

器制　蓋の圖様のみを存する。大小未詳。全瓦文。器もおそらく𢾊𣪘二三六頁・㽙𣪘二三八頁のような瓦文𣪘であろう。

銘文　蓋文　七行五七字

佳王三祀四月既生霸辛酉、王才周、客新宮

新宮は望𣪘に康宮新宮、趞曹鼎二・師湯父鼎に周新宮としてみえているものであろう。

郭氏はこれによつて、器の時期を懿王期と定めていう。

此銘亦有新宮、然上頌鼎言、王命頌監嗣新造、在三年五月、彼王爲恭王、所造者卽新宮、此器言王三祀四月、則此王不得爲恭王、以理推之、當是懿王、蓋懿承恭後、

宮成未久、故仍可稱新也、器不當屬于孝世、以與昜鼎日辰不合

郭説は、郭氏が共王期の器とする頌鼎に、「頌、令女官嗣成周賓廿家、監嗣新造賓、用宮御」とあるのを、共王期における新宮造營のことと解し、その頌鼎に三年五月とあつて本器より一ヶ月後であるため、本器をそれより一代後の懿王期としたのである。しかし頌鼎の文は、成周における新造の貯、すなわち新設の屯倉の管理を命じたもので周都のことではなく、宗周の康宮新宮の造營とは關係がない。また頌鼎はその器制・文字からみても後期に下るべきもので、本器に先行しうるものではない。師遽が穆王期の人であることは、近年出土の盠駒尊によつて確認された。おそらく康宮は昭王期に造營され、穆初に至つてまた再建され、新宮とよばれたのであろう。客は格、廟所に至るをいう。麥尊・小臣靜彝などにこの字を用い、後期には殆んど用例がない。

王征正師氏、王乎師朕、易師遽貝十朋

征は舊釋に延・延・征等と釋し、郭氏は延にして誕と同じく語詞とするが、金文にはこの字を語詞に用いた例がない。陳氏は延正の二字を連讀し、「爾雅釋詁、延陳也、延正師氏、疑是校閱師氏之事」というが、金文では遹正というのが例である。征は用例によると、侍・往などの義がある。また令彝・班毀には徃の字があり、出と訓する。器銘は上文に「客新宮」とあつて之往の字は不要であるから、ここは徃の省文にして出と訓すべきであろう。師氏を宗周の康宮新宮に會し、王自ら臨んで遹正のことを行なうのである。

正は遹正・畯正の義。文錄に「調發師旅之事也」というのは、この場合、事情に合わない。また郭氏は「正、當是攷成之意、師氏乃職司師戍之武人、周禮以爲師保之師、僞也」と論ずるが、金文にみえる師氏とは、成周八師・殷八師などの師長をいう。これらの師は庶殷を以て編成し、族長を師長に任じたので師氏という。そういう外人部隊であるから、しばしば遹正、すなわち查察のことが行なわれた。普通には周から遹正のため使者がその地に派遣される例であるが、このときは師氏を周都に會し、王自ら親閱を行なつたのである。

師朕の名は他にみえない。このとき會した師氏の一人であろう。師遽は貝を賜うているが、東方出自のものに貝を賜うことが多い。

遽拜䭫首、敢對孰天子不杯休、用乍文考旄叔障毀、世孫子、永寶

不杯は班毀・盠尊以下にみえる。旄は孫詒讓の釋による。韡華に「旄疑通逢、西周國名、穆天子傳有逢伯、卽其族也」というが、文考の名號に國名を冠していうことはない。世孫子はすでに方彝にみえている。

訓　讀

隹王の三祀四月既生霸辛酉、王、周に在り、新宮に格る。王、征でて師氏を正す。王、師朕を呼びて、師遽に貝十朋を賜はしむ。遽、拜して稽首し、敢て天子の丕杯なる休に對揚して、用て文考旄叔の障毀を作る。世孫子、永く寶とせよ。

参考

大系に器を懿王期とするが、その説は頌鼎の文の誤解によるものである。陳氏は「應屬共王前半期、則此三祀、是共王三年、而新宮之稱、始見于此、但此三祀、還有可能是懿王三年」といい、共王説をとりながらも懿王説の可能性をも認めている。

器をかりに共王期に屬すると、共王十五年の日辰をもつ趞曹鼎二によつて構成される曆譜の二年には吳方彝・趩觶が入ることとなる。師遽𣪕はその三年の曆譜に入りうるものであるが、もし方彝がその前年の器であるとするならば、正月の師遽方彝と二月の吳方彝・三月の趩觶の間に一閏を加えなくては曆譜が合わない。しかし當時は牧𣪕の十三月のように年末置閏が行なわれていて、一・二月の間に閏をおいたかどうか、明らかでない。尤も師遽方彝には紀年がなく、週名日辰のみであるから、年次を下げて考えることも不可能ではないが、大體紀年をつけずに月週日辰をいうものは、王の初年にあるとすべきであろう。それは相似た曆朔が五・六年を周期としてめぐつてくるので、後になるとその前後の區別がつかなくなるからである。右のような事情を考えると、師遽の二器を共王に屬することには問題のあることが知られる。師遽の名のみえる盠駒尊は新出のものであるが、その器制・文様には殷式モチーフの殘存がみられ、共懿期に下るものとは思われない。穆王の名のみえる長甶盉との比較からも、師遽の器を穆王期に加えても、特に齟齬するところはないように思われる。

銘は文首に「隹王三祀」という。殷式の紀年である。これを文首におくのは段𣪕にも例のあることであるが、殷器では文末にあり、また大盂鼎・吳方彝・趩觶なども文末に加えていて、その方が原則である。こういう殷式の紀年法をもつことから、師遽の家は東方出自の族ではないかということが考えられる。

師遽の家は、あるいは遽伯睘の家から出ているかも知れない。遽伯睘には遽伯睘彝積古・五・二六 攈古・二之二・三 奇觚・一七・一一 敬吾・下・三九 周存・三・一一〇 小校・七・四〇 三代・六・四六・二 二玄・一一〇」韡華・己・七 文選・下二・一〇があり、

遽白睘乍寶䵼彝、用貝十朋又四朋

と銘する。睘はまた作册睘卣第二二器や作册睘尊・睘𣪕の作器者であろう。睘卣には王姜の名がみえていて成王期の器であり、睘尊には亯形の圖象標識を附している。

「遽從」と銘する角三代・一六・四二・鼎同・二・一四、「遽父己」と銘する象尊三代・一一・一〇 歐米・三五・卣三代・一二・五一、「父乙遽」と銘する觶同・一四・四二、遽觚二器、頌齋續・六八・六九・遽册尊雙劍誃・上・一六などは、殷周期の器とみられる。遽中觶三代・一四・五四には「遽中乍父丁寶」と銘して、亞字形中に兩止を加えた圖象標識を付している。これも遽の一族であろう。韡華に遽を壽張出土の小子𧾩犧尊にみえる虁に充て、その地を山東とする戊上・五・侖尊條のは誤であるが、その族が殷系東方の出自であることは疑ない。亯や亞字形中に兩止を加えた圖象をもつ遺品は、他にもなお多い。

なお師遽𣪕の葢と形制の近いものに鄭牧馬受𣪕葢がある。斷代によると、器は陝西の出土と傳え、

鄭牧馬受段蓋

舊羅伯昭藏器。陳氏は一九五四年、一蓋を上海でみたが、別の一蓋は北京の侯氏の收藏するところという。錄遺一五〇に收める銘がそれであるらしく、斷代六・圖版五・上にあげる銘文とは異范である。蓋は師遽段と同じく瓦文。銘各三行一七字。その文にいう。

＊鄭牧馬受段

奠牧馬受、乍寶段、其子〻孫〻、邁年永寶用

奠は免簠にいう奠であろう。牧馬は官名。陳氏いう。

僅見此器、周禮司馬有圉師、掌教圉人養馬、當屬牧馬之官

牧という官名は他器にみえており、

免　簠　令免乍嗣土、嗣奠還歔眔吳眔牧

同　段　嗣場林吳牧、自淲東至于河、厥逆至于玄水

師獸段　余令女死我家、併嗣我西隔東隔僕馭百工牧臣妾

などの例がある。奠牧馬とは、あるいは免簠にいう奠の牧に當るものかも知れない。受にはまた受父己卣三代・一二・五一があるが同じ家であるかどうか確かめがたい。段蓋は陝西出土と傳えるが、關內には鄭と名づける地名が多く、それらはもと河南の鄭人の移された地であると思われる。

一〇一、盠方尊

時代　共王唐蘭　懿王郭沫若　孝王李學勤　厲王史樹青　宣王譚戒甫

出土　「一九五五年三月、郿縣車站郷東、李家村出土、同出三件、盠彝二・犠尊一」文參

收藏　「陝西省博物館」圖釋

著錄

器影　郭圖・一・Ⅱ　李圖・五　圖釋・五六

銘文　郭圖・三　李圖・七　圖釋・五六　二玄・二六八

考釋　郭沫若　盠器銘考釋考古學報・一九五七・二

李長慶・田野　陝西郿縣發掘四件周代銅器文參・一九五七・四

段紹嘉・何漢南　郿縣出土青銅器之初步研究人文雜誌創刊號、一九五七・一

羅福頤　郿縣銅器銘文試釋文參・一九五七・五

史樹青　盠尊盠彝及騾駒疊釋文文參・一九五七・六

李學勤　郿縣李家村銅器考文參・一九五七・七

周萼生　郿縣周代銅器銘文初釋文參・一九五七・八

譚戒甫　西周晚季盠器銘文的研究人文雜志・一九五八・二　一九五八・四

陝西省博物館　青銅器圖釋　一九六〇・六

樋口隆康　西周銅器の研究　第二章六・一九六二　京都大學文學部紀要第七　昭三八・三

器制　圖釋にいう。「高一七・二糎、口徑一七糎、腹寛一二・七糎、圓口方身、鳳耳」。

盠方尊

器は三層より成り、上部は圓形にして侈口、蕉葉文を付している。文様は虺龍のようである。器腹には中央に大圓渦文があり、周邊に火炎状の花文をめぐらし、兩旁に蹲居形の虺龍を配する。龍文は身・足と冠飾の三層をなす。耳は鳳耳、服方尊・小子生尊・師遽方彝と同じ形式である。上端は外に卷曲し、その末端は魚尾状をなしている。器形の全體は最も服方尊に近い。同

出の馬尊銘中に師豦の名があり、師遽方彝の師遽と一人であると思われるが、方彝と本器とには器制に通ずるところがあり、字迹も近い。

銘　文　一〇行、一〇八字。他に方彝二器あり、器蓋二文。三器の間に多少の同異があるが、何れも同銘である。

唯八月初吉、王各于周廟、穆公右盠、立于中廷、北鄉

周廟は小盂鼎にみえ、後期には虢季子白盤に周廟宣榭、無叀鼎に周廟圖室の名がみえる。この器では小盂鼎と同じく、周廟で册命が行なわれている。

穆公は尹姞鼎にみえ、また右者として㦰毁に、禹鼎には禹の皇祖穆公の名がある。羅福頤は穆公を㦰毁の穆公とし、史樹青は召穆公、すなわち召伯虎であるとする。唐蘭氏は「尹姞鼎也說到穆公、但文字書法已屬厲宣時期、恐怕不是一人」という。右のうち、召穆公は宣王期であるから論外としても、尹姞・㦰毁は本器と前後し、また禹鼎の穆公は禹の祖父であるから、これも本器の時期に近い人である。ただ本器の穆公がその三者中の何れであるのかは確かめがたいが、おそらく㦰毁の右者穆公は本器と同一人であろう。

盠は作器者の名。周萼生氏は集韻に徒回切とする字にして豕と皿に従うとし、史樹青氏らは盇と隷釋するが、字の従うところは金文に習見する「不敢家」の家に近く、いま盠と釋する說をとる。字

はあるいは蠡の初文であろう。蠡の別體に、盠と爪に従う形の字がある。二蟲に従い、あるいは皿に従うのは、巫蠱などの呪法に關する字であるかも知れない。譚戒甫氏が盠を𥁑と釋し、宣王期の楚王熊咢をいうとするのは、險怪に過ぎる說である。

王冊令尹、易盠赤市・幽亢・攸勒、曰、用𤔲六自、王行參有𤔲、𤔲土・𤔲馬・𤔲工、王令盠曰、𣪘𤔲六自眔八自埶

「王冊令尹」は㫚壺「王乎尹氏、冊令㫚曰」・大克鼎「王乎尹氏、冊令善夫克」の簡略な形式であろう。郭氏は「王冊令尹、猶王命令尹、令尹乃史官之長、他器或稱作冊令尹」というが、冊の一字を命の意に用いることは殆んどなく、冊命・冊易のように連用するのが例である。また令尹という官名は伊𣪘などに至ってみえる。器銘を普通の形式に改めると、「王乎尹氏、冊令盠曰、……易盠赤市」となるところである。まず賜與をいい、のちに職事のことを記しているのも、やや異例である。赤市・幽亢・攸勒などの賜與は趞鼎・伯晨鼎などにみえ、共懿期以後に習見する。

六自は啓貯𣪘一〇三頁にみえ、禹鼎には西六自・殷八自の名がみえる。殷八自・成周八自など、當時六自・八自編成の軍團があった。盠はその六自の官𤔲を命ぜられているのである。王行以下の文を、郭氏は上文につづけて、「用𤔲六自王行・參有𤔲：𤔲土・𤔲馬・𤔲工」と句讀し、用𤔲の𤔲という動詞が𤔲工まで貫到する語法とみている。王行を詩の公行と同じ語例にして軍名と解するのである。その說にいう。

自、余釋爲屯、禹鼎有西六自、殷八自之文、周得天下後、似於西土陳師六屯、殷地陳師八屯、以鎮撫之、王行當卽王所任命之將佐、魏風汾沮洳、有公行、與公路公族同例、蓋晉有三行、卽三軍、其稱軍爲行、得此銘、知有所本、毛公鼎、命汝攝𤔲公族雩（與）參有𤔲、小子師氏虎臣、雩（與）朕褻事、與本銘例相同、可知盠之地位甚高

六自八自を陳師六屯・陳師八屯と解しては、成周八自の名義を解することはできない。自はもとより師の初文である。王行は公行と同語例に解しえないことはないが、𤔲を𤔲工まで貫到して訓むとすれば、盠は殆んど軍政の全體を總攬することとなり、威望が高きに過ぎる。行はおそらく按行の意であろう。「用征用行」の行である。王が參有𤔲、すなわち𤔲土・𤔲馬・𤔲工の諸職を按行し、終ってさらに盠に兼官のことを命じた。それで「王令盠曰」の四字を改めて加えたのである。もし本官につづいて𣪘𤔲のことを命ずるときには、語端を改めず、たとえば師𫨻𣪘「余令女死我家、𣪘𤔲我西隔東隔僕馭百工臣妾」のようにいう。すなわち「王令盠曰」の四字は不要に歸するのである。

𣪘を郭氏は攝と釋する新說を出している。從來は繼・藉などと釋されていた字である。

宋人均釋爲繼、義不可通、我從前曾經釋爲耤、也覺不妥、我現在認爲這是攝字的初文、字象井上有機構、一人在井旁操作之形、如爲從井中引水則當爲汲、汲字在銘文中、無一例可通、如單取其引持作用則爲攝、攝字在銘文各例、全部可通、卽大克鼎一例、亦言其攝司之官、卽攝字由動詞化爲名詞、又攝有兼官之義、本銘先言𤔲六自王行・參有𤔲：𤔲土・𤔲馬・𤔲工、繼又言攝𤔲六自眔八自埶、則顯然爲兼司

䊮嗣が兼官の義であることは用例上明らかなことであるが、字を攝と定める理由について、字形・聲義の上から何の根據も示されていない。かつ大克鼎には各地の土田を賜與した上、「䊮易井人奔于量」という語があり、郭氏はこれを攝司の官とするが、賜與を列擧している文であるから、䊮易は併賜と訓すべきところである。すなわち字は併の聲義を以て釋すべく、從がつて䊮嗣は兼官の義となる。譚戒甫は羅振玉がかつてこの字を弁と釋したことを指摘し、讀んで併と爲すべき字であると論じている。

埶について、郭氏は上文の解との關聯において、これを褻と同義としていう。

埶亦當是職官、亦必與六𠂤眔八𠂤相連、卽西六𠂤與殷八𠂤中之埶人也、埶是蓺之初文、又每與邇字通用、毛公鼎有褻事、乃王之卑微近臣、則軍中之埶、亦係卑微職官、如毛公鼎小子師氏之類

郭氏はすでに八𠂤・六𠂤を各地に駐屯する軍旅とみているが、その總監の地位にあるとする盠に、また各駐屯地の微官について兼職を命ずることはありえない。この器銘の職事は毛公鼎に類するところがあるので、郭氏はまた毛鼎の小子師氏を本器の埶に充てて解しようとするが、小子は貴游の身分稱號、師氏は師長の職で、何れも卑微の職官ではない。郭說は上文の句讀にすでに問題があり、またこの條の埶の解釋も確當とはしがたい。

埶は𤞷と同じく、金文では遠邇の邇に用いる字である。大克鼎・番生𣪘に「柔遠能𤞷」の語があり、晉姜鼎には「遠埶君子」という。埶・𤞷は通用の字である。ここでは、おそらく假りて璽の義に用いたのであろう。軍を發し、軍に命ずるには璽を用いるが、その典璽のことを以て、併せて盠に命じたのである。盠は前令では「用嗣六𠂤」とあつて軍の總監であり、いま併せて六師・八師の印璽の保管を命ぜられたもので、本官と兼務は密接な關係をもつている。說文によると、璽は土に從う。璽は軍事のほか、政令・貨賄のことにも用いられた。

盠拜䭫首、敢對䫉王休、用乍朕文且益公寶障彝

益公の名は、益公鐘・爷伯𣪘・休盤にもみえるが、盠の文祖といえば康昭期の人であろうから、みな別人である。銘文の一般的形式からいえば、文は一應これで完結しているが、本器ではなお下文に「盠曰」の一段を添えている。

盠曰、天子不叚不其、萬年保我萬邦、盠敢拜䭫首曰、剌〻朕身、𢓊朕先寶事

銘末に祝嘏の辭を加えている。「不叚不其」は盠駒尊の銘に「王倗下不其、則萬年保我萬宗」とあつて、「倗下不其」というのと同義である。郭氏いう。

兩者合勘、可知當在其字斷句、不其者丕基也、尙書立政、以並受此丕丕基、倗下與不叚音相近、義當亦相近、倗假爲堋、說文、喪葬下土也、倗下丕基、卽是奠定盛大基業、不叚則讀爲坏嘏、月令、孟冬使有司坏城郭、爾雅釋詁、嘏大也

これによると、句は「丕基を坏嘏す」とよむことになる。金文では不を否定詞もしくは丕に用いる。不㕧・不䂂・不顯・不䌛・不克などはみな丕の意で、德を頌する語である。周萼生氏は「不叚不其」を「不叚不欺」と訓している。

不叚不其、疑卽不假不欺、假借也、借貸也、信不欺也、不假不欺、謂信賞必罰也

これでは天子に箴規する語となつて、その德容を頌する語とはならない。

不叚とは丕嘏にして、純嘏というのと同じ祝頌の語であろう。克鐘に「用匄屯叚永令」とある屯叚と同じ。詩の賓之初筵・卷阿・載見・閟宮に純嘏の語があり、何れも祝頌の語に用いる。周頌我將の「伊嘏文王　既右饗之」とあるのも同義である。

不其は後の無期と同義の語であろう。「眉壽無期」は金文の常語であるが、後期以後にみえる。期には異體字が多いが、みな其に從う字形である。その意は無疆というに近く、「萬年無期」・「受福無期」・「男女無期」のように用いる。詩にも南山有臺「樂只君子　萬壽無期」のほか、白駒「逸豫無期」の句がある。銘末にこのような祝嘏の辭をつけているのは、天子の寵榮に對える所以に外ならない。「我萬邦」を駒尊に「我萬宗」に作る。我という語を冠するのであるから、萬邦もまた萬宗の意であろう。上文に「盠拜𩒨首」とあり、ここにまた「盠敢拜𩒨首」というのは、あまり例のないことである。刺〻以下の二句について、郭氏いう。

刺字古文以爲烈、字下有重文、烈〻桓〻、乃古人恒語、盠受命隆重、乃作自我讚美之辭、爲一異例、遹殆叓（更）之異文、義同賡、朕先謂我之先人、寶事謂崇高之職事、易繫辭、聖人之大寶曰位

曰を加えて語端を改めているのは、自ら祝誓する辭を述べるのである。周萼生氏は郭說に對して異見を出していう。

遹音庚、玉篇同迒、正字通、凡獸迹車迹皆曰迒、凡有所遵循曰迹、刺戾也、戾定也、刺朕身遹朕先寶事、謂我身定循我先人治事的踪迹、寶事卽政事、諸侯之寶三、政事居其一、大曰政、小曰事

刺は明らかに重文に作つているので、これを定と訓する周釋は誤る。遹は叓すなわち更の異文とみてよく、鳥獸遞迒の義ではない。寶を郭・周二家とも字のままに解するが、金文においては寶・保は通用の字である。ここは保字の義に解すべきであろう。保には灋保・畯保・保辥・龔保・奠保・などの連語があり、保有の意。「更朕先人寶事」とは、大克鼎「巠念厥聖保祖師華父」というのに近い。大克鼎では祖にかけ、この器銘は保を事に連ねている。その家の職事を奠保した先人の業を賡ぐことを、自ら誓つて祖靈に告げる語である。

訓讀

唯八月初吉、王、周廟に格る。穆公、盠を右け、中廷に立ちて北嚮す。

王、尹に册命せしむ。盠に赤市・幽亢・攸勒を賜ふ。曰く、用て六𠂤を𤔲めよ。

王、參有𤔲、𤔲土・𤔲馬・𤔲工を行る。王、盠に命じて曰く、併せて六𠂤と八𠂤との埶（蓺）を𤔲めよと。

盠、拜して稽首し、敢て王の休に對揚して、用て朕が文祖益公の寶隮彝を作る。

盠曰く、天子、丕叚丕其にして、萬年、我が萬邦を保たむことを。

盠、敢て拜して稽首して曰く、刺〻たる朕が身、朕が先の保事を更がむ。

盞方彝甲

參考

この器と同銘の彝が、なお二器存する。

*盞方彝一・二　著録は盞尊に同じ。器蓋各二文。

一の器制について圖釋にいう。「通高二二・八糎、口寬一一糎、口長一四・四糎、鳳紋耳、通體夔紋、補以雷紋、器蓋四角有稜、蓋稜作五脊式」。二は通高一八糎、第一器より稍〻小さいが、制作は殆んど同じである。兩器とも器蓋の文様相同じく、器腹及び蓋の主文は中央圓渦文に火焰状の文飾あつて、左右に蹲踞形の虺龍を配する、盞方尊と同じ。器の口緣、圏足部と蓋上の帯文には夔様の虺文を加えている。扁耳も尊と同形で、この三器はセットをなしている。これらの器は一見して鬱然たる古器の様相を示しているが、仔細にみるとその文様には流變のあとが著しく、方尊・方彝としては、時期の後れたものとすべきである。

一〇二、盞駒尊

出土・收藏・著録・考釋

すべて盞方尊と同じ。

盞駒尊

器制　圖釋にいう。「通耳高三二・四糎、通尾長三四糎、旋渦紋在腹側」。腹側の圓渦文は、尊・方彝とほぼ同じ。馬形は極めて寫實的、犧尊に一般にみられるような繁縟さや怪異さがない。犧尊としては最も末期のものであろう。體格に比して馬の頭部が大きく、首も短いので、駒尊と稱するのが當つていよう。原蓋は出土のとき蓋紐を失なつて腹中に墜ちているが、別に殘蓋

一器あり、尊はもと二器あつたものと思われる。

銘　文　胸部にあり、九行九二字。

隹王十又三月、辰才甲申、
王初執駒于㡿

郭氏は、本器の銘文にいうところは當時の馬政についての貴重な資料であり、詩の白駒篇の解釋に示唆するところが大きいとして、當時の馬政について論じ、白駒には今釋を加えるなど、詳論を展開している。その説にいう。

言初、當是王即位不久、執駒當是一種典禮、古時侯王者有考牧簡畜的制度、小雅無羊、毛詩序謂、宣王考牧也、彼詩雖只言牛羊、但在周禮則主馬政者有校人・趣馬・巫馬・牧師・庾人・圉師・圉人等職、校人和庾人均有執駒之明文

校人云、春祭馬祖、執駒、鄭司農云、執駒無令近母、猶攻駒也、二歳曰駒、三歳曰駣、鄭玄云、執猶拘也、中春通淫之時、駒弱、血氣未定、爲其乘匹傷之、後鄭訓執爲拘、今於盠馬尊銘文、得其佳證、尊器文作執、而盠文作𢧢、金文執訊折首、訊字作𢧢、此從句、當是聲、則𢧢盠古拘字也

尊銘言、王親自參加執駒之禮、可見古代重視馬政、盠馬之爲物、其價甚昂、據舀鼎銘、奴隷五人始抵匹馬束絲、卽在漢初、據史記貨殖列傳、馬價亦高於人價

在此、有小雅白駒一詩、可以獲得正確的解釋、（原文・譯文略）

這首詩分明是中春通淫、行執駒之禮時的戀詩、決不是詩序所說大夫刺宣王、對白駒而縶之維之、卽此尊銘所謂執駒或拘駒、詩中言爾公爾侯、正表明公侯也參預典禮、牧場裏是會有女子的、伊人、可能是公侯的僕從、或者同來的公子之類

魯頌有駉駉牡馬和有駜有駜兩詩、我看毫無疑問也是中春通淫時的頌詩、但中春通淫和本銘的時令不合、本銘言王十又二月、乃周正、在夏正則爲十月、是在秋末冬初、據此可見春秋都可行執駒之禮、管子山至數篇、春秋不鄉贅合游者、謂之無禮義、大夫幽其列、民幽其門、牛馬是可以二季交配的、故本銘之出、既可證明周禮之有據、又可證明周禮之晩出、周禮校人、四季均有馬祭、但執駒僅限於春、則出於後世所調整、據有經驗者言、秋季交配、其育不旺

執駒の禮を説くこと極めて詳しいが、これを以て詩の白駒を解することは誤である。白駒篇の性質については、かつて論じたことがある。稿本詩經研究通論篇第八章三、又解釋篇四二六頁なお周禮校人等の諸職と關聯させてこの器銘を解釋することについても、少なからぬ問題を殘している。

執駒について、郭氏は中春通淫のとき、弱駒の匹乘に傷つくことを恐れてこれを拘執しておくとする後鄭の説を采つている。しかし器銘には兩駒を以て盠に賜うことを記しており、これは明らかに馬祭・頒馬の禮をいう。郭説にいう執駒のことは校人らの職事に過ぎず、特に諸侯有位を會して行なうべきことではない。いま器銘にいう馬祭・頒馬の禮を考えるために、一應周禮の關係諸職の文を掲げておく。

校人　掌王馬之政、……天子十有二閑、馬六種、……凡馬、特居四之一、春祭馬祖、執駒、夏祭先牧、頒馬攻特、秋祭馬社、臧僕、冬祭馬步、獻馬、講馭夫、凡大祭祀朝覲會同、毛馬而頒之、飾幣馬、執扑而從之、凡賓客、受其幣馬、……凡將事于四海山川、則飾黃駒、凡國之使者、共其幣馬、凡軍事、物馬而頒之

牧師　掌牧地、皆有厲禁、而頒之、孟春焚牧、中春通淫

廋人　掌十有二閑之政、教以阜馬・佚特・教駣・攻駒、及祭馬祖、祭閑之先牧、及執駒、散馬耳、圉馬

圉師　掌教圉人養馬、春除蓐、釁廏、始牧、夏庌馬、冬獻馬

圉人　掌養馬芻牧之事、以役圉師、凡賓客喪紀、牽馬而入陳、廞馬亦如之

いわゆる中春通淫とはあるいは佚牧のことをいうのであろうが、本來は一廏に四馬一特を居くのであるから、特に執駒して弱駒を匹乘より救うとする説は信じがたい。執駒のことは校人では「春祭馬祖」のとき、また廋人では「祭閑之先牧」とき行なわれるもので、通淫のこととは別事である。いま校人・廋人の文によつて考えると、執駒は祭禮の一儀禮として行なわれている。詩の白駒首章に

皎皎白駒　食我場苗　縶之維之　以永今朝　所謂伊人　於焉逍遙

とあり、「所謂伊人」は秦風蒹葭にもみえ、祭神たる水神をいう。ここでも神人をさすとみるべきである。白馬・白駒は客神の乘るもので、周頌有客には、白馬に乘じて參入する客神に縶を授けて、その馬を繫ぐ儀禮が歌われている。

白馬・白駒を祭祀に用いるとすれば、頒馬・獻馬のことも祭事に關する儀禮とすべく、周禮にいう執駒とは牽陳のことをいう。これを中春通淫のこととするのは銘文の季節に合しないのみならず、銘文にいう賜馬のことと關聯するところがない。

下文に馬兩を賜うことをいう。校人に「凡大祭祀朝覲會同、毛馬而頒之」、また圉人に「凡賓客喪紀、牽馬而入陳」というものに當る。毛は擇毛の義。鼉𣪘に「伯懋父賜鼉白馬每黃髮微」とみえ、大鼎に「雖䮂卅二匹」を賜うという。この器銘にいうところもいわゆる頒馬のことであり、それは祭事に用うべきものであつた。ゆえに末文に「王弗望厥舊宗小子」といい、また「萬年保我萬宗」などの語を著けているのである。

庈を郭・唐二氏は地名とするもその地を説かず、作册睘卣・趞尊に厈、麥尊に庈、また散氏盤に柝の地名があり、李學勤・周萼生の二氏は麥尊の庈を以てこれに充てる。周氏はまた庈は扞にして馴騂の義があるという。思うに麥尊の庈は莾京辟雍附設の禮堂で、そこでは夕禮が行なわれている。庈はあるいは閑の初文であろう。校人・廋人にいう天子十有二閑の閑である。廏・庈は何れも广に従い、中に聲符を加えた字で、もと牢閑をいう。「王初執駒于庈」とは、馬祖・先牧を祭るに當つて執駒擇毛のことが行なわれたのであろう。盠はその禮に奉仕して恩寵をえ、王親ら兩駒を賜うたのである。

王乎師豦、召盠、王親旨盠𩣡、易兩

師豦はおそらく師遽𣪕・師遽方彝にみえる師遽であろう。師遽の彝は、盠彝の二器と形制が似ており、時期の近いものと思われる。郭氏はこれらを懿王期に屬し、「彼二器、我定爲周懿王時器、盠器必與同時」という。譚戒甫氏は盠器を宣王期の器としているので、師豦は師遽と別人とする解をとつているが、兩器の器制からみても、師遽と盠とは、同期の人と考えてよい。乎は呼、ここは使役に近い用法である。親は木を省し、旨は䭫の頁を省した字。周氏が旨を召と釋しているのはよくない。李氏も字を載の初文とし、乘の義にして、句は「王親自駕盠的小馬于車」の意とするが、字釋に無理があり、文意においても順としがたい。

諸家は多く「𩣡賜兩」を句とするが語法に合わず、𩣡は上屬。從つて䭫はこの場合、致贈の義に解すべきであろう。親は親易・親令のような語例があり、親䭫は親易と同義である。兩は兩駒。上文にすでに「王親旨盠𩣡」とあるので、ここでは單に兩と稱している。

拜䭫首曰、王弗望厥舊宗小子、𤔲皇盠身

「拜䭫首」を唐蘭氏は「樸稽首」、周氏は僕と釋して上文に屬して兩僕、史樹青氏も「易兩獛」として、何れも兩僕・兩獛を賜與のものと解するが、「拜䭫首」は金文の常語である。拜は吳大澂の字說に拔草の象とする。拜・拔は聲近く、僕も聲が近い。器文の拜の字は、禮冠をつけた亞醜形中の巹勺をなす人の形に從い、僕の字形に近く、拜の異文とみられる。

望は忘。縣改𣪕「毋敢望伯休」・䵼𩰫器「䵼弗敢望王休異」などの例がある。「舊宗小子」というに徵すれば、その家はよほどの大族舊家であろう。盠方尊にもまた本器の下文にも、「我萬邦」・「我萬宗」の語がある。小子はもと王族出自の稱で、のち謙稱となった。

𤔲は字形がよく知られない。周釋に懋とするも字形合わず、史樹青氏は虫に從う字で蠹とよむべく、篤と通用するというが信じがたい。郭・唐・譚氏らは蛰と隷釋している。郭說にいう。

蛰字僅見、蓋蟦之異文、從虫焚省聲、蛰皇猶輝煌、春秋時、晉人有苗賁皇、取名之義、蓋有所本

唐氏もその解に從うが、字を焚の省聲とする根據はない。文義を以ていえば、王親ら盠に駒を賜うてこれを寵光する意であるから、𤔲皇の二字は祝頌の義をもつ連語とみられる。後期の鐘銘に「皇〻熙〻」のような祝頌語があり、𤔲皇はあるいは熙皇であろう。

盠曰、王倗下不其、則萬年保我萬宗

倗下を郭氏は尊銘の不𣪕に當り、倗は堋にして「堋下丕其」とは「奠定盛大基業」の意であるとする。

史樹青氏は「王朋不其（無期）」を以て一句とするが、不字の上には明らかに「下」の一字がある。譚釋には「楚辭招魂篇、有人在下、我欲輔之、卽此倗下之義、不其、也同不欺」としているが、王の行爲としてふさわしいことではない。

倗は字のままに倗友・倗生の倗と解すべきであろう。倗は同胞をいう語で、克盨には師尹倗友婚遘、㣊伯段にも倗友と百諸婚遘とを連ねており、同族者をいう。從つて倗下とは、子孫と同義語であろう。盠の尊・彝の文には「不叚不其」の語があり、郭氏らは「倗下不其」と同義とするが、ここでは「男女無期」というにひとしい。則を連詞に用いるのは、曶鼎にみえ、初期の用法ではない。

盠曰、余其敢對䚄天子之休、余用乍朕文考大中寶隮彝

盠曰の二字を改めて著けているのは、尊・彝の文と同じ。盠の文祖は尊・彝によると益公、文考は本器にいう大中である。祝嘏の辭につづいて作器のことをいう。

盠曰、其萬年、世子孫、永寶之

三たび「盠曰」と稱している。異例の形式であるが、尊・彝にも「拜䭫首」・「盠曰」を二度用いている。文辭の內容・形式ともに、甚だ異色に富むものである。譚氏によると、子孫の二字には重文があるという。

訓　讀

隹王の十又三月、辰は甲申に在り。王、初めて駒を㡀に執る。王、師虡を呼びて盠を召さしむ。王、親しく盠に駒を䭫す。兩を賜ふ。

拜して稽首して曰く、王、厥の舊宗の小子を忘れず、盠の身を熙皇したまふ。

盠曰く、王、倗下不其にして、則ち萬年まで、我が萬宗を保ちたまはむことを。

盠曰く、余は其れ敢て天子の休に對揚せむ。余用て朕が文考大中の寶隮彝を作れり。

盠曰く、其れ萬年まで、世子孫、永く之を寶とせよ。

本器の蓋は出土ののち誤まつて腹中に陷入したが、その銘拓を存している。また別に一蓋あり、何れも別の銘を刻している。

盠駒尊蓋一銘

＊盠駒尊蓋一

出土・收藏・著錄・考釋はすべて盠尊に同じ。

銘文、三行一二字。

王䮾駒㡀、易盠駒、用厥雷、騅子

䮾は執嗞の嗞に從う。郭氏はよつて拘執の拘とするが、單に拘執の義でなく、牢閑における儀禮をいう語であろう。嗞に

嗞訟・嗞有嗣のような語例があり、訊鞫・考問の義がある。「王訊駒厫」とは、王が牲獸をおく牢閑を考問する意で、駒尊銘に「王初執駒于厫」というのと同じ儀禮である。譚氏はこれを攻特のことと解するが、攻特のことを王親らすることは考えられない。

末句を郭氏は「用厥雷、騅子」と句讀していう。

用厥合書、疑是用乍厥雷之省、兩蓋文均甚省略、如地名上卽略去于字、雷當是器名、是則所謂犧尊、古人亦稱之爲罍也、最末二字、一作騅子、一作駱子、蓋記所錫之駒、一爲騅馬之子、一爲駱馬之子、魯頌駉傳、蒼白雜毛曰騅、又、白馬黑鬣曰駱

雷は雨下に申字と四田とをかいている。いわゆる鳥獸尊にはその器名を自記するものなく、概ね彝と稱している。祖甲罍金文編・拓本に、皿上に申をかき、その左右上下に田字形を配した字があり、この字と同構である。いわゆる犧尊は、當時罍とよばれていたことが知られる。文は簡略であるが、本器のように于や乍を略する例は多い。「用厥罍」は大保段「用茲彝對令」と同例で、「對令」に當る語を省したとみるべきであろう。騅子・駱子は兩駒をいう。周禮校人に「天子十有二閑、馬六種」とみえている。文は

王、駒の厫を嗞ふ。盠に駒を賜ふ。厥の罍を用てす。騅子なり。

と訓むべきであろう。李釋に騅・駱は、兩小馬の母馬の名であるというが、やや拘泥の說である。また譚釋に厥雷を史雷とよみ、史は校人職下に史八人とあり、史雷はその八人中の一人であるというが、釋字と文義において通じがたい。

盠駒尊蓋二銘

＊盠駒尊蓋二

著錄等は盠尊と同じ。圖釋に駒尊殘蓋と稱していう。「通鈕高三・八糎、寬四・五糎、長五・五糎、螭鈕」。鈕に螭を用いているのも、稀有の例である。

銘文、四行一二字。

王驥駒亯、易盠駒、用厥雷、騅子

亯を郭氏は地名と解し、「厫是地名、則馬尊蓋二之亯、亦當是地名、如非同地異名、則是區域有大小」という。すでに厫を地名と解しているので、亯をも同例としたのであるが、確かではない。史樹靑氏は字を京、李・譚兩氏は豆、周氏は郭と釋する。しかし何れも字形合わず、字は建物の形象で牢閑を示し、牲馬を廝養するところであろう。李氏は厫を麥尊にみえる葊京附近の厫、豆は散氏盤にみえる矢地の豆であるというが、兩地は東西にかなり隔絕していて、事情に合わない。

以上二蓋。一尊はまだ出土していない。兩駒を賜うて兩器を作っているのは、馬が高價な賜物であるからではなく、天子の牢閑に芻養するところを賜うたことを寵榮とするのである。馬は祭祀喪紀

に用いる神事用のもので、特別の際には頒馬の禮が行なわれたことは、周禮にも記されているところである。

参　考

盠關係の器は盠方彝二器器蓋四文・盠方尊一器文一・盠駒尊一器蓋二文・盠駒尊殘蓋一蓋文一あり、合せて五器八文である。近年出土の彝器中、一家の器としてはまとまつたものであり、かつ器・銘ともに甚だ特異なものとして注意される。近時の貴重なる收穫というべく、諸器の出土事情や關聯する事項について略記しておく。

盠諸器は一九五五年三月、陝西郿縣車站鄉東の李家村の農民が、その附近の坡地上で偶然に發見したもので、方彝二・方尊一・馬尊一・陶鬲一、合せて五件をえたと報告されている。出土地は灰土層の厚いところで、報告によると、その斷面上部に商周文化層、下層には彩陶土器層があるという。出土のとき、かなり掘壞されていたということである。

この郿縣からは、かつて大小二盂鼎が出土している。地は岐山の南、渭水南岸の要地で、西は寶雞に通じ、周都の前衞に當る。その地は隴關西阻、益門南扼、關中の心膂、周都の右輔の地といわれたところであるから、西周のときにも、ここには有力な氏族がいたはずである。盠もまた自ら萬邦・萬宗と稱しており、相當の大族であつたのであろう。譚氏が盠を盉と讀んで楚の熊咢とし、宗周滅亡のときその遺器をここに殘したものとしているのは、これらの諸器出土地に墓葬の痕迹がないということからの推論であるが、あまりにも假定の多い論である。

器の時期について、銘文中に師虘の名があり、また彝・尊の器制文様が師遽方彝と通ずるところがあることが注意される。郭氏は師遽の器を懿王期に屬し、從つて盠器をも懿王期とするが、唐蘭氏は銘文中の穆公を戠毁の右者穆公、禹鼎に禹の曾祖父としてみえる穆公と同一人とし、恭王期に入るべきであるという。唐說は新しい提說を含み、かつ詳細なものであるから、その說を錄しておく。

銘文裏也有穆公、跟禹鼎的穆公、應該是一個人、銘文說、王格周廟時、是穆公右盠、宋代出土的戠毁、也說穆公入右戠、那末、穆公跟盠、跟戠、都是同時人、而他又是禹的皇祖、跟盠方尊・盠方彝同出的還有駒尊和一個駒尊蓋、也是盠所做的、這一批銅器、无論從器形花紋文字書法來看、都應該屬于西周前期的

駒尊銘說、王呼師虘召盠、那末、盠又和師虘同時、師虘就是師遽、清代潘祖蔭藏的師遽方彝、蓋上有兩個孔、器內有直隔、分爲兩半、腹旁兩扁耳直上、跟盠方彝乙、幾乎完全相同、可見是同時的制作、師遽還做過一個簋、開頭說、隹王三祀四月既生霸辛酉、王在周、客新宮、新宮是共王時新建的宮名、趞曹鼎說、維十有五年五月既生霸壬午、龏王在周新宮、是最明顯的證據、望簋說、隹王十又三年六月初吉戊戌、王在康宮新宮、師湯父鼎說、隹十又二月初吉丙午、王在周新宮、在射廬、都是同時所做的、郭沫若先生因爲頌鼎說過監嗣新造貯、用宮御的話、以爲就是造新宮的事情、因而說頌在共王三年五月、才造新宮、而師遽簋是三年四月、就不能在共王時、因之把師遽簋定在懿王時期、其實頌鼎是厲王時代的銅器、從他的形制與銘辭、就可以確定、與新宮无關、共王

時的新宮、更不能隔了二十多年、到懿王時期還叫新宮、那末、師遽簋的紀年、應當是共王三年、盠的五器也應當和它同時、這和穆公是厲王時代的禹的曾祖、也是符合的跟盠方尊形制相同的、還有服方尊和小子生方尊西淸・八・四三、小子生方尊說、唯王南征、應該是穆王晚年的銅器、古本竹書紀年、穆王卅七年、伐越、大起九師、東至于九江、叱鼋鼉以爲梁、敦煌唐寫本修文殿御覽引竹書紀年、穆王南征、君子爲鶴、小人爲飛鴞、開元占經卷四引竹書紀年說、穆王南征、億有七百三里、抱朴子也說、穆王南征、一軍皆化、君子爲猿鶴、小人爲沙蟲、都是把穆王南征的故事神化了、現在從銅器銘文來看、穆王是確實南征過的、由于南征在晚年、離共王初年很接近、所以小子生尊跟盠方尊的形制、是差不多的圖釋頁四～五

以上は、穆公の名をもつ諸器、盠器と形制に通ずるところのある服・小子生の兩方尊との比較よりして、盠器の時期を推定したものであるが、特に師遽の器を共王期とすることによつて、盠器をも共王期と定めた。從つて師遽諸器の時期がこの場合、やはり推定の基礎となつている。

いま繁雜な記述を避けて、唐氏の主張する斷代と諸器の排次が成立するかどうかについて、一言ふれておく。唐氏はその康宮問題を論じた長文の論文において共王期の斷代に及び、元年曶鼎・師虎毁、二年趩觶、三年師遽毁、十三年望毁、十五年趞曹鼎二を列しているが、元年曶鼎と十五年趞曹鼎二を標點として構成される曆譜には、十三年望毁の干支は適合しない。また唐氏は師遽の器のうち、方彝についてはこれを穆王の後期としているが、毁もまた穆王期に入りうる可能性がある。そして師遽の器が穆期に屬しうるならば、盠器もまた穆期に加えて何の支障もない。

唐氏はまた盠器の器制文様について、共懿期青銅器文化の特質を論じていう。

西周青銅器、可以分爲前後兩期、前期基本上還保留商代風格、而後期變化極大、厲宣時期的大鐘大壺等、都是過去所不見的、而方尊方彝之類、到後期就幾乎絕迹了、兕觥變而爲匜、簋跟盨盛行、爵跟斝消失、這些區別、都是很突出的、圖案裝飾、趨向樸素簡單、繁複的獸面紋鳥紋等、逐漸衰落、而弦紋鱗紋帶紋稜紋等盛行、這兩個時期、各有特徵、但具體去劃分時期時、還有很多困難、一般說來、昭穆應屬前期、夷厲應屬後期、但共懿孝的一段、則因材料不多、很難區分、現在由于盠的一組銅器的發現、聯繫到其他銅器、我們已經可以比較明確地把共王時青銅器列爲前期、就是說共王時舊的制度基本上還保存着、這是符合于國語上對共王的評價的、對于前後兩期的明確劃分、比以前進了一步、在青銅器的研究上、是有重要價值的圖釋頁五～六

西周期の青銅器文化が穆・共期を界として前後期に區分しうるとする大體觀は、資料的にほぼ肯定しうるところであるが、唐氏は盠器を共王期とし、盠器に前期的特徵が認められるところから、共王期までを前期として區分しようとするのである。しかしこれは、盠器を共王期とする前提に立つての說であり、もし盠器が穆王期に入りうるものならば、その立論の根據が動くことになる。唐氏は國語魯語下に「周恭王能庇昭穆之闕、而爲恭」とあるのによつて、共王期に革新的氣風があつたことを證しようとするが、共王期の彝器文化はむしろ後期的な性格が興つた時期と考える方が自然であろう。趞曹鼎のような器形の成立は、その方向を示す一の事實である。尤もそういう流變の推移は一朝にして成るものでなく、共王二祀の器と考えられている趩觶にも、前期的特徵が強く殘

されている。本條の彝器にしても、その器制文様は明らかに前期の系統に屬するものであるが、文字には前期の雋鋭さがなく、初期の器銘に比して字様の崩れが著しい。字様の上からいえば、穆共の小字體は、前後期の中間に介在して、また一時期をなすものといえよう。彝器文化の展開の上からいえば、成康の二代は殷の彝器文化と合せてむしろ殷周期とすべく、ついで昭穆共を經て後期様式の確立に向うと考えてよい。盠器や長由盉の出土は、その流變のあとをたどるべき貴重な資料を補うものとして、注意すべきものである。

一〇三、長　由　盉

時代　穆王 断代

出土　一九五四年一〇月六日、陜西長安縣斗門鎭普渡村出土。同出の器に、初期の器と認められる鼎四・甗一・罍一・勺一・觚二・爵二・壺一、穆王期と認められる毀二・盉一・盤一、別に鐘三・鬲二・卣一がある。その出土狀況については、長安普渡村西周墓的發掘陜西省文物管理委員會、考古學報・一九五七・一・七五頁以下に詳述されている。

收藏　陜西省博物館

著錄

器影　斷代・五・圖版九　發掘・圖三・二　圖釋・三六　五省・二八　收獲・圖・三八　Barnard・圖・一　樋口・圖・二三・一　二玄・二六六

銘文　文參・一九五五・二・一二八　斷代・五・圖三　錄遺・二九三　圖釋・三六　發掘・七九　B氏・圖・二　二玄・二六五　書道・補・七

考釋　斷代・五・一二一及び著錄の諸書のほか、次の諸論文がある。

郭沫若　長由盉銘釋文文參・一九五五・二・一二八

李亞農　長由盉銘釋文注解考古學報・九册・一七七
N. Barnard. A Recently Excavated Inscribed Bronze of the Reign of King-Mu of Chou, Monumenta Serica Vol. XIX. 1960
樋口隆康　西周銅器の研究第二章五・一九六二　京都大學文學部紀要第七　昭三八・三

長由盉

器制

圖釋にいう。「通高二一八・五糎、腹圍六三糎、喙長一三糎、柄高九・七糎、器口及蓋緣皆夔紋、腹部有幷綫人字紋、柄螭首、喙蟬葉紋」。蓋及び鋬に半鐶があり、鎖を以て結合している。器腹に《形の襷文がある。夔鳳は同出の長由𣪘器蓋の文様と同じく、様式化が著しい。陳圖九・發掘・八一頁以下に長由四器の文様の拓を載せている。海外一二三・通考四八二に、これとほぼ同制の盉がある。

銘文　蓋內　六行五五字

隹三月初吉丁亥、穆王才下淢庢、穆王鄉豊

穆王の名は遹𣪘にもみえ、何れも生號として用いられている。下淢は地名。淢は字迹がなお明らかでないところがあり、陳氏は隷釋を避けている。蔡𣪘に「隹元年既望丁亥、王才淢庢」とあり、淢には上下の二地があつたのであろう。庢を郭氏は居と釋するが、陳氏は廙の異文であるとしていう。

字或从宀或从厂或从广立聲、卜辭明日次日作羽日、或从立爲聲符、小盂鼎則从日从羽从立、說文、昱明日也、从日立聲、爾雅釋言、翌明也、卜辭之羽日翌日、尙書大誥・召誥・顧命、作翼日、可證立異同音、故廣韻職部、昱翊廙翼等字、俱作與職切、是金文之庢、卽說文之廙、行屋也、亦見殷周之際金文后且丁尊三代・一三・三八・五・六、辛亥、王才廙、降令曰、揚𣪘有司庢之官、卽周禮幕人掌幕幄帟綬之事、鄭衆注云、帟平帳也、字與廙近

これは庢・廙を同聲にして說文の行屋の義とするものであるが、周禮の幕幄を以てこれに充てるのは正しくない。行宮・別宮の類と解すべきものであろう。殷金文は字を廙に作り、周器は蔡𣪘・曶鼎などみな庢に作る。雝庢のように、庢の上に地名を冠していう例である。下淢を圖釋に「卽今之咸林」というが、淢は咸の音ではない。

郷豊は饗醴。師遽方彝・大鼎などにもみえる。王に朝覲する者に對して與えられる禮で、左傳莊公十八年などにもなおその禮がみえている。

卽井白、大祝射、穆王蔑長由、以逨卽井白、白氏強不姦

「卽井白」は下文にもみえ、このように句讀すべきであろう。陳釋にいう。

此銘兩卽井白之卽、用義不很明、左傳定四、卽命于周、杜注云、卽就也、方言一二、卽圍就也、玉篇、卽就也、穆王鄕醴、卽井白大祝射者、穆王饗醴、幷就井白與大祝同射、此先饗後射之禮、鄂侯御方鼎、鄂侯御方、內醴于王、……王休宴、乃射、此先燕後射之禮、當穆王之卽井白等射、作器者或有所執事、故蔑曆于王

陳氏はこの句を「幷就井白與大祝同射」の三字を加えて解しているが、句の主語は上文の穆王であるから、王が井伯に就いて大祝と卿射する意となる。饗燕の前後に射を行なうことは常禮であるが、王が射を行なうのは麥尊のように王が神饌とすべきものを獲るときなどに限られており、臣下と卿射・競射する例はないようである。

井伯はこの期の器銘にしばしばみえている人で、本器によってその人が穆王期の人であること、また趞曹鼎一・豆閉殷によって共王期にもわたる人であることが確かめられる。井伯を標識とする一群の器は、穆・共の二期に屬すべきものである。

大祝は李釋に「大祝是官名、周禮春官下、大祝掌六祝之辭」と周禮の文を引き、陳氏も官名とする。官名は人名の下につづけていうことはないから、この文において「卽井白」は大祝の附加語であり、大祝が井伯の位置について、射を行なうをいう。すなわち「卽井伯」の主語は大祝である。これに對して、王は長由に命じて卿射のことを行なわせるのである。

蔑は蔑曆と連ねて習用されている字で、蔑字だけを單用する例は殆んどない。それで李亞農は、ここにその字義を解くべき關鍵があると考えて字義を詳論し、結局黽勉の義とする。

蔑或蔑曆之所以難解、因爲在一千年來出土器物的銘文上、都無法揣測其涵義、但在此地、意義却十分明顯、是命令・指使・强制・勉强・勉勵・勸喩一類的意思、然而蔑字的本義、並不如此、說文云、勞目無精也、人勞則蔑然、由此可知、蔑字在此不是用的本義、而是假借、筠清館金石文字云、蔑叚字、𧕬沒黽勉之聲轉、抱朴子審擧篇、引後漢桓靈時代的民謠說、擧秀才、不知書、察孝廉、父別居、寒素淸白濁如泥、高第良將怯如黽、楊愼在譚苑醍醐卷五中說、黽音蔑、小雅注、引黽勉從事、或作𧕬沒、又作密勿、黽勉密勿、一聲之轉、足證此銘的蔑、確是黽字的借字、而黽亦勉也

これは筠清館にもみえる舊說で、格別新しい解釋ではない。また于省吾氏にも「釋蔑曆」東北人民大學人文科學學報一九五六・二の一篇があり、蔑曆は厲翼とよむべく、奬勵の意であるとするが、ほとんど同旨の解である。蔑字は金文において多く女に從い、禾に從う。女は軍中の媚女、これを伐つてその呪力を斷つのが原義で、轉じて軍功を伐旌するをいう。後の伐閱の伐である。禾は軍門の象。兩禾を和といい、軍門の義である。ここでは、穆王が饗醴を行なうに當つて、長由に卿射のことを命ずるため、王が親しく長由の勞を旌表し、井伯のところに就いて射儀を行なわせるをいう。

長は銘文中に二見、同出の他の三器によつて、長の異文であることが確かめられる。由の形については、說文の甶卷九の部首に「鬼頭也、象形、敷勿切」とし、また囟卷一〇の部首に「頭會、匘蓋也、象形、息進切」という。師詢毁に「詢其萬由年、子々孫々永寶」の例があり、萬由年は詩の萬斯年と同じ。思・斯は何れも助詞に用いられる字である。ゆえにいま由を思の音でよむこととする。以を李釋に詩衞風「必有以也」の以とするが、それは名詞の用法である。以には與・率の訓があり、

ここはその義である。逨は字書にみえず、郭氏は「不知何義」とし、李氏は楷の古文にして、「禮記儒行、今世行之、後世以爲楷、陸德明云、楷苦駭反、法式也」の楷であるという。すなわち李釋は、文を「穆王は長由が規矩に依照して邢伯に從つて比射することを鼓勵した」と解するのであるが、蔑がそういう長い賓語をとる例はなく、逨を楷の古文とする根據もない。饗射・燕射の射は耦射を原則とし、令鼎・靜毁・噩侯鼎など、みな耦射の形式をとつている。本器の射も、おそらく長由と大祝とが卿射を行なつたものとみてよく、井伯はその司射のことを勤めたのであろう。下文に「白氏彇不姦」とあるのは、靜毁に「靜學無畀」とあるのに當るものと思われる。

白には複點があり、白氏とは井伯をいう。「井白氏」あるいは「卽井白氏」に複點があるとみる說もあるが明晰を缺き、訓讀をえがたい。そのため、郭・李・陳・于諸家の釋讀は、かなりの混亂に陷つている。氏を郭釋に是、于氏釋蔑曆は寔と釋し、李氏は「氏應讀爲祇、爾雅釋詁、敬也」という。陳氏も氏を祇と釋し、次の彇を寅にして「說文、寅、居敬也」の義であり、祇寅二字連文であるというが、氏を是や祇の義に用いた金文の例なく、伯氏・侯氏・君氏などは敬語的な語法として金文に習見するものである。

彇を郭氏は引、李氏は螾・蚓同字であることを證として郭說に同意している。于氏は陳釋と同じく寅敬とする解である。寅は矢と兩手に從う。橋本增吉博士は字の初文を虎の正面形と解し、十二支獸の虎の名義をそこから導いている支那古代曆法硏究、二四九頁が、もとより牽强の說である。器文は弓と寅

とに従い、射に關する字であることは疑ない。寅は兩手で矢幹を正す象で、演・敬・强の諸義はそこから生じている。「白氏彌不姦」とは、司射としてその射儀を完うしたことをいうものであろう。

長甶蔑曆、敢對覭天子不杯休、用肇乍隮彝

李釋に曆は猒聲の字にして焉の假借であるとするが、もとより蔑曆二字連文にして旌表の義。この場合、受身によむべきである。不杯は疊尊・班毁・師遽毁・師虎毁・善鼎等にみえ、丕顯と同義。肇は肇始の義である。

訓讀

隹三月初吉丁亥、穆王、下淢の应に在り。穆王、饗醴す。井伯に卽きて、大祝射す。穆王、長甶を蔑はし、以(とも)に逨りて井伯に卽かしむ。伯氏、彌すること姦(あやま)たず。長甶蔑曆せらる。敢て天子の丕杯なる休に對揚して、用て肇めて隮彝を作る。

參考

長安縣斗門鎭普渡村は西安市の西南、豐水の東、昆明池遺址の西邊にある一小村であるが、一九五一年夏、井中から西周初期と思われる銅器一が出土して注目され、一九五三年秋、二基の西周墓が發見調査された。第一號墓からは陶器十八件、第二號墓からは銅器八件、陶器二件が出土した。その調査は、長安普渡村西周墓葬發掘記考古學報、一九五四・第八册として、石興邦氏によつて詳細に報告されている。第二號墓から出土した銅器は次の如くである。

叔　鼎

鼎　立耳鼎。項下に夔様の夔文あり、帶文の下のあたりから腹部が張り出している。いわゆる直項である。胴は扁平の感があるが、趙曹鼎ほど甚しいものではない。「叔乍旅鼎」の四字を銘する。

鬲　大小二器。斜口縁の上に立耳あり、短足。器腹部に斜行の直文を飾る。同形の陶鬲を伴出している。

毁　兩耳圈足の毁。項下正中に犧首を中心として圓渦文を配した帶文があり、器腹は斜格乳文、圈足部に蝸文を飾る。かなり腐蝕が甚だしく、器內底部の銘も明らかでないが、いわゆる執戈形の標識がある。周初の器制である。

尊　口部が殘缺しているが、器體は三層をなす有肩式の尊。器腹の饕餮は殷周期の様式を示し、

線刻で鮮麗な雷文を埋めている。

爵　大小二器。器腹に雄渾な饕餮を飾り、流下に夔鳳を蕉葉状に配している。柱に「且辛弗」の銘あり、殷周期の器であろう。

斗勺　爵中から出た曲柄の勺。柄部を缺失している。

右の八器のうち、鼎・鬲は中期以後、毀以下は殷周期より前期に及ぶもので傳世の器、前者とともに副葬されたものとみられる。

第三號墓は一九五四年一〇月に發掘調査された。長由盉をはじめ銅器二十七件、陶器二十二件、玉器二十三件等を出土した。墓は南北長さ四・二米、東西幅二・二五米、

斜行文鬲

東南西の三方に二層臺があり、腰坑に狗、脚方に殉葬を伴なう。玉・貝の裝飾品は四百點に近い。

長由盉のほか、次の諸器がある。

長由毀　兩耳圏足の毀。蓋あり、蓋鈕平底。器蓋の口緣に夔様の夔文を飾る。器口にかなり損傷

長由毀

長由盤

がある。葢內に「長由乍寶障彝」の一行六字銘あり、器の內底にも同文の銘があるらしいが、上三字のみで他は泐損している。

長由盤　附耳の盤。花文の變樣夔文は盉・𣪘と同じく、一セットを成す。銘は泐損、ただ由の一字を判讀しうるという。

他に𣪘と同制の器が一件あり、長由の器は計四件、盉銘によって穆王期のものであることが知られる。

同出の器に、長由四器のほか、なお他に三群の器がある。陳夢家氏の分類するところによると、長由の器を乙とし、他に

甲群　西周初期　鼎四・甗・罍・勺各〻一・觚二・爵二・壺一

があり、丙群として鐘三、丁群に鬲・卣等の器をあげている。

甲群のうち、繁罍に「繁乍且己障彝、其子〻孫永寶　戈形圖象」の銘があり、これは第二號墓の戈形銘をもつ𣪘と關係があろう。また卣には「白□父曰、休、父易余馬、對覭父休、用乍寶障□」の銘がある。陳釋に「易余」の二字を「非余」と釋する。非余は小臣傳卣・友𣪘等にもみえる玉器の名であるが、その釋讀によると作器者が文中にみえないことになる。卣の字迹は古く、罍銘は前期末かと思われるもので長由の器に近い。他の觚・爵・甗は何れも殷周期に入りうるものである。器銘に圖象や父祖を干名でよぶものがあることが注意される。

同出の器中、鐘三件がある。三鐘は大小相次する編鐘であり、甬の部分が中空で鐘の內腔に通じており、その點は殷鐸に似ている。ただその甬には懸繫するための旋があって、懸けて用いたものである。篆間に三層の小乳文があり、中央に鉦面をとる。銘文はない。陳氏は鐘形式の展開を論じて、1殷代執鐘、2甲　甬に幹のない大獸面文鐘、2乙　甬に幹のある大獸面文鐘、3甲　甬端空缺、幹があって旋がなく、乳文ある鐘、3乙　同じく旋のある鐘の各種にわけ、その例器をあげているが、普渡村編鐘を3乙に屬し、穆王期における鐘の器制を示す標準器としている。しかし1以下この系統の諸器には繁縟・雄渾な文様が好んで用いられており、普渡村三鐘のように簡素な作りのものは、標準器と認めがたいように思われる。器制としては、大獸面文をもつ環鈕

普渡村編鐘

・鈎稜のある2乙から、宗周鐘のような鉦面をもつ鐘への展開が考えられる。それは古代の軍中に用いられた號令のための執鐘の器から、樂器としての鐘に轉成したものとすべく、その時期はおそらく、莽京儀禮の盛行した昭穆期にあると考えられる。

二 號 鼎

鼎四器のうち、二號鼎發掘・圖三・一陝西・二八は立耳、足に饕餮、直項をなす項部に己字形の夔樣夔文を飾るが、これは盉・段の文様よりも便化が著しく、一時期下るものかも知れない。鼎には出土四件のほか、發掘後に住民から提出された一鼎があり、それは三層より成る細線の饕餮文をもつ殷周期形式のものである。他の二鼎は西周前期に入りうるものであるが、うち二號鼎は康鼎などに近く、あるいはこの鼎の時期に長由墓が造營されたのであろう。三鐘もその時期のものではないかと思われる。

一〇四、師虎段

器名　虎段攈古

時代　共王大系・通考・董作賓・斷代・唐蘭　孝王麻朔　厲宣期樋口　宣王窓齋

收藏　「吳縣潘文勤攀古樓藏器」窓齋　「吳縣潘氏藏」周存　「上海博物館」上海

著錄

器影　通考・三三二　二玄・二七四　上海・五一

銘文　攈古・三之二・五八　敬吾・上・五八　窓齋・一一・七　周存・三・一六　大系・五八　小校・八・八〇　三代・九・二九・二　二玄・二七三　上海・五一

考釋　窓齋賸稿・二八　韡華・丙三三　大系・七三　文錄・三・一六　文選・下二・一五　麻朔・三・九　通考・三四九　積微居・六七　斷代・六・九一

器制　通考にいう。「大小未詳、腹飾瓦紋、兩耳作獸首形、失蓋」。器はいま上海博物館にあり、その尺寸について「高一五・二糎、口徑二三・九糎、腹徑二九・五糎、底徑二五・六糎、腹深一三・一糎、重四・七二瓩」という。器は美しい環耳の瓦文段で、上海に「渾樸大方、全體溫潤如墨玉」と評している。蓋と耳上の鐶を失っている。斷代には、このような全瓦文は共王期流行のものであるとしているが、全瓦文はすでに穆王期に現われており、

薣殷・𤕌殷などは全瓦文の殷である。また師遽殷はいま蓋のみを存するが、器蓋の關係からみて、これも全瓦文殷であろう。圏足環耳の殷は、大體穆共期にわたつて行なわれた。

師虎殷

銘文　器文　一〇行一二四字

隹元年六月既望甲戌、王才杜应、洛于大室、井白內右師虎、即立中廷、北鄉

諸家はこの器を多く共王期に屬している。右者井伯の名が趞曹鼎一にみえ、趞曹鼎二には共王の生號があるからである。ただ趞曹の器に據つて構成される曆譜の元年は、本器の日辰には適合しがたい。標準器によつて斷代曆譜を構成しうるものは、この共王期からはじまる。厤朔には器を孝王元年とするが、厤譜上の根據がえがたく、全瓦文圏足殷の時期からみても、そこまでは下らぬ器である。

杜は地名。漢書地理志に京兆に杜縣があり、秦本紀正義に引く括地志に、「下杜故城、在雍州長安縣東

南九里、古杜伯國、華州鄭縣也」という。のち杜陵・杜城と稱する地である。应は行屋、いわゆる行宮である。長由盉にすでにみえている。容齋に「王在杜应」を王の諒闇にあるときとみて、杜应を倚廬土居の意であるとしているが、これは上文の元年六月によって説をなしているもので、他に證があるわけではない。应は他器によると饗醴・册命なども行なわれており、倚廬ではない。積微居に詩の「豳居允荒」の居と解しているのは、字形上無理な解釋である。洛は格。应には大室があり、重要な典禮が擧行されている。

丼伯は穆末の長由盉をはじめ共初の諸器にみえ、この期の標識とすべき人である。內は入、立は位。册命の際の位は、中廷に設けられている。

王乎內史呉曰、册令虎、王若曰、虎、截先王既令乃取考事、啻官嗣左右戲緐荊

內史は官名。呉は呉方彝・牧段をはじめ、師酉段・大段二・同段等にみえるが、上二器の呉は本器と同一人であろう。器を宣王期に屬する注家は、虎を召伯虎と解するのであるが、丼伯・呉の關係彝器を以ていえば、本器の虎は共王期の人である。

「王若曰」は册命の際の傳命の語。截を容齋に載とし、在の義とする。册命形式金文では、册命のとき祖考の職事から述べるものが多く、善鼎「昔先生既令女、……今余……」、師詢段「鄉女……今余……」のように、昔・鄉と今とを對用する。左傳襄公十四年に齊侯に賜うた命にも「昔伯舅大公、……今余命女……」という形式をとっている。卯段にも「截乃先且考……昔乃且亦既令……今余……」とあって、祖考のことに遡って述べ、その家職を世襲させることをいう。截は在の假借、字はまた𢦏・鼒に作る。「截先王」とは「在先王」というに同じ。取は祖の異文、督段にもこの字形に作る。字は俎を薦める象であるが、且の異體字である。

啻は嫡。嫡官は趞鼎にみえ、師酉段にも「啻官邑人虎臣」の語がある。嫡は正長の義。左右戲緐荊について、攈古にいう。

　說文、戲、三軍之偏也、是其本義、乃徧考古書訓詁、無與許合者、史漢屢言戲下、義似不遠、而顏師古注云、大將之旗、又云、軍之旌麾、又言漢書通以戲爲麾、是麾其本字、戲特借字、非許義也、桂氏義證云、襄三年左傳、擧其偏、杜注、偏屬也、正義、偏者半厢之名、故傳多云東偏西偏、軍師屬已分之別行、謂之偏師、傳云、彘子以偏師陷、是偏爲厢屬之名也

以下になお、司馬法などを引いて、その編成を述べている。郭氏もまた「按與師𣪘段、耤嗣我西隔東隔僕馭百工牧臣妾、辭例相同、東西隔卽左右戲、緐荊則當與僕馭等相當」と論じているが、緐荊の解も攈古から出ている。攈古には緐荊について、「未聞、既承左右戲爲言、當亦軍制名目、如左氏傳所稱、專參啓胠者矣」という。專・參は左傳昭元年にみえる右角左角の軍、啓胠は襄廿三年にみえる軍の編隊の名である。郭氏は緐荊の名義よりしてその職事を說いている。

　緐當卽馬飾緐纓之緐、荊蓋叚爲旌、左傳哀廿三年、有不腆先人之產馬、使求薦諸夫人之宰、其可以稱旌緐乎、緐荊與旌緐、殆是一事、官嗣左右戲緐荊、謂管理兩偏卒之馬政也

師氏の職にある師虎が兩偏の馬政を嫡官として官司するとするのは、職事が輕きに過ぎよう。

陳氏は戲を大將の旗、緐を馬飾繁纓、荊を旗杆の義とみて三字を分讀し、合せて王の旌旗を掌る職

としている。それにしても、旗と杆との間に馬飾繁纓を加えているのはいかにも不審である。戯は仲□父鬲三代・五・三五に右戯という官名がみえる。左右戯繁荊という以上、繁荊は兩戯を通じて統轄しうる職事でなくてはならぬ。繁は樊と通用の字であり、荊は刑の繁文とみられ、合せて軍中の法をいうものではないかと思われる。これならば兩戯を通じての職事となり、師職の範圍に入ることができよう。

今余隹帥井先王令、令女憂乃取考、啻官嗣左右戯緐荊、苟夙夜、勿灋朕令、易女赤舃、用事

帥井は帥型、井は典型とする意。彔伯㦰毀にその語がみえる。憂は賡にして續の意。この時期にはすでに西周貴族社會の體制が確立していて、官職は概ね世襲であつた。

苟は敬。夙夜は朝夕の禮から出た語である。師望鼎に「虔夙夜」の語がある。「勿灋朕令」は大盂鼎にみえる。

賜與にはただ赤舃のみを賜うている。朝儀に用いるもので、その賜與はこの時期の器銘からみえはじめている。昭穆期の葊京儀禮に代つて、共懿以後は廷禮中心の時代となりつゝあることを示すものとみられる。

虎敢拜頶首、對䵼天子不杯魯休、用乍朕剌考日庚隮毀、子〻孫〻、其永寶用

敢は普通には對揚の上におかれる語であるが、走毀「走敢拜頶首」、叔夷鐘「夷敢用拜頶首」のように、拜頶首の上に加えることもある。不杯は盠尊・班毀・長由盉以下の器にみえ、丕顯と同義。

「剌考日庚」は師詢毀「剌且乙白」というのと語例同じ。廟號に干名を用いるのは東方系の俗であるが、師職のものには東方出自の族が多い。八師・六師の師長には、庶殷からえらばれる人が多かつたようである。

訓　讀

隹元年六月既望甲戌、王、杜应に在り、大室に格る。井伯入りて師虎を右け、位に中廷に卽き、北嚮す。

王、內史吳を呼びて曰く、虎に冊命せよと。

王若(かくのごと)く曰く、虎よ、先王に在りて、既に乃の祖考に事を命じ、嫡として左右戯繁荊を官司せしめたり。今、余は隹(これ)先王の命に帥型し、女に命じて乃の祖考に更(つ)ぎ、嫡として左右戯繁荊を官司せしむ。夙夜を敬しみ、朕が命を廢すること勿れ。女に赤舃を賜ふ。用て事へよと。

虎、敢て拜して稽首し、天子の丕杯なる魯休に對揚して、用て朕が剌考日庚の隮毀を作る。子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。

參　考

愙齋に「以文字而論、當以宣王時器」というが、字迹よりも、虎を詩の江漢にみえる召伯虎と解したもので、もとより時期を誤る。字迹は穆共期の緊湊體に屬している。斷代に器を共王元年に屬していう。

此器右者是井白、而作於王之元年、今以爲當在共王元年、其字體緊湊、近於穆王諸器、井白見於穆王與共王七年器、則此右者井白、宜在元年、此器之內史吳、與吳方彝之乍册吳、當是一人、後者作於王之二祀、字體亦與此器相近、共王元二年之間、乍册與內史互用、至此以後、乍册廢而但稱內史

作册の稱は、この器より以後とみられる免𣪘・休盤・走𣪘・師晨鼎などにも作册尹の名があり、免盤・師俞𣪘に作册內史の官がある。免器は陳氏も懿孝期に屬しているもので、その說に矛盾がある。また內史の名は、焚𣪘をはじめ趞鼎にもみえ、作册の後に起つた稱ではない。作册と史とはもとその源流を異にするものであるが、ともに祭祀儀禮を管掌することより合して作册內史となり、作册あるいは內史と簡稱し、その長は作册尹・內史尹と稱したのであろう。器が暦譜上、懿王元年に屬しうることはさきに述べたが、これより以後、斷代・暦譜の上にほぼ據るべきところがえられる。牧𣪘にもまた內史吳の名がみえ、その紀年日辰は懿王七年の暦譜に合しうるので、ここに附記しておく。宋刻著錄の器である。

*牧𣪘

時　代　共王大系・通考　孝王麻朔・董作賓

出　土　「得之扶風」考古

收　藏　「京兆范氏藏器」考古

牧　𣪘

著　錄

器影　考古・三・二四　大系・六六

銘文　薛氏・一四・一七　古文審・七・一七　大系・五九

考釋　全上古・一三・九　大系・七五　文錄・三・二一　文選・上三・八　麻朔・三・一九

器　制　考古圖に器制を圖示しているが、量度未詳。兩耳の方座𣪘。失蓋。口下に變樣夔文、器腹に山形の波狀文を飾り、間に公字形の文様を組合せている。方座の四面も器腹と同じ。器の圈足部に大小の環文をめぐらす。その器制・文様は、環帶文方座𣪘海外・二九　通考・三一八・犧形簋恒軒・二三等に近く、方座をもつ𣪘としては最も時期の下るもので、文様は後期の様式である。

銘　文　器銘　二一行約二二六字

白鶴美術館誌　第一九輯　一〇四、師虎𣪘

隹王七年十又三月既生霸甲寅、王才周、才師汓父宮、各大室、卽立、公族□入右牧、立中廷、王乎內史吳、冊命牧

舊釋に七年を十年とするは誤る。十三月は年末置閏。師汓父は他にみえないが、その宮で冊命が行なわれているのは、あるいは牧の親縁の家であろう。

「王才周」と記し、また重ねて「才師汓父宮」というのはめずらしい例で、普通ならば「王才周師

汙父宮」というところである。册命は周の宮廟で行なうことを原則とするが、ときには册命關係者の宮廟で行なわれることがある。册命は神靈の前で行なう必要があつたのである。公族の族、及びその下一字は摹刻が明らかでない。公族の語は中觶にみえ、また師酉段では公族が右者として册命の禮を行なつている。下つては番生段・毛公鼎にもみえる。身分稱號から官職化したものであろう。內史吳は吳方彝にもみえ、同一人である。內史は師奎父鼎・諫段・揚段などにみえ、後には內史尹と稱する例が多い。以上は册命までの廷禮の次第をいう。

王若曰、牧、昔先王既令女乍嗣士、今余唯或窔改、令女辟百寮、有同事□、廼多亂、不用先王乍井、亦多虐

以下册命の語。昔と今とを對文にするのは、官職の世襲を背景とする表現である。嗣士は考古に嗣士と釋するも、士字である。司士の職は下文によると大體周禮の士師の職に近い。牧は先王のときよりその職にあり、新王の世となつて改めて任命を受けたのである。或は又。窔改の二字は字形が確かでないが、考古の釋による。父祖の職事を嗣ぐときは更・䌛䜌などという例であるが、窔改はいくらかその職事を變更する意であるらしく、本器においては百寮の監察を追命している。なお舊職はそのまま嗣承しているので、下文には䌛䜌の語を用いている。辟は大盂鼎「殷正百辟」の辟で、正長・辟君などの義があり、また動詞として辟治・辟事の義もある。ここは動詞でおそらく辟治の義であろう。百寮を監察する職である。文錄に下句につづけて「辟百寮有司事」と釋し、辟を輔の義とするも、下文は「有司事」とは解しがたい字である。「有同」以下を郭釋に「謂有不以苞苴爲事者」と解しているが、册命中の語としては不類というべく、かつ「廼多亂」に文義がつづかない。この三字は上四字を承ける語であるから、上四字は亂を招く所以をいう語でなければならない。「廼多亂」は下文の「亦多虐」と對文。文意より推すに、上四字は吏事の澁滯をいう。文選に「包廼多辭」とよみ、包とは魏都賦注に引く李克の書「言語辨聽而不度於義者、謂之包」の包であるとするが、それでは下文との對應をえがたい。「不用先王乍井」は毛公鼎の「女毋弗帥用先王乍明井」と同じ語法で、下文にも「敢弗帥先王乍明井用」という。ここでは假定條件によみ、上文と對句をなす。亦の一字を加えているのも上を承ける意であり、みな士師の職事に關することである。

庶民厥𠯑庶右𢿫、不井不中、由侯之□□、今𩚵司匋厥辠召故

この部分は最も難解を極めている。下文に「雩乃𠯑庶右𢿫」とあるので、𠯑・庶右・𢿫は下民の聽訟のことに當る理官であるらしいことが知られる。周禮の諸職中、右と稱するものに司右・戎右・齊右・道右などがあり、いずれも司馬に屬する。金文の左右虎臣・左右走馬・左右戲などもみな司馬系の職であるが、趞鼎には「令女乍𢿫自冢嗣馬、啻官僕射士𠯑小大又𨻰」とあり、小大又が庶右に當る。みな冢嗣馬の職に屬している。𢿫は趞鼎の𨻰の異文である。文錄に尙書召誥の民碞の碞とするも、趞鼎には明らかに𨻰に作つている。

不井とは「不用先王作明井」を指し、不中とはその上文「有同事□」を承ける語であろう。由侯以下は未詳。郭氏は「由侯當卽宜子鼎由方之君」というも、文義はえられない。不井不中は假定條件

によむべき句で、もし理官のなすところが不井不中ならば、「廼多亂」・「亦多虐」にして、侯の理事をみだすこととなろう、というほどの文意となるところである。文選に「廼侯之畱」とよんでいるが、畱の字釋に問題がある。

今は語端を改めて、追命のことをいう。䵼は字未詳、おそらく陶の異文で、治の義であろう。司は金文では多く嗣の意に用いるが、ここでは司治の意とみておく。訇を文錄に服とみているが、その用例がない。「厥辠召故」は訓義が明らかでない。䵼司二字を動詞とすれば、訇は名詞、厥は領格の助詞、辠召故の三字はみな罪戾の意であろう。呂覽恃君覽の召類に「類同相召」とあり、召は召寇の意であろう。「王若曰」以下、これまでが任命の辭である。

王曰、牧、女毋敢（弗帥）先王乍明井用、雩乃嗞庶右𧽊、毋敢不明不中不井、乃毋政事、毋敢不尹八不中不井

また語端を改めて訓命を發するので、「王曰」の二字を加えている。帥用は毛公鼎「女毋弗帥用先王乍明井」のように二字連用するのが普通であるが、器銘では帥・用を上下に離析している。「弗帥」の二字は摹刻にはないが、いま文例によつて補う。句末の用を文選に次句に屬しているが、語例からみても誤である。

乃は女の領格。嗞・庶右・𧽊は嗣士たる牧の下僚であろう。不中不井は上文の不井不中に當り、みな法を秉つて過誤のないことである。不明は不中不井を賓語とする動詞で、次句の語法を以ていえば、「毋敢不明其不中不井」となるところである。文錄に毋を貫にして習の義であるとしているが、ここは管掌の意であろう。事・行の訓を用いるところである。尹は正、八は其。其は後期には領格に用いることが多い。尹は「其不中不井」を賓語とすること、前條の「不明」と同じ。いずれも命令形によむべきところである。上文の任命につづいて、訓戒の辭を添えたものである。

今余隹䌸𠷎乃命、易女秬鬯一卣・金車・𠦪較・畫輯・朱虢回靳・虎冟熏裏・旂、余馬四匹、取（遺□）寽、敬夙夕、勿灋朕令

䌸𠷎は、善鼎に「肈䌸先王令」、毛公鼎に「今余隹䌸先王令」のように䌸を單用する例もあるが、䌸𠷎の二字を連用する例が多い。舊釋に䌸を纘・造などと釋するも、王國維は緟京と釋していう。

䌸、孫仲容釋爲緟、是也、𠷎、籒文就字从此作、……緟益也、京崇也觀堂古金文考釋・克鼎

緟は說文に「緟、增益也、从糸重聲」とあり、この場合再命の意となる。しかし字はおそらく周禮考工記にいう鍾氏の鍾の初文であろう。鍾氏の名義についてはこれを說くものがなく、孫詒讓の正義にも「名義不詳」という。しかしその職は染氏とともに染色を掌るものであるから、字は染色の法に關するものであろう。字形を以ていえば、䌸の左偏は架絲の象、東は橐の初文、中に朱の質料を加えてこれを薰染する意を示す。田は曾の從うところの田で釜甑の象。從つて䌸とは、糸を染めるに朱を薰蒸して、いわゆる三入五入七入して染色を重ねるもので、それよりして繼續・增益の義をえたものであろう。𠷎は重樓の象。積微居九一・師嫠段條に「當讀爲賡」とし賡續の義とするが、假借の義である。

賜與の品目はみな彔伯㦰段にみえている。「余馬四匹」を郭氏は「余殆讀爲舍、錫也、又讀爲騶駼

之駼、亦可通」とし、于氏は字のままに解している。郭説では旂までに賜と稱し、馬には舍ということになつて、前後で賜與の動詞を改めたとみるのであるが、彔伯刻段ではそういう區別はない。

しかし余を我の領格として用いる語例は東周期の器に至つてはじめてみえるもので、「我馬」と訓することにも疑問がある。「取遺五寽」は趞鼎にもみえるが、趞鼎では冢嗣馬に命じて僕射・士嗌・小大の又・隣を官嗣せしめ、禮器を賜うことをいう。冢嗣馬の官の他に僕射以下の官嗣を命じており、これに對し取遺を與えているのであるから、取遺は兼官の職事に對する報償をいう。この關係は、たとえば揚段において、揚を嗣工に任じ、賜與を記したのち、改めて「嗌訟、取遺五寽」といい、また䛨段では䛨を嗣土に任じて賜與の品を列擧したのち、「楚走馬、取遺五寽」という例からも確かめうる。それで本器の例では、「余馬四匹、取遺五寽」は上文と並列の賜與でなく、「余馬四匹」が一の職事であり、これに對して「取遺五寽」を與える意となる。余がどういう意味の動詞であるのか知られず、また馬四匹がその對象とされることにも不審は殘るが、揚段・䛨段の例からみて、やはり上文の賜與と區別して解すべきものと思われる。以上は追命と賜與とをいう。

牧拜䭫首、敢對揚王不顯休、用乍朕皇文考益白寶障段、牧其萬年壽考、子〻孫〻、永寶用

末文の對揚の辭。この部分は押韻があり、首・休・段・考・寶は幽韻の字である。益公という廟號は他器に數見するが、益伯の名は他にみえない。

訓讀

隹王の七年十又三月既生霸甲寅、王、周に在り、師汓父の宮に在り。大室に格り、位に卽く。公族□、入りて牧を右け、中廷に立たしむ。王、內史吳を呼び、牧に册命せしむ。

王、若く曰く、牧よ。昔先王既に女に命じて嗣士と作らしむ。今余隹寁改すること或り。女に命じて百寮を辟めしむ。……有らば、迺ち亂多からむ。先王の作りたまへる刑を用ひざれば、亦虐多からむ。

庶民の嗌・庶右・隣に、刑ならず中ならざることあらば、……。今、訇の皋召故を餢司せしむ。

王曰く、牧よ。女敢て先王の作りたまへる明刑に帥ひ用ひざること毋れ。乃の嗌・庶右・隣に雩て、敢て不中不刑を明らかにせざること毋れ。乃の毋ふ政事に、敢て其の不中不刑を尹さざること毋れ。今余隹乃の命を𤕌𩫏す。女に秬鬯一卣・金車・賁較・畫輴・朱虢囙靳・虎冟熏裏・旂を賜ふ。馬四匹を余せよ。遺□寽を取らしむ。夙夕を敬しみ、朕が命を發すること勿れ。

牧、拜して稽首し、敢て王の丕顯なる休に對揚して、用て朕が皇文考益伯の寶障段を作る。牧其れ萬年壽考ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

宋刻であるため器銘に不明のところが多いが、その職事は趞鼎に近く、賜與は彔伯刻段に似ている。方座段であるが、文様に波狀文があらわれていることが注意される。

一〇五、呉方彝

器名　呉尊厤朔

時代　共王大系・通考　夷王厤朔　幽王薫作賓

收藏　「趙太常所藏」積古「舊藏上海趙氏、後歸呉縣潘氏」周存「趙謙士侍郎舊藏、器今佚」綴遺「呉縣潘氏攀古樓藏器」通考

著錄

器影　通考・六〇五（葢）

銘文　積古・五・三四　擴古・三之二・二〇　愙齋・一三・八　奇觚・五・一九　一七・一六（重）　周存・三・一〇一　綴遺・一八・二九　大系・五八　小校・七・五一　三代・六・五六・一　河出・二二七　二玄・二七五

考釋　續古文苑・一　全上古・一三・五　拾遺・中・一八　韡華・己・一七　大系・七四　文錄・二・一六　文選・下二・九　厤朔・三・二九　通考・四〇九

器制　通考にいう。「大小未詳、葢飾饕餮紋、柱缺」。偏體にやや變樣の饕餮文を飾り、柱下に細い夔鳳一道を附している。葢柱は缺失。六稜あり、器制よりいえば師遽方彝よりも古制を存している。通考に錄する影片は明晰でなく、復寫が困難である。

呉方彝葢

銘文　葢銘　一〇行一〇二字

隹二月初吉丁亥、王才周成大室、旦、王各廟、宰朏右乍册呉入門、立中廷、北鄉

周成大室は、𦣻鼎「周穆王大室」・豆閉𣪘「師戲大室」と同じ語例であるから、容・陳の兩家はこれを周の大廟と解しているが、郭氏は成氏の宮廟であるという。その論據として、廷禮の次序が一般の册命の場合と異なる點を指摘している。その說にいう。

彝銘通例、大抵先言王在某廟或某宮、後言旦格于大室、此器獨先言大室、後言廟、頗異、且王之册命、率于大室行之、今既在成大室、乃復出而格廟、是則成大室乃在周廟之外、以豆閉𣪘師戲大室例之、則成殆是人臣之名、唐蘭說爲成王廟之大室、不確

郭氏のいう臣家の大室には、たとえば師兪𣪘・師晨鼎に「周師彔宮」があつて、周を冠するも周廟とは限らぬわけであるが、格の一字によつて、大室から一度外へ出て別の宮廟に赴くと解する必要はない。望𣪘「王才周康宮新宮、旦、王各大室」とは、新宮の大室に格るのである。本器のように、大室から廟に格るというのは異例ではあるが、伊𣪘に「王才周康宮、旦、王各穆大室」とあり、大

克鼎に別に穆廟の名があることからいえば、廟と大室とは別である。また郭氏が成を人名と解したのは、成鼎の成と關聯させて考えたものであろうが、成鼎はのちその本器が出土して、成は禹の誤釋であつたことが確かめられ、郭氏も大系攷釋中の成鼎の一條を削除しており、成を人名とする根據は失なわれている。本器の成大室は𣅀壺の成宮と同じく、成王の宮廟とみるべきであろう。宗周には康宮を大廟としてこれに昭穆を配次する宮廟の體系があり、成王の廟は、おそらく𦸗京の諸宮廢絶の後に作られたものであろう。それで成宮の名は、共懿以後に至つてはじめてあらわれてくるのである。

宰は官名。殷器にすでにみえる。西周の器では本器や師遽方彝・望𣪘・師湯父鼎に右者として廷禮に與かる例が多い。宰朏の名は他器にみえない。

王乎史戊、册令吳、𤔲旃眔叔金、易秬鬯一卣・玄衮衣・赤舄・金車・𠦪𠚊、朱虢靳・虎冟熏裏・𠦪較・畫轉・金甬・馬四匹・攸勒

以下に册命と賜與をいう。旃を孫星衍の續古文苑に諸、阮元は旃と釋した。拾遺に阮說を是としていう。

阮釋爲旃、是也、然以爲卽古旃字、則非、此旃字、當卽所謂大白之旗也、周禮巾車、建大白以卽戎、注、大白殷之旗、猶周大赤、金榜禮箋謂、大白卽司常九旗之熊虎爲旗、其說甚塙、與通帛之旜異、周書克殷篇、武王乃手大白以麾諸侯、孔鼂注、大白旗名、旗色白、故字爲旃、以六書之義求之、當爲从㫃白、白亦聲、不必讀爲旃而後可通也

旂はおそらく左傳僖廿八年、城濮の戰にみえる大旆にあたり、嗣旂とは周禮巾車の職事であると考えてよい。

叔金を阮元は淑金にして、「秉職邦國所貢之善金」とするが、嗣旂の職と關聯するところがない。

郭氏は旗の素錦にして、旂とまた一類であるという。

叔金疑卽叚爲素錦、爾雅釋天旌旂、素錦綢杠、與旂相因、故連類而及也、大克鼎及師嫠毀有叔市、均叚叔爲素、番生毀、朱旂旜金莽二鈴、彼之金莽、亦謂錦枋若錦杠也

又叔字、說文云、汝南名收芋爲叔、案此當爲叔字之本義、以金文字形而言、實乃从又持弋、以掘芋也、用爲伯叔字、乃出于叚借、古金文伯叔字、均作弔、弔亦叚借字、乃繳之初文

叔の金文の字形は戈頭を持つ象で、下の小點は金質の色の燦爛たるを示すものとみられ、白色に光る意となる。旂と叔金との關係は、曶鼎の賠償品を列擧した中にみえる「旛眔鼓金」とに當るものであろう。旛は祈匄の意にも用いる字で旂と同聲で本器の旂に當り、鼓金が叔金に相當する。金を錦字の義に用いる例は金文にみえず、郭說のようにこれが素錦綢杠をいうものならば、杆の飾、すなわち爾雅郭注に「以白地錦韜旗之竿」というものであるから、二者を分別して眔という語を加えるはずがない。本器や曶鼎に叔金・鼓金と稱するものは、あるいは番生毀の「朱旂旜金莽二鈴」というものであろう。郭氏は番釋において、鈴を「二鈴者、蓋旂以鈴計」と鈴を助數詞に解しているが、毛公鼎の「朱旂二鈴」は二鈴を付した朱旂をいう。爾雅釋天に「有鈴曰旂」というものこれである。詩の周頌載見に、「載見辟王　曰求厥章　龍旂陽陽　和鈴央央」とみえ、龍旂に鈴を飾ることが知られる。爾雅郭璞注に鈴を竿頭に著けるものとしているが、詩の傳には「鈴在旂上」とし、正義に引く李巡說では鈴を旒端に付するものとしている。これを以ていえば、本銘に旂と叔金とを列し、曶鼎に旛と鼓金とをいうのは、旗と和鈴のことであろう。作册吳の職事はおそらく天子の旌旗を掌る名譽ある地位であることが知られ、以下に列する賜與も甚だ盛んなものである。秬鬯以下の賜與は殆んど彔伯㺇毀にみえ、この文では玄衮衣・赤舃が多く、㺇毀では畫輯金厄が本器よりも多い。玄衮衣をいうものは、この器銘などが早い時期のものである。以下曶壺・蔡毀などにみえる。赤舃は師虎毀にみえ、これも共懿期以後のものである。みな廷禮の禮裝に用いる。

吳拜頷首、敢對珷王休、用乍青尹寶障彝、吳其世子孫、永寶用、隹王二祀

青尹は作册尹の官名をそのまま用いた廟號であろう。綴遺には靑を謚法の靖に當る字とし、奇觚には尹を君の省文とするが、吳の祖考に當る人の廟號とみてよい。世孫子の語は、師遽の彝・毀、趩觶・守宮盤など、この器の前後のものにみえる。年紀に祀を用い、これを銘末におくのは、殷金文の形式である。作册の職も殷以來のものであり、吳はあるいは東方出自の族であろう。

訓　讀

隹二月初吉丁亥、王、周の成大室に在り。旦に、王、廟に格る。宰朏、作册吳を右けて門に入り、中廷に立ち、北嚮す。

王、史戊を呼びて吳に册命せしめ、旂と叔金とを司らしむ。秬鬯一卣・玄衮衣・赤舃・金車・賁

韍・朱虢靳・虎冟熏裏・賁較・畫轉・金甬・馬四匹・攸勒を賜ふ。
呉、拜して稽首し、敢て王の休に對揚し、用て靑尹の寶䵼彝を作る。呉其れ世子孫まで、永く寶用せむ。隹王の二祀なり。

參考

銘文中、揚・䵼・永・祀の諸字を左文に作つている。文中に一・二の左文を用いることは必ずしも稀ではないが、本器や郃㽙𣪕のようにこれを多用するのは、異例のことである。

器の時期について、大系に器を共王期に屬し、その日辰を論じていう。

作册吳與師虎𣪕之內史吳、名同官同、自係一人、日辰在元年、年終置一閏、可無牾

厤朔には器を夷王二年とし、呉について

孝王元年之師虎𣪕作內史吳、孝王七年之牧𣪕、亦作內史吳、而越十年後、至夷王元年之吳尊、作册吳、是作册當在內史之上、此與師𩛥𣪕・免盉・免盤之稱作册內史、作册亦正在內史之上者、可以互相參證也

と論じている。內史と作册の職名の異なるところから、呉の器を孝・夷の二期に分つものであるが、師虎𣪕にみえる井伯が穆共期の人であることからいえば、呉を孝・夷期にまで下すことはできない。內史・作册は作册內史の簡稱であると思われ、兩器の時期を區別する理由はない。師虎・呉の二器は、干支近きも、呉方彝は共王二祀、師虎𣪕は懿王元年の曆譜に入りうるものである。

昭和四十二年九月　初版發行
平成四年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ內中町五〇
中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第二〇輯

白川静

金文通釋 二〇

效尊

財團法人
白鶴美術館發行

一〇六、趙曹鼎一

器名　七年趞曹鼎斷代

時代　共王大系・厤朔・通考・斷代・董作賓・唐蘭

收藏　「武進費氏」周存　「舊藏吳大澂・費念慈、今在上海博物館」斷代

著錄

器影　斷代・六・圖版一　大系・新・二五六　二玄・二八一　上海・四四

銘文　周存・二・二六　貞松・三・三〇　大系・三八　小校・三・二〇　三代・四・二四・三　二玄・二八〇

考釋　韡華・乙中・五一　大系・六八　文錄・一・二五　文選・下一・二三　厤朔・三・三　斷代・六・八八

器制　上海にいう。「高二八糎、口徑三八・

趙曹鼎一

五糎、腹徑三七・八糎、腹深一四・六糎、重一〇・二二瓩」。口大、腹淺く、附耳。項下に二條の弦文があるほかは素文。成康期の弦文素鼎と異なるところとして、陳氏は前者に立耳多きもこの器は附耳であること、下腹部の含らみの乏しいことをあげているが、この二點は器腹の淺いことと關聯している。足は圓柱で、なお前期の形式を殘している。

銘文　八行五六字

佳七年十月既生霸、王才周般宮、旦、王各大室、井白入右趞曹、立中廷、北鄉、易趞曹載市・同黃・䜌

週名の下に干支を缺く。鼎二に「佳十又五年五月既生霸壬午」とあり、第一鼎に干支があれば、共王曆譜を構成する有力な手がかりがえられるところである。公姞鼎・遹毀・盠方彝・免毀・免觶・免盤など、この器の前後のものに同じ例が多い。周般宮は宗周の般宮。般はあるいは周頌の般で、祭名によつて名をえたものであろう。利鼎にもその名がみえている。

井伯は穆王の名のみえる長由盉をはじめ、師毛父毀・師虎毀・豆閉毀・走毀・師奎父毀・利鼎などに右者として廷禮に與かつており、當時有力な廷臣であつたらしく、器の群別標識とされる人である。井伯の器にはまた甗泉屋・一・四　三代・五・五・六、鐘綴遺・二・二がある。井は邢。早く成康期の燹毀・麥の諸器に井侯の名がみえ、また下つては免毀・免觶に井叔、趩觶に咸井叔、康鼎に鄭井がある。おそらくみな、周公の胤たる凡蔣邢茅の邢の同宗支族であろう。

賜與は命服をいう。冊命の職事をいわず、直ちに賜與に及ぶのは、免觶と同じである。詩采芑「服其命服　朱芾斯皇　有瑲葱珩」、また禮記玉藻「一命縕韍幽衡、再命赤韍幽衡、三命赤韍葱衡」とあり、載市同黃はその韍・衡に當る。載市は趩觶・免觶・師奎父鼎等にみえ、玉藻の文や金文の朱市・赤市の語例からみて、載もまた色名であろう。吳式芬はこれを韎韐に充てて、すなわち縕韍であるという。攈古・三之一・六三・趩觶條縕韍は赤黃の色である。孫詒讓はこれを經傳にみえる爵韠であると解している。

載从韋从戋、以聲類推之、當與纔相近、說文糸部、纔帛雀頭色、从糸毚聲、以載爲纔、猶經典通以纔爲才也、纔、禮經作爵、士冠

禮、玄端爵韠、注云、士皆爵韋爲韠、引玉藻曰、韠、君朱、大夫素、士爵韋、此器免彝及趩尊・師奎父鼎之載市、卽禮經之爵韠也、葢帛織絲爲之、爵色帛、則謂之纔、市制韋爲之、爵色韋、則謂之載、二義古各有正字、分別甚明、漢以後、經典字書皆不見載字、率用爵爲帛韋之通名、而正字遂爲借字所奪矣古籀餘論・三・五、免彝條

孫氏はまた汪中の經義知新記に詩周頌絲衣の「載弁俅俅」の載を爵聲の誤とする說を引いて、一義に備うべきものとしている。これに對して郭氏は、汪說のように載を聲の誤としなくても、載・載は同聲にして載は字の假借であると述べている。

陳氏は載を紂・緇にして黑色であるとし、次のようにいう。

市前一字、是其顏色、從韋𢦏聲、而𢦏從才聲、故其字是紂或緇字、說文曰、緇帛黑色也、詩緇衣傳云、黑色、玉篇曰、紂同緇、檀弓釋文云、紂本作緇、詩行露傳云、昏禮紂帛不過五兩、周頌絲衣之載弁、與絲衣爲對文、載疑是黑色、禮記玉藻曰、韠、君朱、大夫素、士爵韋、此自是後世之制、與金文受賜之作赤・朱・叔等色者不同、士冠禮曰、玄端爵韠、凡此爵色近乎緇、而稍有不同、燮𣪘三代・八・一九・三作在市、約爲同時之作、西周初期金文、市不言色、共懿時代的顏色、是赤與在、共懿以後的顏色、是朱番生𣪘・毛公鼎與叔大克鼎・師嫠𣪘 斷代・六・九〇

才・𢦏・災は同聲の字で、卜文はみな才聲に從う。緇も同聲である。從つて在・載・緇は相通じて、みな黑色をいう。赤市は趞鼎に、赤⊗市は卻咎𣪘にみえているから、赤は穆共期ころから用いられたものであろう。

同黃の同を吳式芬は絅と解し、「同葢絅之省、禮記玉藻、褌爲絅、中庸、衣錦尙絅、乃褧之借字、說文、絅急引也、褧檾也、詩曰、衣錦褧衣」攈古・三之一・六三、趩觶條という。金文では金黃・幽黃・朱黃・葱黃など、黃には多く色名をつけていう例であるから、同もおそらく色名であろう。郭氏はこれを褐色系の色とみている。

同乃叚爲絅若檾、檾一作蘏、今之貝母也、其纖維古以製衣、今猶用以造繩、色近褐、詩碩人、衣錦褧衣、列女傳引作絅衣、說文檾字下引作檾衣、禮中庸、衣錦尙絅、尙書大傳作尙蘏、絅从同聲、自可通叚

すなわち麻系の褐色とするのである。黃は衡の初文で佩玉の象形。說は釋黃金文餘釋に詳しい。上海に、同を絅衣、黃を衡にして二物とみているが、同衣のときには、大盂鼎・麥尊のように冂衣という。師奎父鼎に載市・同黃・玄衣黹屯を賜うており、同黃は衣服とは別である。緐は鑾旂。趞𣪘にみえている。

趞曹拜䭫首、敢對䵼天子休、用乍寶鼎、用鄉倗𦣞

倗𦣞は倗友。克盨に「倗友婚遘」、𧗸伯𣪘に「倗友雩百諸婚遘」の語がみえ、もと親族稱謂である。𦣞は載書の上に兩手をおく象で、大史友甗では⊔に從う。誓約して相佑助する意を示す字である。末文は第二器と同じ形式である。

訓　讀

隹七年十月既生覇、王、周の般宮に在り。旦に、王、大室に格る。井伯、入りて趞曹を右け、中廷に立ちて北嚮す。趞曹に、載市・同黃・鑾を賜ふ。
趞曹拜して稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て寶鼎を作る。用て倗友を饗せむ。

參考

第二器に龔王の名がみえ、本器にもし日辰があれば、曆譜上、共王七年の器であることを確かめうるが、共王期の標準器と定めて誤ないものであろう。器腹の淺い點は、師旂鼎と似ているが、器制は前期の器とかなり異なつている。字迹も穆王期の緊湊體より脫化の傾向を示している。趩觶には、簡單ながらなお祖考の嗣服を命ずる語があるが、本器では一言も册命の辭に及んでいない。師毛父段・利鼎など、この期の器には、往〻にして册命の辭を錄していないものがある。

鼎は一・二器を通じて銘末に「用鄕倗友」とあり、周存に「褚禮堂同歲謂、此乃古人饗禮所用、與祭器不同」と述べているが、㣇伯段には、銘末に宗廟と倗友百諸婚媾に孝し、宗室に享する旨を記しており、祭と饗とは關聯して行なわれたようである。倗友も親族呼稱であるから、同宗として共饗の禮に與かつたのである。

一〇七、趞曹鼎二

器名　十五年趞曹鼎 斷代
時代　共王趞曹鼎一に同じ
收藏　「舊藏吳大澂、今在上海博物館」斷代
著錄
器影　斷代・六・圖版一　大系・新・二五七　上海・四五
銘文　周存・二・二七　貞松・三・三一　大系・三九　小校・三・二〇　三代・四・二五・一
考釋　大系・六九　文錄・一・二五　文選・下一・一四　麻朔・三・三　斷代・六・九七
器制　上海にいう。「高二三・

趞曹鼎二

四糎、口徑二二・九糎、腹徑二三・六糎、腹深一一・九糎、重三・九四瓩」。第一器に比して遥かに小さい。立耳圓足、項下にZ字形の顧龍文あり、尾は內卷、中期夔龍文の形式である。

銘　文　　八行五五字（原三字衍）

隹十又五年五月既生霸壬午、龏王才周新宮、王射于射盧

龏王は共王。現王の名を記した紀年日辰を備える標準器で、曆譜構成上の重要な資料である。壬午は厤朔に壬寅、上海に壬午と釋する。午の懸針の部分がひどく右に流れている。共王曆譜構成の上からいえば壬寅の方が好都合であるが、いましばらく上海の釋に從う。

新宮は師遽𣪘・師湯父鼎にみえ、師湯父鼎には射廬の名もみえている。唐蘭氏はこの新宮を、「是共王時新建的康宮裏面的穆王的宗廟」四五頁としているが、師遽の器が盠器によって穆王期のものであると推定されることからいえば、それは穆末に造建されたものであり、また從って穆宮ではありえない。もし穆宮ならば、他器にみえるように康穆宮というべきであろう。昭初に造營された康宮は、穆末に至って改めて新築され、これを新宮と稱したものと思われる。昭穆の宮には康を冠稱して康昭宮・康穆宮という例であるから、康宮は周室の大廟に當る宮廟であった。

射盧は射廬。師湯父鼎には廬に作る。陳釋に、新宮射廬を王城にありとしている。

由令方彝、知康宮在王城、由望𣪘康宮新宮、則知新宮是康宮的新建部分、則此在周之新宮、應在王城、射廬應是王城康宮內新宮中的建築、是習射之處

これは康宮を洛陽に在りとするものであるが、周は成周・莽京に對して宗周をいう語で、周新宮は宗周の康新宮をいう。成周にあるものは、特に敔𣪘三「王各于成周大廟」のように成周を冠していう。令彝の康宮は成王期に洛の新大邑造營のときに作られたもので、宗周の康廟とは同じでない。唐蘭氏もこの兩者を混同したために、その所論に多くの齟齬を生じている。

射廬は鄉射など射儀の行なわれるところで、もと辟雍の一部をなすものであったと思われる。昭穆期

の金文によると、辟雍は葊京にあり、射儀などはみなその地で行なわれているが、共懿以後には葊京の名は殆んどみえず、辟雍は鎬京に遷されているようである。詩の文王有聲には鎬京辟廱の句がある。射廬もまた周廟の附近に設けられていたのであろう。射廬の起原と沿革については、陳釋に詳しい記述がある。

史趞曹易弓矢・虎盧・冑・干・殳

史は官名。易は被動によむ。虎盧について、郭氏に殳の古稱とする說、陳氏に藏兵の橐とする說がある。郭說にいう。

易弓矢虎盧、亦是被錫、……盧與弓矢並列、盇卽盧器之盧、攷工記、廬人爲廬器、……殳長尋有四尺、說文作籚云、積竹矛戟矜也、春秋國語曰、侏儒扶籚、又殳下云、殳以積竹、八觚、長丈二尺、建于兵車、旅賁以先驅、本銘虎盧□□十殳、當連爲一事、盇虎盧卽殳之古稱、以爲盧器之屬、故稱盧、其曰虎盧者、盇殳爲虎賁所持、故又冠之以虎也、盧下所缺二字、當是□百之合文

これは虎盧を殳の古稱とし、盧は矛戟の柄柲、殳までをつづけて一事とするものである。しかし射儀の恩賞として殳數百件を賜うというのは、不類を免れない。陳氏は虎は臬・臬皮であり、虎皮を以て作った弓矢兵甲の橐、盧は楯にして、虎と盧と二物であるとする說である。斷代・四・小盂鼎條 虎は虎冟・虎韔のようにその材質を示し、郭說のように虎賁の用いるところであるから虎を冠稱するというのは當らない。字は畫虢小盂鼎虢冑伯晨鼎のように、虢に作るものと、用法上區別があるようである。いま盂・晨二鼎の品目と比較すると、

小盂鼎　　弓一・矢百　畫虢一　貝冑一　金干一　戚戈二
伯晨鼎　旅五旅　彤矢・旅弓旅矢　虢　冑　□戈
趞曹鼎　　弓・矢　虎盧　冑　干　殳

となつて、その列次は大體においてひとしい。すなわち三器のいう畫虢・虢・虎盧はほぼ近いものとしなければならぬ。郭氏は虢冑を甲冑、陳氏は虎は臬皮の橐、盧を楯と解して二者を區別する。盂鼎に畫虢一・甲冑一という以上、郭氏のように虢冑以下を連ねて一物とすることはできず、また虎・虢の字例が異なる以上、陳氏のように虎を直ちに虢とすることには疑問がある。

虎盧はおそらく、伯晨鼎にいう旅五旅に當るものであろう。下文に別に旅弓旅矢があり、この旅は弓矢ではない。旅・盧・櫓はみな同聲にして通假の例が多い。櫓・魯はもと同義であるが、書序の「旅天子之命」を史記に「魯天子之命」に作り、周禮司儀「皆旅擯」の注に「旅讀爲鴻臚之臚」という。旅弓は書の文侯之命にまた盧弓に作る。器銘にいう旅五旅・虎盧は、おそらく櫓にして楯であろう。小臣宅𣪘に「畫干戈九」とあるその畫干に當る。しかし虎盧は畫干と同じではなく、虎皮を材質とした干で、自然に虎文のあるものであろう。

冑を貞松・大系ともに缺釋とするが、その字形は他器にみえる冑と酷似しており、冑と釋してよい。干は貞松・大系にいずれも十と釋し、陳氏は甲と釋しているが、字形が異なる。陳氏は小盂鼎の金干を金甲とみて、「是銅制之甲、本文第一七器小臣宅𣪘、白易小臣宅畫甲・戈九、則是畫皮之甲、金甲卽鎧」と說いているが、盂鼎の字は甲とは釋しがたい。

陳氏が甲と釋した字形は、甲骨の甲ではなく、小盂鼎にいう貝冑金干の干にあたる。冑は兜鍪上の金飾を示す字である。銅製の干鍪は殷代にすでにあり、西周においても勿論行なわれていた。恩賞として甲冑の類を賜うときは、特に美々しい鍪飾を附したものが與えられたのであろう。周緯氏の中國兵器史稿にいう。

現所見最早之防禦器、係河南安陽殷虚出土之銅盔、及銅面具、此盔裏面底質、係粗糙之天然紅銅、並未腐銹、外面則鍍有厚錫一層、光澤如新、且夾有白光、恐除鉛鋅等質外、或尚加有鎳質在內、鎳爲現代各種工業外鍍、最要之品、上世紀中葉、歐美人始發明而利用之、若殷盔及殷兵器外鍍中、果已有鎳、則中國工業藝術進步之早、於此可見一斑、……此盔作饕餮文、爲虎頭形、並不高大、而恰合今人之首、想當時盔上尚有飾品如羽翎之類、然卽此以冠之、已覺光輝奪目、威武逼人、虎虎有生氣、豈周代虎賁之士、卽由襲戴殷虎盔而得名歟一六九頁

殷代の虎盔の頂上、左右合縫のところに稍しく隆起したところがあり、おそらくその上に冠飾を戴いていたのであろう。金文の冑の字形は、その冠飾の形を示しているものと思われる。

以上によると、本器にみえる賜與は、弓矢・楯・冑・干・殳で何れも兵器であるが、これらはいずれも史趞曹の職掌に關して賜與されたものであろう。

趞曹〔敢對曹〕拜韻首、敢對䜌天子休、用乍寶鼎、用鄉倗晉

「敢對曹」の三字は衍文。陳氏はこれを衍文ではなく、原銘のまま「趞曹敢對、曹拜韻首」とよむべきであるとして

此銘中作器者三稱其名、一曰史趞曹、二曰趞曹、三曰曹、由此可知史是其官職、曹是其私名、而趞當是氏名、王策命時、可以但稱受命者的私名、如豆閉𣪘的稱閉、師虎則稱虎、不擧其官名與氏名

と論じているが、第一器の器銘ではこの部分を「趞曹拜韻首、敢對䜌天子休」に作って氏名をあげており、また「某敢對、某拜韻首」というような末文の形式もない。金文にもときに誤鑄のことがある例とすべきである。末句の「用鄉倗晉」は、第一器と同じ語を用いている。

訓　讀

隹十又五年五月既生霸壬午、龔王、周の新宮に在り。王、射廬に射せしむ。史趞曹、弓矢・虎盧・冑・干・殳を賜ふ。

趞曹（敢對曹、三字衍）拜して稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て寶鼎を作る。用て倗友を饗せむ。

參　考

共王の在位年數については異說が多く、舊說にも十年・十二年說などがあったが、この器銘によって少くとも十五年を下らぬことが明らかとなった。大系にいう。

龔王卽穆王之子恭王繄扈也、恭字金文多作龔、大克鼎、𤔲克龔保厥辟龔王、上龔保爲恭保、下龔

王亦卽恭王、恭王在位年限有四說、御覽八十五引帝王世紀云、在位二十年、通鑑外紀作十年、又引皇甫謐說爲二十五年、後世皇極經世等書、復推算爲十二年、世多視爲定說、今據此器、則恭王分明有十又五年、彼二十年說與二十五年說、雖未知孰是、然如十年說與十二年說、則皆非也

近來の說では、董作賓・章鴻釗の二家は十六年、丁山は十八年、吳其昌・陳夢家の二氏はともに二十年說である。本器を中心として師虎などの諸器に續きうる曆譜と、師兪毀・師晨鼎を連ねるおそらく懿王期とすべき曆譜との接續を求めるときは、共王期に少くとも十六年を下らざる年數を要する計算となる。

第一器は七年、第二器は十五年の紀年をもち、その間八年を隔てている。器の大小も異なることではあるが、器制の相違の大きいことが注意される。銘文は第一器は册命、第二器は射儀に奉仕して恩賞をえたことを記し、作器の事情が異なるに拘わらず、字迹相近く、末文に同じ語を用いている。器制・文様と、銘文・字迹による時期推定の場合に、このような關係にある器例の存することは、顧慮すべき事實であると思われる。

一〇八、師湯父鼎

時代　共王大系・厤朔・通考・斷代・唐蘭

收藏　「是鼎舊爲劉燕庭方伯所藏、載在長安獲古編、今在嵩犢山侍郎處」窓齋賸稿　「諸城劉氏」周存　「曾藏劉喜海・劉體智」斷代「中央博物院藏器」故宮

師湯父鼎

著錄

器影　獲古・一・六　善齋圖・三五　大系・八　通考・五八　故宮・下・七九　通論・一三

銘文　攈古・三之一・三五　窓齋・四・二八　周存・二・二八　善齋・二・八〇　大系・三九　小校・三・一九　三代・四・二四・一

考釋　窓齋賸稿・三七　餘論・三・九　韡華・乙中・五〇　大系・七〇　文錄・一・二五　文選・

下一・一五　厤朔・三・四　通考・二九五　斷代・六・一〇四

器　制　故宮にいう。「通耳高二八・一糎、深一三・五糎、口徑二六糎、腹圍八六・一糎、寬二六・九糎、重五・九瓩」。立耳、三獸足鼎。項下と腹部に同じ形式の顧鳳文がある。前垂が大きく、垂尾内卷。肉の太い顧鳳文である。獸足の脚頭に稜があり、その左右に饕餮文を飾つている。

銘　文　八行五四字。周存にいう。「銘字在底、與他鼎不同、故拓本有摺疊痕」。

隹十又二月初吉丙午、王才周新宮、才射廬、王乎宰雁、易□弓象弭・矢臺形欮

新宮・射廬は趞曹鼎二にみえている。宰雁の名は他に未見。周器では宰の職は共懿期以後に至つて多くみえる。

□弓を攈古・餘論に盧弓と釋するも、餘論は「未塙」として斷定を避けている。下部に皿の形がみえるが、盧の下部を皿形にかくのは春秋期以後のことである。窓齋には字を盛弓と釋し、陳氏はその釋によりながらも「盛字拓本不清、是弓的形容字」という。金文には旅弓旅矢に盧を用いた例はなく、また弓に一般の形容語をつけていう例もない。弓上の一字は未詳とすべきである。

象弭を窓齋に馬弭と釋するが、象弭であろう。詩の小雅采薇「象弭魚服」の傳に「象弭弓反末也、所以解紛也」とあり、鄭箋に「以助御者解轡紛、宜滑也」という。象骨を以て作つたもので、說文にも「可以解轡紛者」とみえている。執鞭の用をも兼ねるものであつた。

矢臺を孫詒讓は矢箭と解している。その說にいう。

矢臸舊無說、按臸作臺、从重至、說文至部、臸到也、从二至、……此與矢連文、疑當爲晉之省、說文日部、晉亦从臸聲也、古音晉箭相近、可通用、周禮職方氏、揚州其利金錫竹箭、注云、故書箭爲晉、杜子春云、晉當爲箭、書亦或爲箭、儀禮大射儀、綴諸箭、注云、古文箭爲晉、吳越春秋、晉竹十廋、晉竹卽箭竹、是矢晉卽矢箭、故與弓弭竝錫矣

矢箭ならば矢幹だけであるが、上文に□弓・象弭とあるところからいえば、矢臺は完成品でなければならず、また單なる矢箭の類とも考えられない。郭氏はこれを翦羽のある矢であると解している。

臺字當叚爲翦、爾雅釋器、金

鏃翦羽、謂之鍭、骨鏃不翦羽、謂之志、此言矢畫者、即謂金鏃翦羽、其栝則彤、翦箭同从前聲、
　羿可叚爲箭、亦可叚爲翦、知必爲翦、而非箭者、以矢箭一事、既言矢、不得又言箭也、故王之所
　錫者乃二事、卽有象弭之弓、有翦羽彤栝之矢

詩の閟宮「實始翦商」を說文に引いて戩商に作り、翦・晉の音は通ずるが、翦羽を翦という例なく、また翦羽の矢ならば翦矢というべきで、これも語例に合わない。

陳氏は別に一解を出して、畫は志であるという。

　疑是爾雅釋器、骨鏃不翦、謂之志之志、既夕禮、志矢一乘、鄭注云、志猶擬也、習射之矢、般庚
　上、若射之有志、今文射作矢、是矢畫爲射志、卽習射之骨矢

習射の矢のごときは、特に休錫して寵榮とすべきものでなく、上文の□弓象弭とも類しない。

思うに爾雅釋器に「骨鏃不翦羽、謂之志」の志は畫の古語の遺存したものらしく、羿とは鏃の古稱ではないかと思われる。矢畫とは鏃のある矢で、おそらく銅鏃を備えたものであろう。殷虛の遺址からは多數の銅鏃が出土しており、その鏃の形は矛頭のように左右に兩羽形を付している。

彤欮は攈古・窸齋に缺釋、餘論には彤厥と釋して栝の義であるという。

　以聲類求之、疑當爲栝之借字、栝正字作桰、說文木部、桰、矢桰檃弦處、从木昏聲、昏从氒省聲、
　氏部氒讀若厥、是昏聲與欮聲相近、得相通借、彤桰承上矢言之、謂以彤漆飾矢栝、卽尚書及左傳
　之彤矢也

陳氏も孫釋と同じく字を彤欮と釋し、說文に「檿弋也」とみえる弋であるというが、賜與の物として適當でない。上文の□弓象弭は弓の屬であるから、矢畫彤欮は矢の屬であり、弓矢に朱漆を用いることは攷工記にもみえる。欮と釋されている字の右旁にはなお糸形のものが加えられており、陳氏はおそらくそれによつて繒繳の解を加えたのであろうが、繒繳に彤を用いるというのも不類のことであるから、いましばらく孫釋によつて矢栝の義としておく。すなわち矢畫彤欮とは矢の首尾に用いるものである。

師湯父拜韻首、乍朕文考□叔䵼彝、其邁年、孫〻子〻、永寶用

文考の名を通考に毛叔と釋し、陳氏はその釋に従う。拓ではその字形を定めることができない。

訓　讀

隹十又二月初吉丙午、王、周の新宮に在り。射廬に在りて、王、宰雁を呼び、□弓象弭・矢畫彤欮を賜はしむ。

師湯父、拜して稽首し、朕が文考□叔の䵼彝を作る。其れ萬年まで、孫〻子〻、永く寶として用ひよ。

參　考

器は獸足鼎であり、文様の顧鳳も便化が著しく、殊に字迹に疏鬆の風があつて、全體として共王期より下るものとみられるが、新宮・射廬の名が趞曹鼎第二と同じであるから、類を以てここに排次しておく。實年代は趞曹よりかなり後れるものであろう。なお師湯父の名のみえるものに、仲枏父

鬲・𣪘がある。従來未著錄のものであるが、近年はじめて紹介された。

*仲枏父鬲

仲枏父鬲

時代　共王沈跋

收藏　「上海博物館所藏」沈跋

著錄
　器影　文物・一九六五・一・五九頁
　銘文　文物・一九六五・一・圖版六・一・二

考釋　沈之瑜　仲枏父鬲跋文物・一九六五・一

器制　沈跋にいう。「高一四・二糎、口徑一九・八糎、腹深八・八糎、腹飾蚰體夔紋」。口沿の大きな三獸足鬲で耳はない。器腹に肉太の饕餮文らしい文様を飾る。その表出法は、師湯父鼎と似ている。獸足の部分の器腹から足部にかけて鈎稜を付している。器制は鄭鬲故宮・下・七に近い。

銘文　「口沿至腹內側、銘七行三十八字、爲傳世鬲銘字數最多者、未見著錄」沈跋

隹六月初吉、師湯父有嗣中枏父、乍寶鬲、用敢鄕孝于皇且考、用旂眉壽、其萬年、子子孫孫、其永寶用

師湯父は師湯父鼎にみえるその人で、中枏父はその有司である。有司は師氏あるいは師氏小子と並稱する例が令鼎など初期の器にみえ、また後期の器では散氏盤に「矢人有嗣」、南公鼎善齋・禮一・七一に「南公有嗣」などの語があつて、その僚屬をいう。「某の有司」と稱するのは、後期のいい方である。枏は音は南、史記貨殖傳に「江南出枏梓」とあつて、梅の類である。中枏父には他に中枏父𣪘・勺があり、陝西永壽の出土である。鄕孝は饗孝。普通には享孝といい、微䜌鼎「䜌用享孝于朕皇考」・杜伯盨「其用享孝于皇申且考」のように用いる。「用敢饗孝于皇且考」は他にあまり例をみない用語である。孝于

仲枏父鬲銘文

二字合文。文は三十九字である。

訓讀

隹六月初吉、師湯父の有司仲枏父、寶鬲を作る。用て敢て皇祖考に饗孝し、用て眉壽を旂む。其れ萬年ならむことを。子子孫孫、其れ永く寶用せよ。

参考

器の時期について、沈跋に、師湯父鼎に周新宮の名があり、周新宮とは共王十五年の紀年のある趙曹鼎二にみえる周新宮であるから、器は共王期に屬すべきものであるという。そして後期鬲の成立時期について、「這種鬲的形制、過去都認爲是春秋時代的東西、現在可以斷定恭王時代就有了」と論じている。穆王期の長由盉と同出の斜行文鬲三四八頁はすでに侈口立耳の形式をもっているので、共懿期には後期鬲の形式があらわれても特に不審とすべき理由はない。器種や器制の變化は、長期のうちに緩漫に進行するものであるから、師湯父鼎の時期には、後期鬲の形式が一應成立していたとみるべきであろう。字迹は篆意が強く、㝵壺の字に近い。本器と同銘の毁が、一九六四年、故宮博物院に收藏され、梓溪氏の「陝西永壽縣出土青銅器的離合」文物・一九六五・一一に紹介されている。

仲枏父毁銘文

器蓋に變樣夔文・瓦文を飾る三小足毁。銘は四行三十九字、鬲を毁に作るほかは鬲と同文。字迹は師湯父鼎に近い。仲枏父の時期を考えうる資料として、なお近出の銅匕がある。

＊仲枏父匕

一九六二年一二月、陝西永壽縣の好時河村より盂・鼎・匕などの銅器が出土。盂は肉太の鳳文、鼎は變樣夔文を帶文としている。盂には鑄銘あるも殘泐して文未詳。匕は器完好にして、柄部の末端に變樣の鳳・龍を組み合せた文樣を飾り、制作精巧、通長二五・八糎、頭寬五・一糎、勺部內に二行八字の銘あり、字徑最大一・三糎、やや長期の使用を經た器であるという。文物一九六四・七に「陝西省永壽縣・武功縣出土西周銅器」として、何漢南氏の報告がある。

仲枏父銅匕拓片

中枏父乍匕、永寶用

仲枏父は仲枏父鬲・鼎の作器者と同一人であろう。匕は出土のとき銅鼎內に收められており、飯匙として用いられていたものである。鼎も底下に煙薰の痕迹があり、使用されていたものであるが、口沿が外折していて破損が著しい。盂・鼎の文樣表出は師湯父鼎と似ており、その時期も近いものと考えられ、おそらく共末より懿孝期にわたる時期のものであろう。仲枏父諸器は、すべてもと永壽出土の銅器群であり、出土後に離散したものと考えられる。

一〇九、豆閉毁

器名　鄧閉敦窓齋

時代　共王大系・通考・斷代　孝王厤朔　厲宣期樋口

出土　「出西安」窓齋・三代表

收藏　「潘文勤公藏」窓齋　「盛伯羲藏器」奇觚　「長白多氏藏」周存　「蕭山陸氏愼齋藏器」三代表　「榮厚藏」冠斝

著錄

器影　冠斝・上・二五　斷代・六・圖版二　二玄・二八六

銘文　窓齋・一〇・一〇　奇觚・四・一五　周存・三・二六　大系・六〇　小校・八・六五　三代・九・一八・二　二玄・二八五

考釋　窓齋賸稿・五〇　韡華・丙・三六　大系・七七　文錄・三・二〇　文選・下二・二三　厤朔・三・一三　積微居・六六　斷代・六・九三

器制　大小未詳。斷代にいう。「瓦文環耳、原有蓋、此等形制文飾、見於昭王時穆王時並共王初期、在共王初期以後、則流行一種與此相承的毁、其項下一帶文飾以外、腹部約三分之二、仍爲瓦文、而不作環耳、此在共王時代、爲下將述及的師毛父和走所作之器、應在共王後半期」。器は圏足、形は師虎毁・無𧶠毁と極めて近い。

豆閉毁

銘文　器銘　九行九二字

唯王二月既眚霸、辰才戊寅、王各于師戲大室、井白入右豆閉、王乎內史、册命豆閉

眚は生の假借、宗周鐘では遹省の省にこの字を用いている。井伯は盠器以後、穆共期諸器の右者として、その名がみえる。師戲について、郭氏はこれを師虎と同一人と解していう。

此銘亦有井伯、說同師虎毁、師戲疑卽師虎、古烏虖字多作於戲、虖虎同音字、戲可通作虖、亦可通作虎也、又師虎所官司者、爲左右戲緐荊、或因戲虎音近、故人遂以戲字呼之也

師虎が左右戲緐荊を官司するを以て師戲とよばれたというのは、牽强に失する說である。戲・虎の同音を證する例もなく、やはり別人とみるべきであろう。後の器であるが、鬲に戲伯鬲泉屋・訂・八

三代・五・三一・一というものがある。

冊命は王の宮廟以外に、臣下の家廟で行なわれることもあつた。牧殷の師汓父宮、善鼎の大師宮、

師晨・師兪の器にいう師彔宮などがそれである。周廟以外で冊命が行なわれる場合が多いことも、共懿以後の一特質といえよう。命字に𠙵を加え、內史が冊命に當ることも、この期以後に多い。

豆を窓齋・周存に鄧の省文としているが、鄧は金文では䢅に作り、別の字である。韡華に、宰圃卣の豆麓、呂覽聽言の大豆、列子湯問の泰豆、散氏盤の豆をみな一地とし、豆を西陲の地名であるとしているが、器は西安の出土と傳えられており、その地はおそらく西安の附近であろう。河南靈寶の西北に郖津があり、關中に臨む要津であつた。水經注に洹津としてみえるものである。あるいはその地が、豆の故地であるかも知れない。

王曰、閉、昜女戠衣・◎市・緣旂

職事に先だつて賜與のことを記している。卯毁段と同じ形式であるが、冊命金文としては異例の文である。

戠衣は卯毁段・趩觶・免簠等にみえている。窓齋に織衣と釋し、大系には埴土のような染色の衣であるとしているが、積微居には織衣說を採つている。斷代に玄色の織衣であるとしていう。

禮記玉藻曰、士不衣織、注云、織染絲織之、是織衣乃有色之絲衣、周頌絲衣、傳云、絲衣祭服也、

戠段之織玄衣、當是絲織的玄色之衣、金文所錫之袞衣與織衣、皆是玄色的、惟前者是刺綉而成

その說は淸の宋緜初の釋服經解所收にすでにみえている。卯毁段の條參照。

◎市を奇觚・窓齋等にその字形によつて環市と釋しているが、その制を說いていない。郭氏はこれを戎裝の韠であるとしていう。

〓市亦見利鼎・㫚鼎・免毀・南季鼎・揚毀、諸器均著其色爲赤、而揚毀文作㫄、从市、必爲市制之一無疑、舊釋爲環市、以〓之字形有如連環也、然彝銘自有環字作睘、且環市之制、古所未聞、余謂〓當是蛤之初文、象形、叚爲韐、其作㫄者、則韐之初文也、說文、韐、士無市有韐、制如榼、闕四角、爵弁服、其色韎、賤、不得與裳同、从市合聲、韐、韐或从韋、詩小雅瞻彼洛矣、韎韐有奭、以作六師、毛傳云、韎韐者、茅蒐染韋、一入曰韎、韐以代韠也、鄭箋云、韎者茅蒐染也、茅蒐、韎聲也、韐祭服之韠、合韋爲之、茅蒐所以染絳者、與〓市多言赤、色正相應、許說韐非市而賤之、然字既从市、自當爲市屬之一、且徵之小雅、足知其制亦不賤、疑是戎裝之韠、所以起軍事者〓がもし韐の初文であるならば、〓市は同類を相重ねたものとなつて語を成さない。市・紱・韠はみな同聲の字で、蔽膝をいう。從つて〓と市とは別のものでなければならない。斷代利鼎には郭氏の說をとり、字をやはり「此字似象蛤形」としているが、その字形解釋に問題がある。

于省吾氏に「釋赤〓市」の一篇があり、薛尙功の環、吳大澂・郭沫若の韐、李旦丘の紟と釋する說をあげてみなこれを非とし、〓は卜文において雍己の合文の雍、また宮の異體字の從うところであるから、雍音の字であるという。

金文〓字、塙爲雍之初文、栔文作方形、金文作圜形者、以栔刻易於爲方也、……赤雍市、即赤縕市、雍市卽縕市、赤猶朱也、雍謂黄也殷栔駢枝三編後

赤〓市を赤縕市にして赤黄色の市と解するのである。しかしこれは形・聲ともに通じがたい說である。また周法高氏は、〓を兩環相貫く象で幻の初文であるとし、音の上から緼あるいは縕に通ずるとみて、玉藻の緼韍をこれに充てて解している。金文零釋　これは論證の方法は異なるが、結論は于氏の說と同じ。〓をやはり色とみるものであるが、赤〓市においては赤と複重する語となる。〓市を赤〓市ともいうに徵すれば、〓市は上文の戠衣と同じくその織法をいう語であろう。經籍に黼黻の語が習見しているが、金文の〓市はまさにこれに當る字である。近ごろ陳小松氏に「釋呂市」考古學報・一九五七・三　の一篇があり、はじめてこれを黼と釋しているのは、私見と一致する。ただ〓を宮室の宮字の從うところにして音は呂、呂甫同聲であるから假りて黼黻の黼に用いるとするのは、迂曲に失する。黼は白黑相次し、あるいは斧文を加えたものをいう。書の顧命にいう黼裳がそれに當り、戠衣・黼裳で一衣裳をなすものであるが、〓市は禮裝として最も重要なものであるから、賜與には〓市のみをいうものが多い。ときには玄衣や䜌を併せ賜うことがある。本器と前後する賜與の例は次のごとくである。

赤〓市　免毀

赤〓市・䜌（旂）　走毀・利鼎・望毀・㫚鼎・揚毀

赤〓市・玄衣黹屯・䜌旂　庚季鼎

戠衣・赤〓市・䜌旂　𢦏毀

右のうち、庚季鼎には赤〓市と玄衣黹屯とを併擧しており、經籍において通用している市と黻とはもと別のものであり、市は蔽膝、黹は戠・〓と同じくその織法をいう語であることが知られる。黹はその繡綉の象を示す字であるが、〓もまた環形の繡綉を施したものをいう。〓は市に用い、黹は

衣の領袖などに施すものであろう。◎はすなわち黼の象形字である。陳小松氏は◎を呂にして甫と音通の字であるとするが、金文には別に呂・甫（䟽）と解すべき字があり、◎は別の字である。市は禮服では韍といい、他の服では韠という。禮記玉藻鄭注・孔疏　◎市はもとより戎裝の韠ではない。

用併乃且考事、嗣窂兪邦君嗣馬弓矢

賜與ののちに、册命のことに及んでいる。趸觶の文と同じ。併は奇觚に併と釋する。說文にも併の字があって

併、送也、……呂不韋曰、有侁氏以伊尹併女、古文以爲訓字段注、今按訓當作揚、椬弓注、禮揚作媵、揚舉也、媵送也、燕禮注、媵讀或爲揚

とみえ、奇觚はこれに本づいて說を成しているのであるが、この場合、媵送・揚擧の訓では文義を說きえない。それで奇觚には、汗簡の人部に丞の異文としてこの字形をあげているのを引き、丞の初文にして、丞承通訓であるから字は承の義であるという。積微居も奇觚と同說で、「字當讀爲承」とし、承繼の訓義の例をあげ、

併與承、古音同在登部、聲亦相近、故二字得通用、釋名釋親屬云、姪娣曰媵、媵承也

と論じている。併・媵を相關聯する字として說くものであり、文選にも同旨の說がみえる。いまその字形をみるに、字は火に從わず、少に從う。それで郭沫若氏は字を併と隷釋し、「字不識、當是纂承紹述之意」という。斷代にもまた「字書所無、以文義來看、當是賡續嗣續之義」とするが、要するに舊說と同解である。

少は小貝の象であるらしく、從って字は小貝を兩手で奉ずる象である。奉承の意もおそらくそこから出ていよう。「併乃且考事」とは、他器にいう「更乃且考」・「飼乃且考」・「更厥且考服」というのと等しい。すなわち承襲の義である。

窂は字形が明らかでないが、上部は彔伯㦰𣪘の寀の上部と同じく、下は泐して不明。窓齋には守と釋するが、別字である。いましばらく窂鼎の窂に釋しておく。兪は窓齋・文選は腧、郭氏は艅とするが、字形は兪に最も近い。窂兪を郭釋に人名とするも、おそらく地名であろう。韡華に禹貢の渠搜を以てこれに充てるのは、窂を叟とみたものであろうが、渠搜は北狄に近い地で、この器とは關係がない。

邦君司馬を、郭氏は四字にして一官名とし

當卽周禮之都司馬、此與趞鼎合勘、足證古都司馬家司馬、均王所親命者也

という。陳氏も同じく

由此可見邦君諸侯的官、亦是世襲的、亦由周王親命

と論じ、王の任命權が諸侯國の内部にまで及んだとしている。しかし趞鼎の冢嗣馬は𢿌𠂤という特定軍團の司馬職であるが、冢嗣馬の職はもとより王官であり、諸侯に屬するものでない。本器の窂兪邦君嗣馬も、王室直轄地の司馬であろう。

弓矢を窓齋に賜物と解し、大系もまたこれに據る。この解によれば、用併以下司馬までは挿入句となるが文の係屬するところなく、構文上甚だ無理な解釋である。また◎市のような命服を賜與する

ときに、弓矢を併せ賜う例がない。

斷代では弓矢を司馬と同じく官名とみている。周禮の司弓矢の職に當るとするものであろう。司馬を領格とするのか、司馬・弓矢を並列とするのか知られないが、弓矢を賜與とする說よりは勝つている。弓矢は古くは平時これを神倉に藏し、ことあれば宗廟社稷に祀つて軍士に頒つたものであるから、これを司る官があつたはずであり、かつその職は相當の重職であつたと思われる。

閉拜䭫首、敢對䚄天子不顯休命、用乍朕文考釐叔寶𣪘、用易壽考、萬年永寶、用于宗室

釐は廟號として、彔伯𢦏𣪘「朕皇考釐王」・康鼎「朕文考釐伯」・曶壺「朕文考釐公」無㠱𣪘・小克鼎「朕皇且釐季」・師兌𣪘二「朕皇考釐公」の名がみえる。𠭯鼎に文考釐叔とあり、本器と名號が同じく、𠭯はまた𠭯俞の𠭯であるから、豆閉と𠭯とは同宗の人であるかも知れない。

壽考の二字はともに壽の字で、下の一字は𡕒に從うている。それで愙齋に「不可通」とし、大系には「下一字殆考字之筆誤」としている。おそらく誤字であろう。

萬年以下、陳氏は永寶で句讀しているが、郭氏は八字を一讀としている。寶用の二字は多く連用するが、文末を寶用で收めているときは、曶鼎「其萬年用祀」の意で、この文では「用于宗室」の句にあたる。考・寶は韻字であるから、永寶で一度句讀すべきである。

訓　讀

隹王の二月既生霸、辰は戊寅に在り、王、師戲の大室に格る。井伯入りて豆閉を右く。王、內史を呼びて、豆閉に册命せしむ。

王曰く、閉よ、女に織衣・𦁛市・䜌旂を賜ふ。用て乃の祖考の事を倂ぎ、𠭯俞の邦君司馬・弓矢を嗣めよ、と。

閉、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が文考釐叔の寶𣪘を作る。用て壽考を賜はらむことを。

萬年まで永く寶とし、宗室に用ひよ。

参　考

愙齋賸稿に「此器可刪」と題下に注しているのは、器あるいは銘に疑問があるとするものであろうか、その理由を述べていないので知られない。器・銘ともに疑うべきところはないように思われる。なお𠭯鼎は本器と文考釐叔の名を同じうし、𠭯の名も𠭯俞司馬の名と關係があるものと思われるので、一應關聯器として扱つておく。

＊𠭯鼎　愙齋・六・六　周存・二・三〇　小校・三・一四・二　三代・四・二一・二」　韡華・乙中・四八

文錄・一・三二

文にいう。

隹王九月既望乙巳、趞中令𠭯𩰫嗣奠田、𠭯拜䭫首、對䚄趞中休、用乍朕文考釐叔𩰫鼎、其孫〻子〻、其永寶

六行四二字。器は周存に「日照丁氏藏」すなわち栘林館の藏器としているが、その吉金圖識には著錄していない。趞中はおそらく盂殷にみえる毛公趞中であろう。盂殷は近年陝西の張家坡出土の方座殷で、器腹と臺座側面に大顧鳳文を飾っている。毛公は盂の文考と同世代の人であるから、その關係からいえば、本器は盂殷よりも一世代早い時期のものとなるが、文字は疏緩にして結體緊切を缺き、字迹に疑問とすべきところが多い。豆閉とともに文考を𤔲叔と稱しており、もし兩者が一人とすれば大體共王期前後とみるべきものであるが、器影がなく、器の眞僞も確かめがたい。韡華に「西周末葉器」としているのは、あるいは器を實見してのことであろうか。もし柯氏が見て後期の器と定めうる器制であったとすれば、銘は僞刻の疑いも出てこよう。奠は地名。免の諸器にみえる。

文にいう。

隹王の九月既望乙巳、趞仲、窄に命じて、併せて奠の田を嗣めしむ。窄、拜して稽首し、趞仲の休に對揚して、用て朕が文考𤔲叔の障鼎を作る。其れ孫〻子〻、其れ永く寶とせよ。

作器者の窄は趞仲の家臣である。豆閉が王から命服を賜う重臣であることからいえば、兩者の文考の名がたまたま同じであっても、必らずしも同宗とみる必要はないが、窄の名が豆閉の器にみえ、奠の地が免器にみえる關係から、一應その銘に言及しておくのである。

一一〇、戠 毁

戠　毁

器名　戠敦考古　京叔彝嘯堂

時代　宣王大系

出土　「得於扶風」考古

收藏　「河南張氏藏器」考古

著録

器影　考古・三・二二　大系・一〇八

銘文　考古・三・二二　嘯堂・下・九三　薛氏・一四・一四五　大系・一四三

考釋　全上古・一三・八　大系・一五〇　文錄・三・一四　文選・下二・一七　積微居・一四二

器制　考古に「惟葢存、高二寸有半、深一寸四分、徑七寸有半、銘七十有三字」とあり、器影としては失葢の瓦文毁を出していて、記述と一致しない。また「按此敦形制、與

伯百父者略相似、而無耳、其銘與郝敦相似」ともいう。伯百父敦は考古三・一九にみえる侈口附耳の毁で、項下に夔鳳の帯文を付している。命毁第一卷・八四〇の圏足をやや低くしたような形の器である。しかしいま考古に錄する本器の圖様は侈口の著しい底の小さい杯形の瓦文毁で、器制が類似しているという伯百父毁とは全く異なる。あるいは考古に錄入した圖様に誤があるのであろう。考古にも、「愚按、前云惟葢存、又云、形制與伯百父者略相似、而無耳、圖象亦非葢形、必是謬矣」と記している。この文には按語があり、おそらく呂大臨の原文でなく、提要卷一一五にいう南宋佚名氏の加えるところであろう。もしこの按語にいうような器形ならば、むしろ盂に近いものである。文中にみえる右者穆公は、穆王期の盠方彝にもその名がみえており、その時期から考えると、今本考古に錄する圖はおそらく誤であろう。銘文は嘯堂に載せるものが、ほぼその眞を傳えているようである。

伯　百　父　毁

銘文　器銘　八行七三字

隹正月乙巳、王各于大室、穆公入右㦰、立中廷、北鄕

穆公を大系に「殆卽召虎」、すなわち召穆公と解し、文辭字體もまたその時期にかなうものとして器を宣王期に屬したが、新出の盠方彜にその名がみえ、穆王期の人であることが明らかにされた。郭氏は盠器銘考釋において、盠器の右者穆公は本器の穆公と別人であるとしているが、それは考古に誤入している圖に誤まられたものである。銘文にみえる賜與の品目も穆共期に最も多くみえるものであり、また嘯堂の摸する字迹からみても、決して周末のものではない。

王曰、㦰、令女乍𤔲土、官𤔲耤田、易女戠衣・赤⊗市・鑾旂

𤔲土は卻曶毁・免簠にみえ、免簠では「奠還歔眔吳眔牧」とを司ることを命じている。この銘では耤田を官𤔲せよという。國語周語上に記す耤田の禮では、司土は重要な儀禮の執行者である。耤田の禮は他の金文に殆んどみえないが、ただ令鼎に耤農の禮が記されており、そのとき射儀などが行なわれた。耤田とはいわゆる千畝の耤で、詩の周頌にも載芟・良耜・臣工・噫嘻などにその禮を歌つているが、國語周語によると、宣王の晩年に庶政廢弛し、千畝の禮も廢絕したという。耤田は宗教的な意味をもつ農耕儀禮であるから、辟雍の祭祀と關聯して盛行していたもので、穆共期にはなお重要な國家的儀禮であつたのであろう。

戠は織。織衣は糸絲を以て織成した命服である。薛氏には織玄衣に作つている。玄を主色として、他の色を配したものであろう。⊗は黼。衣・市・鑾の三者を命服として賜うことは、主として穆共期に最も普通に行なわれた。

楚走馬、取遺五寽、用事

薛氏に楚走馬の上二字を楚徒とよみ、左傳の城濮の戰に楚俘を獻じたのと同例で、これを賜與したものと解しているが、もとより誤釋である。大系にいう。

楚走馬、當是二職名、楚卽毛公鼎大小楚賦之楚、亦卽周禮小司徒以比追胥之胥、走馬卽趣馬、蓋同職中之賤者、以職官爲錫、與大克鼎錫史小臣同例

すなわち郭氏は、楚と走馬の職にある家臣を、㦰に賜與されたと解するのである。

積微居には、楚走馬を楚地の良走馬と解し、やはり賜與中の一と解している。

余謂金文中錫馬之事屢見、走馬蓋謂善走之馬、云楚者、蓋舉馬之產地、左傳僖公二年云、晉荀息請以屈產之乘與垂棘之璧、假道於虞以伐虢、杜注云、屈地生良馬、蓋訓產爲生、以屈爲地名、公

羊傳亦記此事、何休注云、屈產、出名馬之地、卽以屈產二字爲地名、銘文云楚走馬、猶二傳云屈產之乘耳

官職の名とし、あるいは馬乘とするも、何れも册命の際の賜與物とみるものである。楊氏は走馬を「善走之馬」と解するが、走馬は官名として金文に習見しており、この銘に限って善走の馬と解することはできない。「楚走馬」につづいて「取遺五守」の語があるが、「楚走馬」を賜與の物とすれば、「取遺五守」は上文との關聯を失なつてしまう。取遺の語は

趞鼎　王若曰、趞、命女乍豳𠂤冢𤔲馬、啻官僕射・士𠟭・小大又隣、取遺五守

揚殷　王若曰、揚、乍𤔲工、官𤔲……𤔲工司、易女赤⊗市・鑾旂、𠟭訟、取遺五守

𩰫殷　王曰、𩰫、命女𤔲成周里人眔者侯大亞、𠟭訟罰、取遺五守

番生殷　王命䡅𤔲公族・卿事・大史寮、取遺廿守

毛公鼎　以乃族干吾王身、取遺卅守

のように、上文に本官以外に追補する職事をいい、その報償として與えられるものである。從つて「楚走馬」とは、趞鼎においては冢𤔲馬以外の𠟭訟の職、揚殷・𩰫殷の𠟭訟罰、番殷・毛鼎にいう特命に當るもので、本官外の職務である。走馬は官名であるから、楚は動詞でなければならない。楚は毛公鼎に「尃命尃政、埶小大楚賦」とあり、賦と連用され、小大という形容詞を伴なう。楚賦を孫詒讓は胥賦と釋しているが、楚と胥とはともに疋を聲とする文字で相通ずる。郭氏はこれを官名とするが、方言に「胥輔也、吳越曰胥」とあり、廣雅釋詁にも「助也」と訓し、輔佐の意である。

𢦏の本官は𤔲土であるが、さらに走馬の職を補佐する兼職を命ぜられ、その兼職に對して、「取遺五守」が與えられているのである。一九五九年、陝西藍田から發見された器群のうちに弭叔殷があり、「易女赤舃・攸勒、用楚弭伯」という文がある。銘に「取遺」の語がみえないが、册命はこの補佐職任命のために行なわれており、赤舃と攸勒とが賜與された。走殷では兼職を命じて赤⊗市・鑾旂を賜い、蔡殷でも併疋を命じて玄衮衣・赤舃が與えられている例があり、兼職の報償は必らずしも「取遺」に限らないが、「取遺」の語があるときは必らず兼務もしくは特命に對してである。從つて薛氏や郭・楊二家のように、楚走馬を賜與中の物と解しては、取遺の句を解くことが困難となる。「楚走馬」は、本官外のまた一職事と解しなくてはならない。

𢦏拜韻首、對䚄王休、用乍朕文考寶殷、其子〻孫〻、永用

訓　讀

隹正月乙巳、王、大室に格る。穆公、入りて𢦏を右けて中廷に立ち、北嚮す。王曰く、𢦏よ。女に命じて𤔲土と作し、藉田を官𤔲せしむ。女に織衣・赤⊗市・鑾旂を賜ふ。走馬を楚せよ。遺五守を取らしむ。用て事へよ、と。

𢦏、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て朕が文考の寶殷を作る。其れ子〻孫〻まで、永く用ひよ。

参考

本器は宋刻の著録にみえるものであるが、器制が明らかでなく、考古の記述にはかなりの混亂がある。また嘯堂には器を京叔彝と題しているが、京叔の名は文中にみえず、器名の因るところが知られない。器を彝と稱していることも他の著録と合わず、銘には明らかに寶段と稱している。字迹は、王字の下一畫や土字の肥筆など、古い字様を存しているところがあり、命晉段二三三頁にみえる字形と極めて近い。兩器の筆意は、豆閉段と通ずるものがある。

本器の右者である穆公は穆王期の盠器にみえており、その字迹は盠器よりも古色があることからいえば、器はあるいは昭末穆初に遡りうるものであるかも知れない。その器制が考古にいうように、命段に近い鳳文段であるならば、その可能性を考えることができよう。

一一一、利鼎

時代　共王大系・厤朔・通考・斷代

收藏　「南陵徐氏乃昌藏」周存「食舊堂劉鐵雲・隨庵徐乃昌藏」三代表

著錄

器影　「未見」斷代

銘文　周存・二・二六　貞松・三・三三　大系・六二　小校・三・二三　三代・四・二七・二

考釋　韡華・乙中・五〇　大系・七九　厤朔・三・二　文選・下一・一三　斷代・六・九一

銘文　八行七〇字

唯王九月丁亥、王客于般宮、井白內右利、立中廷、北鄉、王乎作命內史、册命利曰、易女赤⊗市・繇旂、用事

客は格。般宮は趞曹鼎一にみえる。韡華に般宮を泮宮とし、禮記明堂位「瞽宗殷學也、頖宮周學也」を引き、般とは辟雍大池に舟を泛べて般旋することからその名義をえたものだという。しかし辟雍大池の儀禮をいう麥尊以後の諸器にその名がみえず、趞曹鼎に至ってはじめ「周般宮」といい、

その大室で册命が行なわれているのであるから、辟雍諸宮の一とはいえない。

利の字は禾中の左右に小點を加えているが、利と釋しておく。厤朔に、利を穆天子傳にみえる井叔利であるとしていう。

按此利即穆天子傳之井叔利、穆天子傳云、天子入于南鄭、井叔利……、徐同柏以爲、南鄭有井氏、故有奠井叔康盨、徐説確不可易、且此利鼎又有井白、井白與井叔利、蓋爲族人、故相右也、此井叔利及事穆王、宜利鼎之在龔王之初年也、其後奠井叔康、卽疑爲此井叔利之子也

斷代にこの説に對し、「尙待考證」としている。利は師遽方彝にみえる宰利と同一人であろう。井叔の器に康鼎・奠井叔康盨などあり、康鼎では「死嗣王家」という册命を受けている。その職事はまさに宰のことに當る。これを以ていえば、師遽方彝の宰利、本器の利、穆天子傳の井叔利は、同一人である可能性があるといえよう。

作命內史はこの器にのみみえる。陳氏は伊𣪘の命尹に當るとするが、命尹はむしろ作册尹・內史尹に當るとすべきであろう。師兪𣪘・免盤には作册內史の稱がある。この器銘には職事を述べず、ただ賜物のみを列するが、師毛父𣪘・趞曹鼎一も同じ形式である。赤⊗市は赤黼市。赤黼市・䜌旂を命服として賜與する例は、この期のものに多い。

利拜䭫首、對䫹天子不顯皇休、用乍朕文考𤔲白䵼鼎、利其萬年、子孫永寶用

皇休は毛公鼎に「毛公厝對揚天子皇休、用作䵼鼎」とあるほか、あまり用例がない。白字の上一字は字迹が明らかでないが、𤔲の字形に隸釋しうるようである。

訓　讀

隹王の九月丁亥、王、般宮に格る。井伯、內りて利を右け、中廷に立ちて北嚮す。王、作命內史を呼び、利に册命して曰く、女に赤黼市・䜌旂を賜ふ。用て事へよ、と。利、拜して稽首し、天子の丕顯なる皇休に對揚して、用て朕が文考𤔲伯の䵼鼎を作る。利、其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。

参　考

大系に、廷禮の場所と右者が同じであるから、本器と趞曹第一鼎とを同年の九月・十月の作としているが、なお定めがたいことである。本器は字迹疏緩、趞曹の二鼎より文字も大きく、筆勢も平板で、師湯父鼎・師望鼎などの字迹に近い。周存にいう。

利鼎與剌鼎、字形相近、而製作不同、舊以爲一人之器、似非、二鼎今皆在徐積餘觀察處、並陳一几、巧拙判然

剌鼎（第九七器）とくらべて、器銘ともに劣るところがあるとするものであろう。銘拓は文字の部分が縦一六糎、横一四糎あり、剌鼎よりもかなり大きな鼎であるように思われる。

一一二、倗生段

器　名　格伯簋積古　周癸子彝十六　甬生敦奇觚

時　代　共王大系　西周末葉韡華

收　藏　「阮氏藏器」周存（第一器）　「其器爲杭州朱彥甫所藏」筠清（第二器、器蓋）　「多智友廉訪慧藏」敬吾（第三器）　「桐鄉方鐵珊參軍廷瑚舊藏、今歸東武劉氏」敬吾（第四器）　「曹秋舫藏器」周存（第五器）

著　錄

器影　器影の存するものは、第四・五の二器である。

四、夢郼・上・三三　大系・六七　通考・三一七　二玄・三〇〇

五、十六・二・一　懷米・下・二六　大系・六八

銘文　五器六銘。第二器は器蓋二文。

一、積古・七・一五　攈古・三之一・八〇　奇觚・一六・三六　周存・五・二七・二　大系・六四

小校・八・六五　三代・九・一六・二

二、筠清・三・二三　攈古・三之一・七八　敬吾・下・五　奇觚・一六・三八　周存・三・二八・二

大系・六四，六五　小校・八・六一　三代・九・一四・一，二

三、擃古・三之一・八一　敬吾・下・八　周存・三・二九・一　大系・六五　小校・八・六三　三代・九・一五・二

四、擃古・三之一・八一　敬吾・下・七　周存・三・二九・二　大系・六六　小校・八・六二　三代・九・一六・一　二玄・二九九

五、十六・二・一　擃古・三之二・八二　敬吾・下・八　窓齋・九・一六　周存・三・三〇　大系・六六　小校・八・六四　三代・九・一五・一

考釋　全上古・一三・七　餘論・三・一六　韡華・丙・一〇　大系・八一　文錄・三・二六　文選・上三・一三　通考・三四八　積微居・二六，二二五

器制　通考に第四器の器制を説いていう。「大小未詳。腹飾直紋、口飾圓渦及夔紋一道、足飾圓渦及四瓣花紋一道、方座上及左右飾圓渦竊曲紋、中飾直紋、兩耳作獸首形」。器は方座毁。耳は、犧首羊頭の下部よりS字狀に垂れて末が反曲しており、羊鬚に象つているようである。

第五器も形制は第四器と同じ。十六長樂堂にいう。「高一尺、器高六寸、身高二寸六分、獸耳高六寸、坐高四寸、方八寸、莖前後有饕餮獸面、夔紋花一道、底夔紋花一道、坐上兩旁並夔紋花、器身及坐身並百折紋」。莖は項下、百折紋とは直文をいう。懷米には「高七寸二分、口六寸八分、足方五寸九分、深三寸四分、重二百十兩、鑄款腹底」という。長樂堂は建初尺、懷米は乾隆造營尺による尺寸である。

倗生毁第四器

口下に圓渦文と四瓣花文あるいは變様夔文を帶文として配するものには、串父辛毁通考二〇五　以下、通考二〇八，二〇九，二一五，二一七，二二三，二四七，二四八，二六二の諸器があり、康侯毁第一卷・一四三圓渦夔紋四足毁通考二五六　なども同制である。殷周以來、前期に盛行した花文で、器腹に直文をもつものが多い。器はその系統に屬するものであるが、文様がやや繁密かつ便化を示している。方座毁としては、追毁・牧毁などとともに、最後の時期のもので、ほぼ共懿期にあるものとみられる。

銘文　第二器は器蓋二文、他は器銘のみで、合せて五器六銘がある。行款異なるもの多く、文字漫漶、第二器以下の銘文にはみな脱誤がある。すなわち第二器の器銘は涉字を脱し、第三器は保・田の二字、第四器は人・紉・雹の三字、第五器に至つては格下の十四字を脱している。周存に「格伯敦、器五蓋一、均作瓜稜式、劉藏一具(第四器)、似宋仿、然文字雄健、決非秦漢以後製」というが、字迹についても疑問の點が少くなく、剔抉の可否ということよ

りも、僞刻の疑あるものが多い。筠清には第五器について、「錢氏十六長樂堂古器款識亦有此銘、而折格下脫十七字、恐係後人放鑄、不可據」と述べている。文は第一器、第二の葢文のみが完全で六行八二字、他はみな脫文があるが、字迹としては第四器が最も明晰であるので、いまその銘を収めておく。

隹正月初吉癸巳、王才成周、格白取良馬乘于倗生、厥賓卅田、則析

格伯について積古に「按左昭元年傳、金天氏有裔子、曰昧、生允格臺駘、此格伯或卽允格之後」というが、もとより推測に過ぎない。韡華にも

格古國名、經籍未見、姓氏書有格氏、隋有格謙、唐有宰相格輔元、疑是以國爲氏、或卽格伯之苗裔、此姓氏中、可與金文國族互證之例也

と論じているが、隋唐の姓氏では例證としがたい。姓錄によると、路史に允格の後に格氏あり、その望は北海に出で、後漢に東平の相格班というものがあって御史の官に至ったという。格伯にはまた格伯作晉姬殷があり、晉姬のために器を作っている。晉と通婚の關係をもつ家である。

取を舊釋に多く𠬪と釋し、大系には「說文、𠬪上下相付也、讀若詩摽有梅、字在此卽是付義」として𠬪と釋する。六銘とも字形が定かではなく、奇觚には假にして假貸の義とするが、これも字形に合わない。字は最も取に近く、通考には取と釋している。卯殷の取字と字形が似ており、また大鼎に「王召走馬雁、令取誰䮾卅二匹、易大」とあつて、馬の授與に取の字を用いている。この文では、下文に代償として賓卅田を與える記述があるから、取はこの場合購入の意であろう。

良は舊釋に服とし、餘論に韋と改めて

今審當爲韋、謂受韋馬各四于朋生、左傳僖三十三年、鄭商人弦高、以乘韋先、牛十二犒秦師、又哀七年、邾茅夷鴻、以束帛乘韋、請救于吳、並其證也

というが、字形は韋と異なる。韡華には舊釋によつて服とし、「周禮大宗伯、九儀再命受服、鄭注、受祭衣服爲上士也」と説くも、器の銘文は册命のことをいうものではない。字はもとより良と釋すべく、良馬乘とは良馬四匹をいう。

「厥賓卅田」は、良馬乘の代償である。積古に「于倗生」の于を干とよみ、「格伯既受服馬四匹、乃干祿于朋生也」というのは、文義を成さない。大系にも、格伯が良馬乘を倗生に讓渡したものとみて、「貯讀爲租、言格伯付良馬四匹于倗生、其租爲三十田」と說いているが、下文によつて考えると、格伯は馬乘の購入者、倗生は賣渡人である。倗生は郭氏の指摘するところの望毁の右者としてみえる宰倗父と別人であろう。賓は貯、租調をいう。頌鼎に「令女官嗣成周賓廿家、監嗣新造賓」とあるのは、租調の徵收とその收藏の管理を命ずることをいうものであろう。積微居に賓を賈とし、「厥賓卅田、賓疑讀爲賈、即今價值之價、謂其價三十田也」とするが、それでは也毁の「賓賚」、毛公鼎の「庶民賓」などの語例を說きえない。韡華に「厥賓卅田、或言田賦之事」というのが語義に近く、田の租調を以て良馬の代價に充てようとするのである。もし田そのものを代償として與えるならば、舀鼎・散氏盤のように「用某田」という表現をとるべきであろう。倗生は曩仲壺四三九頁にその名がみえ、おそらく同人であろう。器・銘ともに、本器と相前後する時期のものとみられる。

「則析」を積古に、周禮大宗伯「五命賜則」の鄭注に「地未成國之名」とあるのに據つて則を土地、析を分割の意とし、大系には則析二字を動詞にして「謂析劵成議也」という。約劑の意の則とするものであるが、則は平易に接續詞と解してよい。舀鼎に「舀則拜」、また鬲攸從鼎に「則放」・「則誓」というのと同じ語例である。

積微居に、析の方法を詳說していう。

析者、周禮天官小宰云、聽稱責以傅別、……聽賣買以質劑、司農注云、別、別爲兩、兩家各得一也、康成注云、傅別謂爲大手、書於一札、中字別之、質劑謂兩書一札、同而別之、傅別質劑、皆今之劵書也、事異、異其名耳、史記司馬相如傳曰、析珪而爵、索隱引如淳云、析中分也、按格伯付良馬四匹于倗生、必書劵契而中分之、兩人各執其一、故云析也、散氏盤銘亦記田邑授受履勘田境之事、銘末云、厥左執䋎、史正中農、左謂左劵、此又析劵之確證也

楊氏は賓を賈とみて、器銘にいうところを一時の賣買のこととしたのであるが、下文によると、この文書は單なる賣渡證書ではなく、なお將來に向つて契約中のある義務事項が效力を繼續する規定を含むものであるように思われる。そのため、格伯の田に對していわば抵當權を設定するというような行爲が、次に記されているのである。

格白遷、毁妊彶仡人、從格白、厈彶甸、殷人紉雹谷杜木邍谷旅桑涉東門

遷は字書にみえず、難解の字である。積古に過、筠清には遣にして詩大雅の皇矣「侵阮徂共」の徂と同聲通用の地名とするが、ここは動詞に訓まなくては文義を成さぬところである。餘論に字を還と釋していう。

竊謂此从夢、當爲夢、下又從辵、則是遷字、但說文無此字、或當爲還之異文、前伯睘卣睘字、…

…與此頗相近、蓋格伯治田而還、故下云、殹妊及似、乃從格白安

郭氏も「古音明微無別、與匣紐相近」としてその說を采り、積微居もその釋に從つている。しかし金文には別に還の字があつて字形異なり、また下文に按行定界のことを記しているが、その行爲者は格伯でなく、倗生側の人であるから、ここに格伯の歸還をいう必要もない。

これと似た字が卯毁にみえている。その文にいう。

癸白乎令卯曰、䜌乃先且考、死嗣癸公室、昔乃且亦既令、乃父死嗣葊人、不盄、取我家窠、用喪、

今余非敢夢先公又進退、余懋爯先公官、今余隹令女、死嗣葊宮葊人、女毋敢不善

文中の夢の字は、この器銘の遻の從うところと結構同じ。辵は金文ではときに略することがあり、同字とみてよい。卯毁の文は、還と釋しては全く文義の通じないところであり、卯の亡父の喪に𦮀伯から朱を賜うて送葬のことを終えたのち、𦮀伯は先公と卯の亡父との約をたがえず、亡父の職事を卯に嗣がせることを命じたことを記すものと思われる。夢は媢蠱の精靈が睡眠中の人を侵し、精神を惑亂することを示す字で、瞢・蔑の聲義はみなそこから生ずる。この器銘では、すでに析して契約を成したところ、格伯がこれを履行せず、違約の懸念があるとの意であろう。そのため格伯の田を定界按行して、保證を求める行爲がなされているのである。

殹妊以下は、その定界按行のことをいう。餘論に佮を似と釋して地名、安を宴の義とし、「言至似、從格伯宴會也」とするが、全く事情に合わない。積微居にいう。

格伯安及甸殷、安當讀如按行之按、史記衞霍傳云、按榆溪絕塞、集解引如淳云、按行也、甸謂田之所在、殷地名、格伯安及田殷、謂格伯還時按行、至田所在之殷地也

亙は作册睘卣に「亙夷伯」とあり、安堵・按行の義をもつ字で、ここは按行の義とするのがよい。殹妊は人名。吳其昌は格伯の夫人とみている世族譜・四・四が、倗生側の人であろう。彶は金文では與・及の義に用いる。佮人の人を、郭氏ははじめ氏と釋したが、新版では人と改め釋している。

佮人與殷人二人字、均與厥字無別、然銘中從人之字、如倗如及如保、所從人字、亦均與厥字無別、

故定爲人字

六銘の字迹を通じて、みな郭氏の指摘するような筆癖があり、字形としては厥であるが人と釋すべく、文義も厥では通じがたいところである。甸は揚毁「官嗣量田甸」のように耕作地をいう。以上を要するに、この部分は、按行定界を實施するに至つた事情をいう。それで文は、「格伯遻、殹妊彶佮人、從格伯、亙彶甸」と句讀することになる。

雩谷以下、東門まで、その按行の經るところをいう。紉を大系に「疑紹省、說文、紹、一曰緊糾也」という。紹の省文とするのは確かでないが、字義は、境界の木を繫縛して標界とする意とみられる。積微居に到の義とするのは、定界のための行爲としては不十分である。下文に杜木・旅桑などの木名がみえ、これに標識を纏うたのであろう。餘論には字を約と釋し、窓齋にその釋を采つている。

雩谷・邍谷は谷名。その谷地の杜木・旅桑に標識をつけ、境界としたのである。邍は說文にみえる。旅桑を餘論に游蔡と釋するが、何れも字形異なる。谷地の木などに標識して定界とすることは、散

氏盤にもみえる方法である。

「渉東門」は境界の終るところを示すものであろう。積微居にいう。

東門既非水名、不得以渡渉爲解、漢書高帝紀賛云、渉魏而東、注引晉灼曰、渉猶入也、然則渉東門、正謂入東門矣

左傳僖公四年にも「不虞君之渉吾地也、何故」とあり、これも渉及の義である。

厥書史戠武、立𡨦成壘、鑄保𣪘、用典格白田

上文に按行定界したところを以て典田とし、誓約を成すことをいう。厥とは倗生を指す。この契約は格伯が義務履行の責に任じ、倗生は權利者として、その保證のために典田を行なつており、この銘辭は權利證書としての性格をもつている。戠武は書史の名。𡨦は陳肪𣪘にもみえる字である。大系にいう。

𡨦字亦見陳肪𣪘及因資錞、彼二器用爲虔敬義、此用爲垠限義、殺阬君神祠碑、殺阬以爲之𧶠、與此同

垠限の義では文義が通じないから、ここは立誓の意であろう。全上古に插と釋するのは歃血の義とするものらしく、餘論・筠淸に𡨦と解するのも成約の儀禮とするものである。積微居に矢誓の義とし、「从盟省、矢聲、疑當讀爲矢」といい、論語雍也「夫子矢之」の文を引く。𡨦も兩手を以て矢を演く形と皿に從う。誓約の儀禮を示し、恭𧶠の義はそこから生ずる。恭𧶠の字は列國器に至つてみえるが、ここでは字の初義に用いている。

成は成要。周禮調人「凡有鬬怒者成之」の司農注に「成之、謂和之也」というが、琱生𣪘二の「又成」、左傳宣十二年ほかの「求成」は爭訟・戰鬬の解決をいう。紛議を收束する意である。成下の一字は、說文に兩邑相背く字を「鄰道也胡絳切」といい、大系は「音與巷近」とする。しかし「成巷」では文義がえがたいから、ここはおそらく約定の田土を圖面化して、成要とする意であろう。土地の契約に關して圖面を作成し授受することは、散氏盤にその例がある。

「鑄保𣪘」は「鑄寶𣪘」に同じ。保・寶は通用の字で、本器の末文にいう「保用」は他器の「寶用」と同じ。成約のことを文書化し、圖面を添え、そのことを彝銘に加えていわゆる約劑とするのである。典を筠淸に「主也、鎭也」、奇觚に「典主也、格伯以田償甬生之債、故甬生主格伯田也」とする。支配・管理の意とするものである。大系には「如今言記彔或登彔」とし、積微居には「典常也、典常有今言確定之意、或謂典當讀爲奠、奠定也、記田之地界于寶𣪘、故爲定也、或曰、典字從册、有册書之義、說亦通」という。しかし文書化のことは書史によつてすでになされているのであるから、典には別の意味があるはずである。

銘は上文において、倗生が格伯に讓渡した良馬乘の代償として、「其賞卅田」を約したことを記している。これはその田租を供するもので、所有權を移すことではない。ところがその約が履行されず、倗生からの保證の要求があつて、格伯は自己の田土を典して保證としたのであるから、典は典當、すなわち質權設定のような意味の行爲であろう。金文では琱生𣪘二にそれらしい記述があり、その銘文中「余典、勿敢封」、「今余既一名、典獻」の句がある。本器の場合もその義とみてよい。

其萬年、子〻孫〻、永保用　〓

〓は圖象標識。この標識を用いているものはかなり多い。いまその主要なもの數器を錄しておく。

盨　周駱乍旅須、子〻孫〻、永寶用　〓　三代・一〇・三一・三

壺　周𡚬乍公己𨻰壺、其用享于宗、其孫〻子〻、邁年永寶用　〓　同・一二・二〇・二

𣪘　周棘生乍𥛚娟媿賸𣪘、其孫〻子〻、永寶用　〓　同・七・四八・二

卣　隹九月既生霸乙亥、周乎鑄旅寶彝、用享于文考庚中、用匃永福、孫〻子〻、其永寶用

〓　同・一三・四〇・一、二

匜　〓　周窐乍蔡姜寶匜、孫〻永寶用　同・一七・三〇・三

五器何れも周氏と稱している。𣪘に周棘生の名があり、倗生と同様の名號である。倗生も正しくは周倗生というべき人であろう。周氏といっても周室の族とは限らず、圖象を用い、文公の廟號に己・庚を稱するなど、東方出自の族である。器もまた王を成周に迎えたときに作られている。右のうち壺は故宮上一四七、卣は故宮上一三六に著錄。壺は頸部に顧鳳文、器腹の十字帶に蟬文、足に變様夔文を飾る。また卣は器蓋に顧龍文あり、蓋は平鈕にして兩角、兩器何れも本器と前後する時期のものとみられる。

訓　讀

隹正月初吉癸巳、王、成周に在り。格伯、良馬乘を倗生に取る。厥の貯卅田なり。則ち析す。格伯遷ふ。殹妊と佱人と、格伯に從うて甸に按及す。殷人、雩谷の杜木と原谷の旅桑とを紖ぎて、東門に渉る。厥の書史戠武、立𡨦成壨し、保𣪘を鑄て用て格伯の田を典す。其れ萬年まで、子〻孫〻、永く保用せよ。　〓

參　考

器銘は五器六銘のうち、文の備わるものわずかに二銘、他はみな脱文あり、字迹もかなり筆癖があつて崩れており、殆んど僞刻かと疑われるものばかりである。しかし器影二器には特に疑うべきところはない。銘文は特殊な內容のものであり、かりに僞刻としても原銘があつたものと思われ、金文資料としてはやはり看過しがたいものがある。この時期あたりから、字迹にも種〻の變化が出てきていることも考えられる。

この器銘は早くから難解を以て知られ、筠清館には異例の長文にわたる考釋を試みており、文錄には「今不可盡曉」という。文中の賣買關係についても異說があり、大系・積微居には格伯を賣渡人とする解釋である。積微居に自說を讃して

田已由倗生、移于格伯、故曰格伯田也、此文、前人讀者、似皆未能通解、余今說之以周禮、證之以散氏盤銘、當時交涉情事、歷歷如繪、或足爲治古文考古史者之一助乎

と述べているが、格伯を賣渡人とする解釋の疑點をまとめていうと、次の如くである。

1、格伯說は取を付もしくは受と釋して交付の義とするが、六銘を通じてみると、字はやはり取と

釋すべきである。取ならば、賣買關係はこの一字で定まるところである。

2、遚を還と釋するは當らず、卯𣪘の例では乖違の義とみられ、そのため下文の定界按行、典田のことが行なわれたとすべきである。

3、殹妊・佮人が格伯に從つて定界のことを行なつているのは、格伯の田土が典田の對象とされているからである。

4、格伯田を楊說のように新たに格伯の所有に歸した卅田をいうと解するならば、特に格伯田という必要もなく、また定界の勞も要らぬはずである。

なお銘末に𠕁形の圖象標識があり、その家は周棘生など周氏を稱する族である。倗生の名號もそれに近い。器銘が權利證書の意味をもつものとすれば、權利者は作器者である倗生でなくてはならぬ。格伯說では、全文の通義を求めることは不可能である。

馬乘は當時かなり高價貴重なものであつたらしく、穆王期には王室がその飼育に努力していたことが盠器によつて知られる。本器に卅田の租入を以て代價としていることからも、馬乘の價格が推定されるが、それほど高價であることから、支拂上の紛糾や保證の問題なども生ずるのであろう。なお取を奪取の意とし、その不法行爲に對する賠償事件ではないかという想定もできそうであるが、爭訟の事實を示す記述がないので、一應尋常の賣買關係とみておく。爭訟の結末を記した例には、曶鼎や琱生𣪘二がある。ただ本器が、五器六銘すべて眞刻であるとする場合、どうしてかく多數の約劑を用意する必要があつたのか、そういう疑問もあるが、あるいは關係者にもそれぞれ一本を保有する副本的な性質のものであつたかも知れない。何れにしても銘文・字迹・器數などにわたつて、問題の多い器である。

器名は從來格伯の名を冠してよばれているが、奇觚に甬生敦と稱するように、倗生を作器者としてよぶのが正しい。いま改めて倗生𣪘と題しておく。

器銘中の人物と關係のある器を次に揭げておく。

*格伯作晉姬𣪘

器　名　格伯敦攈古

時　代　共王大系

收　藏　「山東濰縣陳氏藏」攈古

著　錄

器影　雙劍誃・上・一六　大系・八九　通考・三二七

銘文　從古・一五・二五　攈古・二之二・八三　愙齋・八・六　奇觚・三・一八　周存・三・六七　簠齋・𣪘・一二　大系・六七　小校・八・八　三代・八・五・四　河出・二三四

考　釋　愙齋賸稿・五〇　雙劍誃・四　大系・八二　通考・三五〇

器　制　雙劍誃にいう。「高七寸一分、深四寸六分、口徑七寸三分、足徑七寸八分、色黝潤」。また通考にいう。「腹飾瓦紋、口飾夔紋一道、兩耳作獸首形、有珥、三足、失葢」。その器

制は虢殷善齋・八一通考・三二六に近く、三小足の足端は外折、變樣夔文はかなり樣式化している。

格伯晉姬殷

銘　文　　腹底　　三行二〇字

隹三月初吉、格白乍晉姬寶殷、子〻孫〻、其永寶用

雙劍誃にいう。「格國名、於傳無徵、然此殷可證格與晉爲婚姻之國、此外有格伯殷有五、均係規畫田界之事、銘文與此異」。倗生殷にみえる格伯と同一人であることは疑ない。晉は姬姓、晉の名が器銘にみえるものとしては、よほど早期のものである。倗生殷は王が成周に在るとき作られており、格伯の地もあるいは晉南方面であるかも知れない。次に錄する異仲作倗生殷は、晉地の出土と傳えられている。

器制はほぼ共懿期、字迹は中・吉・格などの口形を三角形に書く筆癖がある。趙曹鼎・吳方彝・善鼎、特に倗生殷に特徴的にみえるものである。また左文の字が多く、初・格・寶・永・用の諸字はみな左文である。

*異仲作倗生壺

時　代　　共王大系

出土・收藏　　「買山西賈人、或係晉地所出」雙劍誃

著　錄

器影　　雙劍誃・上・二七　大系・一七九

銘文　　貞松・補上・三七　大系・六七　小校・四・八二　三代・一二・一三・六　河出・二三三

考　釋　　雙劍誃・六　大系・八二

器　制　　蓋のみを存する。雙劍誃にいう。「高二寸三分、深一寸六分、口徑縱三寸二分、横三寸九分、色澤蒼翠、銀白相錯、班華陸離」。色澤の美しい器のようである。蓋に四稜あり、器にもおそらく稜飾があったのであろう。口緣に竊文を左右に配し、上部に渦文狀の卷尾の文樣を加えている。象文の變樣文である。壺に稜のあるのは、古制を存するものであろう。倗生殷の圓渦文・瓣花文・直文、本器の竊文・象文など、倗生の器には古色のあるものが用いられており、畾標識の卣・壺と合せて、注意すべき事實である。

曩仲作倗生壺蓋

銘　文　　四行一四字

曩中乍倗生飮壺、匃三壽懿德萬年

雙劍誃にいう。

曩中・倗生均係人名、格伯段、格伯取良馬乘于倗生、與此倗生當爲一人、宗周鐘、參壽唯利、者減鐘、若參壽、晉姜鼎、三壽是利、魯頌閟宮、三壽作朋、鄭箋、三壽三卿也、按國之三卿即三老、匃三壽、言乞如三老之壽也、易傳、君子以懿文德、詩烝民、好是懿德、時邁、我求懿德、懿德美德也、彝銘中、一二十字之小幅、文字高峻無匹者、以曆鼎銘及此銘二篇爲最、以其與雅頌同風也

壺は多く媵器として生人に贈られるものであるから、この飮壺が曩中から倗生に贈られているのは、あるいは兩家の間に婚媾のことがあつたのであろう。

三壽については宗周鐘の條二七二頁に述べた。

曩氏は卜辭にもその名のみえている古族で、のちには王號を稱したこともあるらしく、曩甫人匜三代・一七・三五・四にはその王名がみえ、王婦曩孟姜匜同・一七・三二・二に王婦とも稱している。安伯曩生壺巖窟・上・六四　三代・一二・一一・三に安伯曩生と稱しているものも、あるいはこの曩氏であろう。その器も河南の舊出土と傳えられている。

これらの諸器によつてその關聯を求めると、曩仲と倗生は親緣の關係にあり、倗生と格伯、格伯と晉姫という交涉を考えることができる。

なお倗には倗尊三代・一一・三〇・七・倗卣同・一三・三四・三「倗乍厥考寶障彝、用萬年事」・倗伯段同・七・三一・一「倗白虒自乍障段、其子〻孫、永寶用享」などの器があつて、倗の一族の器であるかも知れない。また倗中鼎三代・三・二三・四には「倗中作畢媿賸鼎、其萬年寶用」とあり、倗氏より畢に嫁する女の賸器であるが、この倗仲が倗生と同族とすれば、その家は媿姓の族である。

一一三、追　毁

器名　追叔毁清儀

時代　西周後期通考　西周末葉韡華

收藏　「馮雲鵬藏器」金索（第四器）　「一毁蓋（第一器・蓋）、浙江嘉興張叔未藏、卽吳縣曹秋舫器、一毁（第四器）、孫字無重文、安徽亳州何綏齋藏、積古齋著錄」攈古　「曹秋舫藏（第一器）、又亳州何綏齋觀察藏有追毁（第四器）、銘與此同、惟孫字無重文、爲五十九字」敬吾　「內府藏」貞松（第三器）　「故宮博物館藏」故宮（第三器）　「蓋器分藏二姓、今器在武進費氏（第一器）蓋卽歸日本某氏矣（第一器・蓋）」周存　「書道博物館藏」水野（第一器・蓋）　なお一毁がブランデージ氏の有に歸している。

著錄

器影　一、西清・二七・一八、器　懷米・下・二五　水野・一一七、蓋　二、西清・二七・二〇　三、通考・三一六　故宮・上・六八　二玄・三一九　四、金索一・二六

銘文　銘の行款・字數によつて整理を加えると、次のようになる。

一、器　西清・二七・一八　從古・六・三九　周存・三・三五・一　三代・九・六・二　二玄・三一八　蓋　懷米・下・二五　攈古・三之一・四二　敬吾・上・五五　水野・一一七

二、器　西清・二七・二〇

三、器　貞松・六・四　三代・九・五・二

四、器　積古・六・一四　金索・一・二七　攈古・三之一・四三　奇觚・四・一〇　又・一六・三　三（重）　周存・三・三五・二　三代・九・六・一　小校・八・五一・二

五、（器蓋不明）　三代・九・五・一

考釋　拾遺・中・二二　韡華・丙・八　文錄・三・二四　叢攷・二六三

器制　三代吉金著錄表に二器一蓋とし、通考に三器一蓋というも、銘の存するものは四器である。いずれも器影繪圖を存しており、うち蓋を備えるものは第一器のみで他は失蓋、五は別器かそれとも他器の蓋銘か不明である。四器とも器制文様全く同じく、西清の二器は大小も同じであるという。西清の第一器にいう。「高九寸三分、深四寸四分、口徑八寸二分、腹圍二尺八寸四分、重四百四十三兩」。蓋は懷米に「口高二寸六分、口八寸五分、項三寸五分、深一寸八分、重七十三兩」とあり、器蓋の口緣が合う。蓋鈕の底に鳳文かと思われる文様がある。

第三器は珥の一部缺落し、かつ銘文の行款が第一・二器と異なるので別器であることが知られる。故宮圖錄によると、「通耳高三一・一糎、深一三・八糎、口徑二六・六糎、座縱橫均二八・九糎、腹圍九二・一糎、重一・四四六瓩」とあつて、その大小は殆んど一・二器と同じ。第四器にも乾隆造營尺による尺寸があるが、やはり同じ大きさである。

追𣪘第三器

器は方座をもつ獸耳𣪘、器腹に前垂のある大顧龍文を配し、方座側面にも同様の文様を左右に相背く形に加え、地文を方形雷文で埋めた鮮麗なものである。器の項下には變様夔文があり、その組合せ部分に眼形を點じている。書道博物館に藏する蓋の文様も器と同じ。第三器について、通考に「曾見頤和園藏一器、座內有小鈴」といい、故宮圖錄にも「座內有環鼻、似爲懸鈴之用」とあつて、小鈴はすでに失なわれているが、座內に鈴のあつたことが知られる。西清の兩器には鈴について何の記載もないが、おそらく同制の器であろう。器の外底に鈴をつけることは、例えば白鶴美術館に藏する方座四耳𣪘白鶴・撰・一六にもみえ、殷末以來から行なわれていたようであるが、あまり例はない。器制・文様の上からいうと、本器は前期の諸特徴を多く存している點で注意される。

第四器は器面がよく磨かれていなかつたらしく、馮雲鵬がこの器を入手しえたのも、器面が闇然として目だたなかつたので他の好事家の蒐集を免がれ、馮氏の手に歸したものであるという。しかし故宮の藏器は、影片によつても鮮麗な制作であることを知ることができる。

銘　文

すべて四器一蓋。他に器蓋不明の一銘があり、合せて六銘を存する。行款・字數は器によつて異なり、第一器は器蓋ともに七行六〇字、各行の第一字は追・子・子・考・文・令・其である。第二器以下は孫に重點を附せず、五十九字。第二器の各行第一字は追・天・對・祖・前・永・其、第三器は追・天・天・祖・文・令・其、第四器は追・天・天・考・文・令・其、第五器は追・子・顯・障・人・畯・萬の配列である。諸家の著錄にはその分別を誤まつているものがあり、殊に第四器の銘は、銹泐を補修したものと未修のものと、一見して異笵とみえるほど異なるため、奇觚のごときは兩者を重複錄入しているが、金索に「已錄入積古齋款識、蓋據陳秋堂拓本、其缺筆爲凝絲所掩、今就本器臨之、故少缺筆、實無二器也」というように同一の銘である。器銘の場合、銘の周邊に六個の釘眼があるが、それは金索に「銘在其腹、其上下左右有釘眼六、蓋所以固于方座者」と記すように、器を方座に固定させるために、釘を以て留めたものである。

追虔夙夕、卹厥死事、天子多易追休

銘文の前辭にあたる廷禮の記載がなく、直ちに賜與のことを記している。追は作器者の名。賜與は、追が夙夕王事を敬しみ、その職事に盡したことに對するもので、嗣襲その他特別の場合のことではないが、しかも同銘の器が少くとも五器も制作されているということは、この賜與がよほどの隆賜であったのであろう。

夙夕は大盂鼎や麥盉など初期の器にもみえ、「虔夙夕」は梁其鐘などより以後に習見する。死事を積古に字のままに解して、「死事者、卹戰陳死事者之後、禮有春饗孤子之文」といい、左傳哀公二十九年の文を引き、「知古者卹死事之典重矣」と論じている。西清の「蓋死事者、子孫紀其贈卹之典、而泐之於器」とする解を承けたもので、從古・攈古などもみなその說であるが、これはもとより誤で、拾遺に金文の例をあげて司事と改め釋している。

卹は經傳に多く愼の義に用いる。金文では縣改毁に「卹縣伯室」とみえるのをはじめ、後期・春秋期の器銘に用例が多い。「多易」は大克鼎にその語例がある。

> 追敢對天子覭、䝨用乍朕皇且考𩵦毁、用亯孝于前文人、用𦃟匄眉壽永令、畯臣天子靈冬、追其萬年、子〻孫〻、永寶用

この末辭の形式は、克鐘・師俞毁など、懿孝期前後の諸器にみえる。覭は顯の異文。虢季子白盤にも「孔覭有光」の語がある。也毁に「顯〻受命」とあり、その字形中に尹を含んでいて、覭と顯とは同字異構である。對揚を對と揚、あるいは揚と對と上下に分置する語法は趩觶や克盨など、共懿期以後にその例が多い。前文人は伯㦰毁に、𦃟匄以下は後期に習用される嘏辭の形式である。𦃟は旂、匄は求、永令は永命、靈冬は靈終。永命萬年、壽老毋死などと同義の語である。

訓　讀

追、夙夕を虔しみ、厥の死事を卹しみ、天子多く追に休を賜ふ。追、敢て天子の顯に對へ、揚へて用て朕が皇祖考の𩵦毁を作る。用て前文人に享孝し、用て眉壽永命を祈匄す。畯く天子に臣となり、靈終ならむことを。追其れ萬年まで、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

銘辭には後期的な要素が多く、殊に末辭の形式は克鐘などに近いものであるが、器制・文様は穆共期を下限とする前期の様式を存しており、殊にその文様は盠方彝に似たところがある。字迹は後期の克器・頌器などにみえる遒麗な字様の先蹤をなすものとみられ、昭穆期の尹姞・縣改の字様から、晉壺を經て克・頌諸器に展開してゆく過程を示すものがあるように思われる。

器制が古く、字様が新しいというこの器の特色は、同時に共懿期が靑銅器文化の上に一の轉換期であつたという事實を示すものとみられる。器銘が五器ともそれぞれ行款を異にしているのは、おそらく同制同銘の段であるため、その器蓋の銘を同じ行款に鑄銘して、他の器蓋との混淆を避けるという配慮に出たものであろう。第一器の器蓋は同じ行款に記されている。從つて行款を異にする器銘が五文あることは、器がもと少くとも五器以上あつたことを示すと考えてよい。

本器が少くとも五器以上の同銘の段であることは、彝器文化のあり方の上から注意を要することである。從來も二器同銘の器、すなわち雙器の例は必らずしも少くなかつたが、五器以上に及ぶことは、共懿期以後に至つてあらわれる顯著な事實である。伽生段五器・師酉段三器・克鐘六器・克鼎八器などがそれであるが、本器は伽生段とともに、後期の同制同銘諸器の風を開くものであつたといえよう。そしてこのような事實は、祭祀形式の變化を背景において、解釋すべきことであると思われる。

昭和四十二年十二月　初版發行
平成四年　十　月　再版發行

發行所　財團法人　白鶴美術館
神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號

印刷所　中村印刷株式會社
京都市下京區七條御所ノ内中町五〇

白鶴美術館誌

第二二輯

白川靜

金文通釋 二二

鳥鈕壺方卣

財團法人 白鶴美術館發行

一一四、趩　觶

器名　趩尊攈古　趩簋通考

時代　共王董作賓・唐蘭　懿王通考・斷代　孝王大系　夷王麻朔

收藏　「漢陽葉氏・武進費氏・吳縣吳氏藏」周存　「吳淸卿中丞所藏器」綴遺　「冠斝樓藏器」冠斝

著錄

器影　恒軒・五〇　大系・二〇六　冠斝・補二　斷代・六・圖版二　二玄・二七九

銘文　攈古・三之一・六〇　奇觚・五・一四　愙齋・一三・一一　周存・五・一　大系・八五　綴遺・一八・二三　小校・五・四一　三代・一一・三八・一　二玄・二七八

考釋　韡華・戊上・九　大系・一〇一　文錄・四・一〇　文選・下二・三　通考・五二，三四〇　麻朔・三・二九　斷代・六・一一三

器制　大小未詳。器は横・長ほぼ等しく、觶としては器高の低いものである。項下正中に獸首を飾り、その左右に夔鳳相對う帶文を付している。鳳文は鳥啄大、鳥身は柔軟にして冠毛が靡き、尾部は下垂内向している。器制文様を以ていえば、前期の遺制を存するものである。僞器があるらしく、斷代にいう。「一九四九年前後、在琉璃廠見一仿製者、其器

口徑與高度約爲一五糎、形與同時之尊不同、今仍以觶名」。周存に「曾於趁齋（武進費氏）一見之、癸巳復過吳門、知已歸顧鶴逸、鶴逸於古物鑒別、不如書畫、疑此是宋仿、然仍寶藏之」とあり、宋仿の疑いがもたれたとしているが、陳氏のいう仿製は、あるいは早くから廠肆の間に流れていたのかも知れない。

趩　觶

銘文　八行六八字

隹三月初吉乙卯、王才周、各大室、咸井叔入右趩

大室とのみいつて宮廟の名をあげないものには、師毛父𣪘・呂方鼎・剌鼎をはじめ、免觶・讃𣪘・走𣪘などがある。中期の器にその例が多い。咸井叔の咸を、奇觚に句末におく動詞の咸であるとしているが、「入右」の下に直ちに咸をおくことは考えられない。攈古に咸を咸林の咸とし、咸林の

井叔はすなわち康鼎にいう鄭丼と一人であるとしていう。

按鄭氏詩譜、初宣王封母弟友於宗周畿內咸林之地、是爲鄭桓公、今京兆鄭縣、是其都也、據此當爲邢之借字、邢爲鄭地、鄭在咸林、鄭未封以前、其地名咸林、不名鄭、故云咸井叔、咸井叔云者、猶阮書綏賓鐘銘云鄭井叔也

奇觚にこの說を駁して、咸林を咸と簡稱するのはおかしいとしているが、地名を略していうことは例のあることであり、郭・陳の兩氏はみな咸林說をとつている。ただ鄭の初名が咸林であつたとするのは誤で、それならば鄭丼の稱は宣王以後の名となるが、咸丼叔と鄭丼の器は時期的に相並ぶべきものであり、鄭丼叔の諸器は時期がかなり下る。通考には、咸丼叔は曶鼎にみえる丼叔であろうという。何れにしても丼・丼叔と稱するものであるから、その家はおそらく丼の同宗であろう。

趩は作器者の名。說文に「趩、行聲也、一曰、不行貌、讀若敕」というも、字は王孫遺者鐘に「畏嬰趩趩」、また石鼓文車工に「其來趩趩」とみえており、その例でいうと翼々の義である。異は翼戴の象を示す字形である。

王乎內吏、冊令趩、更厥且考服、易趩戠衣・戠市・冋黃・旂

內吏は內史。史・吏・事はもと一字である。更は賡續の意。陳釋に、更をいう例として班𣪘「更虢城公服」・師虎𣪘「更乃且考啻官」・曶鼎「更乃且考司卜事」、嗣をいう例に師嫠・師酉の二𣪘、纂をいう例として害𣪘・孔悝鼎・齊侯命左傳襄十四年をあげている。この銘では祖考の服事について記していないが、職事の世襲が慣例となつていた時期のことであるから、改めて職事を明示する必要がなかつたのであろう。

戠衣は卽咎𣪘をはじめ、免簠、豆閉𣪘にみえる。趞曹鼎一に、戠市・冋黃・䜌を賜うているが、本器の賜與と近い。戠市・冋黃については趞曹鼎一參照。旂はまた䜌・䜌旂ともいう。趩鼎の條參照。

この條の賜與については、攈古に詳說がある。

趩拜𩒨首、揚王休對、趩蔑曆、用乍寶障彝、枻孫子、毋敢㒸、永寶、隹王二祀

對揚の語を上下に析用するものには、克盨「克拜𩒨首、敢對天子不顯魯休揚」・虢叔旅鐘「旅對天子魯休揚」などの例があり、何れも「對……揚」という形式をとる。本器のように「揚……對」という形式をとるものは稀である。

祖考の服事を襲ぐことを命じた冊命において、蔑曆を受けている例は極めて少く、この器の外、祖考に言及しているものは師望鼎・大𣪘一などがあるに過ぎない。蔑曆はもと事功を旌表する意の語であるが、のちには單に褒賞の語として用いられるに至つたのであろう。

枻を攈古に「識也、藏也」の義とするも文義が通じがたく、綴遺に葉と釋し、陳釋に百世の合文とするも、何れも字形が合わない。「世孫子」の語は寧𣪘や師遽の器・守宮盤などにみえ、語例からみて世の繁文とすべきである。㒸は墜の初文。𡗝𣪘「對不敢㒸」・彔伯㦰𣪘「女肇不㒸」などの例がある。

訓讀

隹三月初吉乙卯、王、周に在り、大室に格る。咸井叔、入りて趩を右く。王、內史を呼び、趩に冊

命し、厥の祖考の服を更がしむ。趩に戠衣・載市・冋黃・旂を賜ふ。趩、拜して稽首し、王の休に揚へて對ふ。趩、蔑暦せられ、用て寶隮彝を作る。世孫子、敢て墜すこと毋く、永く寶とせよ。隹王の二祀なり。

参　考

陳氏は本器の器制・銘文について、その時期を論じていう。

此器一帶鳥文、是西周初期的孑遺、器製作時代、却應在共懿之世、此器所賞錫的命服、同于共王時器、參第七八器（師奎父鼎）、此器百世孫之語、以及稱年爲祀、並置于銘末、同于共王時器、參第八一器（吳方彝）

この説では器を共懿期とするものであるが、斷代では本器を懿孝期の趩組の中に列している。趩組の井叔と本器の咸井叔とを一人としたためであろうが、これはなお定めがたいことである。銘末の「隹王二祀」は、吳方彝と同じ。吳方彝は「二月初吉丁亥」、本器は「三月初吉乙卯」で、その間二十八日であるから、暦譜において合う。吳方彝は師虎毁との關係から共王期と考えられる器であるが、本器は日辰の上からいえば、師遽毁を穆王三年の器とする場合、その前年の暦譜に入りうるのである。器の夔鳳文がかなり古色を存するものであること、觶が後期にはすでにみえぬ器種であることなどからみて、器はおそらく穆王期に入るべきものであろう。

一一五、免　觶

器名　象尊寧壽　兊彝積古

時代　穆王唐蘭　懿王大系・通考　懿孝期斷代　夷王厤朔　厲宣期樋口　宣王以前綴遺

收藏　「故宮藏」寧壽　「舊藏金蘭坡・吳大澂・費念慈」斷代

著錄

器影　寧壽三・一六　大系・二〇五

銘文　器　積古・五・三三（彝）　攈古・三之一・三一（彝）　奇觚・一七・一五（彝）　周存・五・八三・一（卣）　大系・八〇（觶）　綴遺・一二・二八・二（卣）　小校・七・四八（彝）　三代・一一・三六・二（尊）同・一三・四三・三（卣、重）

　蓋　周存・五・八三・二　大系にいう。「存錄一蓋銘、乃僞刻、存綴代校、乃免卣文」。

考釋　餘論・三・五　韡華・己・一七　大系・九一　文錄・二・一七　文選・下二・一一　厤朔・三・三〇　斷代・六・一一二

器制　寧壽にいう。「右高五寸五分、深四寸八分、口徑五寸七分、腹圍一尺五寸五分、重八十兩」。器は侈口、器腹の下部が大きくふくらみ、頸部正中の犧首を中心に、已字形の顧龍帶文を飾り、下に一弦文を付している。觶に顧龍文を帶文とすることは、あまり例をみ

ない。

銘　文　器、五行四九字。蓋、七行四九字。蓋銘僞。

隹六月初吉、王才奠、丁亥、王各大室、井叔右免

奠は鄭、京兆鄭縣の地。綴遺にいう。「按此爲西都之鄭」。竹書紀年に、穆王がこの地に祇宮を作つたと傳えられ、また鄭宮・春宮ともいう。太平御覧卷一七三引紀年「王才奠」というものになお大段一があり、大はその地で蔑曆を受けている。なお奠については免簋の條參照。右者井叔は、あるいは鄭の地にある鄭井、すなわち鄭の井叔であろう。鄭井叔康盨・康鼎はその家の器である。

免　觶

王蔑免曆、令史懋、易免載市・同黃、乍嗣工、對覭王休、用乍隮彝、免其萬年、永寶用

蔑曆を受けた事功については記載がない。史懋には史懋壺があり、菁京において王から貝を賜うている。免にも史免簠があり、史職に補せられている。

載市は趞曹鼎一・趩觶・師奎父鼎などにみえる。載は才聲の字で緇をいう。同黃も趞曹鼎一にみえる。載市・同黃を賜うことは一時の風尚であつたらしく、陳氏はこれらの賜與を共懿期彝器の一特色とみなしている。

この文はまず賜物をいい、後に官職の任命をいう。豆閉段にその例がある。嗣工は官名。百工を官司するもので、蔡段に「嗣百工」、揚段に「乍嗣工、官嗣量田甸眔嗣立眔嗣芻眔嗣寇眔嗣工司」ともあつて、その管掌するところはかなり廣汎である。嗣工・嗣土の職事は、特定の地域や組織に屬するものを對象として官嗣することを命じている例が多く、免簠では嗣土として鄭還の散・虞・牧

を官嗣することを命ぜられている。本器にいう嗣工もおそらく鄭の王宮所屬の百工を管掌する職であろう。鄭地で册命が行なわれているのもそのゆえであろうと思われる。

訓　讀

隹六月初吉、王、鄭に在り。丁亥、王、大室に格る。井叔、免を右く。王、免の曆を蔑はし、史懋に命じて、免に載市・冋黄を賜はしめ、嗣工と作す。王の休に對揚して、用て隮彝を作る。免其れ萬年、永く寶用せよ。

參　考

周存・綴遺に器を卣とし、器蓋二文を收めている。三代の卣部に錄するものは、觶の銘を重錄したものであろう。綴遺にいう。

右冘卣幷蓋銘各四十九字、金蘭坡舊藏器、據拓本摹入、……此與積古齋款識所錄冘彝冘簠冘盉三器、及葉兵部之冘敦皆一人所作、惟冘彝銘與此同、特所據爲趙謙士侍郎摹本、舛譌殊甚、攈古金文、又據阮刻入錄、仍沿其誤、良由未見此器耳

器を實見したような記載であるが、それならば器種を卣と誤ることはないはずだと思われる。しかし周存には、器を實見しているらしく、銘末に跋していう。

是卣、器文至精、蓋遠遜、當是後配、壬子民元・一九一二見於滬上、今不知何在

拓迹では殆んど確かめがたいが、郯氏が實見して疑問としているのであるから、蓋銘には仿刻のものがあるのであろう。

免にはなお簠・段・盤があり、別に史免簠と稱するものがある。段・盤には本器と同じく右者井叔の名がみえている。

*免　簠

器　名　　冘簠積古　免彝小校

收　藏　　「阮元所藏」積古　「舊藏阮元・丁樹楨」斷代

著　錄

銘文　積古・七・三　攈古・三之一・二五　敬吾・下・八一　奇觚・四・三　又・一七・二三　周存・三・一二一　大系・七九　小校・九・二一　三代・六・五二・四　河出・二二五　二玄・二八二

考釋　拾遺・中・二四　韡華・丁・四　大系・九〇　文錄・四・二　文選・下三・一　麻朔・三・三五　積微居・一二〇　斷代・六・一一一

銘　文　　四行四四字

隹三月既生霸乙卯、王才周、令免乍嗣土、嗣奠還歔眔吳眔牧、易戠衣・䜌

嗣土は盠方彝に参有嗣として嗣土・嗣馬・嗣工の名を列擧し、蠡毀に「令女乍嗣土、官嗣藉田」とあつて、藉田を官嗣している。この器では斆・虞・牧を掌り、周禮地官司徒にいう職事に近い。「奠還斆」を積古に

奠定也、還通寰、寰古縣字、穀梁隱元年傳、寰內諸侯、釋文、寰音縣、寰內圻內也

とし、斆を雜と釋して「命奠定縣內之雜政」と解しているが、縣は齊器にはじめてみえ、「縣三百」の語がある。西周のとき、郡縣の制はまだ行なわれていなかつた。韡華にこの三字をすべて地名とし、鄭は南鄭であるという。大系には奠還を地名として「還當讀爲苑」、すなわち鄭苑にして、林・吳・牧はみなその地の職事であるという。斷代は苑林とつづけてよむ說である。

同毀曰、左右吳大父、嗣昜林吳牧、與此同、是還相當于昜、昜林吳牧、相當于周禮司徒之場人・林衡・澤虞・牧人、此器還林、卽園林或苑林、還假作園、是園卽圃、詩七月、九月築場圃、而周禮場人、掌國之場圃、而樹之果蓏珍異之物、是司還卽場人、還或是苑

積微居にも還林とつづけてよみ、地名にして咸林のことであるという。

還斆二字當連讀、乃地名、余疑卽咸林也、鄭譜云、初宣王封母弟友於宗周畿內咸林之地、是爲鄭桓公、今京兆鄭縣、是其都也、咸還聲同、故銘文作還、而詩譜作咸、古人地不虛名、森林所在、則謂之林、林所在多有、則別之曰甲林乙林、咸林其一也、司鄭咸林者、其職葢與周禮地官司徒所屬林衡之職相當、林衡職云、掌巡林麓之禁令、而平其守、以時計林麓、而賞罰之、若斬木林、則受法於山虞、而掌其政令、是也

楊氏は同毀の昜林をもつづけて訓み、やはり林名としている。しかし同毀の「左右吳大父、嗣昜林吳牧」という昜の林・吳・牧は三職の名を並列したものとすべく、本器の「斆眾吳眾牧」がそれに當る。銘文はその上に鄭還の二字を冠したもので、鄭還は地名であろう。還を園・苑に充ててよむのはなお確かでない。免毀によると、免は周師の嗣斆の職を補佐している。免觶には、王が鄭の大室において免に嗣工の職に任じたことを記しており、鄭還とは鄭の近旁の地であろう。大系の免卣の條下にいう。

奠當是井叔食邑所在之鄭、卽西鄭也、漢書地理志京兆尹鄭縣下注引臣瓚曰、周自穆王以下都于西鄭、師古非之、謂穆王以下無都西鄭之事、今本器言王在奠、與它器言王在周者同例、又農卣言、王在□应、其字殆亦奠字之異、則臣讃所言、確有所本、葢自穆王以來、于西鄭設有離宮別苑、王

則時往、就居也

この離宮別苑を、郭氏は暗に本器の鄭還、すなわち鄭苑に擬しているようである。鄭に別宮のあつたことは竹書紀年にもみえ、また觶銘に「王各大室」の語があることによつても知られるが、虞牧のことは宮苑で行なうべきものではないから、鄭還とはおそらく鄭の王領地で、鄭井などの所領と區別した名であろう。

㪤は免毀にみえる。毀では周師の嗣㪤のことを佐助しているが、その地が廣大であるため、佐助の官を必要としたのであろう。㪤を拾遺に鄭と釋し、周禮遂人に「四里爲鄭、五鄭爲鄙、五鄙爲縣」の鄭としているのは、還を縣と釋する積古の説に牽かれて、その類するところを求めたにすぎない。㪤は廩に通じ、山叢の利を收めるをいう。林に通用し、鐘銘に㪤鐘というものは、後の林鐘に當る。周禮司徒の序官に、林麓を大中小に分つている。虞は山虞澤虞の虞、牧は牧人の職。免は嗣土に任ぜられており、これらのことはすべて嗣土が最高職として執掌するところであつた。尤もこのような職は、散氏盤にもみえるように地域ごとに嗣土・嗣馬・嗣工がおかれていたので、周禮のような中央政府の官職體系と同じものではない。

賜與の戠衣・鑾はいわゆる命服である。戠衣は織采の禮服、鑾は鑾旂。豆閉・戠の二毀では戠衣の次に黹市を加えている。

對揚王休、用乍旅黨彝、免其萬年、永寶用

免の諸器中、この器と史免簠とのみ旅黨彝・旅匡を作るという。簠には行器・旅簠・賸簠というものが甚だ多く、器の性質・用途と關聯するところがあると思われる。

訓　讀

隹三月既生霸乙卯、王、周に在り。免に命じて嗣土と作し、鄭還の㪤と虞と牧とを嗣らしむ。織衣・鑾を賜ふ。

王の休に對揚して、用て旅黨彝を作る。免其れ萬年、永く寶用せよ。

參　考

器は圖象を傳えず、器制を識りがたい。簠は免氏の二簠が時期の最も早いもので、簠成立の時期を考えるべき重要な資料である。樋口氏は免器の時期を厲宣期にありとし、免盤の器制が散氏盤と似ていることをその一證とされているが、しかし免器の時期は、免の諸器及びその關聯器についての愼審な檢討に待つべきであろう。たとえば散盤に近しとされる免盤は、普渡村出土の長由盤とそれほど時期を隔てたものでなく、また散盤を厲宣期に下すことにも問題がある。免毀にみえる周師は守宮盤にもみえる人であるが、その盤は器腹に顧龍文、圏足部に斜格雷文をもつもので、長由盤と時期の近いものであろう。すべて、免器の器制と銘文、その廷禮の形式や官職・賜與・字迹の全體を通じてみるとき、この器群を厲宣期にまで下して考えることは、不可能であると思われる。

*免𣪘

收藏　「葉東卿藏」筠清　「呉縣潘氏藏」周存　「今在上海博物館」斷代

著錄

銘文　筠清・三・一八　敬吾・上・五七　攈古・三之二・五六　奇觚・一六・三二　窓齋・九・一六
周存・三・三二　大系・七九　小校・八・五八　三代・九・一二・二

考釋　拾遺・下・六　大系・八九　文錄・三・一五　文選・下二・一九　麻朔・三・三六　積微居・
一二七　斷代・六・一〇六

器制　斷代に「器身已毁、殘存器底、徑一四・九糎」という。免氏の諸器はいまその大半を
佚し、本器もただ圓形の一片のみを存している。

銘文　六行六四字　蓋銘三代表

隹十又二月初吉、王才周、昧喪、王各于大廟、丼叔有免、卽令、王受乍册尹者、卑册令免

昧喪は昧爽、小盂鼎にみえる。小盂鼎では昧爽に諸臣が入門して服酒し、明に至つて王が大廟に赴
いている。一般の册命の儀禮に昧爽と稱するものは、本器の他には殆んどない。

丼叔を、大系に曶鼎の丼叔と同一人とみているが、おそらく鄭丼叔であろう。免簠では免に鄭還の
嗣土たることを命じ、免觶には「王在奠、……丼叔右免」とあつて、鄭地で册命が行なわれている。

曶鼎のほか、咸丼叔と稱するものもあるが、いま本器の丼叔を鄭丼叔とみておく。丼氏は西周期の
殆んど全期を通じてみえる名族で、周公の胤たる邢公の族から出ていよう。丼侯よりのち、丼叔・
丼季・丼伯・司馬丼伯、また丼叔には鄭丼叔・咸丼叔と稱するものがある。丼關係の諸器について
は、斷代六・一〇七頁以下・樋口第三章二・丼器考に詳論があるが、別に一括して述べる。このうち丼伯
は多く穆共期諸器の右者としてみえ、丼叔は時期的にこれと雁行する諸器にみえている。

右者の右に有を用いるのは稀有の例である。「卽令」は趞鼎「密叔右趞、卽立、內史卽命、王若曰」、蔡𣪘に「厥又見、又卽令」の語がある。文は趞鼎の形式を簡略にしたものとみてよい。左傳定四年「用卽命于周」の杜注に「卽就也」とあり、受命者の位置について命を受けさせる意である。從って文は使役によむ。

受は授、者は書。命書を授けることは、頌鼎に「尹氏受王令書、王乎史虢生、册令頌」とあり、尹氏から王へ、王から史虢生へという形式が記されているが、本器では王が作册尹に授けて册命させる次第となつている。卑は俾にして使役、舀鼎に數見する。

曰、令女疋周師、𤔲歡、易女赤⊗市、用事、免對䀁王休、用乍𨻰𣪘、免其萬年、永寶用

疋を大系に足にして嗣續の意とし、積微居には劉心源の説を採つて字を世と釋し、同じく嗣襲の意であるとする。その説にいう。

余按國語吳語云、吳國猶世、韋昭注云、世繼世也、……蓋免爲周師之子、今王命免世其父職、故云世周師𤔲歡也、元年師兌𣪘云、王乎內史尹册命師兌、世師龢父、𤔲左右走馬五邑走馬、師晨鼎云、王乎乍册尹册命師晨、世師俗𤔲□人隹小臣、……蓋師兌師晨、爲師龢父及師俗之子、與此器文例同也、……蓋周室行封建之制、天子諸侯皆父子世及、推而下及於卿大夫士、亦父子相承、此爲古代社會一最顯著之制度、此器及師兌𣪘師晨鼎、皆明記其事

すなわち字を世と釋し、古代官職の父子世及の制を證しようとしたものである。しかし金文では、父祖の職事を嗣襲させるときには

趯　觶　册命趯、更厥祖考服

師嫠𣪘　令女嗣乃祖舊官小輔眔鼓鐘

のように更・嗣を用い、祖考・乃祖など、祖考の舊職を嗣ぐことを明示するのが例である。また疋という動詞には祖考の服職を明示する例がなく、その字は世と釋しうる字形ではない。字は斷代に疋と釋し左右の義としているのがよく、字は胥の初文で佐助の意である。善鼎に「左疋」、蔡𣪘に「䞣疋」の語があり、佐助・併助の意である。䜌𣪘・弭叔𣪘には字を楚に作る。

周師は人名。守宮盤にその名がみえる。周姓といつても周室の一族とは限らず、周棘生など𤰈形圖象標識をもつ一族四三〇頁も周氏である。歡は林。免簠にみえる。免簠・同𣪘では、虞・牧と並擧されており、林叢のことを掌る職である。大系に「歡賓叚爲林衡之林也」という。字は柴薪等を積倉する象とみられる。周禮序官に「林衡、每大林麓、下士十有二人、史四人、胥十有二人、徒百有二十人」とあり、各地の林麓にこの職をおいた。

赤⊗市は赤黼市。豆閉𣪘以下にみえる。戠衣や緣などを併せ賜うことが多いが、ここは佐助の職を命ずるので、簡略に從つたものであろう。用事は趞鼎以下の器銘に習見する。

訓　讀

隹十又二月初吉、王、周に在り、昧爽、王、大廟に格る。井叔、免を右けて命に卽かしむ。王、作册尹に書を授け、免に册命せしむ。曰く、女に命じて、周師を胥けて歡を𤔲めしむ。女に赤黼市を

賜ふ。用て事へよ、と。

免、王の休に對揚して、用て障毁を作る。免其れ萬年、永く寶用せよ。

参　考

免の職事は、免觶において嗣工、免簠において嗣土、免毁では周師を輔けて歠を治めることが命ぜられている。何れも地域的な職事であつたらしい。免にはまた盤があり、册命には關しないが賜與のことが記されている。

*免　盤

器　名　宂盉積古　鄭王藏盤敬吾　宂盤周存

收　藏　「吳縣潘氏藏」周存　「舊藏何天衢（綏齋）、今在柏林民俗博物館」斷代

著　録

器影　通考・八三三　殷周・圖二五・B・一五五　通論・二五五　二玄・二八四

銘文　積古・七・一七　敬吾・上・三　攈古・二之三・七四　周存・四・六　大系・八〇　小校・九・七七　三代・一四・一二・一

考　釋　全上古・一三・一三　拾遺・中・二九　韡華・庚下・二　大系・九〇　文錄・四・二九　文選・下三・一四　通考・四六一　厤朔・三・三五　斷代・六・一一二

免　　盤

器　制　通考にいう。「大小未詳。附耳三足、腹足均飾夔紋一道」。長身の顧龍文をS字狀に緩やかに屈曲させている文様である。盤下の三小足は細くて短い。郭氏の圖錄に「或以爲盉、案盉無是長銘」という。大系に器影を收めず、器は早く舶載して歐州に入つていたのである。

銘　文　三行三三字

隹五月初吉、王才周、令乍册內史、易免鹵百陵

鹵百陵は難解な語で、鹵田とみる說と鹽鹵とみる說とがある。積古にいう。

鹵、說文云、西方鹹地也、陵字說文所無、當卽說文蔓字、解云、規蔓商也、……一曰、視遽貌、一曰、蔓度也、左襄廿五年傳、楚蔿掩度山林表淳鹵、正義引賈侍中說、山林之地、九夫爲度、九度而當一井、

淳鹵之地、九夫爲表、六表而當一井、此鹵地當曰百表、而曰百蔓、蔓卽度也、淳鹵而以度計、豈周制與楚異乎

これは隮を蔓と釋して廣袤の單位數とし、淳鹵の地百表を賜與されたと解するもので、餘論もその釋に據っている。韡華は鹵を西方の鹽地、隮を地澤の専稱であるという。みなその地を賜うたと解するものである。

郭氏は鹵を淳鹵の地とせずに鹽鹵そのものと解し、隮をその容器の名で、かねて量を示す語であるとしていう。

鹵是千鹵字、象形、鹽鹵字、乃出叚借、後千鹵字、以櫓若樐爲之、而鹵轉成爲鹽鹵字之専字、鹽竟从之以會意矣、本銘所錫者、殆係鹽鹵、隮字與隮之結構相近、从由乃缶屬、大約卽盛鹵之器也

斷代にこの郭説を是とし、また晉姜鼎「易鹵賚千兩」とあるのを引いて、「當是鹽漬」という。何の鹽漬であるのか陳氏は述べていないが、郭氏は晉姜鼎の賚を小貝の名としているから、貝の鹽漬ということになるわけであるが、賜與として類例のないものである。

鹵の字形は千鹵の鹵を示すものとされているが、器銘の字形を以ていえば、上部を括った橐の形、いわゆる括嚢の象で、中にあるものは鹽鹵であろう。晉姜鼎の鹵賚とは、晉地の産である岩鹽を賦納させたもので、千兩とは車に積載して一車を兩の單位として數えたものであろう。百隮もまた鹽鹵の量をいう。後世では、鹽を計るに斤あるいは斛を用いる。隮字は由形に従うているが、由は西の初文と同じく籠形の容器であろう。郭氏は隮を櫓・缶の屬とみているが、畚の形に近いようである。魚鹽の類を運ぶのに用いた。鹽は食糧の他にも用途廣く、當時極めて貴重な物資であった。

免蔑、靜毎王休、用乍般盉、其萬年寶用

諸家は多く免蔑以下王休までを一讀とするが、免蔑で一讀とすべく、また靜毎を靜母と釋しているが、女は毎の省文とみられる。

蔑を拾遺に勉と訓し、大系にも「免蔑殆謂免勉力之意、蔑叚爲勉」という。字は蔑曆の蔑で旌表の義、也𣪘に蔑の一字を單用している例がある。

拾遺に王休までを一句とし、「猶言勉論譔女王之休美、而作此器耳」というが、文意を成していない。大系には靜女の二字を語とし、

靜女當讀爲敬魯、魯卽周公𣪘魯天子造厥順福之魯、乃是動詞

というが、字釋に無理がある。文錄には

穖卽蔑字、嘉美之義、以王之休寵嘉美其女、而作盤盉、以媵其嫁也、此句從來解者多誤

と論じて媵器と解するが、語法合わず、また文中に嫁娶のことを示す表現もない。斷代は蔑靜を蔑曆と同義の語であろうとし、また女は「女王休卽如王休」というも女・如通用の例なく、文義も明らかでない。文はおそらく免蔑で句讀、蔑は蔑曆の意である。靜は靖。書堯典の靜言を漢書王尊傳等に引いて靖言に作る。女と釋されている文字は、おそらく每の或る體であろう。大豐段の敏字は女字形に近く、杞伯壺の敏字は母字形に作る。靜每の二字連用、敏揚というほどの意である。「靜敏王休」とは「對揚王休」と同じ語例とみてよい。

「用作盤盉」とあるので、著錄には多く盉としているが、器影を見ていないからである。郭氏は盉にこの長銘の文なしといい、また「同作之器、必有盤有盉兩種、故云用作盤盉」と述べている。通考上・四五九頁も同説である。本器の他に、あるいは短銘を付した盉があったのであろう。斷代にはこれを盤匜と解し、「此器般盉卽盤匜、詳考古 一一・七 一二・一〇四、此時匜初行世、因其與盤爲相將之具、故鑄款于盤而曰般盉」というが、盉に盤盉と銘することは、他に王仲皇父盉 三代・一四・一一・二のような例があつて、兩器を一具とすることが行なわれている。

訓　讀

隹五月初吉、王、周に在り。作册內史に命じて、免に鹵百陵を賜はしむ。免、蔑せらる。王の休に靜敏して、用て盤盉を作る。其れ萬年まで寶用せよ。

參　考

斷代に器の器制よりしてその時代を論じていう。

此盤的顧龍、近于共王時代而稍晩、它有附耳、而圈足下立小足、後者是受到同時段有小足的影響、段與周初的盤、無耳亦無相將的匜、只有到了此時、盤匜才確定爲水器、才用以記載較長的王命、所以墨子說、琢之盤盂、此盤形制、與長安普渡村出土穆王時的盤相同、見上文第七〇器（長由盉）下

墨子兼愛下に文を「琢之盤盂」文選李注引に作る。器の形制は長由盤と近く、ただ圈足下に小三足をつけている。小臣謎段・遹段など、段には早くからみえている形式であるが、盤に小足を付している例は殆んどない。三小足は、後期三小足段の足端が屈折するものとは、また異なつている。

以上、免の器は觶・段・簠・盤の四器中、器の現存するものは盤のみであり、その盤もあるいは修補を經たものではないかと思われる。簠の出現の時期などを考定する資料として、免器は斷代上重要な意味をもつものであるが、器の識るべきものが少いことは惜しまれる。ただその字迹は行款の頗る整つた小字風の謹飭體で、共懿期に最も盛行したものである。かつその銘辭の上からも、時期は共懿より下るものでないことが知られる。

兎と釋した字については、穴・宂など異釋が多い。大系に「余謂乃冕之初文、象人箸冕之形」とするが、それにしては冕の形が大き過ぎる。兎は禮記曲禮上に「冠毋兎」、國語周語中「左右兎冑而下」、晉語六「兎冑而聽命」のように冠や冑を兎ぐ意であるから、あるいは兎冑の象を示したものであろう。甲の篆文は、この兎の形に従うものとみられる。

兎にまた史兎と稱するものがあり、史兎簠二器を傳えている。斷代に「其字體文例、不同于以上諸兎器、其花文亦晩、與兎無涉、應不在兎組之例」というように、兎器よりも時期の下るものであるが、いま便宜を以て兎諸器の次に錄入しておく。

*史兎簠

器　名　史宂簠攈古　史它簠窓齋　史冗簠小校

時　代　懿王大系・通考・唐蘭　夷王厤朔

收　藏　一、「潘祖蔭・端方舊藏」斷代　二、「金蘭坡・吳式芬舊藏者(今在山東博物館)」斷代

著　錄

器影　一、陶齋・續・一・四一　大系・一三三

銘文　一、周存・三・一二七　大系・七九　小校・九・一五　三代・一〇・一九・一

二、攈古・二之三・一六　窓齋・一五・一六　周存・三・補　綴遺・八・二　三代・一〇・一九・二

考　釋　大系・九〇　文錄・四・二　文選・下三・一　厤朔・三・三五

器　制　第一器について陶齋にいう。「高四寸七分、深三寸二分、口徑長一尺三寸三分、闊一尺一寸、底徑長七寸三分、闊五寸六分」。器は口緣下に垂啄の大きなZ字形をなす變樣夔文を左右に配し、器腹にいわゆる公字形を含む波狀文の左右に大きな夔龍文、また圈足に鱗文を列している。後期的な文樣であるが、波狀文と夔龍との組合せは一般的なものではない。また圈足に刳りがないことも異例とすべく、簠としては早期のものであることが知られる。

史　兎　簠

銘　文　四行二二字。二器。第二器の銘文は第一器に比して字間がやや疏緩、第三行の其字を、第一器は箕に作るのに對して其に作る。周存に第二器の銘を二片載せているが、器蓋二文であるのか、重出であるのか不明。二者殆んど同じである。

史兎乍旅匡、從王征行、用盛稻粱、其子〻孫〻、永寶用享

史兎を郭氏は兎諸器の兎と同一人とし、陳氏は時期の異なる別人とする。兎器より時期が稍しく下るものであろうが、ただ兎簠はいまその器制を傳えず、本器と器制上の比較を試みることができない。

匡は瑚中に往の初文の形が書かれており、簠が普通には瑚中に古あるいは舍・⿰に従う字であるのと、稍しく異なる。綴遺に字を匡と釋していう。

簠而曰匡者、爾雅釋言、匡正也、周禮夏官序官匡人鄭注同、玉篇、匡方正也、簠形正方、故名亦曰匡

簠の異名とするものであるが、本器のほかにも、尹氏簠三代・一〇・一三・一・師麻簠同・一三・二・叔家父簠同・一二・三など、何れも器名にこの字を用いている。簠の異構とみてよい字である。經籍に字を簠に作るのは、儀禮聘禮に、「夫人使下大夫、勞以二竹簠方」とあるように、普通には竹器を用いたからである。

旅は旅器。本宗外のところで用いる祭器をいう。小盂鼎に「邦賓隮其旅服、東鄉」とある旅など、その意であろう。文首にまず器を作ることをいうのは、伯㦰段「伯㦰肇其作西宮寶」などの例もあることであるが、簠器の銘では普通の形式である。

「從王征行」は、後の器では「用征用行」のような表現をとることが多い。陳公子甗・甫人盨などにみえている。毛公鼎には「用歲用政」という語があり、後期の語法である。征行とは巡撫遊豫のことなどをいう。

「用盛稻粱」も簠銘の常語。簠は稻粱を盛る器である。綴遺にいう。

按公食大夫禮、宰夫膳稻于粱西、注、進稻粱者以簠、周禮掌客、簠十、注、簠稻粱器也、又舍人、凡祭祀共簠簋、注曰、方曰簠、圓曰簋、盛黍稷稻粱器

器の陳設のしかたについては、聘禮・公食大夫禮に詳しい。

文は匡・行・粱・享の四字押韻。韻の關係よりいえば、匡は陽部の諸字と韻し、簠は魚部の字と韻しており、匡と簠とは音が多少ちがつていたようである。簠銘には短文であつても押韻のものが多い。

訓　讀

史兎、旅匡を作る。王の征行に従ひ、用て稻粱を盛る。其れ子〻孫〻、永く寶用して享せよ。

参考

簠は皃簠などからはじめてみえる新しい形制のもので、盨・匜等とともに後期的な器種である。簠も、他の青銅器と同じく、青銅化する以前から、土器あるいは竹木の器として行なわれていたものであろうが、器の性質上、青銅化の時期が後れ、祭祀儀禮の變遷に伴なつて彝器として出現してきたものであろう。簠の字形は、前期末の伯雍父諸器にみえる𫝂侯の𫝂のように、この器種を示すとみられる文字がすでにあり、おそらく竹器の簠は早く存在していたであろう。祭祀に稻粱を供薦することが、後期に至つて重んぜられるようになり、從來の醴酒犧牲中心の祭儀から、稻粱粢盛を尙ぶ風が起つて、簠の青銅器化が進んだ。それがほぼ皃器の時代であり、史皃簠には、早期の簠の器制を示すものがあるとみられる。

器は陶齋にその圖象を收めるのみであるが、その文様において、また圏足にして四足形をとらず、耳は環耳にして犧首飾のないことなど、後の簠と趣を異にする點が少くない。おそらく皃組の器とそれほど時期の隔絶するものでなく、一・二代の間のものでないかと思われる。

器の字迹は、皃諸器の銘に比べると、甚だ流麗に赴いている。皃器は穆共期の整齊なる小字體であるが、本器は懿孝以後の書風を示すものといえよう。

一一六、弭叔段

弭　叔　段

時代　「訇段宣王器　與弭叔之器同出、弭叔器當較早、然年代相去當亦不甚遠」郭釋　「宣王前後」樋口

出土　「一九五九年六月間、藍田縣城南約五華里寺坡村北溝道中、陸續發現一批西周青銅彝器」段紹嘉　出土十六件。出土の事情については、詢段の藍田諸器の項にいう。

收藏　「今藏西安陝西省博物館」郭釋

著錄

器影　郭釋文物・一九六〇・二　又、文史論集　樋口圖版・二八

銘文　郭釋同上

考釋　郭沫若「弭叔簋及訇簋考釋」文物・一九六〇・二　又、文史論集　容庚「弭叔簋及訇簋考釋的商榷」文物・一九六〇・八・九　陳世輝「訇簋及弭叔簋小記」同上

器　制　郭釋にいう。「器通高二六・六糎、口徑二四糎、腹圍九四・五糎」。器葢に變様夔文の帶文あり、他は瓦文。兩耳、珥あり、圏足下に三小足を付す。井叔の名のみえる諸器中、最も後期的な形式をもつものである。

銘　文　七行七二字

隹五月初吉甲戌、王才葊、各于大室、卽立中廷、井叔內右師宋、王乎尹氏、册令師宋、易女赤舃・攸勒、用楚弭白

甲戌の甲を兮甲盤の甲と同形に作る。卜文では上甲の甲をこの形に書くので、容庚氏は干支のときと人名ともと區別があつたものが、この器の頃から混同しはじめたのであろうという。葊は葊京。郭氏は豐、段釋に方とするも、容氏は吳大澂の說文古籒補・鄭業斅の獨笑齋金石文考の說をとり、鎬の初文とし、德方鼎の「自蒿」をその證としているが、なお字のままに葊と釋すべく、鎬とは地異なる。葊京の名は、史懋壺以後にはみえぬようである。井叔は免器など、この期の廷禮に右者としてみえる。師宋を郭氏は察、段氏は家と釋するが字形稍〻異なる。禾に從う字形らしく、一應近似の字に釋しておく。赤舃は師虎𣪘に、攸勒は盠方尊にみえる。この二者のみを組合せた賜與は、あまり例がないようである。

楚は胥。郭釋にいう。「楚字假爲胥、毛公鼎小大楚賦、孫詒讓釋爲小大胥賦、楚與胥同從疋聲、故可通、在此用爲輔佐之意、弭伯殆弭叔之兄」。容氏はさらに方言六「胥輔也、吳越曰胥」・廣雅釋詁二「胥助也」を引く。陳釋には、弋盉三代・一四・一〇・六の楚保の語をあげている。册命は弭伯の輔佐を命じたものであるが、作器者の本官は師の識である。普通ならば、兼識の場合、諫𣪘「楚走馬、取遺五寽」のように特別の識務俸をつける例であるが、本器にそれがみえないのは、あるいはこれを略したものであろう。

師宋拜䭬首、敢對覭天子休、用乍朕文且寶𣪘、弭叔其萬年、子〻孫〻、永寶用

受命者と作器者との名が異なつているので、郭氏は「師察又稱弭叔、可知察其名、叔其字、弭其封邑、器出于藍田、可知弭邑卽藍田一帶」というが、容庚氏は文を「用作朕文祖弭叔寶𣪘」とよみかえて、「弭叔乃師宋的祖父、弭伯乃師宋的伯祖父、分師宋・弭伯・弭叔爲三個人」という。弭氏の器に伯・仲・叔三家の器があるので、容說は甚だ理に合うが、いま弭叔をその家名とみて、銘文の位置のままによんでおく。

訓讀卷六、補記篇四八八頁に釋文あり。

参　考

本器は藍田諸器の一で他器との關係からも重要な器であるが、弭氏の消息を知るためその關聯器をまとめておく。弭伯・弭仲・弭叔の三家あり、藍田器群中には弭叔の器七器がある。

＊弭伯匜　考古・六・四　博古・二二・四」薛氏・一二・六　嘯堂・下七二　又・下九六　器は後期の匜。史頌匜などに近いものであろう。銘に「弭伯作旅匜、其子〻孫〻、永寶用」とあり、嘯堂の又一銘には子孫に重文がない。器は二器あつたようである。

弭　叔　鬲

＊弭仲簠　考古・三・四二」薛氏・一五・三復齋・一九」奇觚・一七・二四 厤朔・五・一八　樋口・七五　考古にはまた集古本を載せる。藍田出土の器。器は器蓋正中に饕餮を飾る。おそらく鑄子簠通考・三五二　十二家・雪八 などに近い器であろう。文五十字。簠としては曾伯・陳逆の二器に次ぐ長文である。中に「用鄉大正、寵王賓」の語あり、大正・寵の語は梁其鐘にみえている。文は全體として曾伯霥簠に近いが、難字多く、いま載せるのを略する。

＊弭叔鬲　三器。藍田諸器の一。圖は郭釋・樋口圖版二八に各二器を載せる。器高いずれも一三・二糎、平口緣、短足。腹に二弦文、下は足部まで直文。樋口氏はその器制を厲宣期とする。張家坡出土の二鬲も同制であり、なお遡りうる可能性がある。文は淸拓なくよみがたいが、「弭叔乍□妊齋鬲」の七字を銘している。

＊弭叔盨　二器。藍田諸器の一。圖は郭・樋口兩氏の文にみえる。全瓦文。無耳。銘は殘泐多きも、「弭叔乍旅盨、其萬年永寶用」の十一字である。

＊弭叔盨　貞松・六・四一　綴遺・九・一四・二　三代一〇・三九・四著錄に多く𣪘と誤り錄している。文にいう。「隹五月既生霸庚午、弭叔乍叔班旅盨、其子〻孫〻、永寶用」。叔班は弭叔の家の人で、故人である。「改乍朕文考乙公旅盨」のように、旅器の上に人名をいうときは祭器である。

以上の諸器を通じてみるに、弭叔𣪘にみえる弭伯は右者井叔と同期にして弭伯匜の弭伯と同じからず、弭仲簠は器制・銘文からみて後期に屬し、弭叔の鬲・盨も、弭叔𣪘にいう文祖弭叔ではありえない。𣪘の師宋を井叔と同期とする限り、𣪘の弭叔は少くとも穆共期以前となるからである。從つて弭氏の伯・仲・叔はその稱號を世襲して穆共期より後期に至つたものとすべく、みな𣪘にみえる弭伯・師宋の後人と考えてよい。井叔の場合も同樣の考え方をすることも不可能ではないが、諸井はそれぞれ名號を區別した氏號を稱しているので、一應右者井叔を一人とみなし、本器を井叔諸器の最後に列しておく。なお本器をも含む藍田諸器については、詢𣪘の條に述べる。容庚氏は、作器者は師宋であるから師宋𣪘というべきであると論じているが、弭氏諸器との關係もあり、その家が弭叔と稱していたことも考えられるので、いま舊稱のまま錄しておく。

一一七、史懋壺

器　名　史懋壺盉綴遺

時　代　穆王唐蘭　懿王大系・通考　厲王厤朔

收　藏　「海昌蔣氏夢華館藏」從古　「武進費氏藏」周存　「平湖沈書森太守瑋寶所藏器、今歸李眉生廉訪」綴遺

著　錄

銘文　從古・一・六　攈古・三之二・一八　窓齋・一四・一三　周存・五・四〇　大系・八〇　綴遺・一三・七　小校・四・九三　三代・一二・二八・一　二玄・二七六

考　釋　餘論・三・一　韡華・庚中・一　大系・九一　文錄・四・一八　文選・下二・五　厤朔・四・三〇　積微居・二四七　斷代・六・一一二

銘　文　盉文　五行四一字

隹八月既死霸戊寅、王才莽京溼宮、親令史懋路筭、咸

莽京は成康以後、昭穆期の諸器に最も多く見えるが、この器より後にはその名がみえない。綴遺に

莽を方の繁文とし、詩の出車「王命南仲　往城于方」・六月「侵鎬及方　至于涇陽」の方に充てているが、莽京は辟雍のある地で、涇北の軍事據點ではない。溼宮は辟雍諸宮の一。從古に溼宮を下文の寴につづけて「溼宮寢」とするが字が異なる。溼は爾雅釋地に「下溼曰隰」とみえる。綴遺に、天子の宮廟が特に下隰の地に作られる道理はないから、溼宮とは秋令を行なう宮であろうという。管子幼官篇則謂、秋、君服白色、味辛味、聽商聲、治溼氣、注、秋多霖雨水、故治溼、此正以八

月在溼宮、是秋令所居、以行時政而名也

このような時令と王宮との關係は、禮記月令など月令類にみえるものであるが、金文にその證なく、また月令にいうところは明堂內部の居室であつて、宮を易えるのではない。韡華には、爾雅の義によつて下宮をいうとする。宮の名義は知りがたいが、學宮・射盧と同じく、辟雍諸宮の一であろう。下文に記す儀禮によつて考えると、それは寢室の類であるらしい。

寴は說文に「寴至也」とあるも、親の異文である。史懋の名は免觶にみえている。路筭は難解な語で異說が多い。筭は愙齋・小校に缺釋のほかは多く筭と釋し、綴遺は筮と釋している。郭氏は舊說のうち、大筭とする說を是としていう。

路筭咸句、頗有異說、徐同柏云、路正也、筭射筭、咸讀爲函、甲革之屬、周禮大史、凡射事飾中舍筭、執其禮事、蓋陳禽習射、而命懋正其事也

孫詒讓云、徐說非也、此路卽道路字、筭謂會計案比之事、咸謂其事有成、說文口部云、咸皆也悉也、詩魯頌閟宮、敦商之旅、克咸厥功、鄭箋云、咸同也、皆悉同並與成事之義相近

今案、筭當从徐、咸當从孫、寴令史懋路筭、咸、語法與班𣪘令錫鋚勒咸同例、令亦錫也、言王親錫史懋以路筭也、路當解爲路寢路車之路、大也、竊意古人言路、猶後人言御、凡王者所用之物、皆得冠以路字、路筭謂御用之大筭也、王旣親錫史懋以路筭、又命伊伯錫之以貝焉、故史懋作器以紀之

舍筭に用いる路筭と貝とを、何れも賜與の物とみるものであるが、文は路筭のことによつて賜與をえたことを記したものとすべく、こゝはその事功を述べる語である。

韡華には、その事功を車徒をえらぶことであるとしていう。

按此字所從當係合二工字、有計算之誼、較從弄誼爲長、算籌之制、虞夏時已有之、山海經、豎亥右手持算、可證、則籌算之物、上古已有之、又周禮大司馬、算車徒、注謂數擇之也、此文所云路算之事、或如周禮所載者是也

しかし車徒をえらぶのに、莽京の溼宮においてこれを行なうのは、いかにも不類のことである。

方濬益は字を筭とせず筮と解する說であるが、從つて文を露筮のことであるという。

儀禮小牢饋食禮、史、朝服左執筮、右抽上韇、兼與筮執之、路筮猶言露筮

この說は、おそらく露蓍のことをいうものであろう。積微居にその義を布演詳說していう。

今按、方說皆是也、……按甲骨文有巫字、卽今巫字也、知者、殷虛書契後編上卷五葉云、其用巫莽且戊、若、此卜用巫莽且戊也、文云用巫、猶易巽卦九二爻辭言用史巫紛若也、又下卷四二葉云、癸酉卜、巫寧鳳、此卜巫寧風也、知巫之爲巫、……則筭之爲筮、乃確實無可疑矣、露筮也、謂露蓍也、古人將筮、必先露蓍、知者、漢書卷八十一張禹傳云、禹見時有變異、若上體不安、擇日絜齊露蓍、正衣冠、立筮、服虔注云、露筮易蓍於星宿下、明日乃用、言得天氣也、此露蓍之說也、所露者爲蓍、而銘文云露筮者、古人用蓍爲筮、卽稱蓍爲筮、……蓍可稱筮、故漢書云露蓍、而銘文云露筮也

いま以上の三說についていえば、郭氏の大筭說は、大筭と貝とをともに賜與の物とみるものである

が、その間に咸の一字をおく語法がなく、また大筭とする釋字にも問題がある。筭は算と字形異なり、杕氏壺の算は目に従う。器銘の算は三體石經にみえる古文の筮と最も近く、やはり筮と釋すべき字であろう。これを路筮というのは龜に太龜・玄龜・靈龜というに同じ。命龜の辭には、「假爾太龜之有常」というのが例である。韡華に籌算にして車徒をえらぶとするのは經籍にその證なく、莽京は軍の簡閲選徒をなすところではない。また積微居にいう露筮・露蓍のことは漢人の説であり、下文にみえる賜與の事功としてもふさわしいものではない。古くは史が卜筮のことを兼ねており、その常職であつて、特に顯著な事功とはしがたいからである。

字を路筮と釋し、その字釋の上から考えると、これは卜筮を用いる特殊な儀禮をいうものであろう。この場合、溼宮の性質が問題となるが、溼の字は兩系の絲を字の要素としている。神事に關して絲と卜筮との關係をもつものとしては、蠶室における卜筮が考えられる。その禮について、禮記祭義に次のような記述がある。

古者天子諸侯、必有公桑蠶室、近川而爲之、築宮仞有三尺、棘牆而外閉之、及大昕之朝、君皮弁素積、卜三宮之夫人、世婦之吉者、使入蠶于蠶室、奉種浴于川、桑于公桑、風戾以食之、歲既單矣、世婦卒蠶、奉繭以示于君、遂獻繭于夫人、夫人曰、此所以爲君服與、遂副褘而受之、因小牢以禮之、古之獻繭者、其率用此與、及良日、夫人繅、三盆手、遂布于三宮夫人世婦之吉者、使繅、遂朱綠之、玄黃之、以爲黼黻文章、服既成、君服以祀先王先公、敬之至也

この文は、古い時代に神衣を縫製する女工の祕儀を記したもので、民俗學的にも種ゝの問題を含んでおり、おそらく古い傳承に本づくものであろう。水涯に密室を作り、水に浴し、俗から隔離された狀態において神衣を織るというこの儀禮は、わが國の齋服殿といわれているものと相通ずるところがある。

莽京は周の神都として、そこに明堂辟雍があり、神事的な古儀を行なう諸宮があつた。蠶室は後には死罪繫囚のところとされたが、本來は神衣を織る織女を隔離する齋服殿であり、本器にいう溼宮はおそらくそういうところであろう。祭義によると、蠶室のことが開始される際、天子自ら皮弁素積して涖み、三宮の婦人・世婦の吉者を卜したという。卜と筮とは關聯するもので、周禮占人は占龜のことを掌るものであるが、「以八筮占八頌」とあり、筮人にも「凡國之大事、先筮而後卜、上春相筮、凡國事共筮」とみえている。卜筮は古く史がこれを掌り、左傳・國語にみえる占卜は多く史の行なうところであつた。史官執筮はその本來の職事である。

以上によつて考えると、溼宮はおそらく後の蠶室にあたる齋服殿であり、水涯の地に設けられ、神事に用いる養蠶織衣のことを行なつたところである。この器銘では、王が親しくその宮に涖み、史懋をして路筮せしめ、蠶室に奉仕すべき織女、あるいは祭祀に奉仕すべき夫人・世婦を占筮させたのであろう。史懋は史官としてその職事にあるものであるからその古儀に奉仕し、無事にその任を終え、かくて下文にいう賜貝をえているのである。もし以上のように解しうるならば、祭義にいう蠶室儀禮の古儀を傳える、貴重な資料ということになろう。

王乎伊白、易懋貝、懋拜䭫首、對王休、用乍父丁寶壺

伊伯は他に所見なく、伊毀の伊とは時期が異なり、別人であろう。史官には東方出自の者が多く、本器でも貝を賜い、父丁の器を作つている。神事的な儀禮には、多く東方の異族がこれに奉仕していたのである。

訓讀

隹八月既死霸戊寅、王、弇京溼宮に在り、親しく史懋に命じて路筮せしむ。咸る。王、伊伯を呼び、懋に貝を賜はしむ。懋拜して稽首し、王の休に對へて、用て父丁の寶壺を作る。

參考

陳氏は「壺銘字體、與免器相同」というが、字迹のみを以ていえば、辟雍儀禮の諸器、すなわち靜・遹の器の小字體の系統に屬している。器は早く佚していたらしく、周存に

史懋壺僅存一蓋、記與趞齋師武進費氏共賞於鍥不舍齋中、如昨日事、屈指已廿餘年矣

と記している。蓋銘とすれば、その銘拓からみておそらく蓋の內底に鑄銘されているものであろう。かなり大きな壺であつたようである。簠・壺など、後期器種の先蹤とみるべき器物が免關係の器物にあらわれているのであるが、それらが何れも器を佚し、圖象をも傳えていないのはまことに惜しむべきことである。

一一八、大毀一

器名　大中敦甲編　矢敦文錄　矢毀二厤朔

時代　昭王厤朔　共王以後斷代

收藏　「內府藏」甲編

大毀一

著錄

器影　甲編・一二・四〇

銘文　三代・八・四四・三　二玄・二四八

考釋　文錄・三・五　文選・下二・一三　厤朔・二・三一　斷代・六・一一二

器制　甲編にいう。「通蓋高六寸、深三寸四分、口徑五寸四分、腹圍一尺九寸、重一百三兩、兩耳」。兩耳犧

首、環耳をなし、圏足下に犠首のある小三足を付している。器蓋に變様夔文の帯文あり、器腹の大部分は素文である。蓋鈕の下に一穿孔がある。器制は果毀通考・三二五に近く、耳は鐶を失っている。

銘　文　　器蓋二文。五行四〇字。蓋文は第二行の易字が左文となっている。

唯六月初吉丁巳、王才奠、蔑大曆、易芻芊犅、曰、用啻于乃考

免觶に「隹六月初吉、王才奠、丁亥、王各大室」とあり、丁亥より丁巳まで、何れを前後とするも三十日を隔てている。同年の器ではありえないが、「在鄭」をいう器は他にみえず、兩器の時期は相近いものであろう。麻朔に器を昭王に、免器を夷王に屬しているが、本器も免器とほぼ同期と考えてよい。

芻以下を文錄に「馬辟剛」と釋しているが、第一字は馬ではない。卜文の芻に近く、散氏盤にもこの字がみえる。いま芻と釋しておく。若もしくは有とよむ説もあるが、字形が異なる。芊も卜辭に習見し、牲牢の名に用いている。犅は犅、說文に「特牛也」という。馬には駒を用いる。大鼎に「王召走馬雁、令取雒駧卅二匹、易大」とみえている。芻芊はおそらく芻豢であろう。圂養して牢牲とする意である。下文に「用啻于乃考」とあるように、父を禘祀するために特に賜與されたものである。

啻は禘の初文。嫡はこの形から出ている。禘はのち王室がその嫡祖を祀り、あるいは時祭の名となつたが、古くは世族がみなその祭祀を行なつたもので、文錄にも「據此知人臣亦可言禘」という。小盂鼎に「用牲啻周王□王成王」のように嫡系を衣祀する場合と、本器や剌鼎「王啻、用牡于大室、啻卲王」のように特祀の場合とがある。

大拜䭫首、對䚄王休、用乍朕皇考大中隮毀

大には周初に作冊大方鼎があり、後期に大毀・大鼎がある。時期異なり、別人であるが、大方鼎に

しても大鼎にしても、何れも馬を賜うており、家系・職事の上に何らかの關聯があるのかも知れない。

訓　讀

唯（これ）六月初吉丁巳、王、鄭に在り。大の曆を蔑はし、芻羣の犁を賜ふ。曰く、用て乃の考に啻せよ、と。

大、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て朕が皇考大中の障殷を作る。

参　考

銘文中に「王在鄭」とあるので、免觶の關聯器として錄しておく。字迹は免器に比してやや和潤の趣があり、師遽殷などに近く、穆共期の一様式とみてよいものである。

一一九、守宮盤

器名　守宮尊大系　夔雷紋盤通考

時代　懿王大系　懿孝期斷代　厲王厤朔　西周後期通考

出土　「據懷履光說、一九二九年、洛陽廟坡出土銅器一大群、有臣辰組的、有守宮組的」斷代

收藏　「原器本在廠肆、今已流入海外、無可踪跡矣」厤朔　「英、倫敦、W. Sedgwick 藏」斷代

著錄

器影　殷周・圖二五・B・一五三　通考・八三二　斷代・六・圖版三　書道・六九

銘文　大系・八一　厤朔・四・七　斷代・六・圖四　錄遺・四九八　書道・六九

考釋　大系・九二　文錄・四・九　文選・下二・二　厤朔・四・七　通考・四六一　積微居・一三五　斷代・六・一一四

器制　斷代にいう。「舊日箸錄者、均以爲尊、高本漢殷周銅器、錄其盤形、而未錄拓本、一九四七年八月、我在倫敦、見之于 Mrs. Walter Sedgwick 家中、始知爲盤、口徑在五〇糎以上、圈足內有一陽文的龜」。また通考にいう。「大小未詳、附耳、腹飾夔紋、足飾斜角雷紋各一道」。器腹に己字形をなす顧龍文を飾り、圈足に斜格雷文を付している。器底や圈足內に蟠螭や陽龜を飾ることは、多く殷周期の盤にみえるところである。

守宮盤

銘　文　七行六六字。通考に「銘略云、隹十有一月既生霸乙未、王在周」というのはカールグレンの解説に據ったもので、今の盤銘と異っている。大系には、北平圖書館の藏拓を掲げているが、銹泐が甚だしく不明のところが多い。厤朔・錄遺も同じく未剔の拓である。斷代の圖は原器から擴大撮影したもので、字〻明晰、釋文の便を得ることが尠くないが、斷代にはその全釋を示していない。

隹正月既生霸乙未、王才周、周師光守宮事、僤

周師の周は、上文の在周の周と重文。周師は免𣪘にみえる。「光守宮」について、大系に「與友鼎內史令友事同例、言周師榮守宮以職」と說き、光を令と同義としているが、文例としてはむしろ麥彝の文を引くべきであろう。麥彝に

辟井侯、光厥正吏、嚅朽麥宮、易金

とあり、麥の辟君である井侯が、その正吏たる麥に寵榮を與えようとして麥の宮に嚅し、金を賜うたことを述べてい

る。その語法を以てこの文を解すると、周師が守宮の職事に榮光あらしめようとして、噣禮を與え、守宮に絲束以下の賜與を給うたことを述べたものである。文錄に「王在周師宮、守宮事□周師不䛒」とよみ、文選に「王在周師洮、守宮事□周師丕䛒」といずれも次の一句をつづけてよんでいるのは、ともに句讀を誤る。「才周」の周には明らかに重點があり、光の字形にも疑問の餘地はない。光を積微居に貺の義としていう。

按周師光守宮事、余疑光當讀爲貺、詩小雅彤弓云、中心貺之、毛傳云、貺賜也、周師光守宮事、謂周師與守宮以職事也、愙齋集古錄一一・二六載宰峀毁原題作來獸敦銘云、王姿宰峀貝五朋、姿字从火从女、古文从女、與从人同、卽光字也、其字亦當讀爲貺、與此銘正可互證也、井侯彝云、蕣井侯服、光守宮事與蕣井侯服、文異而義同

光事を授職とするものであるが、宰峀毁と文例同じからず、井侯彝の蕣服は賡職の義で、また本器の場合と異なる。楊氏はまた下文の僔を賛、不䛒を備鄙とよみ、「賛周師備鄙」と訓しているが、全く語義に合わない。光は光賜の義であるから惠貺の意をも自然に含みうるが、貺の本字としては、金文では中方鼎一第一卷・七九一頁のように兄を用いる。光は令彝「敢追明公賞丂父丁、用光父丁」・獻毁「對朕辟休、乍朕文考光父乙」など、何れも貺と訓しがたく、叔夷鐘「雁受君公之易光」も寵光の意である。

事は服・官と同義。僔は僔禮。麥彝・小盂鼎にみえる噣と同じ儀禮で、これを與えるのはその人に對する殊寵を意味したようである。小盂鼎にはまた鼒の字があり、授爵の象を示す。小盂鼎に、

王鼒、鼒遂鼒王邦賓」とあり、噣と鼒とは相關聯する儀禮で、祼して授爵酬酢のことが行なわれたのであろう。噩侯鼎では、「噩侯馭方、內醴于王、乃僔之」とあって、納饗の際にその儀禮が與えられている。

周師不䛒、易守宮絲束・蔑幎五・蔑冪二・馬匹・毳布三・專㡔三・鎣朋

「周師不䛒」は周師を讃頌する語。以下の賜與に對して、その德を稱える語を冠したのである。不䛒を大系に上文の末一字につづけて、

䛒是否之緐文、祼周師不否、猶遹毁言遹御亡遣、䛒旣爲否、足證枛賓是不、許厸釋彝銘之不枛連文者爲丕丕、今得其證矣、但此銘文之不否、當讀如字

という。「祼周師不否」とは「祼周師亡遣」の義とするのである。文錄にも同じく、「䛒否同字、左傳、執事順成爲臧、逆爲否、不否者、執事順成、無違逆也」、すなわち「無違逆」の義とする。積微居に不䛒を備鄙と訓して別解を施していう。

丕䛒疑當讀爲備鄙、謂備禦邊鄙也、不與備、否與鄙、古音並同、故得相通假、書堯典云、否德忝帝位、否史記五帝紀作鄙、論語雍也篇云、予所否者、天厭之、否論衡問孔篇作鄙、莊子大宗師注云、不善少而否老、釋文云、否本作鄙、此皆否鄙古通作之證也、賛周師備鄙、卽周師給與守宮之職事也

二字ともに假借とするものであるが、尤も金文の通例に背く解釋である。

不䛒・不枛は金文に習見し、班毁「烏虖、不枛丮皇公」はその辟君の德を讃頌する語であり、盠尊

「不休𤔲、多用追于炎不替白懋父音」は自らに冠し、長由盉「敢對揚天子不休休」は天子魯休の義に用いている。師遽毀・番生毀にもその語があり、天子・祖考の德に關していう。これを無違や備鄙の義に用いた例なく、文義もみな支離を免れない。「周師不啚」とは「不啚周師」の義で、班毀に「不休丮皇公」というのと同じである。絲束は曶鼎にもみえる。絲には「絲三守」・「絲束」のように、重量あるいは束を以ていう。

𧀼𥌬・𧀼冟は、多く帷幕の類と解されている。大系にいう。

𧀼卽苴之繁文、謂苴布也、𥌬卽幕之異文、周禮天官、幕人掌帷幕幄帟綬之事、注云、在旁曰帷、在上曰幕、幕或在地、展陳于上、帷幕皆以布爲之、本銘所言𥌬、當是展陳于地者、儀禮聘禮、管人布幕于寢門外、其例也、故字从冈席

思うに𧀼𥌬とは寢門外の布幕でなく、宗廟の中で用いるものであろう。𧀼冟もまた同樣である。大系に𧀼𥌬を寢門外の布幕としているので、𧀼冟をも帷帳の類と解して、

冟卽彝銘錫車輿時所常見之虎冟字、余釋爲冪、今得其證矣、古者凡尊彝甒壺籩豆簠簋之類、皆有冪、車之蓋亦謂之冪、今此單獨以冪爲錫、殆是帷帳之類也

と說き、文錄・文選などみなその解に據り、斷代も「當是圍于帳四圍的帷」・「當是蓋于帳上的幕」とすべて帷幕とする解である。しかし本器の賜與は、絲束より奎朋までみな祭器禮器の類であり、帷幕は宗廟の祭祀に用いるものではない。祭祀供薦の際には種〻の飾りつけを行なうが、その際に敷席を用いることが多い。𧀼𥌬五・𧀼冟二とは、おそらくその祭壇の用に供するものであろう。尚書顧命は卽位繼體の大禮を記したものであるが、儀禮の際の陳設を具體的に記している殆んど唯一の文獻であり、この際參考とすべきものである。顧命にいう。

伯相命士須材、狄設黼扆綴衣、牖間南嚮、敷重篾席黼純、華玉仍几」　西序東嚮、敷重底席綴純、文貝仍几」　東序西嚮、敷重豐席畫純、雕玉仍几」　西夾南嚮、敷重筍席、玄紛純、漆仍几

ここに四席の名がみえ、別に東序西序、東房西房にもまたそれぞれ寶器の陳設がある。𧀼𥌬五とは、おそらくこれら黼純綴純の席であり、𧀼冟二とはあるいは尊彝簠簋の類を陳設するところに用いるものではないかと思われる。顧命の四席は何れも草・竹の類を材としている。篾席は馬注に「纖蒻」、鄭注に「不用生時席、新鬼神之事也、篾、析竹之次靑者」とあり、牖間南嚮の席に用いる。篾・𥌬は何れも聲義の近い字である。𥌬の左偏は席の象形である。

周禮春官司几筵に「掌五几五席之名物、辨其用與其位」とあり、几筵には五几五席があった。吉・凶・喪のときに几筵重席を易えるが、やはり五几五席を用いる。顧命の文と相參照すべきものがあるので、ここに錄しておく。

凡大朝覲大饗射、凡封國命諸侯、王位設黼依、依前南鄉、設莞筵紛純、加繅席畫純、加次席黼純、左右玉几」　祀先王昨席亦如之」　諸侯祭祀、席蒲筵繢純、加莞席紛純、右彫几」　昨席莞筵紛純、加繅席畫純、筵國賓于牖前、亦如之、左彤几」　甸役則設熊席、右漆几」　凡喪事、設葦席、右素几、其柏席用萑黼純、諸侯則紛純、每敦一几」　凡吉事變几、凶事仍几

司几筵にいう加席のことはおそらく後世の制で、顧命にいう重席が古制であろう。銘文の𧀼𥌬五と

は、司几筵にいう五席に近く、蒲冪二とは顧命にいう東序西序の陳設に當るものと思われ、簋簠籩豆の類を二肆に列したのであろう。蒲は苴の緐文で席をいう。祭事には多く席を用いた。出土彝器のうちには、ときに敷席に用いたとみられる織物が付着していることがある。あるいは蒲冪の遺存したものであろう。

馬匹も祭事に關する賜與であろう。祭事に馬を用いたことは詩の白駒・有客・有駜などにみえ、金文では白馬を賜う例がある。

毳布三について大系にいう。

毳布氈也、周禮天官掌皮、共其毳毛爲氈、以待邦事、淮南齊俗訓、越人見毳、不知其可以爲旃也

旃叚爲氈

陳氏も「卽毛地毯、乃帳中席坐之物」とし、賜物の全體を「當是守禦王宮設帳之具」という。もし敷物ならば、類を以て馬匹の前に列すべきであろう。

周禮司服に「祀四望山川、則毳冕」とあり、鄭司農は「毳、罽衣也」と注し、鄭玄は「毳畫虎蜼謂宗彝也」という。先鄭は材質をいい、後鄭は畫飾をいう。毳布という以上毳冕ではないが、畫飾のある幅巾の類で、次の𦔻犀三と同數であることが注意される。

𦔻犀三を大系に摶俸とよみ、摶は考工記鮑人にいう韋革を巻摶したもの、俸は枲履であるという。枲履ならば、その數三というのが不審で、舄三を賜う例はない。郭氏は「周師司林者、守宮當亦然、故所錫多野外用物」というが、上文の賜與はみな祭祀陳設の具であり、野外用のものではない。

𦔻は叀に従う。おそらく後の繐字であろう。說文「細疏布也」とあり、上文の毳布と同類である。士冠禮注に「繐屨、喪屨也、縷不灰治曰繐」とみえ、儀禮の際の布帛であろう。犀は幦、覆笭。字はまた幭・幦に作る。これを席に用いることもあり、公羊昭二十五年傳に「以幦爲席」とみえ、注に「幦、車覆笭」という。覆笭には概ね獸皮を用い、金文では虎冟という。ここに獸皮を用いないのは、上文の馬匹が一般の車乘用のものと異るからであろう。毳布三・𦔻犀三はみな布帛の類であるが、これを馬匹の後にいうのは、神人送迎の際に用いるものと思われる。

𡉚は說文に「𡉚璜、玉也」とあり、圭などの玉器をいう。大系に「稱朋、則所謂珧貝矣」とするが、おそらく雙玉の類であろう。

以上の賜與を、郭・陳兩氏はつとめて屋外・野外の幕舍等に用いる具と解している。守宮の辟君である周師が免毁では嗣散の職にあること、また守宮を宮禁護衞の職事にあるものとみて、これらの賜與をその職掌に關するものと解したからである。しかし賜與は必らずしもその職事に關するものとは限らず、また周師・守宮というも、必らずしも軍旅や守衞を職とするものではない。本器では嘼禮ののちにこれらの賜與がなされており、その品類は概ね祭祀に關するものと考えてよい。

守宮對𩁹周師釐、用乍且乙障、其䣂子〻孫〻、永寶用、毋家

釐は賜。班毁にみえる。のち字は貝に従うてかかれることが多い。祖を祖乙と稱するは東方の俗であり、守宮はその氏號からみても、儀禮に關する家柄である。䣂は世の異文。毋家は勿墜、趩觶にも「毋敢家」の語がある。

訓讀

隹正月既生霸乙未、王、周に在り。周師、守宮の事を光かさんとして、僃す。周師丕嚭にして、守宮に絲束・蘆䩓五・蘆冪二・馬匹・毳布三・縛帠三・埊朋を賜ふ。

守宮、周師の釐に對揚して、用て祖乙の隮を作る。其れ、世子〻孫〻、永く寶用して、墜すこと毋れ。

參考

守宮の諸器は、臣辰組の諸器とともに洛陽廟坡の出土と傳えられ、その組に次の諸器がある。

1 觥　圖、通考・六八五　通論・一五九

銘にいう。「守宮乍父辛隮彝、其永寶」。通考にその器制について、「通蓋高五寸四分、器作犧首形、前有小孔、蓋及腹飾饕餮紋、腹內橫隔分兩室、中藏一勺、柄露于外、蓋器各銘兩行十字、在腹內、蓋是刻字、器是鑄字、與守宮鳥尊同出、Burlington 雜誌一九三四・六著錄」。勺をそのまま存しているのは、白鶴美術館の方卣に匕を伴出しているものがあり、何れも珍しい例である。饕餮にはかなり様式化のあとがみられ、蓋の文様は變様の虺龍のようである。器の口緣と圈足とに弦文があり、觥としては時期の新しいものである。兕觥の類は概ね商器と考えられており、通考にも、西周期のものとしてはただこの一器のみをあげている。器は洛陽出土。守宮は父辛・祖乙の器を作っており、おそらく成周庶殷の一であろう。

守　宮　觥

2 鳥尊　圖、賸稿・三八　通考・六九一　通論・一四六

銘にいう。「守宮䝞公休、乍父辛隮、其永寶」。賸稿に、「右彝河南出土、高五寸五分、通體飾鳥形、二足一尾、恰成峙立之形、腹左右飾兩翼、作羽文狀、銘十二字、在項內、此周初器也、同時出土者、尚有兕觥一、與此同銘」と說いているが、銘文は兕觥に比して「揚公休」の三字が多く、また隮彝を隮に作る。鳥尊にはいわゆる鴞尊の形をとるものが多いが、この器は梟尊 通考・六九四・五 等とともに長頸のやや寫實的傾向をもつ器である。頂上に一角あり、尾は直角に垂れて器を支えている。鴞尊のように細かい文飾を用いず、立體的な雕像を主とし、力強い表出を持つ。銘は長頸の背部に施されている。

3 卣一　圖、中國銅器綜錄未刊

陳氏の綜錄は未刊、その形制を識りがたい。銘文は觥と同じく、「守宮乍父辛隮彝、其永寶」の十字を銘するという。

守宮鳥尊

4卣二　銘、貞松・八・一八　小校・四・三五　三代・一三・一一・四

器は劉氏善齋の舊藏、器影未見。「守宮乍父辛」の五字を銘する。

5・6爵　銘、　小校・六・六八

二器。「守宮乍父辛」の銘がある。

以上の諸器について斷代にいう。

四〜六、是否僞刻、待考、一〜三皆屬爲父辛而作、其形制全是西周初期的、與此盤是一家之器而非同時之作

すなわち觥・尊・卣は同じく守宮の作であるが盤と同一人でなく、遙かに早い世代の作であるとするのである。これらの器種が行なわれたのは、主として西周初期のことであるが、仔細にみると、殷周期の諸器のような雋鋭さや繁縟さが失なわれていて、盤との時期がそれほど隔絶するものとはいえないようである。盤では、守宮は祖乙の器を作つている。いまかりに父辛を祖乙の次に位置させると、これらの器群は守宮盤と同じ世代の器となり、また祖乙の前に父辛をおけば、父辛・祖乙・□・守宮という系譜となつて、觥・尊の時代は守宮の祖輩の世代となる。盤を共懿期とすれば、父辛器は昭穆期ということになるが、まずその程度の間隔とみてよいようである。斷代に守宮の家職を論じていう。

守宮作父辛諸器、與守宮作祖乙之盤、時代不同、所以二者只能是一家之物、不能是一人所作、我們在上文第六二器效尊中、曾論及效尊的東宮與曶鼎的東宮、不能是一人、守宮可能是世襲的官名、此可由某所錫的幕具推測之、亦可由其上司周師一名推測之、周師與其它師某不一樣、而同于大𣪘的吳師、大鼎記王才某某宮、而大以厥友守、此所謂守、即守王所在之宮、周師吳師之師、似是周禮師氏、其職爲使其屬帥四夷之隸、各以其兵服、守王之門外

周師を王門守衞を職とする師氏、守宮は官名にしてその隷下のものとし、その姓氏の名義よりして職掌を推し、これによつて盤銘にみえる賜與を野外設帳の具とする銘文解釋を基礎づけようとしたものであるが、師氏の職は金文に師某というものがこれに當り、周師は免器にみえるように嗣歠の職である。また守宮は周都において噧禮を受け、これらの賜與をえているが、器はすべて洛陽より出土し、成周庶殷の屬であり、王宮禁衞の職にあつたものとは思われない。その氏號が職掌に由來するものであつたとしても、盤の作者である守宮が王宮侍衞の臣であつたとは定めがたい。器銘の解釋は、一應これらの先入見を去つて、銘文に卽して解すべきである。

一二〇、師瘨段

時代　「穆王以後、共王初年」武功　厲王書道・補・七

出土　武功にいう。「一九六三年四月二日、武功縣南仁公社北坡村社員郭崇謙等、在挖土平地時、發現銅器數件、經過調査後、我們又收集了一些材料、對現場也作了實地勘察、該村在武功縣普集鎭東北三華里的渭惠渠西邊、地勢平坦、村北數百米外爲一稍高的平原、銅器出土于渭惠渠東岸五米多的地方、與村子隔渠相對、附近是一片菜地、東北爲一高不到一米的平地、西邊是新挖的低凹地、器物即出土于低凹地東邊、距地表不到一米、據發現人談、初出土時、兩個簋蓋重疊仰置于一件銅鼎口上、經過檢査、在出土地的周圍都是生土、不見有人爲的擾動痕迹、在附近田間發現有秦漢時代的瓦片和瓦當、據估計這批銅器不是墓葬的隨葬品」。出土事情を詳しく紹介しておいたのは、器が周時の墓葬品でないことを確かめておくためである。蓋のみが出土して器がないことも不審であるが、兩蓋のうち、一蓋は銘をも含めて僞器、一蓋は特に疑うべきところがない。おそらく一號蓋は二號蓋によって仿製したものであろう。陝中には蘇兄弟のような仿製の名手がおり多數の僞器が作られたが、僞器はしばらく窖藏して古色を加えるとされており、この一號蓋のごときはその窖藏が偶然發見されたものであろう。

收藏　「陝西省文物管理委員會」武功

著錄

器影　文物・一九六四・七・圖版五・2〜5

銘文　文物・一九六四・七・圖一四・一五

考釋　陝西省永壽縣・武功縣出土西周銅器・陝西省文物管理委員會、執筆者何漢南、文物・一九六四・七

器制　二段の何れも蓋のみを存する。武功にいう。「銅簋蓋、二件、完整、兩件形式大致相同、一號、頂面邊沿有寛二・七糎的凸起花紋一周、空間飾有細回紋和綫紋、口徑一九・七糎、帶紐高八・一糎」。二號蓋は分尾顧鳳の變樣文。口徑一九・七糎、帶紐高七・五糎。一號蓋は文樣も確かでなく、仿造の疑がある。

師瘨段二號蓋・文樣拓

銘文　一〇行一〇二字。一號は字形支離、模刻極めて拙劣で一見してその僞刻を知りうるものであるが、報告者は「懷疑它的製作時間雖爲同時、可能不是出于一人之手、

不然就不會有如此的差異」と稱している。

隹二月初吉戊寅、王才周師𤔲馬宮、各大室、卽立、𤔲馬井白、□右師𤸫、入門、立中廷

師𤸫𣪘二號蓋銘文

何釋に「王才周、師𤔲馬宮」と周師を分讀するが、周師は免𣪘にも守宮盤にもみえる人名である。免𣪘には「令女疋周師𤔲𢿢」、また守宮盤には「王在周、周師光守宮事、僎、周師不否、易守宮絲束」とあつて、當時よほどの權勢ある人であつたらしい。何釋には師𤔲馬宮とよんで、周禮の大小司馬・軍司馬・輿司馬・行司馬等と同じ名號で、師は長の意であるから、師司馬とは司馬職の最高位である大司馬に外ならぬというが、册命は周師の𤔲馬宮で行なわれたのである。𤔲馬はあるいは周師の官名であろう。宮名は周の宮廟以外は、「王各于師戲大室」豆閉𣪘・「王在周師彔宮」師晨鼎・師俞𣪘・諫𣪘・「王在周、在師汙父宮」牧𣪘・「王在周師量宮」大師虘𣪘・「王在宗周、王各大師宮」善鼎のようにいうのが例であり、周師𤔲馬のように人名・官名の順でいう例はない。それで何釋のような解釋を生ずるのであろうが、周師は成周の名族守宮をその隷下にもつほどの豪族であるから、その家廟も𤔲馬宮の名でよばれていたのであろう。

右者司馬井伯は、師𥧗父鼎・走𣪘にも右者としてみえる人である。その下一字は不明。何釋は僞刻銘によつて字を隙の一體とし、司馬井伯の名であるとするが疑わしい。右には入右・內右という例が多く、このときには下文に入門の語を略するのが普通の形式である。この場合は□右と文を易えているので、下文になお入門の語を著けているのであろう。□は見に從う字であるが、字形を確めがたい。右者の名をあげるのに、官職と名號と私名とを悉くいう例をみない。𤸫は說文に「病也」とみえる字で音は運、文獻に用例のない字である。

王乎內史吳、册令師𤸫曰、先王旣令女、今余唯𤕌先王令、〔令〕女官𤔲邑人師氏、易女金勒

内史吳は師虎段の冊命儀禮にもみえ、吳方彝の作冊吳と同一人であろう。冊命に當つて先王の命を紹述するのは、共懿期以後の器に習見する。その場合、善鼎「王曰、善、昔先王既令女、左疋𤔲侯、今余唯肇𤔲先王令、令女左疋𤔲侯」のように、その職事をいうのが例である。先王を何釋に穆王とするが、おそらく共王であろう。本器と同じく司馬井伯の名のみえる走段は、懿王の曆譜に入るべきものである。𤔲は𤔲賡と連語に用いる語であるが、前引の善鼎のように、𤔲を單用することもあり、本器も「𤔲先王令」という。令には重點があるべきであるが、銘拓では明らかでない。僞刻にそれらしいものを付しているのは、原器に重點があるからであろう。何釋に令を補入せず、文義を成しがたい。

邑人師氏を何釋に邑人・師氏と二職に分讀するも、師酉段に「嗣乃且嫡官邑人虎臣」とあるように、邑人師氏で一の官名である。𠨘盨に邦人・正人・師氏人とあり、邑人を官嗣する師氏職というものがあつたのである。

「易女金勒」を何釋に「易鋚勒」とし、一號盞銘をもとに「鋚字的筆畫很稀、上下占了兩字位置」というが、「易女」というのが冊賜のときの形式である。金勒は鋚勒の省文であるが、鋚を省して金とかく例はない。普通は攸勒の字を用いるが、彔伯𢦔段には鋚を用いている。攸勒は馬具であるから、概ね車馬とともに賜う例であるが、本器のように攸勒の類のみを賜うものには班段がある。

𤸫拜䭫首、敢對䫹天子不顯休、用乍朕文考外季隮段、𤸫其萬年、孫〻子〻、其永寶用、享于宗室

外季について何釋にいう。「外、似不作內外解、金文有外叔鐸、又岐山出土有外叔鼎、外可能爲氏、季是名、尙待研究」。外叔鼎は一九五二年、岐山縣城清華鎭童家村の壕內から出土した通高八九・五糎の大鼎で腹部深く、立耳。項下に華麗な細線の顧鳳、耳には兩虎相對う文樣を附し、成康期を下らぬと思われる優品である。文物・一九五九・一〇 ロ沿內に「外叔乍寶隮彝」の二行六字を銘する。本器は武功の出土であるからその地が近く、外季の名はこの外叔と何らか關係があるかも知れない。宗室の語は尹姞鼎・善鼎にみえ、また周乎卣の末文に「用享于文考庚中」・周𢍰壺「其用享于宗」、豆閉段に「用于宗室」の語がある。

訓　讀

隹二月初吉戊寅、王、周師の司馬宮に在り。大室に格り、位に卽く。司馬井伯、□して師𤸫を右け、門に入りて中廷に立つ。王、內史吳を呼び、師𤸫に冊命せしめて曰く、先王既に女に命じたまへり。今、余唯先王の命を纏ぎ、女に命じて邑人師氏を官司せしむ。女に鋚勒を賜ふ、と。𤸫、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考外季の隮段を作る。𤸫其れ萬年、孫〻子〻、其れ永く寶用して、宗室に享せよ。

參　考

何釋に器の時代を論じていう。

兩盞上的花紋、在銅器中少見、如一號器花紋與一九六一年長安縣張家坡出土的盂簋和師旋簋上的

相似、二號器花紋與筍侯盤的相似、其時代應當相去不遠、見郭沫若長安縣張家坡銅器群銘文彙釋　鼎腹的重環紋與大段上的紋飾相近、也是西周中葉以後的形式、郭沫若院長把它定爲懿王時器、師旋簋定爲厲王時器、今由以上材料分析、這批銅器可能鑄于穆王以後的共王初年是比較合適的

右者の司馬井伯は懿王期と考えられる走段・師奎父鼎にみえ、周師は免段・守宮盤にその名があらわれていて、器は大體懿孝期に屬すべきものであろう。二號盨の顧鳳帶文は、師旋段の鳳文と極めて近く、ただ鳳首が前向・後向の差があるのみである。師旋段は、郭氏はこれを厲期とするが、乙器の環耳直文はそこまで下るものでなく、また乙器の銘文にしるす事實からみて、夷王期の器と考えられ、本器の時期はわずかにそれに先行するものであろう。

本器と同出の鼎は、鼓腹淺く、立耳環文、極めて短い三小尖足をもつ異様なもので、底下に煙薫のあとあり、足內に塡土が殘されているという。おそらく𪓿季鼎通考・七九などを模した仿造の器ではないかと思われる。同出の一號盨・鼎がすでに僞器であるとすれば、二號盨にも懸念がないわけではないが、その銘文は懿孝期の様式に近く、資料としても司馬井伯・周師・內史吳など、關聯器の多い人名を含んでいるので、しばらくここに錄入しておく。

なお周師の家は、倗生段の條にあげた𠚤形標識をもつ周氏諸器四三四頁と關係があるかも知れない。守宮盤の守宮は祖乙の器を作る東方出自の族であるが、周師の臣屬であり、その器は悉く洛陽から出土している。この師痕段蓋が武功の出土であるとしても、それが同出諸器の仿造者のなすところであるならば、器は出土地と無關係のものと考えてよい。

一二二、師奎父鼎

器　名　師奎父鼎長安　寶父鼎筠清

時　代　共王大系・通考・斷代・上海　孝王麻朔　宣王愙齋

出　土　「此鼎關中出土、見長安獲古編」愙齋

收　藏　「山東諸城劉氏燕庭藏」攈古　「吳大澂藏」愙齋　「武進師費念慈　得此於吳中丞、壬癸以後、忽入蘇某估手、余欲觀未果、今歸南陵徐氏矣」周存　「曾藏劉燕庭・吳大澂・費念慈・徐乃昌」斷代　「上海博物館藏」上海

著　錄

器影　長安・一・五　恒軒・一三　大系・一一　二玄・二八八　上海・四六

銘文　筠清・四・二〇　長安・一・五　攈古・三之二・九　恒軒・一三　愙齋・四・二六　周存・二・二三　大系・六一　小校・三・二六　三代・四・三四・一　二玄・二八七　上海・四六

考　釋　述林・九・二三　拾遺・下・二〇　愙齋賸稿・一五　韡華・乙中・五三　大系・七八　文錄・一・二四　文選・下一・一四　麻朔・三・一八　斷代・六・九五

器　制　器は上海にはじめてその影片が錄入された。上海にいう。「高二六糎、口徑二四・九糎、腹徑二六糎、腹深一三・四糎、重五・三瓩、口沿下飾簡略的夔紋、不用雷紋襯地、與

趙曹鼎相同」。立耳三圓足、項下に尾部の内折する顧龍文を飾る。

師　奎　父　鼎

銘　文　一〇行九三字

隹六月既生霸庚寅、王各于大室、嗣馬井白右師奎父、王乎内史䮂、冊命師奎父

霸字は革の部分を帛に作る。異構の字である。斷代に器を共王十二年前後のものとし、

此與以下走毁、都是司馬井白爲右者、後者作於十二年、是共王十二年前後、井白已是司馬之官、異乎以前五器的但稱右者井白

と述べ、右者井伯が司馬職となつてから後の器であるとする。右者井伯と司馬井伯とを一人とし、前後職を異にするものとみるのである。

廷禮において、王の所在も宮名も述べず、ただ「王各于大室」というものには、師毛父𣪘六六頁・卻咎𣪘以下の例がある。

司馬井伯は走𣪘・師瘨𣪘にもみえる。字は何れも井に作る。奎を窓齋膻稿に王に従うて皇字の異文であり、「是王非玉、从六得義、从王得聲、當即太師皇父器」とし、竹書紀年によつて大師皇父を宣王期の人と定めているが、字釋に無理があり、時期も異なる。大系に玠の初文とし、「奎字从玉从大、疑大亦聲、盉玠圭之玠之古字、說文、玠、大圭也」といい、韡華には字を奎と釋している。いま字のままに釋しておく。內史駒は他に未見。駒は盠駒尊の駒と字形同じ。內史某と稱するものは、師虎𣪘・諫𣪘・牧𣪘など、この器の前後のものに多い。

易載市・同黃・玄衣黹屯・戈琱戟・旂、用嗣乃父官友

載市・同黃は趞曹鼎一、戈琱戟は師旋𣪘二にみえる。玄衣黹屯はこの器のころからあらわれる。屯は純、儀禮既夕記注に「飾衣曰純、謂領與袂」とみえる。その部分を黼黻を以て飾るのである。窓齋に屯を裳と釋するのは誤る。

友は臣僚。「乃父官友」とは父の職事をいう。令彝に「左右兮乃寮以乃友事」とあり、金文にはなお友守・官守友・友正・友內辟などの語がある。尙書酒誥に太史友・內史友とあるのも當時の語である。銘文はまず賜與をいい、のちにその職事をいう。豆閉𣪘と同じ形式である。

奎父拜䭫首、對𩰬天子不杯魯休、用追考于剌中、用乍障鼎、用匄眉壽、黃耇吉康、師奎父其萬年、子ゝ孫、永寶用

「天子不杯魯休」は師虎𣪘にみえる。韡華に書の立政の「丕丕基」は「不杯基」の誤であろうという。考は孝。末二句は、師俞𣪘では「天子其萬年、眉壽黃耇」と天子に懸けた語法をとつている。

訓　讀

隹六月既生霸庚寅、王、大室に格る。司馬井伯、師奎父を右く。王、內史駒を呼び、師奎父に册命せしむ。

載市・同黃・玄衣黹純・戈琱戟・旂を賜ふ。用て乃の父の官友を嗣めよ、と。

奎父、拜して稽首し、天子の丕丕なる魯休に對揚して、用て剌中に追孝す。用て障鼎を作り、用て眉壽を匄む。黃耇吉康ならんことを。師奎父其れ萬年、子ゝ孫、永く寶用せよ。

參　考

述林に「師奎父鼎拓本跋」の一文があり、奎を璑にして說文に「三采玉也」とみえるものであるという。魚に𩸞といい、大尊を甒というのもみな同例の語であるとするが、璑は無聲にして亞玉の類、奎はやはり圭玉の屬であろう。また載を纔にして載市は禮經にいう爵韠に當るとする。詩の載弁を爵弁とする汪中の說と同じ。帛には纔といい、韋に載というのがその本字であるが、のちみな廢されて、經籍にはひとり爵を用いている。經籍の文書化されていつた時期を考える上に、參考とすべき事實である。

一二二、走　段

器名　徒敦甲編

走　段

時代　共王大系・通考・斷代　孝王麻朔

收藏　「內府藏」甲編

著錄

器影　甲編・一二・四四　大系・八八

銘文　大系・六一

考釋　大系・七九　文錄・三・一七　文選・下二・一八　通考・五一　麻朔・三・二三　斷代・六・九六

器制　甲編にいう。「高四寸二分、深三寸八分、口徑六寸二分、腹圍二尺三寸、重八十九兩、兩耳有珥」。器は失蓋。口下に夔樣變文、器腹に瓦文、圈足に斜格文を付している。兩耳犧首、耳に方形雷文をつけている。甲編の圖はかなり崩れていて失眞のところがあるが、器は大體において師毛父段・格伯晉姬段に近く、圈足段である點ではこれらの器に先行する形式のものといえよう。

銘文　八行約七五字

隹王十又二年三月既望庚寅、王才周、各大室、卽立、嗣馬井白（入）右走、王乎乍册尹、（册命）走、䌹疋□、易女赤（⊙市・䜌）旂、

用考

右者司馬井伯の名は師奎父鼎にみえ、廷禮の形式も同じであるが、日の干支の關係からみて、同年の器ではない。

䌹疋は併胥。併は盠方彝に、疋は免段にみえる。文選に疋を正と釋するも、字形異なる。斷代に疋の釋義を詳說している。その要にいう。大系には

じめ世と釋し、のち足と改め、また金文編に足部に字を收めているのは、みな誤で、楚字の従うところの疋の形であり、輔相の義である。また金文の諸例もみなその訓に適する。その結果、從來足と釋して嗣續の義としていた師兌𣪘一の師兌と師龢父のような關係は、前後二代にわたるものでなく同時の人となり、彝器の時代比定上、舊說と異なる結論がえられることになつた。佐疋はいわば副貳の官であるが、たとえば免𣪘において周師の佐疋であつた免は、免簠では嗣土の官となり、また師兌𣪘一において師龢父の左右走馬を佐疋した師兌は、第二器では走馬の官に任ぜられ、副次より正官へという任命の次第のあること、初命の際に命服を賜うているときは、再命のときにはこれを略していること、こういう副貳の官職にも世襲制がとられることが多く、世襲のときにはたとえば善鼎「易女乃祖旂」・師兌𣪘一「易乃祖市五黃」のように命服を相承けることがあつた。

この字釋は、陳氏が「有關於斷代、甚屬重要」という通り、佐疋者と本官の人とが同時の人であることを證する資料として重要なものであり、郭氏らの斷代上の誤を正しうるものである。

赤◎市・䜌旂を賜う例は利鼎にもあり、この期のものには、戠衣等とともにこれらを命服として賜與している例が多い。冊命末文の「用孝」はその語例殆んどなく、一般には「用事」という。

走敢拜䭬首、對䫫王休、用自乍寶䵼𣪘、走其罘厥子〻孫〻、萬年永寶用

敢は普通は對揚の上に加えて「敢對揚王休」という。これを「敢拜䭬首」のように稽首の上に加えていう例は師虎𣪘・善鼎・叔夷鐘にみえるが、他には殆んど例がない。

また作器のことをいうのに、「用自乍寶䵼𣪘」のように自の一字を加えることは、列國の器に至つて多くみえるが、西周の器にはこれまた絕えて例のないことである。效父𣪘などの「用乍厥寶䵼彝」と似た形式であるともいえるが、「自作」というのはやはり特殊な意識がそこに加えられているとみるべきであろう。彝器は本來祖考を祀るものとして祖考に捧げられる祭器であるが、「自作」という場合には子孫を對象とする表現となり、自らの爲にという意味を含む。祖先への孝享のためというよりも、子孫に對する意識の優位した表現である。そこにいわば彝器觀の推移をみることができるように思う。

訓　讀

隹王の十又二年三月既望庚寅、王、周に在り。大室に格り、位に卽く。嗣馬井伯、入りて走を右く。王、作册尹を呼び、走に册命せしむ。併せて□を胥けよ。女に赤𩊚市・䜌旂を賜ふ。用て孝せよ、と。走、敢て拜して稽首し、王の休に對揚して、用て自ら寶䵼𣪘を作る。走其れ厥の子〻孫〻に逮ぶまで、萬年永く寶用せむ。

參　考

銘は甲編に摹刻を載せているが、かなり缺字がある。いま類によつて字を補つておいた。宋刻に走鐘というものがあり、また走の器と考えられるので、ここに附載する。

*走鐘

器名　寶龢鐘 薛氏

時代　共王後半期 斷代

出土　「不知所從得」 考古

著錄　考古・七・二　博古・二三・二三　大系・二二一

器影

走　　鐘

銘文　嘯堂・下・八三　薛氏・六・六五　大系・六一

考釋　大系・七九　厤朔・三・二四　斷代・六・九七

器制　器は五器あり、考古にはその一器の圖象を示し「五鐘、聲制異、銘文同」という。器の

大小については、五器すべて記録されており、表示すると次の如くである。

	第一器	第二器	第三器	第四器特懸	第五器特懸
長	一・九八尺	一・八八	一・九五	二・二五	二・〇八
甬衡長	六九	六八	六八	八一	七三
兩舞縱	一・三七	一・〇五	一・二一	一・二一	一・一一
兩舞横	七三	*	八六	九〇	*
兩欒縱	一・六五	一・五〇	一・七三	一・八四	一・七五
兩欒横	九三	七〇	九七	九五	九五

考古にはこの五器の聲を黄鐘・蕤賓・太族・林鐘・太族に充て、その樂律を試みたことを記している。

按集古云、景祐中、修大樂、冶工給銅、更鑄編鐘、得古鐘有銘于腹、因存而不毀、即寶龢鐘、余知太常禮院時、嘗於太常寺按樂、命工扣之、與王朴夷則清聲合、初王朴作編鐘、皆不圜、至李照等奉詔修樂、皆以朴鐘爲非、及得寶龢、其狀正與朴鐘同、乃知朴爲有法也

王朴は後周宋初の人、陰陽律曆の法に通じ、欽天曆を作り、雅樂を考正したという。

器は舞上に方形雷文、篆に乳文あり、篆間に雙頭の斜格獸文を組合せた文様を飾り、鼓上に雙鳳文を施している。斷代に「本器因描繪不精、故其花文、難作比較」というが、鳳文は克鐘の鼓文に近く、その他は宗周鐘に似ており、郭氏も「形制與宗周鐘相近」という。

考古の圖様には銘文を加えていないが、上引の考古の文によると、文は鉦間に加えられていたのであろう。

銘　文　二行廿二字。考古によると、五鐘みな同文である。

走乍朕皇且文考寶龢鐘、走其萬年、子ゞ孫ゞ、永寶用享

走は走毀の走と同一人とみてよい。五器編鐘であるが、同一の銘を付しているのは、たとえば、虘鐘に同銘二器、兮中鐘に同銘六器があるのと同じである。文にいう。「走、朕が皇祖文考の寶龢鐘を作る。走其れ萬年、子ゞ孫ゞ、永く寶として用て享せよ」。

参　考

斷代に「走鐘還接近我們以前所說的中期鐘、可以定爲共王時（後半期）的鐘、我們從前以爲有銘的鐘、到西周晚期才有、現在看來、西周中期、已經有了」といい、中期にすでに鐘があつたことを認めている。すでに穆王期の長由盉と同出の銅器中に編鐘三器があり、鐘の成立が穆共期にあることが確かめられているのであるから、この器もそのころにおきうる可能性がある。宗周鐘の文様は本器に先行するものがあると考えられるので、その時期を昭穆期まで遡らせることもできよう。本器は宗周鐘から虘鐘・克鐘への展開をみる上に、參考とすべきものである。

なお韡華丁・六に走毀と稱する十八字銘の文を論じているが、器影拓片をみず、文も疑わしい。かりに眞刻とするも、本器の走とは無關係のものであろう。

斷代に趞曹鼎以下の十三器を共王期に列している。その器目及び編次番號は次の如くである。

73趞曹鼎一　74利鼎　75師虎毀　76豆閉毀　77師毛父毀　78師奎父鼎　79走毀　80趞曹鼎二　81乍册吳方彝蓋　82師遽方彝　83師遽毀蓋　84鄭牧馬受毀蓋　85師湯父鼎

その分期の理由と、諸器相互の關係についていう。

自第73至85器、可以名之爲井白組或曹鼎組、其中第73～79諸器、皆以井白爲右、第73・80兩器則同爲曹所作器、而此兩器作於共王的七年・十五年、明見于銘文、井白已見穆王器、則有井白爲右者、當在共王前半期、十二年始有司馬井白之稱、第81～83三器、與此組的關係不太緊密、它們可能屬于共王的最初三年、也可能屬于懿王的最初三年、我們很傾向于後說、如此則共王十五年的新宮、到懿王三年、仍稱新宮、詳第80器

この分期は、陳氏も認めているように、大體において郭氏の大系と近い。大系は共王期の器として次の十六器をあげている。

趞曹鼎一　趞曹鼎二　師湯父鼎　史頌𣪘　頌鼎　師虎𣪘　吳彝　牧𣪘　師毛父𣪘　豆閉𣪘　師奎父鼎　走𣪘　利鼎　望𣪘　師望鼎　格伯𣪘

斷代に比べて頌・望・格伯の器が多く、師遽關係の三器を缺く。また容庚氏の通考には共王に屬するもの十四器、その目は次の通りである。

趞曹鼎二器　師湯父鼎　師遽𣪘蓋　師遽方彝　師虎𣪘　豆閉𣪘　師奎父鼎　利鼎　走𣪘　師毛父𣪘　牧𣪘　吳方彝蓋　趩𣪘

陳氏の器目と一二の出入があるのみで、陳氏の斷代は大系よりも實は通考と最も近い。

これらに對して、曆譜より推して分期を試みた吳其昌の厤朔、董作賓氏の年曆譜は、かなり異なつた結論を出している。厤朔の分期説には乖戾甚だ多く、體系を失なつているのでこれを論外とし、董氏が共王期に繫屬するものをあげると

師虎𣪘元年　曶鼎元年、又二年　趩觶二年　師遽𣪘三年　趞曹鼎一七年　趞曹鼎二十五年　克鼎十六年

の七器である。曶・趩・克の三器は、諸家がみな他の時期に比定しているものである。

彝銘のうち、現王の名と、その紀年週名、日の干支を備えているものは、西周期ではただ趞曹鼎第二器があるのみである。すなわち

隹十又五年五月既生霸壬午、龔王在周新宮

という紀年日辰が、曆譜上の動かしがたい座標となる。そしてこれを中心として、銘文や器制・文様などの關聯から、分期が試みられる。そういう關係による斷代研究が可能なのは、この共王期より以後であり、しかも共王期においてのみ、座標的な日付けをもつ器銘がある。それでこの期について、分期の方法とその可能性について、若干の檢討を加えておきたいと思う。

銘文や器制などの關係によつて器群をまとめてゆくという方法は大系にすでに試みられており、斷代には一層精密にその方法が摘用されている。前記の器群について、陳氏が諸器の相互關係を表示しているので、その圖表をあげておく。

器號	作器年	作器者	右者	冊命地	冊錫者	花文
75	元年	師虎	井白	杜应	內史吳冊命	瓦文
81	二年	作冊吳	宰朏	周成大室	史戊冊命	獸面文
82		師遽		康寢	宰利易	獸面文
83	三年	師遽		周新宮	師朕易	瓦文
84		牧馬受				瓦文
73	七年	趞曹	井白	周般宮		弦文
74		利	井白	般宮	內史冊命	
76		豆閉	井白	師戲大室	內史冊命	瓦文
77		師毛父	井白	大室	內史冊命	顧龍

78		師奎父	司馬井白　大室	內史駒册命　顧龍
79	十二年	走	司馬井白　周・大室	作册尹册命
80	十五年	史趞曹	周新宮射廬	顧龍
85		師湯父	周新宮射廬　宰雁易	大鳥

陳氏は右の圖表によつて、右者井白の時代を共王前半、右者司馬井伯の時代を共王後半、共王期は凡そ二十年西周年代考とし、師遽の器には共王後半の器にみえる新宮の名があるから、その器は懿王の初年に下るとすべく、むしろその方がよかろうと述べている。このとき盠器はすでに出土していたのであるが、「斷代六」が出版された翌一九五七年、その器が發表されて、郭氏らの考釋が相ついで試みられた。この盠器には師遽の名もみえている。いまその器によつていえば、師遽の器を懿王に移すのは逆であり、これを穆王期に遡らせるべきであろう。すなわち

　　𢦏𣪘（穆公）・盠方尊（穆公・盠）・盠駒尊（盠・師遽）・師遽方彝（師遽・宰利）・利鼎（利・井伯）・長由盉（井伯・穆王）・趞曹鼎（井伯・共王）

というような系列が考えられる。器制よりいうも、師遽彝の形制花文、師遽𣪘の瓦文は、共王期のそれに先行するものとみられ、瓦文𣪘の展開を考える上にも、この方が容易である。

陳氏は、共王前半の右者井伯が、十三年以後、その後半において司馬井伯と稱したと考えて、司馬井伯の二器を共王期に列したが、この二器もまた共王期に入りうるものではない。すなわち走𣪘には

　　隹王十又二年三月既望庚寅、王在周

とあつて、その曆譜は十五年趞曹鼎によつて構成される共王の曆譜に適合しないのである。いまかりに、十五年趞曹鼎にいう「隹十又五年五月既生霸壬午」を、既生霸の第一日として元旦朔を求めると、その干支は丙子、すなわち⑬となる。十五年⑬によつて元年以後の正月朔を表示すると、大體

　　4・28・22・17・41・35・29・53・48・12・6・60・24・19・13

のような曆譜構成を考えることができよう。走𣪘の日辰によつて元旦朔を求めると、これも⑬となる。十二年は右の曆譜とよると⑥⓪であり、置閏その他どのような計算法によつても、右の譜に適合させることはできない。また趞曹鼎二の干支をかりに壬寅として計算すると、その元旦朔は㉝となるが、この場合においても走𣪘の日辰は共王十二年の曆譜に適合しない。兩者の日辰は一王の曆譜には入りがたいものである。走𣪘にいう日辰は、懿王期とみられる師兪・諫・大師虘の諸器の日辰とは、曆譜上適合するものであるから、その器は懿王期に移すべく、師奎父鼎も同斷である。

紀年日辰をもつ器はその數が少く、大部分の彝器は、やはり器制・銘文によつて、その當る時期を推定する以外はない。大體共懿期は、前期以來の器制・文様を展開してきた昭穆期から、後期の器制・銘文に大きく變化してゆく轉換期であり、その轉換期的な特徵は、たとえば免の諸器にあらわれている。免及びその關聯器である史懋壺の字迹は明らかに穆共期のものであり、器制上は、免器に簠のような新器種があらわれて、中期と後期にわたる中間的な傾向が強い。こうして師奎父鼎・

走段などは、器制や賜與の上からいえば中期的でありながら、その銘文の表現には後期的なものへの移行が認められ、懿王期以後には、器制・銘文ともに後期的な特質が著しくなつてゆく。西周彝器の分期については別の機會にまとめて述べるが、昭穆期より共懿期に至る時期を、彝器文化の上から分期し、中期として特色づけることが可能であると思う。器制は大體において前期を繼承し、文様は鳳文系に特色があり、銘辭は辟雍儀禮をはじめ祭祀關係のものが多く、共懿期に至つて册命形式の定型化がみられる。字迹は康昭期の雅馴なる一體から、穆共期には小字の謹飭なるものが支配的に行なわれ、懿王期ころから宏闊な、もしくは篆意の著しい字形が形成されてゆく。同時に、前期的な酒器系統の器種は殆んど姿を沒し、後期の烹飪・盛食の器を中心とする彝器文化に移行する。器種の大型化、文様の便化、同銘多數器が多く作られること、銘辭の長文化、經濟的もしくは政治的な内容をもつ銘文の出現など、みな後期の彝器に至つて著しくみられる特質である。そしてこういう彝器文化の展開の背後に、貴族社會の漸次的な變貌があつたことは、もとよりいうまでもない。

白鶴美術館誌總目 (三)

第二十一輯（免・司馬井伯諸器） 昭和四十三年三月

昭和四十三年三月 初版發行
平成四年十月 再版發行

發行所 神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人 白鶴美術館

印刷所 京都市下京區七條御所ノ內中町五〇
中村印刷株式會社

白川静著作集 別巻 金文通釈2（全七巻九冊）

発行日……二〇〇四年五月一七日 初版第一刷発行

著者……白川 静

発行者……下中直人

発行所……株式会社平凡社
〒一一二-〇〇〇一 東京都文京区白山二-二九-四
振替〇〇一八〇-〇-二九六三九
電話〇三-三八一八-〇六九四（編集） 〇三-三八一八-〇八七四（営業）
平凡社ホームページ http://www.heibonsha.co.jp/

装幀……山崎 登

印刷……凸版印刷株式会社

製本……株式会社石津製本所

製函……永井紙器印刷株式会社

ISBN4-582-40371-9
NDC分類番号812.2 A5判(21.6cm) 総ページ570